

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新																																																																																						
第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>用 語</th><th>意 味</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>5 相互接続通信</td><td>相互接続点と当社の利用者の端末設備との間の通信、相互接続点相互間の通信、リルーティング通話等（協定事業者からのリルーティング指示信号等の指示信号に基づき、当社の電話サービス契約約款に規定する電話網内又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する総合デジタル通信網内で接続する通信）又は音声ガイダンス送出自用接続通信（協定事業者のサービスにおいて音声ガイダンスを送出する間、当社の電気通信設備を保留する通信）であって、当社の指定電気通信設備を経由するもの</td></tr> <tr> <td>6～14 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>15 PHS事業者</td><td>電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第6条第4項第6号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信を提供する電気通信事業者</td></tr> <tr> <td>16～19 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>20 無線呼出し事業者</td><td>無線設備規則第49条の5に規定する無線呼出し通信を提供する電気通信事業者</td></tr> <tr> <td>21～49 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>50 ISM交換機</td><td>総合デジタル通信サービスを提供するために必要な当社が指定する装置</td></tr> <tr> <td>51～52 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>53 IGS</td><td>相互接続のために当社の中継交換機と接続し、通信路の設定、事業者間料金精算情報の送付、発信者番号の転送等の機能を有する当社の関門交換機</td></tr> <tr> <td>54～55 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>56 市内伝送路設備</td><td>加入者交換機相互間の伝送路設備</td></tr> <tr> <td>57 中継伝送路設備</td><td>加入者交換機と中継交換機との間の伝送路設備、専用回線ノード装置相互間の伝送路設備、専用回線ノード装置と専用サービスに係る端末回線を収容する当社の装置を設置する建物との間の伝送路設備又は信号用中継交換機相互間の伝送路設備</td></tr> <tr> <td>58 中継交換機間伝送路設備</td><td>中継交換機相互間の伝送路設備</td></tr> <tr> <td>59 信号用伝送路設備</td><td>加入者交換機又は中継交換機と信号用中継交換機との間の伝送路設備</td></tr> <tr> <td>60 共通線信号網</td><td>信号用中継交換機、信号用中継交換機相互間の中継伝送路設備及び信号用伝送路設備（いずれも特定協定事業者の設置するものを含みません。特定端末系事業者の装置相互間を除きます。）</td></tr> <tr> <td>61～89 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>89-2 移動体番号ポータビリティ</td><td>番号規則別表第4号に規定する電気通信番号を使用する携帯・自動車電話サービス及びPHSサービスに係る番号ポータビリティ</td></tr> </tbody> </table>	用 語	意 味	1～4 (略)	(略)	5 相互接続通信	相互接続点と当社の利用者の端末設備との間の通信、相互接続点相互間の通信、リルーティング通話等（協定事業者からのリルーティング指示信号等の指示信号に基づき、当社の電話サービス契約約款に規定する電話網内又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する総合デジタル通信網内で接続する通信）又は音声ガイダンス送出自用接続通信（協定事業者のサービスにおいて音声ガイダンスを送出する間、当社の電気通信設備を保留する通信）であって、当社の指定電気通信設備を経由するもの	6～14 (略)	(略)	15 PHS事業者	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第6条第4項第6号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信を提供する電気通信事業者	16～19 (略)	(略)	20 無線呼出し事業者	無線設備規則第49条の5に規定する無線呼出し通信を提供する電気通信事業者	21～49 (略)	(略)	50 ISM交換機	総合デジタル通信サービスを提供するために必要な当社が指定する装置	51～52 (略)	(略)	53 IGS	相互接続のために当社の中継交換機と接続し、通信路の設定、事業者間料金精算情報の送付、発信者番号の転送等の機能を有する当社の関門交換機	54～55 (略)	(略)	56 市内伝送路設備	加入者交換機相互間の伝送路設備	57 中継伝送路設備	加入者交換機と中継交換機との間の伝送路設備、専用回線ノード装置相互間の伝送路設備、専用回線ノード装置と専用サービスに係る端末回線を収容する当社の装置を設置する建物との間の伝送路設備又は信号用中継交換機相互間の伝送路設備	58 中継交換機間伝送路設備	中継交換機相互間の伝送路設備	59 信号用伝送路設備	加入者交換機又は中継交換機と信号用中継交換機との間の伝送路設備	60 共通線信号網	信号用中継交換機、信号用中継交換機相互間の中継伝送路設備及び信号用伝送路設備（いずれも特定協定事業者の設置するものを含みません。特定端末系事業者の装置相互間を除きます。）	61～89 (略)	(略)	89-2 移動体番号ポータビリティ	番号規則別表第4号に規定する電気通信番号を使用する携帯・自動車電話サービス及びPHSサービスに係る番号ポータビリティ	第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>用 語</th><th>意 味</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>5 相互接続通信</td><td>相互接続点と当社の利用者の端末設備との間の通信、相互接続点相互間の通信又は音声ガイダンス送出自用接続通信（協定事業者のサービスにおいて音声ガイダンスを送出する間、当社の電気通信設備を保留する通信）であって、当社の指定電気通信設備を経由するもの</td></tr> <tr> <td>6～14 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>15 削除</td><td></td></tr> <tr> <td>16～19 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>20 削除</td><td></td></tr> <tr> <td>21～49 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>50 削除</td><td></td></tr> <tr> <td>51～52 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>53 削除</td><td></td></tr> <tr> <td>54～55 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>56 削除</td><td></td></tr> <tr> <td>57 中継伝送路設備</td><td>専用回線ノード装置相互間の伝送路設備又は専用回線ノード装置と専用サービスに係る端末回線を収容する当社の装置を設置する建物との間の伝送路設備</td></tr> <tr> <td>58 削除</td><td></td></tr> <tr> <td>59 削除</td><td></td></tr> <tr> <td>60 削除</td><td></td></tr> <tr> <td>61～89 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>89-2 移動体番号ポータビリティ</td><td>番号規則別表第4号に規定する電気通信番号を使用する携帯・自動車電話サービスに係る番号ポータビリティ</td></tr> <tr> <td>90～114 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>115 ワイヤレス固定電話用設備</td><td>電話サービスの用に供する電気通信設備であって、伝送路設備の一部に他の電気通信事業者が設置する携帯電話用設備を用いるもの</td></tr> <tr> <td>115-2 ワイヤレス固定電話</td><td>ワイヤレス固定電話用設備を用いて提供する電話の役務</td></tr> <tr> <td>116 光IP電話</td><td>当社および他事業者が提供する電気通信事業法施行規則第14条第3号に定める「光電話役務」に該当する電話の役務</td></tr> <tr> <td>117 メタルIP電話</td><td>メタル回線収容装置を用いて提供する電話の役務</td></tr> </tbody> </table>	用 語	意 味	1～4 (略)	(略)	5 相互接続通信	相互接続点と当社の利用者の端末設備との間の通信、相互接続点相互間の通信又は音声ガイダンス送出自用接続通信（協定事業者のサービスにおいて音声ガイダンスを送出する間、当社の電気通信設備を保留する通信）であって、当社の指定電気通信設備を経由するもの	6～14 (略)	(略)	15 削除		16～19 (略)	(略)	20 削除		21～49 (略)	(略)	50 削除		51～52 (略)	(略)	53 削除		54～55 (略)	(略)	56 削除		57 中継伝送路設備	専用回線ノード装置相互間の伝送路設備又は専用回線ノード装置と専用サービスに係る端末回線を収容する当社の装置を設置する建物との間の伝送路設備	58 削除		59 削除		60 削除		61～89 (略)	(略)	89-2 移動体番号ポータビリティ	番号規則別表第4号に規定する電気通信番号を使用する携帯・自動車電話サービスに係る番号ポータビリティ	90～114 (略)	(略)	115 ワイヤレス固定電話用設備	電話サービスの用に供する電気通信設備であって、伝送路設備の一部に他の電気通信事業者が設置する携帯電話用設備を用いるもの	115-2 ワイヤレス固定電話	ワイヤレス固定電話用設備を用いて提供する電話の役務	116 光IP電話	当社および他事業者が提供する電気通信事業法施行規則第14条第3号に定める「光電話役務」に該当する電話の役務	117 メタルIP電話	メタル回線収容装置を用いて提供する電話の役務
用 語	意 味																																																																																						
1～4 (略)	(略)																																																																																						
5 相互接続通信	相互接続点と当社の利用者の端末設備との間の通信、相互接続点相互間の通信、リルーティング通話等（協定事業者からのリルーティング指示信号等の指示信号に基づき、当社の電話サービス契約約款に規定する電話網内又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する総合デジタル通信網内で接続する通信）又は音声ガイダンス送出自用接続通信（協定事業者のサービスにおいて音声ガイダンスを送出する間、当社の電気通信設備を保留する通信）であって、当社の指定電気通信設備を経由するもの																																																																																						
6～14 (略)	(略)																																																																																						
15 PHS事業者	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第6条第4項第6号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信を提供する電気通信事業者																																																																																						
16～19 (略)	(略)																																																																																						
20 無線呼出し事業者	無線設備規則第49条の5に規定する無線呼出し通信を提供する電気通信事業者																																																																																						
21～49 (略)	(略)																																																																																						
50 ISM交換機	総合デジタル通信サービスを提供するために必要な当社が指定する装置																																																																																						
51～52 (略)	(略)																																																																																						
53 IGS	相互接続のために当社の中継交換機と接続し、通信路の設定、事業者間料金精算情報の送付、発信者番号の転送等の機能を有する当社の関門交換機																																																																																						
54～55 (略)	(略)																																																																																						
56 市内伝送路設備	加入者交換機相互間の伝送路設備																																																																																						
57 中継伝送路設備	加入者交換機と中継交換機との間の伝送路設備、専用回線ノード装置相互間の伝送路設備、専用回線ノード装置と専用サービスに係る端末回線を収容する当社の装置を設置する建物との間の伝送路設備又は信号用中継交換機相互間の伝送路設備																																																																																						
58 中継交換機間伝送路設備	中継交換機相互間の伝送路設備																																																																																						
59 信号用伝送路設備	加入者交換機又は中継交換機と信号用中継交換機との間の伝送路設備																																																																																						
60 共通線信号網	信号用中継交換機、信号用中継交換機相互間の中継伝送路設備及び信号用伝送路設備（いずれも特定協定事業者の設置するものを含みません。特定端末系事業者の装置相互間を除きます。）																																																																																						
61～89 (略)	(略)																																																																																						
89-2 移動体番号ポータビリティ	番号規則別表第4号に規定する電気通信番号を使用する携帯・自動車電話サービス及びPHSサービスに係る番号ポータビリティ																																																																																						
用 語	意 味																																																																																						
1～4 (略)	(略)																																																																																						
5 相互接続通信	相互接続点と当社の利用者の端末設備との間の通信、相互接続点相互間の通信又は音声ガイダンス送出自用接続通信（協定事業者のサービスにおいて音声ガイダンスを送出する間、当社の電気通信設備を保留する通信）であって、当社の指定電気通信設備を経由するもの																																																																																						
6～14 (略)	(略)																																																																																						
15 削除																																																																																							
16～19 (略)	(略)																																																																																						
20 削除																																																																																							
21～49 (略)	(略)																																																																																						
50 削除																																																																																							
51～52 (略)	(略)																																																																																						
53 削除																																																																																							
54～55 (略)	(略)																																																																																						
56 削除																																																																																							
57 中継伝送路設備	専用回線ノード装置相互間の伝送路設備又は専用回線ノード装置と専用サービスに係る端末回線を収容する当社の装置を設置する建物との間の伝送路設備																																																																																						
58 削除																																																																																							
59 削除																																																																																							
60 削除																																																																																							
61～89 (略)	(略)																																																																																						
89-2 移動体番号ポータビリティ	番号規則別表第4号に規定する電気通信番号を使用する携帯・自動車電話サービスに係る番号ポータビリティ																																																																																						
90～114 (略)	(略)																																																																																						
115 ワイヤレス固定電話用設備	電話サービスの用に供する電気通信設備であって、伝送路設備の一部に他の電気通信事業者が設置する携帯電話用設備を用いるもの																																																																																						
115-2 ワイヤレス固定電話	ワイヤレス固定電話用設備を用いて提供する電話の役務																																																																																						
116 光IP電話	当社および他事業者が提供する電気通信事業法施行規則第14条第3号に定める「光電話役務」に該当する電話の役務																																																																																						
117 メタルIP電話	メタル回線収容装置を用いて提供する電話の役務																																																																																						

第2章 接続する設備の範囲

第1節 標準的な接続箇所

(標準的な接続箇所)

第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内 容
(1)～(2) (略)	(略)
(2)－2 加入者交換機 他事業者設置局 内スプリッタ側	加入者交換機又は当社が指定する加入者収容装置（端末回線（電氣的信号を送受するものに限ります。）を収容及び多重して加入者交換機に接続する当社の電気通信設備をいいます。）と他事業者の設置する局内スプリッタの間のMDFの他事業者側端子
(2)－3 (略)	(略)
(3) 加入者交換機又は加入者交換機の伝送装置	加入者交換機の当社配分架の他事業者側コネクタ、加入者交換機と市内伝送路設備若しくは中継伝送路設備との間に設置される伝送装置の当社配分架の他事業者側コネクタ又は加入者交換機と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(4) 中継交換機又は中継交換機の伝送装置	中継交換機の当社配分架の他事業者側コネクタ、中継交換機と中継交換機間伝送路設備若しくは中継伝送路設備との間に設置される伝送装置の当社配分架の他事業者側コネクタ又は中継交換機と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(4)－2～(5)－3 (略)	(略)
(6) 信号用中継交換機の伝送装置	信号用中継交換機と中継伝送路設備との間に設置される伝送装置の当社配分架の他事業者側コネクタ
(7) (略)	(略)
(7)－2 一般中継局ルータ	一般中継局ルータのうち関門系ルータ（ISP接続用ルータを除きます。）におけるIP通信網間接続装置（IP通信網とこれに相当する協定事業者の網との接続を行うために必要な当社が指定する装置をいいます。以下同じとします。）に係る当社配線盤（中間配線盤を除きます。）の他事業者側コネクタ若しくは当該配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ、IP通信網間接続装置の他事業者側ポート又はIP通信網間接続装置と他事業者の電気通信設備との間に中間配線盤を設置するときは中間配線盤の当社側コネクタ若しくは他事業者側コネクタ

第3章 接続申込み

第2節 緊急通報用電話に接続する場合の取扱い

(接続申込みの承諾)

第22条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表3（様式）様式第13の書面により承諾します。

(1)～(4) (略)

第2章 接続する設備の範囲

第1節 標準的な接続箇所

(標準的な接続箇所)

第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内 容
(1)～(2) (略)	(略)
(2)－2 削除	
(2)－3 (略)	(略)
(3) 削除	
(4) 削除	
(4)－2～(5)－3 (略)	(略)
(6) 削除	
(7) (略)	(略)
(7)－2 一般中継局ルータ	一般中継局ルータのうち関門系ルータ（ISP接続用ルータを除きます。）におけるIP通信網間接続装置（IP通信網とこれに相当する協定事業者の網との接続を行うために必要な当社が指定する装置をいいます。以下同じとします。）の他事業者側ポート又はIP通信網間接続装置と他事業者の電気通信設備との間に中間配線盤を設置するときは中間配線盤の当社側コネクタ若しくは他事業者側コネクタ

第3章 接続申込み

第2節 緊急通報用電話に接続する場合の取扱い

(接続申込みの承諾)

第22条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表3（様式）様式第13の書面により承諾します。

(1)～(4) (略)

(5) 接続申込者がその接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当社による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないとき（第3号に掲げる理

2 前項の規定の承諾において、端末間伝送等機能又は端末回線伝送機能 2-1-1-1 第 7 欄の利用に係る接続申込みの場合は、接続申込者が次の各号のいずれかに該当することを要します。

- (1) (略)
- (2) 事業者間精算のための事業者識別コードを有していること。

第 5 節 接続用設備の設置又は改修の申込み (接続用設備の設置又は改修の申込み)

第 23 条 接続申込者（第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 3 欄又は第 4 欄において既に接続を実施している協定事業者を除きます。また、特定光信号端末回線との接続申込者においては、収容される 1 の光ファイバケーブルを複数の接続申込者で共用することを希望する場合に限ります。以下この条において同じとします。）は、次の接続用設備の設置又は改修の申込み（第 2 号又は第 3 号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事（加入者交換機若しくは中継交換機又はそれらの交換機の伝送装置と接続するための接続回線の設置又は廃止に係る工事をいいます。以下同じとします。）の申込みを含みます。）を当社が指定する事務取扱所に行うことができます。

ただし、第 2 号から第 5 号の申込みを行う接続申込者は、第 50 条（トラヒック又は回線数等の通知）第 2 項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。

- (1) (略)
- (2) 加入者交換機又は加入者交換機の伝送装置で接続する場合
ア (略)
イ 接続申込者が無線呼出し事業者のとき
接続申込者の電気通信設備との接続に必要なとなる当社の伝送装置等又は番号送出装置
- (3) (略)
- (4) 信号用中継交換機の伝送装置で接続する場合
接続申込者の電気通信設備との接続に必要なとなる当社の信号用中継交換機の伝送装置等
- (5)～(9) (略)

2 協定事業者は、次の各号に規定する期限までに、第 5 条（標準的な接続箇所）に規定された標準的な接続箇所において既に接続を実施している当社の接続用設備の設置又は改修の申込み（第 4 号に定める前項第 2 号又は第 3 号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事の申込みを含みます。）を行うことができます。

ただし、第 4 号の申込みを行う協定事業者は、第 50 条（トラヒック又は回線数等の通知）第 2 項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。

- (1)～(2) (略)
- (3) 前項第 2 号に規定する番号送出装置
随時。
- (4) 前項第 2 号から第 5 号に規定する伝送装置等又は伝送路
ア 翌年度上半期分の伝送装置等又は伝送路については、当年度 10 月。
イ 翌年度下半期分の伝送装置等又は伝送路については、翌年度 4 月。
- (5) (略)

3 接続申込者が、第 1 項第 2 号から第 5 号の場合に接続用設備の設置又は改修の申込みを行うときは、第 1 項の規定にかかわらず、接続申込者の選択において、前項の規定により前項第 4 号に規定する期限までに当該接続用設備の設置又は改修の申込みを行うことができるものとします。

4 協定事業者は、第 2 項第 4 号の規定にかかわらず、協定事業者のトラヒックの急激な増加によって呼損（伝送装置等又は伝送路の回線容量を上回る呼の発生により、当該伝送装置等又は伝送路を介した通

由を除きます。）。

2 前項の規定の承諾において、端末間伝送等機能又は端末回線伝送機能 2-1-1-1 第 7 欄の利用に係る接続申込みの場合は、接続申込者が次の各号のいずれかに該当することを要します。

- (1) (略)
- (2) 削除

第 5 節 接続用設備の設置又は改修の申込み (接続用設備の設置又は改修の申込み)

第 23 条 接続申込者（特定光信号端末回線との接続申込者においては、収容される 1 の光ファイバケーブルを複数の接続申込者で共用することを希望する場合に限ります。以下この条において同じとします。）は、次の接続用設備の設置又は改修の申込み（第 2 号又は第 3 号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事（加入者交換機若しくは中継交換機又はそれらの交換機の伝送装置と接続するための接続回線の設置又は廃止に係る工事をいいます。以下同じとします。）の申込みを含みます。）を当社が指定する事務取扱所に行うことができます。

ただし、第 2 号から第 5 号の申込みを行う接続申込者は、第 50 条（トラヒック又は回線数等の通知）第 2 項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。

- (1) (略)
- (2) 加入者交換機又は加入者交換機の伝送装置で接続する場合
ア (略)
イ 削除
- (3) (略)
- (4) 削除
- (5)～(9) (略)

2 協定事業者は、次の各号に規定する期限までに、第 5 条（標準的な接続箇所）に規定された標準的な接続箇所において既に接続を実施している当社の接続用設備の設置又は改修の申込み（第 4 号に定める前項第 2 号又は第 3 号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事の申込みを含みます。）を行うことができます。

- (1)～(2) (略)
- (3) 前項第 2 号に規定する番号送出装置
随時。
- (4) 前項第 2 号、第 3 号及び第 5 号に規定する伝送装置等又は伝送路
ア 翌年度上半期分の伝送装置等又は伝送路については、当年度 10 月。
イ 翌年度下半期分の伝送装置等又は伝送路については、翌年度 4 月。
- (5) (略)

3 接続申込者が、第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号の場合に接続用設備の設置又は改修の申込みを行うときは、第 1 項の規定にかかわらず、接続申込者の選択において、前項の規定により前項第 4 号に規定する期限までに当該接続用設備の設置又は改修の申込みを行うことができるものとします。

4 協定事業者は、第 2 項第 4 号の規定にかかわらず、協定事業者のトラヒックの急激な増加によって呼損（伝送装置等又は伝送路の回線容量を上回る呼の発生により、当該伝送装置等又は伝送路を介した通信が疎通できなくなることをいいます。）が継続的に発生するおそれがある場合に限り、第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号に規定する接続用設備の設置又は増設の申込みを、協定事業者のトラヒックが急激に減少するおそれがある場合に限り、それらの接続用設備の減設又は廃止の申込みを随時行うことができます。

ただし、その協定事業者は、第 50 条（トラヒック又は回線数等の通知）第 2 項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、

信が疎通できなくなることをいいます。)が継続的に発生するおそれがある場合に限り、第1項第2号から第5号に規定する接続用設備の設置又は増設の申込みを、協定事業者のトラヒックが急激に減少するおそれがある場合に限り、それらの接続用設備の減設又は廃止の申込みを随時行うことができます。

ただし、その協定事業者は、第50条(トラヒック又は回線数等の通知)第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要するものとし、その申込みが大量に行われた場合には、当社は、その申込みの全部又は一部を第2項第4号の規定による申込みとして取り扱うことがあります。

(接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾)

第25条 当社は、第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)に規定する接続用設備の設置又は改修の申込みがあったときは、次の各号に定める場合を除いて、その申込み(加入者交換機等接続回線設置等工事の申込みを含みます。)を承諾します(接続用設備の設置又は改修が必要でない場合は、その旨を接続申込者に通知します。)

(1) 第22条(接続申込みの承諾)第1項第3号又は第4号の規定に該当するとき

2 接続申込者が、第23条第1項第2号又は第3号に規定する交換機又は交換機の伝送装置で接続する場合において、接続用設備の設置又は改修の申込みを行うことにより、当社が加入者交換機又は中継交換機の新設を行う必要が生じたときは、当社は、同一の通信用建物等においてその交換機又はその交換機の伝送装置と接続するための接続用設備の設置又は改修を申し込んでいる全ての接続申込者及びその交換機又はその交換機の伝送装置との接続を現に行っている全ての協定事業者に対して、その接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を申し入れることがあります。

(接続用設備の設置又は改修の変更等)

第27条 当社は、接続申込者から接続用設備の設置又は改修について、その完成前に別表3(様式)様式第16の書面による変更の申込みがあった場合は、次の各号の場合を除き、別表3様式第17の書面により承諾します。

(1) その変更の申込みが第22条(接続申込みの承諾)第1項第3号又は第4号の規定に該当するとき

第6節の2 当社の光回線設備等との接続に関する手続き

(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)

第34条の2 接続申込者は、当社の一般光信号中継回線と接続しようとするとき(第34条の9(異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み)に規定する申込みを行う場合を除きます。)は、当社に対し、別表3(様式)様式第7-2の線路設備調査及び接続申込書により、一般光信号中継回線についての調査の申込み及び接続の申込み(接続を予定する一般光信号中継回線の利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期の指定を含みます。)を行うことを要します。当社は、線路設備調査及び接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込みに先立って第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っている必要はなく、第10条の2(事前照会)第1項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。

(特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)

第34条の7 接続申込者は、当社の特別光信号中継回線と接続しようとするときは、当社に対し、別表3(様式)様式第7-2の線路設備調査及び接続申込書により特別光信号中継回線についての調査及び接続の申込み(接続を予定する特別光信号中継回線の利用区間、利用波長数及び接続開始希望時期の指定を含

当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要するものとし、その申込みが大量に行われた場合には、当社は、その申込みの全部又は一部を第2項第4号の規定による申込みとして取り扱うことがあります。

(接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾)

第25条 当社は、第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)に規定する接続用設備の設置又は改修の申込みがあったときは、次の各号に定める場合を除いて、その申込み(加入者交換機等接続回線設置等工事の申込みを含みます。)を承諾します(接続用設備の設置又は改修が必要でない場合は、その旨を接続申込者に通知します。)

(1) 第22条(接続申込みの承諾)第1項第3号、第4号又は第5号の規定に該当するとき

2 削除

(接続用設備の設置又は改修の変更等)

第27条 当社は、接続申込者から接続用設備の設置又は改修について、その完成前に別表3(様式)様式第16の書面による変更の申込みがあった場合は、次の各号の場合を除き、別表3様式第17の書面により承諾します。

(1) その変更の申込みが第22条(接続申込みの承諾)第1項第3号、第4号又は第5号の規定に該当するとき

第6節の2 当社の光回線設備等との接続に関する手続き

(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)

第34条の2 接続申込者は、当社の一般光信号中継回線と接続しようとするとき(第34条の9(異経路構成等による一般光信号中継回線又は光信号端末回線の提供に係る調査及び接続の申込み)に規定する申込みを行う場合を除きます。)は、当社に対し、別表3(様式)様式第7-2の線路設備調査及び接続申込書により、一般光信号中継回線についての調査の申込み及び接続の申込み(接続を予定する一般光信号中継回線の利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期の指定を含みます。)を行うことを要します。当社は、線路設備調査及び接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込みに先立って第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っている必要はなく、第10条の2(事前照会)第1項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。

(特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)

第34条の7 接続申込者は、当社の特別光信号中継回線と接続しようとするときは、当社に対し、別表3(様式)様式第7-2の線路設備調査及び接続申込書により特別光信号中継回線についての調査及び接続の申込み(接続を予定する特別光信号中継回線の利用区間、利用波長数及び接続開始希望時期の指定を含

みます。)を行うことを要します。この場合において、接続申込者は、様式第15－3の設備建設申込書による分波光変換装置の設置又は改修の申込みを併せて行うことを要するものとし、当社は、その線路設備調査及び接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、線路設備調査及び接続申込みの受け付けとします。また、接続申込者は、その申込みに先立って第11条（事前調査の申込み）に規定する事前調査の申込みを行っている必要はなく、第10条の2（事前照会）第1項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。

2 当社は、前項に規定する調査の申込み及び分波光変換装置の設置又は改修の申込みがあった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと判断したときは、これらの申込みの到達した日から6週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る特別光信号中継回線の提供可能時期を別表3（様式）様式第7－3の書面により回答し、その回答をもって前項に規定する接続の申込み29の承諾とします。この場合において、当社はその回答内容に従って未利用波長を保留します。ただし、その回答を当社が行った後に第5号の規定に該当することとなった場合には、その接続申込者が前項に規定する接続の申込みを撤回したものとみなすこととします。

(1)～(3) （略）

(4) 第22条（接続申込みの承諾）第1項第3号又は第4号の規定に該当するとき

（一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査）

第34条の8 当社は、協定事業者が指定する利用区間において現に利用している一般光信号中継回線の異経路構成等に係る調査の請求を受けた場合には、その調査結果の回答により当社の電気通信設備に保安上著しい問題が生じる等、当社の業務遂行上支障を及ぼすおそれがあると認められるときを除き、その調査結果を回答します。この場合において、当社は、その調査の内容及び方法並びに回答の方法及び時期等について、当該協定事業者とあらかじめ協議して決定するものとします。

（異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み）

第34条の9 当社は、接続申込者が指定する利用区間において異経路構成等による一般光信号中継回線の提供可否に係る調査の請求を受けた場合には、その調査結果の回答により当社の電気通信設備に保安上著しい問題が生じる等、当社の業務遂行上支障を及ぼすおそれがあると認められるときを除き、その調査結果を回答します。この場合において、当社は、その調査の内容及び方法並びに回答の方法及び時期等について、当該接続申込者とあらかじめ協議して決定するものとします。

2 当社は、前項に規定する協議が調い、接続申込者が前項に規定する調査の請求と併せて異経路構成等による一般光信号中継回線の接続の申込み（第34条の2（光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第1項に規定するものとします。以下この項において同じとします。）を行った場合には、前項に規定する調査結果の回答（異経路構成等による一般光信号中継回線の提供が可能である旨の回答の場合に限るものとし、第34条の2第2項に規定する提供可能時期に係る回答を含むものとします。）をもって、その接続の申込みを承諾するものとします。この場合において、当社は、接続する一般光信号中継回線を特定できない場合を除き、その回答内容に従って未利用芯線を保留します。

3 当社が前項に規定する回答（第34条の2第2項に規定する回答を含みます。）を行った後の異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る手続きについては、第34条の3（一般光信号中継回線の接続）第1項から第4項の規定によるものとします。

みます。)を行うことを要します。この場合において、接続申込者は、様式第15－3の設備建設申込書による分波光変換装置の設置又は改修の申込みを併せて行うことを要するものとし、当社は、その線路設備調査及び接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、線路設備調査及び接続申込みの受け付けとします。また、接続申込者は、その申込みに先立って第11条（事前調査の申込み）に規定する事前調査の申込みを行っている必要はなく、第10条の2（事前照会）第1項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。

2 当社は、前項に規定する調査の申込み及び分波光変換装置の設置又は改修の申込みがあった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと判断したときは、これらの申込みの到達した日から6週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る特別光信号中継回線の提供可能時期を別表3（様式）様式第7－3の書面により回答し、その回答をもって前項に規定する接続の申込み29の承諾とします。この場合において、当社はその回答内容に従って未利用波長を保留します。ただし、その回答を当社が行った後に第5号の規定に該当することとなった場合には、その接続申込者が前項に規定する接続の申込みを撤回したものとみなすこととします。

(1)～(3) （略）

(4) 第22条（接続申込みの承諾）第1項第3号、第4号又は第5号の規定に該当するとき

（一般光信号中継回線又は光信号端末回線の異経路構成等に係る確認調査）

第34条の8 当社は、協定事業者が指定する利用区間において現に利用している一般光信号中継回線又は光信号端末回線の異経路構成等に係る調査の請求を受けた場合には、その調査結果の回答により当社の電気通信設備に保安上著しい問題が生じる等、当社の業務遂行上支障を及ぼすおそれがあると認められるときを除き、その調査結果を回答します。この場合において、当社は、その調査の内容及び方法並びに回答の方法及び時期等について、当該協定事業者とあらかじめ協議して決定するものとします。

（異経路構成等による一般光信号中継回線又は光信号端末回線の提供に係る調査及び接続の申込み）

第34条の9 当社は、接続申込者が指定する利用区間において異経路構成等による一般光信号中継回線又は光信号端末回線の提供可否に係る調査の請求を受けた場合には、その調査結果の回答により当社の電気通信設備に保安上著しい問題が生じる等、当社の業務遂行上支障を及ぼすおそれがあると認められるときを除き、その調査結果を回答します。この場合において、当社は、その調査の内容及び方法並びに回答の方法及び時期等について、当該接続申込者とあらかじめ協議して決定するものとします（以下この条において同じとします。）。

2 前項に規定する調査の請求において、協定事業者が保有する自営電気通信設備の経路等の情報を当社に提示した場合には、当社は協定事業者に対し、協定事業者が保有する自営電気通信設備の経路と当社の保有する一般光信号中継回線又は光信号端末回線の経路が重複する箇所の有無及び重複がある場合はその重複箇所について回答するものとします。

3 当社は、第1項に規定する協議が調い、接続申込者が第1項及び前項に規定する調査の請求と併せて異経路構成等による一般光信号中継回線又は光信号端末回線の接続の申込み（第34条の2（光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第1項及び第34条の4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第1項に規定するものとします。以下この項において同じとします。）を行った場合には、第1項及び前項に規定する調査結果の回答（異経路構成等による一般光信号中継回線又は光信号端末回線の提供が可能である旨の回答又は協定事業者の保有する自営電気通信設備の経路と当社の保有する一般光信号中継回線又は光信号端末回線との重複がない経路構成が可能である旨の回答（協定事業者が要望する場合は一部重複がある場合を含みます。）を行う場合に限るものとし、第34条の2第2項に規定する提供可能時期に係る回答を含むものとします。）をもって、その接続の申込みを承諾するものとします。この場合において、当社は、接続する一般光信号中継回線又は光信号端末回線を特定できない場合を除き、その回答内容に従って未利用芯線を保留します。

4 当社が前項に規定する回答（第34条の2第2項に規定する回答を含みます。）を行った後の異経路構成

（支障移転等を行う場合の取扱い）

第 34 条の11 前 3 条に規定する調査結果は調査を実施した時点での情報であって、調査実施後の支障移転等により一般光信号中継回線又は光信号端末回線の敷設状況が変動する場合があることから、接続申込者は、第 1 号又は第 3 号に規定する調査の申込みを行った場合には一般光信号中継回線の異経路構成等又は光信号端末回線のテープ分散が維持できないときがあり、第 2 号、第 4 号又は第 5 号に規定する手続きを行った場合であっても異経路構成等による一般光信号中継回線又はテープ分散による光信号端末回線を提供できないときがあることをあらかじめ了承するものとします。

（1）第 34 条の 8（一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査）に規定する調査

（2）第 34 条の 9（異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み） 第 3 項の規定に基づく一般光信号中継回線の提供に係る手続き

（優先クラス通信機能の接続申込み）

第 34 条の 15 優先クラス通信機能の利用を開始する接続申込者は、第 11 条（事前調査の申込み）に定める事前調査を行う際に、事前調査申込書と併せて別表 3（様式）様式第 8 別紙 5 を当社が指定する事務取扱所に提出することを要します。

2～3 （略）

4 前項の場合において、当社は、協定事業者が通知した内容と当社が保有する優先クラス通信機能を付加する回線の契約者情報及び別表 3 様式第 8 別紙 5 の記載内容が一致したときは、その申込みを承諾するものとし、協定事業者が指定した利用開始希望時期に優先クラス通信機能の利用開始工事を行うものとし、

ただし、大量の申込みを一時に受け付けた場合、他の協定事業者より大量の申込みを既に受け付けている場合又は I P 通信網を利用した電気通信サービスに輻輳等の影響を与えるおそれがある場合等の特別の事情のあるときは、協定事業者が指定した利用開始希望時期に優先クラス通信機能の利用開始工事ができない場合があります。

（D S L 回線の回線調整工事）

第 37 条の 2 当社は、前条第 1 項に規定する工事において協定事業者（D S L 回線の通信料について利用者料金を設定する協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）から D S L 回線の回線調整工事の請求があったときは、協定事業者から指定のあった D S L 回線の回線調整工事を行います。

2 当社は、次の各号に規定する場合であって、その D S L 回線が收容されているカッド内の他方の端末回線が現用に供されているときは、信号の漏えいによる影響を防止するため、その D S L 回線の回線收容替えを行います。この場合において、協定事業者からその D S L 回線の回線調整工事（回線收容替えに限ります。以下この項及び次項において同じとします。）の請求があったものとみなします。

（1）協定事業者から第 2 群（收容に係る利用制限が設けられているもの）に限ります。以下この条において同じとします。）の伝送システムを用いる D S L 回線の設置又は第 2 群の伝送システムを用いる D S L 回線への変更（D S L 回線の技術的条件の具体的内容（以下、別表 3（様式）様式第 8 別紙 4 に定めるものをいいます。）を変更する場合に限ります。）の申込みがあった場合

第 5 章 協定の締結・解除等
（協定上の地位の移転）

成等による一般光信号中継回線又は光信号端末回線の提供に係る手続きについては、第 34 条の 3（一般光信号中継回線の接続）第 1 項から第 4 項及び第 34 条の 4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第 6 項の規定によるものとします。

（支障移転等を行う場合の取扱い）

第 34 条の11 前 3 条に規定する調査結果は調査を実施した時点での情報であって、調査実施後の支障移転等により一般光信号中継回線又は光信号端末回線の敷設状況が変動する場合があることから、接続申込者は、第 1 号又は第 3 号に規定する調査の申込みを行った場合には一般光信号中継回線及び光信号端末回線の異経路構成等又は光信号端末回線のテープ分散が維持できないときがあり、第 2 号、第 4 号又は第 5 号に規定する手続きを行った場合であっても異経路構成等による一般光信号中継回線及び光信号端末回線又はテープ分散による光信号端末回線を提供できないときがあることをあらかじめ了承するものとします。

（1）第 34 条の 8（一般光信号中継回線又は光信号端末回線の異経路構成等に係る確認調査）に規定する調査

（2）第 34 条の 9（異経路構成等による一般光信号中継回線又は光信号端末回線の提供に係る調査及び接続の申込み） 第 4 項の規定に基づく一般光信号中継回線又は光信号端末回線の提供に係る手続き

（優先クラス通信機能の接続申込み）

第 34 条の 15 優先クラス通信機能の利用を開始する接続申込者は、第 11 条（事前調査の申込み）に定める事前調査を行う際に、事前調査申込書と併せて別表 3（様式）様式第 8 別紙 4 を当社が指定する事務取扱所に提出することを要します。

2～3 （略）

4 前項の場合において、当社は、協定事業者が通知した内容と当社が保有する優先クラス通信機能を付加する回線の契約者情報及び別表 3 様式第 8 別紙 4 の記載内容が一致したときは、その申込みを承諾するものとし、協定事業者が指定した利用開始希望時期に優先クラス通信機能の利用開始工事を行うものとし、

ただし、大量の申込みを一時に受け付けた場合、他の協定事業者より大量の申込みを既に受け付けている場合又は I P 通信網を利用した電気通信サービスに輻輳等の影響を与えるおそれがある場合等の特別の事情のあるときは、協定事業者が指定した利用開始希望時期に優先クラス通信機能の利用開始工事ができない場合があります。

（D S L 回線の回線調整工事）

第 37 条の 2 当社は、前条第 1 項に規定する工事において協定事業者（D S L 回線の通信料について利用者料金を設定する協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）から D S L 回線の回線調整工事の請求があったときは、協定事業者から指定のあった D S L 回線の回線調整工事を行います。

2 当社は、次の各号に規定する場合であって、その D S L 回線が收容されているカッド内の他方の端末回線が現用に供されているときは、信号の漏えいによる影響を防止するため、その D S L 回線の回線收容替えを行います。この場合において、協定事業者からその D S L 回線の回線調整工事（回線收容替えに限ります。以下この項及び次項において同じとします。）の請求があったものとみなします。

（1）協定事業者から第 2 群（收容に係る利用制限が設けられているもの）に限ります。以下この条において同じとします。）の伝送システムを用いる D S L 回線の設置又は第 2 群の伝送システムを用いる D S L 回線への変更（D S L 回線の技術的条件の具体的内容（以下、別表 3（様式）様式第 8 別紙 3 に定めるものをいいます。）を変更する場合に限ります。）の申込みがあった場合

第 5 章 協定の締結・解除等
（協定上の地位の移転）

第41条 協定事業者が電気通信事業の全部を譲渡することにより、協定上の地位を移転しようとする場合は、当社の承諾を受けなければ、その効力を生じません。

2 (略)

3 当社は、前項の規定により協定上の地位の移転の承諾を求められたときは、次の各号の場合を除き、これを承諾します。

(1) 協定上の地位の移転を受けようとする者が第 22 条（接続申込みの承諾）第 1 項第 3 号に該当する者であるとき。

第 6 章 責務

第 1 節 責務

(トラヒック又は回線数等の通知)

第 50 条 接続申込者は、相互接続点及び交換機ごとのトラヒック及び回線数、単位料金区域ごとのトラヒック、市内局番ごとのトラヒック並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等当社が接続申込者ごとに要請するトラヒック又は回線数等を、当社に通知することに協力するものとします。

ただし、当社が利用者料金を定めるときは、この限りではありません。

2 接続申込者は、第 23 条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第 1 項第 2 号から第 5 号に規定する接続用設備の設置又は改修の申込みを行う場合は、次の各号に定める期限までに、次の各号に定める相互接続点及び交換機ごとのトラヒック及び回線数（その申込みに係るもの（第 23 条第 1 項第 2 号の接続用設備に係る申込みの場合は既設の第 23 条第 1 項第 3 号の接続用設備に係るものを、第 23 条第 1 項第 3 号の接続用設備に係る申込みの場合は既設の第 23 条第 1 項第 2 号の接続用設備に係るものを含みます。））に限り、）並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等

(1) 当年度 8 月（第 23 条第 2 項第 4 号アに規定する期限までに申込みを行う場合）

翌年度 9 月末及び翌年度 3 月末時点での予測トラヒック及び予測回線数並びに当年度 5 月から当年度 7 月までの実績トラヒック

(2) 当年度 2 月（第 23 条第 2 項第 4 号イに規定する期限までに申込みを行う場合）

翌年度 3 月末及び翌々年度 9 月末時点での予測トラヒック及び予測回線数並びに当年度 11 月から当年度 1 月までの実績トラヒック

第 3 節 譲渡等の承認等

(ローミング等に係る譲渡の承認)

第 53 条 相互接続通信に係る携帯・自動車電話事業者が、その契約約款等に従ってその通信に係る債権を他の携帯・自動車電話事業者に譲渡するときは、当社はその譲渡を承認します。

2 前項の規定は、中継事業者がその通信に係る債権を PHS 事業者に譲渡する場合又は端末系事業者がその通信に係る債権を PHS 事業者に譲渡する場合に準用します。

第 8 章 重要通信の取扱方法

第 2 節 緊急通報用電話に接続する場合の取扱い

第 58 条 当社は、次の各号の協定事業者から接続申込みがあったときは、電話サービス契約約款に規定する緊急通報用電話の電話番号により警察機関、消防機関又は海上保安機関に当社の電気通信設備を介して接続することを承諾します。

(1) 削除

(2) 端末回線線端接続事業者であって公衆電話を設置する協定事業者

(3) 番号規則別表第 10 号に規定する電気通信番号を有する中継事業者

2 前項に規定する協定事業者は、警察機関、消防機関又は海上保安機関との接続の方法、その他必要な事項について警察機関、消防機関又は海上保安機関と事前に協議することを要します。

第41条 協定事業者が電気通信事業の全部を譲渡することにより、協定上の地位を移転しようとする場合は、当社の承諾を受けなければ、その効力を生じません。

2 (略)

3 当社は、前項の規定により協定上の地位の移転の承諾を求められたときは、次の各号の場合を除き、これを承諾します。

(1) 協定上の地位の移転を受けようとする者が第 22 条(接続申込みの承諾)第 1 項第 3 号又は第 5 号に該当する者であるとき。

第 6 章 責務

第 1 節 責務

(トラヒック又は回線数等の通知)

第 50 条 接続申込者は、相互接続点ごとのトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等当社が接続申込者ごとに要請するトラヒック又は回線数等を、当社に通知することに協力するものとします。

ただし、当社が利用者料金を定めるときは、この限りではありません。

2 接続申込者は、第 23 条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号に規定する接続用設備の設置又は改修の申込みを行う場合は、次の各号に定める期限までに、次の各号に定める相互接続点ごとのトラヒック及び回線数（その申込みに係るものに限り、）並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等を通知することを要します。

(1) 削除

(2) 削除

第 3 節 譲渡等の承認等

(ローミング等に係る譲渡の承認)

第 53 条 相互接続通信に係る携帯・自動車電話事業者が、その契約約款等に従ってその通信に係る債権を他の携帯・自動車電話事業者に譲渡するときは、当社はその譲渡を承認します。

第 8 章 重要通信の取扱方法

第 2 節 削除

第 58 条 削除

第 9 章 接続等の一時中断、停止、中止及び廃止
(接続の停止)

第60条 当社は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、この約款に基づき締結した協定に係る接続を停止することがあります（表中第 2 欄の場合において、新たな接続申込みに関し債務の履行の担保を要するときは、既存の接続を停止することはないものとします。）。

区 別	期 間
(1)～(5) (略)	(略)

第 10 章 料金等
第 2 節 接続料金の支払義務
(定額制の網使用料の支払義務)

第 64 条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第 1 表第 1（網使用料）に規定する網使用料のうち月額で定める料金（以下「定額制の網使用料」といいます。）を支払うことを要します。

(1)～(4) (略)
2～5 (略)

6 前項までの規定にかかわらず、接続申込者が負担すべき網使用料（料金表第 1 表第 1（網使用料）に規定する中継系交換機能第 4 欄イ欄に係るものに限り、）については、この約款において料金表第 1 表第 2（網改造料）に規定する網改造料と同様に取り扱います。

(従量制の網使用料の支払義務)

第 65 条 当社の指定電気通信設備との接続において従量制の網使用料（網使用料のうち定額制の網使用料以外のものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要する電気通信事業者は、第 54 条（接続形態）に規定する接続形態ごとに、別表 2 第 4 表（従量制網使用料支払事業者）に規定するところによります。

ただし、信号伝送機能、加入者交換機能メニュー利用機能、リルーティング通信機能及びリダイレクション網使用機能については、この限りではありません。

第 3 節 工事費及び手続費等の支払義務
(手続費の支払義務)

第 68 条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第 2 表第 2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(20) (略)
(21) その協定事業者が、第 34 条の 2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）、第 34 条の 7（特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）、第 34 条の 8（一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査）又は第 34 条の 9（異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み）に規定する光信号中継回線に関する情報の提供を受けたとき。

第 4 節 料金の計算及び支払い

第 9 章 接続等の一時中断、停止、中止及び廃止
(接続の停止)

第60条 当社は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、この約款に基づき締結した協定に係る接続を停止することがあります（表中第 2 欄の場合において、新たな接続申込みに関し債務の履行の担保を要するときは、既存の接続を停止することはないものとします。）。

区 別	期 間
(1)～(5) (略)	(略)
(6) <u>協定事業者がその接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当社による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないとき（第 1 号から第 3 号に掲げる理由を除きます。）。</u>	<u>その違反の事由が解消されるまでの間</u>

第 10 章 料金等
第 2 節 接続料金の支払義務
(定額制の網使用料の支払義務)

第 64 条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第 1 表第 1（網使用料）に規定する網使用料のうち月額で定める料金（以下「定額制の網使用料」といいます。）を支払うことを要します。

(1)～(4) (略)
2～5 (略)

6 前項までの規定にかかわらず、接続申込者が負担すべき網使用料（料金表第 1 表第 1（網使用料）に規定する関門系ルータ交換機能第 4 欄イ欄に係るものに限り、）については、この約款において料金表第 1 表第 2（網改造料）に規定する網改造料と同様に取り扱います。

(従量制の網使用料の支払義務)

第 65 条 当社の指定電気通信設備との接続において従量制の網使用料（網使用料のうち定額制の網使用料以外のものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要する電気通信事業者は、第 54 条（接続形態）に規定する接続形態ごとに、別表 2 第 4 表（従量制網使用料支払事業者）に規定するところによります。

第 3 節 工事費及び手続費等の支払義務
(手続費の支払義務)

第 68 条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第 2 表第 2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(20) (略)
(21) その協定事業者が、第 34 条の 2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）、第 34 条の 7（特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）、第 34 条の 8（一般光信号中継回線又は光信号端末回線の異経路構成等に係る確認調査）又は第 34 条の 9（異経路構成等による一般光信号中継回線又は光信号端末回線の提供に係る調査及び接続の申込み）に規定する光信号中継回線又は光信号端末回線に関する情報の提供を受けたとき。

第 4 節 料金の計算及び支払い

(通信時間の測定等)

第 71 条 通信回数は、当社の電気通信設備が応答信号を受信した時点（その通信が番号案内機能等を利用するものであるときは、当社が課金信号を送信した時点とします。）を 1 回として登算し、当社の機器により測定します。

ただし、信号伝送機能及び、加入者交換機機能メニュー利用機能については、この限りではありません。

2 (略)

3 前 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる通信については、当社は通信回数及び通信時間の測定を行いません。

(1)～(3) (略)

(4) 第 58 条（緊急通報用電話に接続する場合の取扱い）の規定により接続を行った場合の通信

(5) (略)

(6) 当社のENUMサーバを利用する通信であって、加入者交換機及び一般収容局ルータと接続しない通信。

(手数料の実績に基づく精算)

第74条の2 当社は、料金表第2表（工事費及び手数料）第2（手数料）に規定するみなし契約者に関する宛名情報提供手数料（1 件ごとの料金額に限りします。）、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費又はき線点情報調査費について、その事業年度の需要の実績値及び受付実績数（以下「当年度実績」といいます。）を把握したときは、それらの手数料と、当年度実績によって算定した精算のための手数料との差額に、当年度実績を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。

第 8 節 債権譲受

(債権譲受)

第 80 条 当社は、第 54 条（接続形態）に規定する接続形態のうち、当社から発信し無線呼出し事業者へ番号規則別表第 5 号に定める番号により接続する場合であって、無線呼出し事業者が自己の役務提供区間について利用者料金を設定するときは、その料金の債権を当該無線呼出し事業者より譲り受けることとします。

2 当社は、特定中継事業者の契約約款等に規定する付加機能使用料等について、その料金債権を譲り受けることがあります。

第 13 章 利用者への責任に関する事項

(ローミング等に係る特例)

第 91 条 第 54 条（接続形態）に規定する接続形態のうち、携帯・自動車電話事業者が発信に係る電気通信事業者となる接続形態において、その契約約款等に従ってその通信に係る債権を他の携帯・自動車電話事業者に譲渡したときは、その通信に係る利用者料金の債権を利用者に請求し、回収する電気通信事業者は、前条の規定にかかわらず、債権を譲り受けた電気通信事業者とします。

2 前項の規定は、中継事業者がその通信に係る債権をPHS事業者に譲渡する場合に準用します。

(利用者料金の課金)

第 92 条 第 90 条（利用者料金の請求）に規定する電気通信事業者は、利用者料金が役務区間単位料金であるときは相互接続通信に係る利用者料金について、利用者料金が役務区間合算料金であるときは相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金について、その課金を行うこととします。

(通信時間の測定等)

第 71 条 通信回数は、当社の電気通信設備が応答信号を受信した時点（その通信が番号案内機能等を利用するものであるときは、当社が課金信号を送信した時点とします。）を 1 回として登算し、当社の機器により測定します。

2 (略)

3 前 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる通信については、当社は通信回数及び通信時間の測定を行いません。

(1)～(3) (略)

(4) 削除

(5) (略)

(6) 当社のENUMサーバを利用する通信であって、一般収容局ルータと接続しない通信。

(手数料の実績に基づく精算)

第74条の2 当社は、料金表第2表（工事費及び手数料）第2（手数料）に規定するみなし契約者に関する宛名情報提供手数料（1 件ごとの料金額に限りします。）、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費、き線点情報調査費又は端末回線情報提供手数料について、その事業年度の需要の実績値及び受付実績数（以下「当年度実績」といいます。）を把握したときは、それらの手数料と、当年度実績によって算定した精算のための手数料との差額に、当年度実績を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。

第 8 節 債権譲受

(債権譲受)

第 80 条 削除

2 当社は、特定中継事業者の契約約款等に規定する付加機能使用料等について、その料金債権を譲り受けることがあります。

第 13 章 利用者への責任に関する事項

(ローミング等に係る特例)

第 91 条 第 54 条（接続形態）に規定する接続形態のうち、携帯・自動車電話事業者が発信に係る電気通信事業者となる接続形態において、その契約約款等に従ってその通信に係る債権を他の携帯・自動車電話事業者に譲渡したときは、その通信に係る利用者料金の債権を利用者に請求し、回収する電気通信事業者は、前条の規定にかかわらず、債権を譲り受けた電気通信事業者とします。

(利用者料金の課金)

第 92 条 第 90 条（利用者料金の請求）に規定する電気通信事業者は、利用者料金が役務区間単位料金であるときは相互接続通信に係る利用者料金について、利用者料金が役務区間合算料金であるときは相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金について、その課金を行うこととします。

ただし、当社から無線呼出し事業者へ番号規則別表第5号に定める番号により接続する通信の場合には、当社が課金を行うこととし、国際系事業者、端末系事業者又は中継事業者との間の通信の場合には、その事業者が課金を行うことがあります。

- 2 利用者料金の課金を行う電気通信事業者は、自己の機器により収集した課金に関する情報等により、課金を行うものとします。

ただし、当社は、協定事業者から課金に関する情報等を受信したときは、その情報等に基づき協定事業者のために利用者料金の課金を行うことがあります。

第14章 相互接続点を通信用建物等に設置する場合の取扱い

(接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間)

- 第95条の4 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項又は第6項の規定により、相互接続点を設置可能と回答した通信用建物等に相互接続点を設置するときは、当社は、次の各号に規定する期間内に準備を整えます。ただし、接続に必要な装置等の設置にあたってその接続に必要な装置等に対して電気を供給することにより既存の電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の許容量を超えるために電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の設置又は改修が必要となるとき、当社と建設請負契約を締結する場合であってその工事の規模が著しく大きいとき(その相互接続点における建設請負契約に基づく負担額のうち委託工事費が500万円以上となる場合をいいます。)等特別な工事が必要となるとき又は緊急の対応を要する事象が生じたときは、次の各号に規定する期間を超えることがあります。

(1)～(2) (略)

- 2 (略)

第16章 雑則

(通信用建物の空き情報等の提供)

- 第99条の2 当社は、通信用建物における接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量(空き場所管理項目ごとに当社が別に定める範囲で提供し、1ヶ月ごとに更新します。ただし、その量が管理基準量又は規定量(空き場所の量が極端に少ないものとして、当社が別に定める空き場所管理項目の閾値をいいます。)を下回る場合にあっては、速やかに更新します。)、その通信用建物の名称及び所在地、接続に必要な装置等を設置するラックの仕様、MDFが通信用建物内又は複数の通信用建物に分散して設置されている場合にあってはその事実、通信用建物において加入者交換機が設置されていない場合にあってはその事実並びにその他の情報について、協定事業者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払いは要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)

- 第99条の7 当社は、次の各号に規定する情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払いは要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

ただし、国際系事業者、端末系事業者又は中継事業者との間の通信の場合には、その事業者が課金を行うことがあります。

- 2 利用者料金の課金を行う電気通信事業者は、自己の機器により収集した課金に関する情報等により、課金を行うものとします。

ただし、当社は、協定事業者から個別に受領する課金に関する情報等に基づき協定事業者のために利用者料金の課金を行うことがあります。

第14章 相互接続点を通信用建物等に設置する場合の取扱い

(接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間)

- 第95条の4 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項又は第6項の規定により、相互接続点を設置可能と回答した通信用建物等に相互接続点を設置するときは、当社は、次の各号に規定する期間内に準備を整えます。ただし、接続に必要な装置等の設置にあたってその接続に必要な装置等に対して電気を供給することにより既存の電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の許容量を超えるために電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の設置又は改修が必要となるとき、当社と建設請負契約を締結する場合であってその工事の規模が著しく大きいとき(その相互接続点における建設請負契約に基づく負担額のうち委託工事費が500万円以上となる場合をいいます。)等特別な工事が必要となるとき又は緊急の対応を要する事象が生じたときは、次の各号に規定する期間を超えることがあります。

(1)～(2) (略)

- 2 (略)

- 3 第1項ただし書きの場合(当社と建設請負契約を締結しない場合に限りします。)において、当社は当該設備の提供可能時期を接続申込者へ通知することとします。また、通知までの期間が、当社が第10条の3第5項又は第6項に規定する回答を行った日から1か月を超える場合(前項に規定する事由により経過した期間については含まないものとします。)は、当社は事前にその理由、設置又は改修が必要となる設備及び回答予定時期について、接続申込者に通知(その時点で当社が把握可能な情報に限りします。)することとします。

第16章 雑則

(通信用建物の空き情報等の提供)

- 第99条の2 当社は、通信用建物における接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量(空き場所管理項目ごとに当社が別に定める範囲で提供し、1ヶ月ごとに更新します。ただし、その量が管理基準量又は規定量(空き場所の量が極端に少ないものとして、当社が別に定める空き場所管理項目の閾値をいいます。)を下回る場合にあっては、速やかに更新します。)、その通信用建物の名称及び所在地、接続に必要な装置等を設置するラックの仕様、MDFが通信用建物内又は複数の通信用建物に分散して設置されている場合にあってはその事実並びにその他の情報について、協定事業者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払いは要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)

- 第99条の7 当社は、次の各号に規定する情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払いは要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

(1)～(8) (略)

(承諾の限界)

第100条 当社は、接続申込者から工事又は手続き等の請求があった場合において、この約款において別段の定めがある場合のほか、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又はその請求を承諾することによって保守することが著しく困難であるとき等当社の業務遂行上支障があるとき、又は接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合には、その理由を書面により接続申込者に通知します。

(1)～(8) (略)

(9) 都道府県区域ごとにおける光信号端末回線（光信号分岐端末回線においては光信号端末回線の工事日仮予約を行ったものを除きます。）の納期回答状況

(指定電気通信設備に関連する情報システムに係る情報の提供)

第99条の15 当社は協定事業者に対し、当社が主催する接続関連システム（協定事業者が当社の指定電気通信設備と協定事業者の設置する電気通信設備を接続する際に利用するシステムであって、当社が改修及び運用するものをいいます。以下同じとします。）に係る意見交換の場において、接続関連システムの開発に関し次の各号に規定する情報を提供します。

- (1) 開発を予定する機能の数並びに当該機能の必須及び付加の別
- (2) 機能ごとの想定費用並びに接続料等への影響額及び影響期間
- (3) 前号に規定する費用の確定額
- (4) 開発規模に関する情報

(承諾の限界)

第100条 当社は、接続申込者から工事又は手続き等の請求があった場合において、この約款において別段の定めがある場合のほか、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、その請求を承諾することによって保守することが著しく困難であるとき等当社の業務遂行上支障があるとき、接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当社による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合には、その理由を書面により接続申込者に通知します。

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1) 網使用料の適用対象	網使用料は、当社の指定電気通信設備が有する機能のうち、次の各号に掲げる基本的な接続機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項に規定する標準的な接続箇所において当社又は協定事業者が共通して利用可能な標準的機能をいいます。以下同じとします。）、端末回線伝送機能、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能に適用します。 ただし、網使用料の対象とすることが適当でない場合はこの限りではありません。 ア 番号規則に規定する電気通信番号により、音声又はデータを疎通する機能 イ 事業者間料金精算を行うために必要となる機能 ウ 番号案内サービス接続機能 エ 標準信号方式対応機能 オ <u>加入者交換機能メニュー（加入者交換機においてサービスを構成するための細分化された共通的な機能を汎用的に利用できるようメニュー化したものをいいます。以下同じとします。）利用機能</u>
(2) (略)	(略)
(3) セットアップ付秒課金の適用	この料金表中加入者交換機能、市内伝送機能、中継交換機能、市内通信機能及びリルーティング通信機能に係る料金については、 <u>1通信ごとの料金額及び1秒ごとの料金額に通信秒数を乗じて算定した料金額を合計した額を適用します。</u>
(3)-2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2（料金額）2-2第1欄、第7欄、第8欄及び第11欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7、2-11第1欄から第4欄及び第6欄並びに2-13第3欄に規定する機能に係る料金額は、令和6年度に適用します。
(4) 公衆電話発信機能の適用	ア <u>公衆電話発信機能を利用した場合には、その料金の併せて2（料金額）2-2第1欄に規定する加入者交換機能に係る料金の支払いを要するものとし、ただし、公衆電話発信機能を市内通信機能と併せて利用する場合は、加入者交換機能に替えて2-11第1欄に規定する市内通信機能に係る料金の支払いを要するものとし、</u>
(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	ア 協定事業者は、2（料金額）2-8又は2-11（第12欄から第20欄を除きます。）に規定する機能を利用したときは、その利用に関して料金表第1表第1に掲げる他の機能に係る料金の支払いを要しません。 イ 2-2第9欄若しくは第10欄（ア(イ)欄及びイ(イ)欄を除きます。）、2-4第4欄（イ欄を除きます。）、<u>2-4の2、2-7の2、2-7の3、2-7の4、2-7の5、2-13第2欄（ウ欄を除きます。）又は2-13第4欄ウ欄に規定する機能は、次に掲げるいずれかの組み合わせで適用することとします。</u> (7) 2-2第9欄ア(7)欄及び第10欄ア(ウ)欄、2-4第4欄ア欄並びに2-13第2欄エ欄 (イ) <u>2-2第9欄ア(イ)欄及び第10欄ア(7)欄、2-4第4欄ウ欄、2-7の2並びに2-13第2欄ア欄又はイ欄</u> (ウ) <u>2-2第9欄ア(イ)欄及び第10欄ア(7)欄、2-4第1欄、2-4の2、2-7の2並びに2-13第2欄ア欄</u> (エ) <u>2-2第9欄イ欄及び第10欄イ(ウ)欄、2-4第4欄ア欄並びに2-13第2欄エ欄</u> (オ) 2-2第9欄ア(イ)欄及び第10欄ア(7)欄、2-4第4欄エ欄、2-7の2、2-7の3、2-7の4、2-7の5並びに2-13第2欄ア欄又はイ欄及び第4欄ウ欄 (カ) <u>2-2第9欄イ欄及び第10欄イ(7)欄、2-4第4欄ウ欄、2-7の2並びに2-13第2欄ア欄又はイ欄</u> (キ) <u>2-2第9欄イ欄及び第10欄イ(7)欄、2-4第1欄、2-4の2、2-7の2並びに2-13第2欄ア欄</u> (ク) 2-2第9欄イ欄及び第10欄イ(7)欄、2-4第4欄エ欄、2-7の2、2-7の3、2-7の4、2-7の5並びに2-13第2欄ア欄又はイ欄及び第4欄ウ
(6)～(8) (略)	(略)
(8)-2 加入者交換機能メニュー利用機能に係る料金の適用	着信課金番号ポータビリティを行うため、加入者交換機能メニュー利用機能を利用する場合は、<u>移転先事業者がその支払を要するものとし、その他の場合において当該機能を利用するときは、別表2第4表（従量制網使用料支払事業者）に規定するところにより、</u>

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1) 網使用料の適用対象	網使用料は、当社の指定電気通信設備が有する機能のうち、次の各号に掲げる基本的な接続機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項に規定する標準的な接続箇所において当社又は協定事業者が共通して利用可能な標準的機能をいいます。以下同じとします。）、端末回線伝送機能、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能に適用します。 ただし、網使用料の対象とすることが適当でない場合はこの限りではありません。 ア 番号規則に規定する電気通信番号により、音声又はデータを疎通する機能 イ 事業者間料金精算を行うために必要となる機能 ウ 番号案内サービス接続機能 エ 標準信号方式対応機能 オ <u>削除</u>
(2) (略)	(略)
(3) 削除	
(3)-2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2（料金額）2-2第11欄及び2-13第3欄に規定する機能に係る料金額は、令和7年度に適用します。
(4) 公衆電話発信機能の適用	ア <u>削除</u>
(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	ア 協定事業者は、2（料金額）2-8又は2-11第23欄に規定する機能を利用したときは、その利用に関して料金表第1表第1に掲げる他の機能に係る料金の支払いを要しません。 イ 2-2第9欄若しくは第10欄（ア(イ)欄及びイ(イ)欄を除きます。）、第11ら、2-4第4欄（イ欄を除きます。）、2-7の2、2-7の3、2-7の4、2-7の5、2-13第2欄（ウ欄を除きます。）、又は2-13第4欄ウ欄に規定する機能は、次に掲げるいずれかの組み合わせで適用することとします。 (7) 2-2第9欄ア(7)欄及び第10欄ア(ウ)欄、2-4第4欄ア欄並びに2-13第2欄エ欄 (イ) <u>削除</u> (ウ) <u>削除</u> (エ) 2-2第9欄イ欄及び第10欄イ(ウ)欄、2-4第4欄ア欄並びに2-13第2欄エ欄 (オ) 2-2第9欄ア(イ)欄及び第10欄ア(7)欄、2-4第4欄エ欄、2-7の2、2-7の3、2-7の4、2-7の5並びに2-13第2欄ア欄又はイ欄及び第4欄ウ欄 (カ) <u>削除</u> (キ) <u>削除</u> (ク) 2-2第9欄イ欄及び第10欄イ(7)欄、2-4第4欄エ欄、2-7の2、2-7の3、2-7の4、2-7の5並びに2-13第2欄ア欄又はイ欄及び第4欄ウ <u>(ケ) 2-2第11欄、2-4第4欄エ欄、2-7の2、2-7の3、2-7の4、2-7の5並びに2-13第2欄ア欄及び第4欄ウ</u>
(6)～(8) (略)	(略)
(8)-2 削除	

(8)-3～(8)-8 (略)	(略)	(8)-3～(8)-8 (略)	(略)
(8)-9 加入者交換機回線対応部共用機能及び中継交換機回線対応部共用機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-2 第8欄及び2-4 第3欄に掲げる網使用料については、2-5-1に規定する機能を利用した場合において適用します。	(8)-9 削除	
(8)-10 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-2 第6欄に掲げる網使用料については、2-2 第1欄に掲げる機能及び2-8 第2欄に掲げる機能並びに2-11 第1欄及び第2欄に掲げる機能を利用した場合において適用します。	(8)-10 削除	
(8)-11～(14) (略)	(略)	(8)-11～(14) (略)	(略)
(15) 共通線信号網利用機能（イ欄）に係る料金の適用	ア 国際系事業者又は中継事業者（特定中継事業者を除きます。以下この欄において同じとします。）の共通線信号網利用機能（イ欄）に係る料金については、国際系事業者又は中継事業者がその支払いを要するものとし、当社は2 (料金額) 2-7に掲げる1制御信号ごとの料金額に、ユーザ間情報（当社又は協定事業者の契約約款等に定める利用者間で送受信する情報をいいます。以下同じとします。）を国際系事業者若しくは中継事業者に送達した時点又は国際系事業者若しくは中継事業者から受信した時点を1制御信号として当社の機器により測定し算出します。 イ 特定協定事業者の共通線信号網利用機能（イ欄）に係る料金については、特定協定事業者がその支払いを要するものとし、当社は2 (料金額) 2-7に掲げる1制御信号ごとの料金額を次に掲げる方法により請求します。 (7) 発信側の信号用中継交換機が当社の場合、特定協定事業者がその支払いを要するものとし、ユーザ間情報通知1回ごとの信号数に相当する額 (4) 発信側の信号用中継交換機が特定端末系事業者で着信側の信号用中継交換機が当社の場合、特定端末系事業者がその支払いを要するものとし、ユーザ間情報通知1回ごとの信号数に2分の1を乗じて得た額に相当する額	(15) 削除	

(16) 共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金の適用	共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金については、当社は2（料金額）2－7に掲げる1信号ごとの料金額を次に掲げる方法により請求します。 ア 協定事業者が加入者交換機機能メニューを利用するため、当社の信号中継交換機と接続し当社の共通線信号網を利用する場合は、協定事業者がその支払を要するものとし、それぞれの信号数に相当する額 イ 協定事業者が特定端末系事業者の加入者交換機機能メニューを利用するため、特定端末系事業者の共通線信号網を介して当社の共通線信号網を利用する場合は、特定端末系事業者がその支払を要するものとし、それぞれの信号数に2分の1を乗じて得た額に相当する額 ウ 特定中継事業者のサービスを実現するため、当社と接続して当社の共通線信号網を利用する場合又は発信側の信号中継交換機が当社の場合は、特定中継事業者がその支払を要するものとし、それぞれの信号数に相当する額 エ 特定協定事業者のサービスを実現するため、特定端末系事業者の共通線信号網を介して当社の共通線信号網を利用する場合又は発信側の信号中継交換機が特定端末系事業者の場合は、特定端末系事業者がその支払を要するものとし、それぞれの信号数に2分の1を乗じて得た額に相当する額 オ 特定端末系事業者の交換機相互間を利用する場合に当社の共通線信号網を利用する場合は、特定端末系事業者がその支払を要するものとし、その信号数に相当する額 カ 着信課金番号ポータビリティを行うため、当社の共通線信号網を利用する場合は、移転先事業者がその支払を要するものとし、それぞれの信号数に相当する額 キ 着信課金番号ポータビリティを行うため、特定端末系事業者の共通線信号網を介して当社の共通線信号網を利用する場合は、特定端末系事業者がその支払を要するものとし、それぞれの信号数に2分の1を乗じて得た額に相当する額	(16) 削除	
(17)～(18)（略）	（略）	(17)～(18)（略）	（略）
(19) リルーティング通信機能に係る料金の適用	リルーティング通信機能に係る料金については、中継事業者がその支払を要するものとし、ます。	(19) 削除	
(20) （略）	（略）	(20) （略）	（略）
(21) リダイレクション網使用機能に係る料金の適用	リダイレクション（接続に必要な情報を取得するために、当社の電話網又は総合デジタル通信網内において通常の通信経路以外に加入者交換機、市外中継交換機及びその間の伝送路設備を使用することをいいます。以下同じとします。）網使用機能に係る料金については、その機能を利用することにより、当社の電話網又は総合デジタル通信網内の通常の通信経路を使用しない通信が完了する場合についても2（料金額）2－11備考欄に掲げる事業者がその支払を要するものとし、1通信ごとに当社の機器により測定します。	(21) 削除	
(22)～(31)（略）	（略）	(22)～(31)（略）	（略）
(32) 関門系ルータ交換機能に係る料金の適用	関門系ルータ交換機能（ＩＰｏＥ方式で接続する場合に限り、ます。）イ欄に係る料金については、2（料金額）2－4第4欄に掲げる令和6年4月1日時点（ただし、同欄イ(7)②欄については当該ＩＰ通信網終端装置の利用が予定される月の月末時点とします。）のＩＰ通信網終端装置（ＩＰｏＥ方式で接続するものに限り、ます。以下この欄において同じとします。）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、ＩＰｏＥ接続を利用する協定事業者に適用します。なお、令和6年4月1日（ただし、同欄イ(7)②欄については当該ＩＰ通信網終端装置の利用が予定される月の月末時点とします。）以降、その区分ごとのＩＰ通信網終端装置等の増設又は協定事業者の利用ポート数の増減等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2－1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。	(32) 関門系ルータ交換機能に係る料金の適用	関門系ルータ交換機能（ＩＰｏＥ方式で接続する場合に限り、ます。）イ欄に係る料金については、2（料金額）2－4第4欄に掲げる令和7年4月1日時点（ただし、同欄イ(7)欄から(7)欄については当該ＩＰ通信網終端装置の利用が予定される月の月末時点とします。）のＩＰ通信網終端装置（ＩＰｏＥ方式で接続するものに限り、ます。以下この欄において同じとします。）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、ＩＰｏＥ接続を利用する協定事業者に適用します。なお、令和7年4月1日（ただし、同欄イ(7)欄から(7)欄については当該ＩＰ通信網終端装置の利用が予定される月の月末時点とします。）以降、その区分ごとのＩＰ通信網終端装置等の増設又は協定事業者の利用ポート数の増減等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2－1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。

2-1-1-1 基本料

月額

区分				単位	料金額	備考			
(1) (略)				(略)	(略)	――			
端末回線伝送機能（第5条（標準的接続箇所）第1項の表中第2欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ（略）			(略)	(略)	――		
		ウ 光信号伝送装置により符号伝送が可能なもの（1 Gbit/s タイプ又は10Gbit/s タイプのもの）	(7) 光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光信号主端末回線又は光局内スプリッタの最大数が1のもの（1 Gbit/s タイプに限ります。）	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,372円	2－1の4に係る料金は含みません。		
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,372円			
				③ ①②以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,413円			
		(4) 光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光信号主端末回線又は光局内スプリッタの最大数が8のもの（1 Gbit/s タイプ又は10Gbit/s タイプのもの）	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1 光信号伝送装置ごとに	72,025円	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	15,189円		
				1 保守用光信号主端末回線収容装置ごとに	12,491円				
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1 光信号伝送装置ごとに		72,025円		
					1 光信号主端末回線収容装置ごとに	15,189円	1 保守用光信号主端末回線収容装置ごとに	12,491円	

2-1-1-1 基本料

月額

区分				単位	料金額	備考	
(1) (略)				(略)	(略)	――	
(2) 端末回線伝送機能（第5条（標準的接続箇所）第1項の表中第2欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ（略）		(略)	(略)	――	
		ウ 光信号伝送装置により符号伝送が可能なもの（1 Gbit/s タイプ又は10Gbit/s タイプのもの）	(7) 光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光信号主端末回線又は光局内スプリッタの最大数が ¹ のもの（1 Gbit/s タイプに限ります。）	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,031円	2－1の4に係る料金は含みません。
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,031円	
				③ ①②以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,062円	
		(4) 光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光信号主端末回線又は光局内スプリッタの最大数が ⁸ のもの（1 Gbit/s タイプ又は10Gbit/s タイプのもの）	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1 光信号伝送装置ごとに	80,759円		
				1 光信号主端末回線収容装置ごとに	10,992円		
				1 保守用光信号主端末回線収容装置ごとに	12,151円		
			② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1 光信号伝送装置ごとに	80,759円		
				1 光信号主端末回線収容装置ごとに	10,992円		
				1 保守用光信号主端末回線収容装置ごとに	12,151円		

				③ ①②以外のもの	1 光信号伝送装置ごとに	74,186円
					1 光信号主端末回線収容装置ごとに	15,645円
					1 保守用光信号主端末回線収容装置ごとに	12,866円
(3)	端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに	1,625円
				(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに	1,625円
				(7) (7) (4) 以外のもの	1 回線ごとに	1,674円
			イ 4線式のもの		1 回線ごとに	3,348円
		ウ 1芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額
				② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額
			(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)②A欄に規定する料金額
				② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)②B欄に規定する料金額
			(7) (7) (4) 以外のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額
				② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額

		エ 2 芯 式のもの	(7)～(4) (略)	(略)	(略)	
			(7) (7) (4) 以外のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 4,227円	
				② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 4,110円	
(4)	端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表第1～2欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア イ以外のもの	(7) (4) 以外の場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに 1,671円
					② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに 1,671円
					③ ①②以外のもの	1回線ごとに 1,721円
				(4) 電話重畳する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに 64円
					② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに 64円
		イ 第2群の伝送システムを用いるもの(収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限ります。)	(7) (4) 以外の場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに 1,920円	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに 1,920円	
				③ ①②以外のもの	1回線ごとに 1,970円	
			(4) 電話重畳する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに 313円	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに 313円	
(4)-2～(5)	(略)			(略)	(略)	

		エ 2 芯 式のもの	(7)～(4) (略)	(略)	(略)	
			(7) (7) (4) 以外のもの		1回線ごとに 4,314円	
(4)	端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表第1～2欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア イ以外のもの	(7) (4) 以外の場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに 1,814円
					② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに 1,814円
					③ ①②以外のもの	1回線ごとに 1,868円
				(4) 電話重畳する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに 76円
					② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに 76円
		イ 第2群の伝送システムを用いるもの(収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限ります。)	(7) (4) 以外の場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに 2,065円	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに 2,065円	
				③ ①②以外のもの	1回線ごとに 2,119円	
			(4) 電話重畳する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに 327円	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに 327円	
(4)-2～(5)	(略)			(略)	(略)	

(6)	端末回線伝送機能（第5条標準的な接続所）第1項の中13欄で接続する場合）	ア	光信号端末回線（光局外ブリッタを含まないのに限ります。）により1芯で伝送を行う機能	(7)	光回線設備接続モジュール（光回線設備を成端する装置であって、配線に設置するものをいいます。以下同じとします。）においてフィルタ（保守利用を目的として信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。）を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,052円	
						B 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,995円		
						② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,052円	
						B 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,995円		
						③ ①②以外のもの	A 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,114円	
							B 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,055円	
						(4) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	A 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,052円	
							B 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,995円	

(6)	端末回線伝送機能（第5条標準的な接続所）第1項の中13欄で接続する場合）	ア	光信号端末回線（光局外ブリッタを含まないのに限ります。）により1芯で伝送を行う機能	(7)	光回線設備接続モジュール（光回線設備を成端する装置であって、配線に設置するものをいいます。以下同じとします。）においてフィルタ（保守利用を目的として信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。）を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの		1回線ごとに	2,094円	
						② 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	2,094円	
						③ ①②以外のもの		1回線ごとに	2,157円	
							(4) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの		1回線ごとに

		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,052円	
			B 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,995円	
		③ ①②以外のもの	A 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,114円	
			B 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,055円	
		イ 光信号主端末回線（光局外スリットを含むものに限りま す。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,812円
				② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,746円
	(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの		① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,812円	
			② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,746円	
		(7) (4) 以外のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,863円	
			② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,795円	
(7)～(8) (略)				(略)	(略)	

		② 保守の区別がタイプ 1－2のもの	1回線ご とに	2,094円
		③ ①②以外のもの	1回線ご とに	2,157円
イ	光信号主端末回 線（光局外スプ リッタを含むも の）により1 芯にて伝送を行 う機能	(7) 保守の区別がタイプ 1－1のもの	1回線ご とに	1,833円
		(4) 保守の区別がタイプ 1－2のもの	1回線ご とに	1,833円
		(7) (7) (4) 以外のもの	1回線ご とに	1,884円
(7)～(8) (略)			(略)	(略)

(9) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表第5－3欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	3,913円	_____
		イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,449円	
		ウ 2Gbit/s から400Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	2,515円	
(9) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表第5－3欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	3,956円	_____
		イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,492円	
		ウ 2Gbit/s から400Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	2,558円	

2－1－1－1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

月額

区分				単位	料金額	備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表第1－3欄で接続する場合）	光信号主端末回線（光局外スリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	ア 保守の別がタイプ1－1のもの	(7) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,654円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額に、 122円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 122円 のうち、 120円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2－1－1－1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

月額

区分				単位	料金額	備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表第1－3欄で接続する場合）	光信号主端末回線（光局外スリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	ア 保守の別がタイプ1－1のもの	(7) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,685円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、 169円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 169円 のうち、 167円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(イ) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額に、	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる
					169円 を加算した料金額	169円 のうち、 167円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 令和8年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和8年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる
					160円 を加算した料金額	160円 のうち、 158円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる
					160円 を加算した料金額	160円 のうち、 158円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 令和9年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和9年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる
					150円 を加算した料金額	150円 のうち、 148円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

イ 保守の区別 がタイプ1 ー2のもの	(7) 令和6 年4月 1日から 令和7年3 月31日 まで適用 する 料金	1回線 ごとに	1,654円 ――	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。
		1回線 ごとに	2ー1ー1 ー1第6欄 イ(イ)①欄 に規定する 料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
		1回線 ごとに	2ー1ー1 ー1第6欄 イ(イ)①欄 に規定する 料金額に、 122円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 122円 のうち、 120円 にのみ消費税相当額を 加算するものとしま す。
	(4) 令和7 年4月 1日から 令和8年3 月31日 まで適用 する 料金	1回線 ごとに	2ー1ー1 ー1第6欄 イ(イ)②欄 に規定する 料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
		1回線 ごとに	2ー1ー1 ー1第6欄 イ(イ)②欄 に規定する 料金額に、 169円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 169円 のうち、 167円 にのみ消費税相当額を 加算するものとしま す。
	(7) 令和8 年4月 1日以 降に適用 する 料金	1回線 ごとに	令和8年4 月1日以 降に適用 する2ー 1ー1第 6欄イ(イ) に規定する 料金額に、 160円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 160円 のうち、 158円 にのみ消費税相当額を 加算するものとしま す。

イ 保守の区別 がタイプ1 ー2のもの	(7) 令和7 年4月 1日から 令和8年3 月31日 まで適用 する 料金	1回線 ごとに	1,685円 ――	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。
		1回線 ごとに	2ー1ー1 ー1第6欄 イ(イ)欄に 規定する料 金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
		1回線 ごとに	2ー1ー1 ー1第6欄 イ(イ)欄に 規定する料 金額に、 169円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 169円 のうち、 167円 にのみ消費税相当額を 加算するものとしま す。
	(4) 令和8 年4月 1日から 令和9年3 月31日 まで適用 する 料金	1回線 ごとに	令和8年4 月1日 から令和 9年3月 31日まで 適用する 2ー1ー 1第6欄 イ(イ)欄 に規定する 料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
		1回線 ごとに	令和8年4 月1日 から令和 9年3月 31日まで 適用する 2ー1ー 1第6欄 イ(イ)欄 に規定する 料金額に、 160円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 160円 のうち、 158円 にのみ消費税相当額を 加算するものとしま す。
	(7) 令和9 年4月 1日以 降に適用 する 料金	1回線 ごとに	令和9年4 月1日以 降に適用 する2ー 1ー1第 6欄イ(イ) に規定する 料金額に、 150円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 150円 のうち、 148円 にのみ消費税相当額を 加算するものとしま す。

ウ	アイ以外 のもの	(7) 令和6 年4月 1日か ら令和 7年3 月31日 まで適 用する 料金	1回線 ごとに	1,701円 ――	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。
			1回線 ごとに	2－1－1 －1第6欄 イ(ウ)①欄 に規定する 料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
			1回線 ごとに	2－1－1 －1第6欄 イ(ウ)①欄 に規定する 料金額に、 125円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 125円 のうち、 123円 にのみ消費税相当額を 加算するものとしま す。
		(4) 令和7 年4月 1日か ら令和 8年3 月31日 まで適 用する 料金	1回線 ごとに	2－1－1 －1第6欄 イ(ウ)②欄 に規定する 料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
			1回線 ごとに	2－1－1 －1第6欄 イ(ウ)②欄 に規定する 料金額に、 174円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 174円 のうち、 172円 にのみ消費税相当額を 加算するものとしま す。

ウ	アイ以外 のもの	(7) 令和7 年4月 1日か ら令和 8年3 月31日 まで適 用する 料金	1回線 ごとに	1,731円 ――	接続開始日から、1年未 満の場合に適用します。
			1回線 ごとに	2－1－1 －1第6欄 イ(ウ)欄に 規定する料 金額	接続開始日から、1年以 上2年未満の場合に適用 します。
			1回線 ごとに	2－1－1 －1第6欄 イ(ウ)欄に 規定する料 金額に、 174円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年以 上3年未満の場合に適用 します。また、料金表通 則の規定にかかわらず左 欄に掲げる 174円 のうち、 172円 にのみ消費税相当額を加 算するものとします。
		(4) 令和8 年4月 1日か ら令和 9年3 月31日 まで適 用する 料金	1回線 ごとに	令和8年4 月1日から 令和9年3 月31日まで 適用する2 －1－1－ 1第6欄イ (ウ)欄に規 定する料金 額	接続開始日から、1年以 上2年未満の場合に適用 します。
			1回線 ごとに	令和8年4 月1日から 令和9年3 月31日まで 適用する2 －1－1－ 1第6欄イ (ウ)欄に規 定する料金 額に、 164円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年以 上3年未満の場合に適用 します。また、料金表通 則の規定にかかわらず左 欄に掲げる 164円 のうち、 162円 にのみ消費税相当額を加 算するものとします。

			(ウ) 令和8年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和8年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる
					164円	164円
					を加算した料金額	のうち、 162円
						にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ウ) 令和9年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和9年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる
					155円	155円
					を加算した料金額	のうち、 153円
						にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2 加算料

月額

区分		単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	165円	
	イ 1芯式のもの			
	(7) (イ)以外のもの			
	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額	
	② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額	
	(4) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの			
	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	156円	
	② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	153円	
	ウ (略)	(略)		

2-1-1-2 加算料

月額

区分		単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	197円	
	イ 1芯式のもの			
	(7) (イ)以外のもの			
	(イ) ①欄に規定する料金額	1回線ごとに	(イ) ①欄に規定する料金額	
	(イ) ②欄に規定する料金額	1回線ごとに	(イ) ②欄に規定する料金額	
	(4) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの			
	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	160円	
	② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		
	ウ (略)	(略)		

(2)	2ー 1ー 1ー 1第 2欄 ウは 第6 欄に 規定 する 機能 に係 る加 算料	ア 光 信号 分岐 端末 回線 に係 る加 算料	(7) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するもの。）を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1ー1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	367円	72円	
				② 保守の区別がタイプ1ー2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	367円	72円	
				③ ①②以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	378円	74円	
			(4) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するもの。）を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容されているもの	A 保守の区別がタイプ1ー1のもの	372円	72円	
					B 保守の区別がタイプ1ー2のもの	372円	72円	
					C AB以外のもの	383円	74円	
				② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容されているもの	A 保守の区別がタイプ1ー1のもの	367円	72円	
					B 保守の区別がタイプ1ー2のもの	367円	72円	
					C AB以外のもの	378円	74円	
(2)	2ー 1ー 1ー 1第 2欄 ウは 第6 欄に 規定 する 機能 に係 る加 算料	ア 光 信号 分岐 端末 回線 に係 る加 算料	(7) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するもの。）を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1ー1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	407円	81円	
				② 保守の区別がタイプ1ー2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	407円	81円	
				③ ①②以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	419円	83円	
			(4) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するもの。）を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容されているもの	A 保守の区別がタイプ1ー1のもの	411円	81円	
					B 保守の区別がタイプ1ー2のもの	411円	81円	
					C AB以外のもの	423円	83円	
				② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容されているもの	A 保守の区別がタイプ1ー1のもの	407円	81円	
					B 保守の区別がタイプ1ー2のもの	407円	81円	
					C AB以外のもの	419円	83円	

	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,812円			
			② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,746円			
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,812円			
			② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,746円			
		(7) (4) (4) 以外のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,863円			
			② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,795円			
		(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1 回線ごとに		403円		
				イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの		1 回線ごとに1メートルあたり		0.916円
			イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線ごとに		1,833円	
(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線ごとに			1,833円				
(7) (7) (4) 以外のもの	1 光信号主端末回線ごとに			1,884円				
(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの			1 回線ごとに		387円		
				イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの		1 回線ごとに1メートルあたり		1.083円

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区分				単位	料金額	備考
2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端回線ごとに	1,654円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、 122円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 122円 のうち、 120円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(4) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、 169円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 169円 のうち、 167円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区分				単位	料金額	備考
2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端回線ごとに	1,685円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、 169円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 169円 のうち、 167円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(4) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端回線ごとに	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端回線ごとに	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、 160円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 160円 のうち、 158円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

		1 光信号主端末回線ごとに	2－1－1－2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる				1 光信号主端末回線ごとに	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する2－1－1－2 第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる
			169円						160円	
			を加算した料金額	169円のうち、					を加算した料金額	160円のうち、
				167円						158円
				にのみ消費税相当額を加算するものとします。						にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(ウ)	令和8年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和8年4月1日以降に適用する2－1－1－2 第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる				1 光信号主端末回線ごとに	令和9年4月1日以降に適用する2－1－1－2 第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる
			160円						150円	
			を加算した料金額	160円のうち、					を加算した料金額	150円のうち、
				158円						148円
				にのみ消費税相当額を加算するものとします。						にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(フ)	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,701円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。				1 光信号主端末回線ごとに	1,731円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1 光信号主端末回線ごとに	2－1－1－2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。				1 光信号主端末回線ごとに	2－1－1－2 第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1 光信号主端末回線ごとに	2－1－1－2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる				1 光信号主端末回線ごとに	2－1－1－2 第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる
			125円						174円	
			を加算した料金額	125円のうち、					を加算した料金額	174円のうち、
				123円						172円
				にのみ消費税相当額を加算するものとします。						にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(イ) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる
					174円	
					を加算した料金額	174円のうち、
						172円
						にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 令和8年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和8年4月1日以降に適用する2-1-1-2 第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる
					164円	
					を加算した料金額	164円のうち、
						162円
						にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(イ) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する2-1-1-2 第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する2-1-1-2 第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる
					164円	
					を加算した料金額	164円のうち、
						162円
						にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 令和9年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和9年4月1日以降に適用する2-1-1-2 第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる
					155円	
					を加算した料金額	155円のうち、
						153円
						にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-2 加算額

1 回線ごとに月額			
区分		料金額	備考
(1) (略)		(略)	
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	(略)	
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	190円
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	196円
		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	203円

2-1の2 (略)

2-1-2 加算額

1 回線ごとに月額			
区分		料金額	備考
(1) (略)		(略)	
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	(略)	
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	200円
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	209円
		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	214円

2-1の2 (略)

2-1の3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区分				料金額	備考
光信号電気信号変換機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（100Mbit/s又は1Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限ります。）の相互変換を行う機能	(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの（以下「100Mbit/sタイプ」といいます。）	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	681円	—
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	681円	
			ウ アイ以外のもの	701円	
	(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの		1,826円	—
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1,826円	
			ウ アイ以外のもの	1,881円	

2-1の3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区分				料金額	備考
光信号電気信号変換機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（100Mbit/s又は1Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限ります。）の相互変換を行う機能	(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの（以下「100Mbit/sタイプ」といいます。）	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	377円	—
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	377円	
			ウ アイ以外のもの	388円	
	(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの		983円	—
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	983円	
			ウ アイ以外のもの	1,012円	

2-1の4 光信号多重分離機能

月額

区分					料金額	備考
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線の間の光信号の多重分離を行う機能	ア 1 Gbit /sタイプ	(7) 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号主端末回線の最大収容数が4のもの	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	159円	
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	159円	
				③ ①②以外のもの	164円	
		(4) 光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	308円		
			② 保守の区別がタイプ1－2のもの	308円		
			③ ①②以外のもの	317円		
	イ 10Gbit/sタイプ	光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号主端末回線の最大収容数が4のもの	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	423円		
			② 保守の区別がタイプ1－2のもの	423円		
			③ ①②以外のもの	436円		

2-1の4 光信号多重分離機能

月額

区分					料金額	備考
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線の間の光信号の多重分離を行う機能	ア 1 Gbit/sタイプ	(7) 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号主端末回線の最大収容数が4のもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	107円	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	107円	
				③ ①②以外のもの	110円	
		(4) 光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	174円		
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	174円		
			③ ①②以外のもの	179円		
	イ 10Gbit/sタイプ	光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号主端末回線の最大収容数が4のもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	419円		
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	419円		
			③ ①②以外のもの	432円		

2-2 端末系交換機能

区分				単位	料金額	備考
(1)	加入者交換機能	加入者交換機（簡易型交換機（契約者回線を収容する交換設備のうち当社が指定する交換機をいいます。以下同じとします。）及び加入者交換機と端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含みます。以下料金表第1表第1において同じとします。）により通信の交換を行う機能		1通信ごとに	0.59746円	――
				1秒ごとに	0.055161円	――
(2)	加入者交換機能とニューニ利用機能	加入者交換機において加入者交換機能とニューニを利用し通信の交換を行う機能		1加入者交換機能とニューニ利用ごとに	0.1469円	――
(3)～(5) (略)	(略)			(略)	(略)	――
(6)	携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00006281円	――	
			――	――		
			――	――		
			――	――		
			――	――		
		エ 市内通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00007851円	――	
	オ リルレーティング通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00009547円			
(7)	加入者交換機回線対応部専用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機接続回線を収容する機能		1秒ごとに	0.0019914円	――
(8)	加入者交換機回線対応部共用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能		1秒ごとに	0.0029589円	――
(9)	端末系ルータ交換機能	ア 16bit/sタイプ	(7) (イ)以外のもの	1装置ごとに月額	406,663円	――
			(イ) 専らIP電話の提供の用に供するもの	1装置ごとに月額	594,872円	
			イ 10Gbit/sタイプ	1装置ごとに月額	705,208円	――

2-2 端末系交換機能

区分				単位	料金額	備考
(1) 削除						
(2) 削除						
(3)～(5) (略)	(略)			(略)	(略)	
(6) 削除						
(7) 削除						
(8) 削除						
(9) 端末系ルータ交換機能	一般収容局ルータにより通信の交換を行う機能	ア 16bit/sタイプ	(7) (イ)以外のもの	1装置ごとに月額	462,790円	
			(4) 専らIP電話の提供の用に供するもの	1装置ごとに月額	490,196円	
		イ 10Gbit/sタイプ		1装置ごとに月額	996,255円	

(10)	一般 収容 局 ルータ優 先パ ケッ ト識 別機 能	一般収容局ルータにおいて、優先パケット（最優先クラス、高優先クラス及び優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットをいいます。以下、同じとします。）等を識別する機能	ア 1 Gbit/s タイプ	(7) SIPサーバを用いて制御するもの	1チャネルごとに月額	2.14円	—	
				(4) 優先クラスを識別するもの	1契約数ごとに月額	2.43円		
				(5) (7) (4)以外のもの	1装置ごとに月額	8,267円		
			イ 10Gbit/s タイプ	(7) SIPサーバを用いて制御するもの	1チャネルごとに月額	2.14円	—	
					(4) 優先クラスを識別するもの	1契約数ごとに月額		2.43円
					(5) (7) (4)以外のもの	1装置ごとに月額		23,817円
(11)	メタル回線収容機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7ー2欄で接続する場合において、メタル回線収容装置（メタル回線を収容し、インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信機器をいいます。以下同じとします。）及びメディアゲートウェイ（第5条第1項の表中第7ー2欄で接続する場合において音声信号とパケットの相互間の変換を行うものをいいます。以下同じとします。）によりメタル回線を収容し、音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	1秒ごとに	0.024394円	—			

(10)	一般 収容 局 ルータ優 先パ ケッ ト識 別機 能	一般収容局ルータにおいて、優先パケット（最優先クラス、高優先クラス及び優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットをいいます。以下、同じとします。）等を識別する機能	ア 1 Gbit/s タイプ	(7) SIPサーバを用いて制御するもの	1チャネルごとに月額	3.01円	—	
				(4) 優先クラスを識別するもの	1契約数ごとに月額	2.92円		
				(5) (7) (4)以外のもの	1装置ごとに月額	11,917円		
			イ 10Gbit/s タイプ	(7) SIPサーバを用いて制御するもの	1チャネルごとに月額	3.01円	—	
					(4) 優先クラスを識別するもの	1契約数ごとに月額		2.92円
					(5) (7) (4)以外のもの	1装置ごとに月額		11,917円
(11)	メタル回線収容機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7ー2欄で接続する場合において、メタル回線収容装置（メタル回線を収容し、インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信機器をいいます。以下同じとします。）及びメディアゲートウェイ（第5条第1項の表中第7ー2欄で接続する場合において音声信号とパケットの相互間の変換を行うものをいいます。以下同じとします。）によりメタル回線を収容し、音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	1秒ごとに	0.0274529円	—			

2ー3 市内伝送機能

区分		単位	料金額	備考
市内伝送機能	市内中継交換機（中継交換機のうち市内通信の交換を行うものをいいます。以下同じとします。）と加入者交換機との間の伝送路設備、加入者交換機相互間の伝送路設備、市内中継交換機により、同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.10447円	—
		1秒ごとに	0.0132円	

2ー4 中継交換機能

区分		単位	料金額	備考
(1) 中継交換機能	市外中継交換機（中継交換機であって市内中継交換機以外のものをいいます。以下同じとします。）により通信の交換を行う機能	1通信ごとに	0.10447円	—
		1秒ごとに	0.00089286円	
(2) 中継交換機回線対応専用機能	当社の中継交換機回線に中継交換機接続回線を收容する機能	1秒ごとに	0.000091014円	—

2ー3 削除

区分		単位	料金額	備考
(1)	削除	—	—	—
(2)	削除	—	—	—

2ー4 閉門系ルータ機能

区分		単位	料金額	備考
(1)	削除	—	—	—
(2)	削除	—	—	—

(3)	中継交換機回線対応部機能	当社の中継交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能	1秒ごとに	0.00015093円	
(4)	関門系ルータ交換機能	関門系ルータで接続する場合における当該関門系ルータにより通信の交換を行う機能	ア 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続するものうちPPPoE方式で接続する場合	1装置ごとに月額	242,132円
		イ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続するものうちIPoE方式で接続する場合	(7) 東京都内の設置場所において接続する場合	①接続対象地域を東日本全域とするもの	1ポートあたり月額
					159,922円
					IPoE 接続を利用している協定事業者に適用します。
				②接続対象地域を東京都内とするもの	1ポートあたり月額
					273,495円
					IPoE 接続を利用している協定事業者に適用します。
			(4) 千葉県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	208,207円
					IPoE 接続を利用している協定事業者に適用します。
			(7) 埼玉県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	195,907円
					IPoE 接続を利用している協定事業者に適用します。
			(1) 神奈川県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	173,414円
					IPoE 接続を利用している協定事業者に適用します。
			(4) 茨城県内及び栃木県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	824,208円
					IPoE 接続を利用している協定事業者に適用します。
(3)	削除				
(4)	関門系ルータ交換機能	関門系ルータで接続する場合における当該関門系ルータにより通信の交換を行う機能	ア 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続するものうちPPPoE方式で接続する場合	1装置ごとに月額	360,849円
			イ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続するものうちIPoE方式で接続する場合	(7) 東京都内の設置場所において接続する場合	①接続対象地域を東日本全域とするもの
					1ポートあたり月額
					458,271円
					IPoE 接続を利用している協定事業者に適用します。
				②接続対象地域を東京都内とするもの	1ポートあたり月額
					169,501円
					IPoE 接続を利用している協定事業者に適用します。
			(4) 千葉県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	194,018円
					IPoE 接続を利用している協定事業者に適用します。
			(7) 埼玉県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	178,086円
					IPoE 接続を利用している協定事業者に適用します。
			(1) 神奈川県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	167,782円
					IPoE 接続を利用している協定事業者に適用します。
			(4) 茨城県内及び栃木県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	621,967円
					IPoE 接続を利用している協定事業者に適用します。

			(カ) 北海道内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	252,197円	IPoE 接続を利用している協定事業者に適用します。
			(キ) 宮城県内及び山形県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	195,089円	IPoE 接続を利用している協定事業者に適用します。
			(ク) 群馬県内及び山梨県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	234,639円	IPoE 接続を利用している協定事業者に適用します。
			(ケ) 茨城県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	337,050円	IPoE 接続を利用している協定事業者に適用します。
			(コ) 栃木県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	418,060円	IPoE 接続を利用している協定事業者に適用します。
		ウ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7ー2欄で接続するものであってエ以外の場合	1ポートごとに月額	1,172,222円	_____	_____
		エ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7ー2欄で接続するものであって当社中間配線盤又は当社が指定する装置で接続する場合	1秒ごとに	0.000015833円	_____	_____

			(カ) 北海道内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	199,432円	IPoE 接続を利用している協定事業者に適用します。
			(キ) 宮城県内及び山形県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	164,207円	IPoE 接続を利用している協定事業者に適用します。
			(ク) 群馬県内及び山梨県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	184,934円	IPoE 接続を利用している協定事業者に適用します。
			(ケ) 茨城県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	317,908円	IPoE 接続を利用している協定事業者に適用します。
			(コ) 栃木県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	392,702円	IPoE 接続を利用している協定事業者に適用します。
		(4) 群馬県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,066,083円	_____	IPoE 接続を利用している協定事業者に適用します。
		(5) 新潟県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,585,042円	_____	IPoE 接続を利用している協定事業者に適用します。
		(2) 宮城県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	806,625円	_____	IPoE 接続を利用している協定事業者に適用します。

2-4の2 音声パケット変換機能

区分		単位	料金額	備考
音声パケット変換機能	IGSで接続し、音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	1秒ごとに	0.0024570円	

2-5 中継伝送機能

2-5-1 中継伝送共用機能

区分		単位	料金額	備考
中継伝送共用機能	加入者交換機と市中継交換機との間の伝送路設備を当社及び協定事業者が共用して通信を伝送する機能	1秒ごとに	0.0060027円	

2-5-2 中継伝送専用機能の基本額

区分		単位	料金額	備考
中継伝送専用機能	加入者交換機と市中継交換機との間の伝送路設備を専ら協定事業者が利用して通信を伝送する機能	1秒ごとに	0.0014454円	

2-5-2の2 中継交換機接続用伝送装置利用機能

区分		単位	料金額	備考
中継交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項の表中第4欄で接続する場合において、通信用建物に設置された中継交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備（50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なものに限りま	1秒ごとに	0.00010600円	
	す。）とその中継交換機との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行う機能			

		(注) 福島県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,585,042円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		ウ 削除			
		エ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続するものであって当社中間配線盤又は当社が指定する装置で接続する場合	1秒ごとに	0.000007753円	

2-4の2 削除

2-5 中継伝送機能

2-5-1 削除

2-5-2 削除

2-5-2の2 削除

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1 回線ごとに1メートルあたり月額

区分			料金額	備考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	0.916円	
		イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	0.916円	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

月額

区分		単位	料金額	備考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1 回線ごとに	403円	
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1 回線ごとに1メートルあたり	0.916円	

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1 回線ごとに1メートルあたり月額

区分			料金額	備考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	1.083円	
		イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	1.083円	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

月額

区分		単位	料金額	備考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1 回線ごとに	387円	
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1 回線ごとに1メートルあたり	1.083円	

2-6 通信路設定伝送機能

2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額

2-6-1-1 基本料

				1回線ごとに月別		備考
区 分				料金概		
通信回線設定伝送機能	専用回線・一般用回線に使用するもの 一般専用によるもの 高速デジタル伝送によるもの 伝送速度及び端末間伝送速度を収容する伝送速度により通信速度の指定並びに伝送を行う機能	一般専用によるもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 帯り着音を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	13,159円	11,037円	右欄以外の増設料金は、増設料金を利用する区間が同一の単位料金区域に終結する場合
			64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	11,490円	9,149円	
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	109,132円	107,010円	
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの	12,440円	10,440円	
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの	12,681円	10,640円	
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの	13,159円	11,037円	
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの	134,558円	130,320円	
			1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	20,247円	19,247円	
			3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	20,643円	19,562円	
			6.096Mbit/sの符号伝送が可能なもの	21,430円	21,192円	
			12.192Mbit/sの符号伝送が可能なもの	159,902円	153,542円	
			24.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	185,302円	176,871円	
			48.768Mbit/sの符号伝送が可能なもの	238,102円	223,346円	
			97.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	288,907円	269,445円	
			195.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	288,506円	268,068円	
ウ(継)			540,914円 <td>502,752円</td> <td></td>	502,752円		
			668,319円 <td>642,433円</td> <td></td>	642,433円		
			176,161円 <td>128,161円</td> <td></td>	128,161円		
			179,674円 <td>130,714円</td> <td></td>	130,714円		
			185,302円 <td>135,821円</td> <td></td>	135,821円		
			1,048,931円 <td>968,369円</td> <td></td>	968,369円		
			1,379,141円 <td>1,271,019円</td> <td></td>	1,271,019円		
			1,734,753円 <td>1,596,950円</td> <td></td>	1,596,950円		
			2,749,553円 <td>2,604,341円</td> <td></td>	2,604,341円		
			2,804,532円 <td>2,636,418円</td> <td></td>	2,636,418円		
			2,914,495円 <td>2,700,571円</td> <td></td>	2,700,571円		

2-6-1-2 加算料

			1回線ごとに月別		備考	
区 分			料 金 額			
通信機器の 専用回線に て専用線 を設定して伝 送機能	一般専用 線にも使 えるもの イ 高速デ ータ伝送に 適するもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 500b/s以下の符号伝送が可能なもの		2,070円	4,326円	通信規定伝送法 規定の周長が 10kmを超える場 合は10kmことの 加算料
				2,880円	3,429円	
		64kbit/s又は48kbit/s の符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エノミークラス のもの	2,070円 1,950円	4,326円 4,081円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	1,950円 2,070円 4,130円	4,163円 4,326円 8,652円	
		128kbit/sの符号伝送が 可能なもの	クラスが下記以外のもの エノミークラス のもの	2,070円 1,430円	4,326円 3,652円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	3,900円 3,980円 4,130円	8,162円 8,325円 8,652円	
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの		6,820円	12,930円	
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの		8,770円	17,303円	
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの		12,400円	25,955円	
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの		16,540円	34,607円	
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの		24,800円	51,910円	
		1.153Mbit/sの符号伝送が可能なもの		37,610円	77,610円	
		1.538Mbit/sの符号伝送 が可能なもの	クラスが下記以外のもの エノミークラス のもの	49,610円 46,800円	103,821円 97,944円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	47,740円 46,800円	99,903円 103,821円	
		ウ (略)	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの		73,850円	154,383円
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの			105,420円	220,619円		
6.144Mbit/sの符号伝送 が可能なもの	クラスが下記以外のもの エノミークラス のもの		134,350円 520,700円	281,181円 1,345,565円		
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの		531,110円 551,940円	1,372,476円 1,426,229円		

2-6-2 分岐回線の部分の基本振

		区 分		料金額	備考
				1回線ごとに月費	
専用回線・ 道路設備 に使用する 定価伝送機 能	一般用途に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		10,421円	
		専ら音声伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		8,533円	
		50bit/s以下の符号伝送が可能なもの			
	イ	64kbit/sの符号伝送が可能なもの		106,394円	
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの		128,089円	
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの		151,694円	
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの		174,358円	
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの		219,589円	
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの		265,019円	
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの		355,679円	
	ロ	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの		491,167円	
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの		627,671円	
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの		944,966円	
		4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの		1,239,610円	
		6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの		1,556,919円	

2-6 通信路設定伝送機能

2-6-1 分岐回線以外の部分の基本型

2-6-1-1 基本料

				1 回線ごと・1 月毎		備考
				右欄以外の場合	料金額 通信料決定伝送網を利用する区間が同一の単位料金額域に属する場合	
通信料決定伝送機能	専用回線ノード装置、中継器、通信路設備及び端末回路を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	一般専用にも使えるもの	通電0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声伝送するため、通電0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	13,470円	10,900円	
		イ	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	12,596円	9,096円	
		イ	高速デジタル伝送に係るもの	122,039円	119,469円	
			エノミークラスのもの	12,752円	10,326円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの	12,991円	10,517円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	13,470円	10,900円	
			保守の区別が上記以外のもの	152,837円	147,892円	
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	22,238円	17,837円		
		エノミークラスのもの	22,680円	17,720円		
			保守の区別がタイプ1-1のもの	23,529円	18,384円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	183,573円	175,859円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	214,347円	204,063円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	276,901円	260,472円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	327,453円	318,000円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	426,955円	422,698円	
		1.536kbit/sの符号伝送が可能なもの	645,212円	598,926円		
		1.536kbit/sの符号伝送が可能なもの	629,871円	768,152円		
		エノミークラスのもの	243,625円	185,401円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	248,463円	189,094円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	258,189円	196,479円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,127,629円	1,050,197円		
		3.072kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,476,165円	1,380,446円		
		4.608kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,783,929円	1,642,492円		
		6.144kbit/sの符号伝送が可能なもの	9,006,470円	7,951,258円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	9,278,382円	8,110,268円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	9,642,211円	8,428,287円		
		保守の区別が上記以外のもの				
	ウ(略)					

2-6-1-2 加算料

区 分			1 回線ごとに月費		
			料金額	備考	
通信路設定伝送機能	専用線ノード装置、中継機伝送路設備及び端末機を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	一般専用線に伝送するもの 通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 500bit/s以上の符号伝送が可能なもの	通信路設定伝送機能の周波数が100mを超える場合の100mごとの加算料 2,710円	相互接続点が当該加算料の算入対象となる場合の加算料 5,493円	
			3,320円	4,169円	
		64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの エノミークラスのもの	クラスが下記以外のもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ2-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	2,710円 2,560円 2,610円 2,710円	5,493円 5,182円 5,286円 5,493円
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの エノミークラスのもの	クラスが下記以外のもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ2-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	5,430円 5,120円 5,220円 5,430円	10,986円 10,364円 10,571円 10,986円
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの 256kbit/sの符号伝送が可能なもの	18,940円 10,850円	18,940円 21,972円	
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの 512kbit/sの符号伝送が可能なもの	16,280円 21,710円	32,958円 43,943円	
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの 1.153Mbit/sの符号伝送が可能なもの	32,560円 48,840円	65,915円 88,320円	
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの エノミークラスのもの	クラスが下記以外のもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ2-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	65,130円 61,440円 62,670円 65,130円	131,830円 124,368円 126,855円 131,830円
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの 6.008Mbit/sの符号伝送が可能なもの	65,130円 92,260円	181,830円 186,769円	
		12.44Mbit/sの符号伝送が可能なもの エノミークラスのもの	122,110円 149,250円	247,181円 302,111円	
		24.88Mbit/sの符号伝送が可能なもの エノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ2-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	520,700円 531,110円 557,940円	6,592,685円 6,724,539円 6,968,746円
	ウ(略)				

2-6-2 分岐回線の部分の基本型

				1回線ごとに月額	
区 分				料金額	備考
通信路設計伝送機能	専用線・ケーブル、中継設備及び端末機を受信する伝送機能により通信路の設定並びに伝送を行う機能	一般専用線に伝送に供するもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	10,007円	
		イ 高速デジタル伝送に供するもの	64kbit/sの符号伝送が可能なもの 128kbit/sの符号伝送が可能なもの 192kbit/sの符号伝送が可能なもの 256kbit/sの符号伝送が可能なもの 384kbit/sの符号伝送が可能なもの 512kbit/sの符号伝送が可能なもの 768kbit/sの符号伝送が可能なもの	118,576円 145,907円 173,181円 200,493円 255,117円 329,140円 418,988円	
		1. 152kbit/sの符号伝送が可能なもの	582,861円		
		2. 536kbit/sの符号伝送が可能なもの	746,732円		
		3. 072kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,019,851円		
		4. 608kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,320,283円		
		6. 144kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,593,403円		

2-6の2~2-6の3-3 (略)

2-7 信号伝送機能

区分	単位	料金額	備考
共通線信号網利用機能	1信号ごとに	0.018297円	
ア 削除			
イ 共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能			国際系事業者、中継事業者又は特定端末系事業者に適用します。
ウ 共通線信号網を利用して、協定事業者のサービスを実現するための信号を送受する機能			

2-7の2 SIPサーバ機能

区分	単位	料金額	備考
SIPサーバ機能	1通信ごとに	0.77885円	
一般収容局ルータと連携してインターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能			

2-7の3 SIP信号変換機能

区分	単位	料金額	備考
SIP信号変換機能	1通信ごとに	0.050835円	
SIPサーバと連携して、IP通信網内で流通するSIP信号を終端し、IP通信網とこれに相当する協定事業者の網との間で流通可能なSIP信号に変換する機能			

2-7の4 番号管理機能

区分	単位	料金額	備考
番号管理機能	1通信ごとに	0.026894円	
SIPサーバと連携して、入力された電気通信番号の一部又は全部に対応してドメイン名を出力する機能			

2-7の5 ドメイン名管理機能

区分	単位	料金額	備考
ドメイン名管理機能	1通信ごとに	0.032998円	
入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してIPアドレスを出力する機能			

2-6の2~2-6の3-3 (略)

2-7 削除

2-7の2 SIPサーバ機能

区分	単位	料金額	備考
SIPサーバ機能	1通信ごとに	0.46312円	
一般収容局ルータと連携してインターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能			
ア イ以外のもの			
イ 専ら光IP電話の提供の用に供するもの	1通信ごとに	1.24059円	

2-7の3 SIP信号変換機能

区分	単位	料金額	備考
SIP信号変換機能	1通信ごとに	0.030195円	
SIPサーバと連携して、IP通信網内で流通するSIP信号を終端し、IP通信網とこれに相当する協定事業者の網との間で流通可能なSIP信号に変換する機能			

2-7の4 番号管理機能

区分	単位	料金額	備考
番号管理機能	1通信ごとに	0.034153円	
SIPサーバと連携して、入力された電気通信番号の一部又は全部に対応してドメイン名を出力する機能			

2-7の5 ドメイン名管理機能

区分	単位	料金額	備考
ドメイン名管理機能	1通信ごとに	0.017413円	
入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してIPアドレスを出力する機能			

2-8 番号案内機能等

区分		単位	料金額	備考
(1) 番号案内サービス接続機能（中継交換機等接続）	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台（オペレータを含みます。以下同じとします。）及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに に	323円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(1) -2 番号案内サービス接続機能（一般中継局ルータ接続）	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7－2欄に規定する箇所での接続であって、当社中間配線盤又は当社が指定する装置での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに に	319円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) （略）		(略)	(略)	――
(2) -2 NPS交換機利用機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5－3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機（番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。）及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに に	148.88円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア （略）	(略)	(略)	――
	イ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5－3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに に	19.07円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ～エ （略）	(略)	(略)	――

2-9 (略)

2-10 公衆電話機能
2-10-1 基本料

区分		単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	4.1057円	
(2) (略)		(略)	(略)	

2-10-2 加算料

区分		単位	料金額	備考
(1)	2－10－1 第1欄に規定する機能に係る加算料	事業法第110条に規定する負担金に係る加算料	1秒ごとに 0.00109698円	_____
(2)	(略)		(略)	_____

2-11 その他の機能

区分		単位	料金額	備考
(1) 市内通信機能	加入者交換機能と市内伝送機能を併用して、相互接続通信において同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.71809円	中継事業者に適用します。
		1秒ごとに	0.093223円	
(2) リレーティング通信機能	加入者交換機能、市内伝送機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、中継事業者が提供する仮想私設網サービス（以下「VPNサービス」といいます。）に係るリレーティング通話等の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.93040円	中継事業者に適用します。
		1秒ごとに	0.10373円	

2-8 番号案内機能等

区分		単位	料金額	備考
(1) 削除				
(1) -2 番号案内サービス接続機能 （一般中継局ルータ接続）	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7－2欄に規定する箇所での接続であって、当社中間配線盤又は当社が指定する装置での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	392円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) （略）		（略）	（略）	
(2) -2 NPS交換機利用機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5－3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機（番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。）及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに	154.81円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能		（略）	（略）	
	ア （略）	（略）	（略）	
	イ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5－3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	44.54円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ～エ （略）	（略）	（略）	

2-9 (略)

2-10 公衆電話機能
2-10-1 基本料

区分		単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	4.7611円	
(2) (略)		(略)	(略)	

2-10-2 加算料

区分		単位	料金額	備考
(1)	2-10-1 第1欄に規定する機能に係る加算料	事業法第110条に規定する負担金に係る加算料 1秒ごとに	0.00138295円	_____ _____ _____
(2)	(略)	(略)	(略)	_____ _____

2-11 その他の機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 削除			
(2) 削除			

(3) リルーティン グ指示に係る 網保留機能	中継事業者が提供するVPNサービスに係るリルーティン グ通話を行うにあつて、リルーティン グ指示信号を受信してリルーティン グを行うまでの間、加入者交換機、市外中継交換機及び加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を保留する機能	1 通信ごとに	0.029325円	中継事業者 (特定中継事業者を除き ます。)に適用 します。
(4) 音声ガイ ダンス送出用 接続通信機能	ア 加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1 秒ごとに	0.063451円	――
	イ 加入者交換機能、中継系交換機能、中継伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1 秒ごとに	0.068096円	――
(5) (略)		(略)	(略)	――
(6) リダイレク ション網使 用機能	ア 当社の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1 通信ごとに	0.074550円	携帯・自動車 電話事業者、 国際系事業者、 中継事業者、 PHS事業者又は 端末系事業者に適用 します。
	イ 特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1 通信ごとに	0.063104円	――
(7)～(11) (略)		(略)	(略)	――
(12) DSL回線 管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	ア イ以外のもの	1 回線ごとに月額	149円
		イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(7)欄及びイ(7)欄に係るもの	1 回線ごとに月額	46円
(13) DSL回線 故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の故障の発生原因を特定するために対応する機能		1 回線ごとに月額	33円
(14) (略)		(略)	(略)	――
(15) 光回線設備 管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1 回線又は1波長ごとに月額	43円
(16) IP通信網 回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1 回線ごとに月額	46円
(17)～(17)-2 (略)		(略)	(略)	――
(18) 光信号分岐 端末回線管理 機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1 光信号分岐端末回線ごとに月額	43円
(19) 光信号局内 伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1 回線ごとに月額	403円
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1 回線ごとに1メートルあたり月額	0.916円
(3) 削除				
(4) 削除				
(5) (略)		(略)	(略)	――
(6) 削除				
(7)～(11) (略)		(略)	(略)	――
(12) DSL回線 管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	ア イ以外のもの	1 回線ごとに月額	244円
		イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(7)欄及びイ(7)欄に係るもの	1 回線ごとに月額	58円
(13) DSL回線 故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の故障の発生原因を特定するために対応する機能		1 回線ごとに月額	17円
(14) (略)		(略)	(略)	――
(15) 光回線設備 管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1 回線又は1波長ごとに月額	40円
(16) IP通信網 回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1 回線ごとに月額	58円
(17)～(17)-2 (略)		(略)	(略)	――
(18) 光信号分岐 端末回線管理 機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1 光信号分岐端末回線ごとに月額	40円
(19) 光信号局内 伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1 回線ごとに月額	387円
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1 回線ごとに1メートルあたり月額	1.083円

(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	43円	――	(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	40円	――
(21)～(22) (略)		(略)	(略)	――	(21)～(22) (略)		(略)	(略)	――
(23) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、閉門系ルータ交換機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	954,296円	――	(23) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、閉門系ルータ交換機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/s又は10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	ア 1Gbit/sタイプ イ 10Gbit/sタイプ	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,020,132円 1,929,997円
(24)～(25) (略)		(略)	(略)	――	(24)～(25) (略)		(略)	(略)	――
(26) 特定光信号端末回線管理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能	1回線ごとに月額	243円	――	(26) 特定光信号端末回線管理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能	1回線ごとに月額	238円	――

2-1-2 (略)

2-1-2 (略)

2-1-3 ルーティング伝送機能

2-1-3 ルーティング伝送機能

区分			単位	料金額	備考	区分			単位	料金額	備考
(1) (略)			(略)	(略)	――	(1) (略)			(略)	(略)	――
(2) 一般中継系ルータ交換伝送機能	一般中継局ルータ等により通信の交換及び伝送を行う機能（優先パケットに係る交換及び伝送を行う機能を含む。）	ア 最優先クラス	1Mbitまでごとに月額	0.000062933円	――	(2) 一般中継系ルータ交換伝送機能	一般中継局ルータ等により通信の交換及び伝送を行う機能（優先パケットに係る交換及び伝送を行う機能を含む。）	ア 最優先クラス	1Mbitまでごとに月額	0.000032877円	――
		イ 高優先クラス	1Mbitまでごとに月額	0.000062433円				イ 高優先クラス	1Mbitまでごとに月額	0.000032720円	
		ウ 優先クラス	1Mbitまでごとに月額	0.000058437円				ウ 優先クラス	1Mbitまでごとに月額	0.000024938円	
		エ ベストエフォートクラス	1Mbitまでごとに月額	0.000049946円				エ ベストエフォートクラス	1Mbitまでごとに月額	0.000026010円	
(3) 一般中継系ルータ接続伝送機能	一般中継局ルータとメディアゲートウェイとの間の伝送路設備により通信を伝送する機能	1秒ごとに		0.019520円	――	(3) 一般中継系ルータ接続伝送機能	一般中継局ルータとメディアゲートウェイとの間の伝送路設備により通信を伝送する機能	1秒ごとに		0.0223891円	――

(4) 一般 I P 通信網県間中継系ルータ交換伝送機能	一般県間中継局ルータ（一般中継局ルータであって、専ら異なる都道府県の区域間の通信の交換等を行うもの（I P o E 方式で接続する場合及び I P 電話の提供の用に供するものに限りません。）をいいます。以下同じとします。）等により通信の交換及び伝送を行う機能（優先パケット（優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定した I P パケットをいいます。以下同じとします。）に係る交換及び伝送を行う機能を含みます。）	ア 第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 7 欄で接続するものであって、イ以外の場合（100 Gb/s の符号伝送が可能なものに	(7) 東京都内の設置場所において接続する場合（接続対象地域は東日本全域とします。）	1 ポートごとの 100Gb/s の符号伝送ごとに月額	7,016,667円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
			(イ) (7) 以外の場合	1 ポートごとの 100Gb/s の符号伝送ごとに月額	3,840,909円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
		イ 第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 7 欄で接続し、優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定した I P パケットに係る交換及び伝送を行う場合		1 Mbit までごとに月額	0.00014152円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
		ウ 第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 7 - 2 欄（I P 通信網間接続装置の他事業者側ポート又は中間配線盤に限りません。）で接続する場合		1 秒ごとに	0.000026494円	
(4) 一般 I P 通信網県間中継系ルータ交換伝送機能	一般県間中継局ルータ（一般中継局ルータであって、専ら異なる都道府県の区域間の通信の交換等を行うもの（I P o E 方式で接続する場合及び I P 電話の提供の用に供するものに限りません。）をいいます。以下同じとします。）等により通信の交換及び伝送を行う機能（優先パケット（優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定した I P パケットをいいます。以下同じとします。）に係る交換及び伝送を行う機能を含みます。）	ア 第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 7 欄で接続するものであって、イ以外の場合（100 Gb/s の符号伝送が可能なものに	(7) 東京都内の設置場所において接続する場合（接続対象地域は東日本全域とします。）	1 ポートごとの 100Gb/s の符号伝送ごとに月額	6,923,611円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
			(イ) (7) 以外の場合	1 ポートごとの 100Gb/s の符号伝送ごとに月額	2,655,371円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
		イ 第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 7 欄で接続し、優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定した I P パケットに係る交換及び伝送を行う場合		1 Mbit までごとに月額	0.000040762円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
		ウ 第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 7 - 2 欄（I P 通信網間接続装置の他事業者側ポート又は中間配線盤に限りません。）で接続する場合		1 秒ごとに	0.0000196円	

2-14 網同期クロック供給機能

1 事業者あたり月額

区分		料金額	備考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	38,206円	

2-14 網同期クロック供給機能

1 事業者あたり月額

区分		料金額	備考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	44,251円	

2-15 音声接続に係る組合せ適用接続機能

区分		料金額		備考
組合せ適用接続機能	メタル I P 電話接続機能（接続料規則第 4 条の 2 第 1 項に規定する機能を含みます。）及び無線固定電話接続機能（接続料規則第 4 条の 2 第 2 項に規定する機能を含みます。）及び光 I P 電話接続機能（接続料規則第 4 条の 2 第 3 項に規定する機能を含みます。）を用いて、第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 7 - 2 欄で接続し、I P 通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1 通信ごとに	1.61650円	
		1 秒ごとに	0.0139976円	

第2 網改造料

1 適用

区 分	内 容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 時報音源提供機能の適用	時報音源提供機能の提供を受ける電気通信事業者は、特定端末系事業者から同様の機能の提供を受けるものとします。ただし、特定端末系事業者はこの限りではありません。
(4) (略)	(略)
(5) I P通信網との接続に係る機能（I P o E接続に係るものを除く）の適用の特例	ア (略) イ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中7－2欄に規定する箇所 で接続する場合（I P通信網間接続装置の他事業者側ポート又は中間配線盤で接続するときを除きます）は1－1第53欄イ欄を適用します。

1－1 網改造料の対象となる機能

区 分		備 考
(1)～(3) (略)	(略)	
(4) 中継事業者のV P Nサービスへの接続機能	協定事業者の提供するV P Nサービスに接続する機能	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。
(5) 中継事業者のV P Nサービスへのリルーティング接続機能	協定事業者の提供するV P Nサービスとの接続にあたって、リルーティングを行う機能	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。
(6) ノーリングング通信機能に係る付加機能	特定端末系事業者の契約約款等に規定するノーリングング通信機能を行う際に当社の契約者がノーリングング通信の相手方となる場合に当社の加入者交換機に付加する機能	特定端末系事業者に適用します。
(7) 柔軟課金機能	当社の利用者から発信する通信において、協定事業者から課金のための情報を受信した後、当社が、利用者料金設定事業者の利用者料金の課金を行う機能	利用者料金設定事業者に適用します。
(8)～(18) (略)	(略)	
(19) 時報音源提供機能	当社の時報音源装置から供給された時報情報を提供する付加機能	
(20)～(25) (略)	(略)	

第2 網改造料

1 適用

区 分	内 容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 削除	
(4) (略)	(略)
(5) I P通信網との接続に係る機能（I P o E接続に係るものを除く）の適用の特例	ア (略) イ 削除

1－1 網改造料の対象となる機能

区 分		備 考
(1)～(3) (略)	(略)	
(4) 削除		
(5) 削除		
(6) 削除		
(7) 削除		
(8)～(18) (略)	(略)	
(19) 削除		
(20)～(25) (略)	(略)	
(26) 削除		
(27)～(34) (略)	(略)	
(35) 削除		
(36) 削除		
(37) (略)	(略)	
(38) 削除		
(39) 削除		
(40) 削除		
(41) 削除		
(42)～(48) (略)	(略)	
(49) 伝送路設備利用機能	協定事業者の相互接続点と他の協定事業者との相互接続点相互間に設置する伝送路設備のみを占有して利用する機能又は加入者交換機若しくは加入者交換機の伝送装置、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄若しくは信号用中継交換機の伝送装置で接続する場合において、加入者交換機、信号用中継交換機、専用回線ノード装置若しくは中継伝送路設	

(26) 国際兼用公衆電話に対する課金秒数の変更に係る機能	当社の加入者交換機から、国際兼用公衆電話に発信する課金信号間の秒数を変更する機能	国際系事業者に適用します。
(27)～(34) (略)	(略)	_____
(35) 無線呼出し事業者との柔軟課金機能	_____	第7欄に規定する機能を適用します。
(36) テレドームサービスに係る付加機能	特定中継事業者の契約約款等に規定する複数同時接続機能（以下「テレドームサービス」といいます。）を行うために加入者交換機及び中継交換機に付加する機能	特定中継事業者に適用します。
(37) (略)	(略)	_____
(38) メンバーズネットサービスに係る付加機能	特定中継事業者の契約約款等に規定するメンバーズネット機能（以下「メンバーズネットサービス」といいます。）を行うために加入者交換機及び中継交換機に付加する機能	特定中継事業者に適用します。
(39) 災害用伝言ダイヤル通話に係る付加機能	災害用伝言ダイヤル通話を行うために加入者交換機及び中継交換機に付加する機能	_____
(40) ファクシミリ通信網接続機能	特定中継事業者の契約約款等に規定するファクシミリ通信網サービスを行うために加入者交換機及びISM交換機で付加する機能	特定中継事業者に適用します。
(41) 他社相互接続通信利用停止等機能	加入者交換機又は中継交換機において、特定中継事業者の他社相互接続通信のみを利用停止、制限する機能	特定中継事業者に適用します。
(42)～(48) (略)	(略)	_____
(49) 伝送路設備利用機能	協定事業者の相互接続点と他の協定事業者との相互接続点相互間に設置する伝送路設備のみを占有して利用する機能又は第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第3欄、第5欄又は第6欄で接続する場合において、加入者交換機、信号用中継交換機、専用回線ノード装置若しくは中継伝送路設備と相互接続点との間に設置する伝送路設備（伝送装置を含みます。）を利用する機能	_____
(50) 中継事業者に対する課金情報転送機能	当社の利用者から発信する通信において、中継事業者の電気通信設備から送信される課金に関する情報等を中継事業者の課金に関する機器に転送する機能	中継事業者に適用します。
(51) (略)	(略)	_____
(52) 通信終了通知機能に係る付加機能	当社又は特定端末系事業者の契約約款等に規定する通信終了通知機能を利用する場合に必要な次の機能 ア 当社の加入者交換機から特定端末系事業者網へ通信の終了の通知等を行う機能 イ 予め登録された番号へ当社の加入者交換機で自動的に発信する機能	特定端末系事業者又は中継事業者に適用します。

	備と相互接続点との間に設置する伝送路設備（伝送装置を含みます。）を利用する機能	
(50) 削除	_____	_____
(51) (略)	_____	_____
(52) 削除	_____	_____
(53) IP通信網との接続に係る機能（IPoE接続に係るものを除く）	ア (略) イ 削除	_____
(54)～(58) (略)	(略)	_____
(59) 削除	_____	_____
(60)～(64) (略)	(略)	_____
(65) 削除	_____	_____
(66)～(73) (略)	(略)	_____
(74) 緊急通報呼のローミングに係る機能	電気通信回線設備に接続する端末設備を識別するための電気通信番号をIP通信網内に流通させ、警察機関、海上保安機関又は消防機関へ通知する機能	_____

(53) I P 通信網との 接続に係る機能（ I P o E 接続に係 るものを除く）	ア （略）	_____
	イ <u>I P 通信網間接続装置に協定事業者との接続のための インタフェースを付与する機能</u>	_____
(54)～(58)（略）	（略）	_____
(59) <u>移動体番号ポー タビリティに係る方 路再設定等機能</u>	<u>加入者交換機又は中継交換機から移動体番号ポー タビリティに係る移転元事業者に対して移転先事業者に係る情報を 返送するよう要求し、移転元事業者から返送された情報に 基づき移転先事業者への方路を再設定する機能</u>	_____
(60)～(64)（略）	（略）	_____
(65) <u>特定サービスを 利用する通信を識 別して接続する機 能</u>	<u>加入者交換機において、当社又は協定事業者の特定サービ ス（音声応答装置を利用するサービスをいいます。）を利用 する通信を識別し、当該サービスを提供する電気通信事 業者の音声応答装置へ接続する機能</u>	_____

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区分		内容
取付費比率	交換機械設備	0.273
	電力設備	0.949
	伝送機械設備	0.161
	無線機械設備	(略)
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.089
	土地及び通信用建物以外	0.004
共通割掛費比率		0.052

2-3 年額料金の算定に係る比率

区分			内容	
設備管理運営費比率	(1) (2) 以外の場合	端末回線伝送機能	0.027	
		端末系交換機能	0.051	
		中継系交換機能	0.042	
		中継伝送機能	0.043	
		通信料対応設備合計	0.050	
		データ系設備合計	0.118	
		(2) 除却費を個別に支払う場合（個別管理対象設備に限ります。）	端末回線伝送機能	0.025
	端末系交換機能		0.048	
	中継系交換機能		0.041	
	中継伝送機能		0.039	
	通信料対応設備合計		0.046	
	データ系設備合計		0.116	
	繰延資産比率			(略)
	投資等比率			0.0029
貯蔵品比率			0.0132	
他人資本比率			0.252	
自己資本比率			0.748	
他人資本利子率			0.0021	
自己資本利益率			0.0014	
有利子負債以外の負債の比率			0.181	
有利子負債以外の負債の利子相当率			0.0010	
利益対応税率			(略)	
貸倒率			(略)	

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区分		内容
取付費比率	交換機械設備	0.279
	電力設備	0.977
	伝送機械設備	0.162
	無線機械設備	(略)
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.113
	土地及び通信用建物以外	0.002
共通割掛費比率		0.045

2-3 年額料金の算定に係る比率

区分			内容	
設備管理運営費比率	(1) (2) 以外の場合	端末回線伝送機能	0.025	
		端末系交換機能	0.047	
		中継系交換機能	0.040	
		中継伝送機能	0.047	
		通信料対応設備合計	0.047	
		データ系設備合計	0.109	
	(2) 除却費を個別に支払う場合（個別管理対象設備に限ります。）	端末回線伝送機能	0.024	
		端末系交換機能	0.045	
		中継系交換機能	0.039	
		中継伝送機能	0.043	
		通信料対応設備合計	0.044	
		データ系設備合計	0.107	
		繰延資産比率		
	投資等比率			0.0036
貯蔵品比率			0.0179	
他人資本比率			0.255	
自己資本比率			0.745	
他人資本利子率			0.0032	
自己資本利益率			0.0033	
有利子負債以外の負債の比率			0.165	
有利子負債以外の負債の利子相当率			0.0021	
利益対応税率			(略)	
貸倒率			(略)	

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 (略)

2 工事費の額

2-1 工事費

区分		単位	工事費の額	備考
(1)～(9) (略)		(略)	(略)	――
(10) V P N工事費	ア 当社の加入者交換機にV P Nサービス機能を登録する工事に関する費用	1回線ごとに	2,706円	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。
	イ 当社の加入者交換機に登録されたV P Nサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるV P Nサービス機能を登録する工事及びV P Nサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に関する費用	1回線ごとに	3,370円	
(11)～(14) (略)		(略)	(略)	――
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に関する費用	1回線ごとに	1,843円	特定中継事業者に適用します。
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能を登録する工事に関する費用	1回線ごとに	2,255円	特定中継事業者に適用します。
(17) (略)		(略)	(略)	――
(18) メンバースネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機にメンバースネットサービスを登録する工事に関する費用	1回線ごとに	平日昼間	特定中継事業者に適用します。
			平日夜間	
			平日深夜	
			土日祝日昼夜間	
			土日祝日深夜	
			――	
			――	
	廃止の場合	1回線ごとに	平日昼間	
			平日夜間	
			平日深夜	
			土日祝日昼夜間	
			土日祝日深夜	
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に関する費用	1回線ごとに	793円	特定中継事業者に適用します。
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に関する費用	1回線ごとに	187円	特定中継事業者に適用します。
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に関する費用	1工事ごとに	7,250円	特定端末系事業者に適用します。
(22)～(24) (略)		(略)	(略)	――

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 (略)

2 工事費の額

2-1 工事費

区分		単位	工事費の額	備考
(1)～(9) (略)		(略)	(略)	――
(10) 削除				
(11)～(14) (略)		(略)	(略)	――
(15) 削除				
(16) 削除				
(17) (略)		(略)	(略)	――
(18) 削除				
(19) 削除				
(20) 削除				
(21) 削除				
(22)～(24) (略)		(略)	(略)	――

(25)	固定番号ポータビリティ情報登録等工事費	当社の ENUM サーバに番号ポータビリティ情報の登録・削除・変更を行う工事に要する費用	1 電気通信番号ごとに	平日昼間	1,179円	_____	_____
				平日夜間	1,351円	_____	_____
				平日深夜	1,548円	_____	_____
				土日祝日昼夜間	1,401円	_____	_____
				土日祝日深夜	1,597円	_____	_____
(26)～(27) (略)			(略)	(略)	(略)	_____	_____
(27)	② 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、）に係る工事に要する費用	1 工事ごとに	平日昼間	14,882円	_____	_____
				平日夜間	16,713円	_____	_____
				平日深夜	18,809円	_____	_____
				土日祝日昼間	17,241円	_____	_____
				土日祝日夜間	17,241円	_____	_____
				土日祝日深夜	19,334円	_____	_____
			1 工事ごとに	平日昼間	11,387円	_____	_____
				平日夜間	13,046円	_____	_____
				平日深夜	14,945円	_____	_____
				土日祝日昼間	13,525円	_____	_____
				土日祝日夜間	13,525円	_____	_____
				土日祝日深夜	15,421円	_____	_____
			① 当社が利用者が利用する宅内配線に既に設置された当社光屋内配線をそのまま転用する場合	1 工事ごとに	933円	_____	利用者が宅内での光屋内配線の開通試験は協定事業者者に実施していただきます。
			② 当社が利用者が利用する宅内配線に既に設置された当社光屋内配線をそのまま転用する場合	1 工事ごとに	平日 5,876円	_____	_____
				平日 夜間	6,596円	_____	_____
				平日 深夜	7,420円	_____	_____
				土日 祝日 昼間	6,804円	_____	_____
				土日 祝日 夜間	6,804円	_____	_____
				土日 祝日 深夜	7,627円	_____	_____

(25)	固定番号ポータビリティ情報登録等工事費	当社の ENUM サーバに番号ポータビリティ情報の登録・削除・変更を行う工事に要する費用	1 電気通信番号ごとに	平日昼間	1,227円	_____	_____
				平日夜間	1,421円	_____	_____
				平日深夜	1,643円	_____	_____
				土日祝日昼夜間	1,477円	_____	_____
				土日祝日深夜	1,699円	_____	_____
(26)～(27) (略)			(略)	(略)	(略)	_____	_____
(27)	② 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、）に係る工事に要する費用	1 工事ごとに	平日昼間	15,455円	_____	_____
				平日夜間	17,522円	_____	_____
				平日深夜	19,887円	_____	_____
				土日祝日昼間	18,115円	_____	_____
				土日祝日夜間	18,115円	_____	_____
				土日祝日深夜	20,478円	_____	_____
			1 工事ごとに	平日昼間	11,850円	_____	_____
				平日夜間	13,723円	_____	_____
				平日深夜	15,866円	_____	_____
				土日祝日昼間	14,260円	_____	_____
				土日祝日夜間	14,260円	_____	_____
				土日祝日深夜	16,401円	_____	_____
			① 当社が利用者が利用する宅内配線に既に設置された当社光屋内配線をそのまま転用する場合	1 工事ごとに	897円	_____	利用者が宅内での光屋内配線の開通試験は協定事業者者に実施していただきます。
			② 当社が利用者が利用する宅内配線に既に設置された当社光屋内配線をそのまま転用する場合	1 工事ごとに	平日 6,041円	_____	_____
				平日 夜間	6,854円	_____	_____
				平日 深夜	7,784円	_____	_____
				土日 祝日 昼間	7,087円	_____	_____
				土日 祝日 夜間	7,087円	_____	_____
				土日 祝日 深夜	8,016円	_____	_____

			(イ) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	1 工事ごとに	平日 昼間	4,840円	――
					平日 夜間	5,404円	――
					平日 深夜	6,049円	――
					土日 祝日 昼間	5,566円	――
					土日 祝日 夜間	5,566円	――
					土日 祝日 深夜	6,210円	――
(28) (略)					(略)	(略)	――
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限りま す。）の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	7,301円	――	
			(4) 加算額	1 工事ごとに	8,590円	――	
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	1,501円	――	
			(4) 加算額	1 工事ごとに	8,268円	――	
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	7,301円	――	
			(4) 加算額	1 工事ごとに	12,882円	――	
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	1,501円	――	
			(4) 加算額	1 工事ごとに	10,955円	――	
(31) (略)					(略)	(略)	――
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用	1 工事ごとに			9,241円	――	
(33) (略)					(略)	(略)	――
(34) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	4,885円	――		
			平日夜間	5,580円			
			平日深夜	6,376円			
			土日祝日 昼間	5,781円			
			土日祝日 夜間	5,781円			
			土日祝日 深夜	6,576円			
(35) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置（既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。）する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	1,326円	――		
			平日夜間	1,463円			
			平日深夜	1,619円			
			土日祝日 昼間	1,502円			
			土日祝日 夜間	1,502円			
			土日祝日 深夜	1,658円			

			(イ) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	1 工事ごとに	平日 昼間	4,997円	――
					平日 夜間	5,633円	――
					平日 深夜	6,360円	――
					土日 祝日 昼間	5,815円	――
					土日 祝日 夜間	5,815円	――
					土日 祝日 深夜	6,542円	――
(28) (略)					(略)	(略)	――
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線 (光局外スプリッタを含まないものに限りま ず。)の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	7,598円	――	
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	8,939円	――	
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	1,562円	――	
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	8,604円	――	
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	7,598円	――	
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	13,405円	――	
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	1,562円	――	
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	11,400円	――	
(31) (略)					(略)	(略)	――
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用	1 工事ごとに			9,616円	――	
(33) (略)					(略)	(略)	――
(34) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	4,994円	――		
			平日夜間	5,763円			
			平日深夜	6,644円			
			土日祝日 昼間	5,984円			
			土日祝日 夜間	5,984円			
			土日祝日 深夜	6,864円			
(35) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。)する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	1,345円	――		
			平日夜間	1,497円			
			平日深夜	1,670円			
			土日祝日 昼間	1,540円			
			土日祝日 夜間	1,540円			
			土日祝日 深夜	1,713円			

(36) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日夜間	1,703円	—
			平日深夜	3,654円	
			土日祝日昼間	2,194円	
			土日祝日夜間	2,194円	
			土日祝日深夜	4,142円	
(37) 融着接続工事費	光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）との接続を申込み場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限ります。）により接続する場合に要する費用	1 回線ごとに	平日昼間	3,512円	—
			土日祝日昼間	4,171円	

2-2 2-1 以外の工事費

区分		単位	備考
(1)～(3) (略)			
(4) 中継伝送専用機能提供工事費	料金表第1表第1（網使用料）2（料金額）2-5-2に規定する機能を利用すると共に、加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を設置する工事に要する費用	1 工事ごとに	

2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区分	単位	内容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,444円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,383円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,458円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,654円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,727円

(36) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日夜間	1,908円	—
			平日深夜	4,091円	
			土日祝日昼間	2,456円	
			土日祝日夜間	2,456円	
			土日祝日深夜	4,636円	
(37) 融着接続工事費	光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）との接続を申込み場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限ります。）により接続する場合に要する費用	1 回線ごとに	平日昼間	3,655円	—
			土日祝日昼間	4,398円	

2-2 2-1 以外の工事費

区分		単位	備考
(1)～(3) (略)			
(4) 削除			

2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区分	単位	内容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,706円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,766円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,979円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	8,070円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	9,282円

第2 手続費
1 適用

区分	内容
(1)～(13) (略)	(略)
(14) 端末回線情報提供手続費の適用	端末回線情報提供手続費については、2（手続費の額）2－1第32欄に掲げる料金額に、各々の協定事業者のDSLサービスに係る暦月ごとの新規契約回線数（第68条（手続費の支払義務）第1項第15号に規定するDSL回線の設置の申込みの承諾を受けた数をいいます。）を当社及びDSLサービス提供協定事業者（当社と協定を締結してDSLサービスを提供している電気通信事業者をいいます。以下この欄において同じとします。）のDSLサービスに係る暦月ごとの新規契約回線数（当社に係るものにあつては、当社の提供するDSLサービス（当社が利用者料金を設定するものに限ります。）に係る契約の申込みを承諾した数をいい、DSLサービス提供協定事業者に係るものにあつては、第68条第1項第15号に規定するDSL回線の設置の申込みの承諾を受けた数をいいます。）の合計で除して算定した比率を乗じて得た額を、当該各協定事業者に請求します。

2 手続費の額
2－1 手続費

区分				単位	手続費の額	備考
(1) (略)				(略)	(略)	—
(2) 料金回収手続費	別表2（接続形態）第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であって、同別表第3表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	アイ以外の 場合	(7) <u>電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合</u>	1 通信ごとに	0.12円	
				1 内訳項目ごとに	17.63円	
			月額	当社が請求する利用者料金額の (略) に相当する額		
			(4) <u>削除</u>	—	—	—
			(9) <u>当社の音声利用IP通信網サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合</u>	1 通信ごとに	0.12円	
				1 内訳項目ごとに	17.63円	
			月額	当社が請求する利用者料金額の <		

第2 手続費
1 適用

区分	内容
(1)～(13) (略)	(略)
(14) 端末回線情報提供手続費の適用	端末回線情報提供手続費については、2（手続費の額）2－1第32欄に掲げる料金額に、各々のDSLサービス提供事業者（当社と協定を締結してDSLサービスを提供している電気通信事業者をいいます。以下この欄において同じとします。）の暦月ごとのDSLサービスに関する情報提供に用いるシステムの利用件数（第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第1号及び第2号に規定する情報を提供するために当社が運営するシステムにおいて、協定事業者が情報を取得した数をいい、利用件数が0となる場合は各々のDSLサービス提供事業者の暦月ごとの利用件数を1とみなします。以下この欄において「システム利用件数」といいます。）をDSLサービス提供事業者の暦月ごとのシステム利用件数の合計で除して算定した比率を乗じて得た額を、当該各協定事業者に請求します。

2 手続費の額
2－1 手続費

区分			単位	手続費の額	備考	
(1)	(略)		(略)	(略)		
(2)	料金回収手続費	別表2（接続形態）第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であって、同別表第3表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	アイ以外の場合	1 通信ごとに	0.14円	
				1 内訳項目ごとに	18.57円	
				月額	当社が請求する利用者料金額の (略) に相当する額	

		イ 当社の公衆電話から発信する場合（その料金の支払いを要する者が公衆電話の利用者となる場合に限りです。）		(7) 月額	当社が回収する利用者料金額の14.0%に相当する額	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。
				(4) (略)		
(3) 電話帳掲載手数料	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア (略) イ 職業別電話帳に掲載する場合		(略) 1 発行ごとに1掲載あたり	(略) 243円	
(4) (略)				(略)	(略)	
(5) お客様情報照会書作成手数料	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合の手続きに要する費用	1 件ごとに		238円	中継事業者又は国際系事業者に適用します。	
(6) 利用契約締結手数料	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用	1 件ごとに		5円	みなし契約事業者に適用します。	
(7) 債権譲受手数料	第80条（債権譲受）の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア イ以外の場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1 内訳項目ごとに	17.63円	特定中継事業者に適用します。
			月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金額の	(略) に相当する額	
		(4) (略)	(略)	(略)	(略)	
		イ 当社の公衆電話から発信する場合（その料金の支払いを要する者が公衆電話の利用者となる場合に限りです。）		月額	当社が回収する協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金額の14.0%に相当する額	無線呼出し事業者に適用します。
(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手数料	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を当社が別に定める方式により提供する場合の手続きに要する費用	1 照会ごとに	平日 昼間	8,699円	みなし契約事業者に適用します。	
			土日 祝日 昼夜間	10,333円		
			1 件ごとに	19.01円		

		イ 当社の公衆電話から発信する場合（その料金の支払いを要する者が公衆電話の利用者となる場合に限りです。）		(7) 月額	当社が回収する利用者料金額の14.0%に相当する額	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。
				(4) (略)		
(3) 電話帳掲載手数料	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア (略) イ 職業別電話帳に掲載する場合		(略) 1 発行ごとに1掲載あたり	(略) 212円	
(4) (略)				(略)	(略)	
(5) お客様情報照会書作成手数料	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合の手続きに要する費用	1 件ごとに		248円	中継事業者又は国際系事業者に適用します。	
(6) 利用契約締結手数料	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用	1 件ごとに		6円	みなし契約事業者に適用します。	
(7) 債権譲受手数料	第80条（債権譲受）の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア イ以外の場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1 内訳項目ごとに	18.57円	特定中継事業者に適用します。
			月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金額の	(略) に相当する額	
		(4) (略)	(略)	(略)	(略)	
		イ 削除				
(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手数料	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を当社が別に定める方式により提供する場合の手続きに要する費用	1 照会ごとに	平日 昼間	9,053円	みなし契約事業者に適用します。	
			土日 祝日 昼夜間	10,895円		
			1 件ごとに	38.50円		

(9) 料金請求回収代行手続費	第81条 (利用者料金の請求回収代行)の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、収納する場合の手続に要する費用	ア 協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスに係るものである場合	(7) 請求情報の授受等に係るもの	1 内訳項目ごとに	28.61円	
			(4) 請求・収納・不払い対応に係るもの	1 内訳項目ごとに	14.53円	
		イ (略)		(略)	(略)	
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)		(略)	(略)	
		イ 第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を通信用建物において搬出入する場合	(7) (4) 以外の場合	1 回ごとに	平日昼間	11,361円
					平日夜間	13,016円
					平日深夜	14,911円
					土日祝日昼夜間	13,494円
					土日祝日深夜	15,386円
		ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を通信用建物において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(7) (4) 以外の場合	1 回ごとに	平日昼間	12,418円
					平日夜間	14,227円
					平日深夜	16,299円
					土日祝日昼夜間	14,749円
					土日祝日深夜	16,817円
		エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	(4) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1 回ごとに	平日昼間	8,841円
					平日夜間	10,129円
					平日深夜	11,604円
					土日祝日昼夜間	10,501円
					土日祝日深夜	11,973円
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1項第1号の規定により、当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。)に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア (略)		(略)	(略)	
		イ 第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を通信用建物において搬出入する場合	(7) (4) 以外の場合	1 回ごとに	平日昼間	11,823円
					平日夜間	13,691円
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)		(略)	(略)	
		イ 第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を通信用建物において搬出入する場合	(7) (4) 以外の場合	1 回ごとに	平日昼間	11,823円
					平日夜間	13,691円
					平日深夜	15,830円
					土日祝日昼夜間	14,227円
					土日祝日深夜	16,364円
		ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を通信用建物において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(7) (4) 以外の場合	1 回ごとに	平日昼間	12,922円
					平日夜間	14,965円
					平日深夜	17,303円
					土日祝日昼夜間	15,551円
					土日祝日深夜	17,886円
		エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	(4) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1 回ごとに	平日昼間	9,201円
					平日夜間	10,655円
					平日深夜	12,319円
					土日祝日昼夜間	11,072円
					土日祝日深夜	12,735円
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1項第1号の規定により、当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。)に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア (略)		(略)	(略)	
		イ 第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を通信用建物において搬出入する場合	(7) (4) 以外の場合	1 回ごとに	平日昼間	9,201円
					平日夜間	10,655円
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)		(略)	(略)	
		イ 第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を通信用建物において搬出入する場合	(7) (4) 以外の場合	1 回ごとに	平日昼間	11,823円
					平日夜間	13,691円
					平日深夜	15,830円
					土日祝日昼夜間	14,227円
					土日祝日深夜	16,364円
		ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を通信用建物において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(7) (4) 以外の場合	1 回ごとに	平日昼間	12,922円
					平日夜間	14,965円
					平日深夜	17,303円
					土日祝日昼夜間	15,551円
					土日祝日深夜	17,886円
		エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	(4) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1 回ごとに	平日昼間	9,201円
					平日夜間	10,655円
					平日深夜	12,319円
					土日祝日昼夜間	11,072円
					土日祝日深夜	12,735円
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1項第1号の規定により、当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。)に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア (略)		(略)	(略)	
		イ 第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を通信用建物において搬出入する場合	(7) (4) 以外の場合	1 回ごとに	平日昼間	9,201円
					平日夜間	10,655円

(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	677円		
(13) (略)		(略)	(略)		
(13) -2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用 イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用	1回線ごとに 1回線ごとに	735円 999円	申告事業者に適用します。	
(13) -3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用	1回線ごとに	741円		
(14) (略)		(略)	(略)		
(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報を提供を行う場合の調査に要する費用 ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用 (7) 基本額 ① 利用者の建物で測定を行う場合 ② 通信用建物で測定を行う場合 (4) 加算額 伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合 イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用	1地点ごとの1調査ごとに 1地点ごとの1調査ごとに 1回線ごとの1調査ごとに 1区間ごとに	6,547円 754円 857円 1,721円		
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	704円		
(13) (略)		(略)	(略)		
(13) -2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用 イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用	1回線ごとに 1回線ごとに	764円 1,039円	申告事業者に適用します。	
(13) -3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用	1回線ごとに	771円		
(14) (略)		(略)	(略)		
(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報を提供を行う場合の調査に要する費用 ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用 (7) 基本額 ① 利用者の建物で測定を行う場合 ② 通信用建物で測定を行う場合 (4) 加算額 伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合 イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用	1地点ごとの1調査ごとに 1地点ごとの1調査ごとに 1回線ごとの1調査ごとに 1区間ごとに	6,813円 785円 892円 1,791円		

		同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額	1 番号ごとの1 成功検索ごとに	693,750円	
			(4) 光信号端末回線（光局外スリッパを含むものに限りです。以下、この欄において同じとします。）の調査を行う場合の加算額	① 1 の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	73,900円	
				② 同時に複数の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	141,800円	
(16)～(20) (略)			(略)		(略)	
(21)	相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2（事前照会）第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック（それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限りです。）を協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1 件ごとに	9,138円	
			イ 光信号局内伝送路のみを通信用建物に協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1 件ごとに	870円	
(22)	一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2（事前照会）第2項第9号又は第34条の2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第2項に規定する事項の調査に要する費用		1 区間ごとに	2,223円	
(23)	光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報（第10条の2（事前照会）第2項第8号に係るものに限りです。）を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線（既に設置された当社の光屋内配線を除きます。）に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	4,524円
				(4) 既に設置された光屋内配線に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	13,101円
			イ 伝送損失の調査に要する費用	1 区間ごとに	2,887円	

(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットトラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	50,186円	
			(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	35,442円	
			(9) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	23,765円	
			(i) 複数のキャビネットトラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	19,957円	
		イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットトラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	9,215円	
			(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,474円	
			(9) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	7,056円	
			(i) 複数のキャビネットトラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,914円	
(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットトラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	52,226円	
			(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	36,883円	
			(9) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	24,732円	
			(i) 複数のキャビネットトラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	20,768円	
		イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットトラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	9,590円	
			(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,818円	
			(9) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	7,343円	
			(i) 複数のキャビネットトラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	7,196円	

[illegible]

(31) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用	1件ごとに	平日 昼間	8,235円	
			平日 夜間	14,862円	
			平日 深夜	23,166円	
			土日 祝日 昼間	9,782円	
			土日 祝日 夜間	15,408円	
			土日 祝日 深夜	23,903円	
(32) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用	月額		1,913,000円	
(33) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第1項に規定する事項の調査に要する費用（協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する調査のみを行った場合を含みます。）	(7) 光局外スリットを含まないもの同士組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,365円	
		(4) 光局外スリットを含まないものと光局外スリットを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,900円	
	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スリットを含まないもの同士組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,081円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(4) 光局外スリットを含まないものと光局外スリットを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,623円	
	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スリットを含まないもの同士組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,081円	
		(4) 光局外スリットを含まないものと光局外スリットを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	3,203円	
	エ 第34条の10第項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スリットを含まないもの同士組み合わせに係るもの	1区間ごとに	3,866円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(4) 光局外スリットを含まないものと光局外スリットを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	4,401円	
(31) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用	1件ごとに	平日 昼間	8,570円	
			平日 夜間	15,633円	
			平日 深夜	24,593円	
			土日 祝日 昼間	10,313円	
			土日 祝日 夜間	16,245円	
			土日 祝日 深夜	25,423円	
(32) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用	月額		1,495,000円	
(33) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第1項に規定する事項の調査に要する費用（協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する調査のみを行った場合を含みます。）	(7) 光局外スリットを含まないもの同士組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,461円	
		(4) 光局外スリットを含まないものと光局外スリットを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	3,018円	
	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スリットを含まないもの同士組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,166円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(4) 光局外スリットを含まないものと光局外スリットを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,729円	
	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スリットを含まないもの同士組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,166円	
		(4) 光局外スリットを含まないものと光局外スリットを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	3,333円	
	エ 第34条の10第項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スリットを含まないもの同士組み合わせに係るもの	1区間ごとに	4,024円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(4) 光局外スリットを含まないものと光局外スリットを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	4,580円	

	オ 第34条の10第項に規定する項の調査に要する費用	(7) 光局外スプダを含まないの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	3,866円	
		(4) 光局外スプダを含まないのと光局外スリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	4,401円	
	カ (略)		(略)	(略)	
(34) 申込者情報確認結果即時通知手数料	第99条の13（申込者情報確認結果の即時通知）第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手續きに要する費用	月額		774,757円	
(35) 光信号分岐端末回線工事日予約可否調査費	光信号分岐端末回線との接続を申込む場合に、申込日当日又は翌日の工事日予約の可否について調査するときに要する費用	1 調査ごとに	平日 昼間	7,733円	
			土日 祝日 昼間	9,185円	

	オ 第34条の10第項に規定する項の調査に要する費用	(7) 光局外スプダを含まないの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	4,024円	
		(4) 光局外スプダを含まないのと光局外スリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	4,580円	
	カ (略)		(略)	(略)	
(34) 申込者情報確認結果即時通知手数料	第99条の13（申込者情報確認結果の即時通知）第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手續きに要する費用	月額		777,048円	
(35) 光信号分岐端末回線工事日予約可否調査費	光信号分岐端末回線との接続を申込む場合に、申込日当日又は翌日の工事日予約の可否について調査するときに要する費用	1 調査ごとに	平日 昼間	8,047円	
			土日 祝日 昼間	9,684円	

2-2 2-1 以外の手續費

区分	内容
(1)～(11) (略)	(略)
(12) 異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る情報調査費	第34条の8（一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査）又は第34条の9（異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み）第1項に規定する事項の調査に要する費用

2-2 2-1 以外の手續費

区分	内容
(1)～(11) (略)	(略)
(12) 異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る情報調査費	第34条の8（一般光信号中継回線又は光信号端末回線の異経路構成等に係る確認調査）又は第34条の9（異経路構成等による一般光信号中継回線又は光信号端末回線の提供に係る調査及び接続の申込み）第1項及び第2項に規定する事項の調査に要する費用

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)～(5) (略)

(6) (略)

区分	内容
一般管理費比率	0.105

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①～③ (略)

④

区分	内容
設備管理運営費比率	0.324
減価償却率	0.027

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

区分		内容
取付費比率	受電設備	1.379
	発電設備	1.671
	電源設備及び蓄電池設備	0.918
	空気調整設備	1.538
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.016
自己資本利益率		0.0439

(3) (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)～(5) (略)

(6) (略)

区分	内容
一般管理費比率	0.119

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①～③ (略)

④

区分	内容
設備管理運営費比率	0.294
減価償却率	0.027

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

区分		内容
取付費比率	受電設備	1.354
	発電設備	0.656
	電源設備及び蓄電池設備	0.926
	空気調整設備	1.582
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.017
自己資本利益率		0.0535

(3) (略)

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料

2-1 (略)
2-2 料金額

1平方メートルごとに年額

通信用建物が所属する 行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
北海道	札幌西	2,619円	33,311円
	札幌南	1,906円	45,165円
	札幌1外	10,667円	60,951円
	新琴似	1,225円	24,161円
	篠路	700円	41,441円
	札幌東	1,002円	83,737円
	丘珠	1,446円	22,311円
	東苗穂	49円	28,801円
	札幌白石	1,886円	28,877円
	札幌北郷	774円	16,093円
	札幌豊平	1,693円	25,890円
	札幌月寒	2,684円	25,368円
	清田	698円	36,500円
	真駒内	2,301円	31,891円
	篠寒	1,957円	17,701円
	厚別	984円	20,555円
	もみじ台	682円	22,222円
	手稲	882円	18,622円
	函館	334円	80,445円
	函館松陰	787円	59,213円
	函館北	521円	23,377円
	桔梗	115円	13,326円
	函館千歳	564円	31,814円
	小樽2	424円	15,206円
	旭川	274円	35,252円
	旭川東光	385円	17,154円
	春光	376円	13,202円
	東鷹栖	185円	40,438円
	永山	284円	36,296円
	東旭川	252円	53,018円
	旭川市外	271円	31,219円
	旭川神楽	251円	22,483円
	室蘭	209円	28,052円
	新室西	164円	59,030円
	釧路	334円	27,930円
	釧路鳥取	250円	18,639円
	釧路南	266円	31,933円
	釧路武佐	181円	15,897円
	愛国	366円	16,979円
	帯広稲田	342円	18,308円
	西帯広	300円	28,053円
	白樺通り	532円	40,218円
	帯広東	288円	33,286円
	北海道北見	269円	20,798円
	岩見沢	187円	25,049円
	網走	173円	14,212円
	留萌	60円	18,534円
	苫小牧	215円	37,279円
	苫小牧東	146円	35,586円
	苫小牧西	243円	19,947円
	勇払	97円	66,807円
	稚内	145円	18,394円
	稚内南	145円	18,845円
	美唄	104円	20,797円
	芦別	102円	14,860円
	江別	727円	10,320円
	札幌大麻	206円	24,940円
	紋別	89円	27,874円
	士別	89円	32,138円
	名寄	163円	60,788円
	根室	156円	21,622円
	千歳	440円	33,305円
	泉沢	247円	59,979円
	滝川	125円	40,617円
	砂川	112円	41,599円
	石狩深川	174円	17,818円
	富良野	209円	39,031円
	恵庭	492円	20,520円
	島松	247円	19,762円
	北海道伊達	410円	35,498円
	石狩広島	400円	11,164円
	輪厚	2,089円	32,730円
	石狩	26円	74,798円
	当別	84円	29,051円
	倶知安	715円	20,849円
	岩内	119円	14,829円
	余市	116円	21,216円
	北海道栗山	119円	31,517円
	門別富川	94円	34,076円
	静内	84円	30,706円
	浦河	135円	17,145円
	木野	430円	25,856円
	士幌	48円	41,707円
	鹿追	47円	46,521円
	新得	100円	50,671円
	大樹	79円	49,178円
	本別	171円	16,722円
	足寄	122円	17,192円
	釧路白糠	128円	32,497円
	中標津	148円	31,385円
	根室標津	59円	28,365円
	札幌石山	529円	14,100円

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料

2-1 (略)
2-2 料金額

1平方メートルごとに年額

通信用建物が所属する 行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
北海道	札幌西	3,034円	25,532円
	札幌南	2,076円	41,726円
	札幌1外	12,543円	56,364円
	新琴似	1,376円	18,029円
	篠路	942円	32,621円
	札幌東	1,707円	57,065円
	丘珠	1,594円	29,099円
	東苗穂	71円	25,354円
	札幌白石	2,116円	32,037円
	札幌北郷	918円	9,977円
	札幌豊平	1,890円	32,071円
	札幌月寒	3,002円	16,050円
	清田	1,088円	46,302円
	真駒内	2,533円	29,120円
	篠寒	2,156円	20,537円
	厚別	1,272円	12,756円
	もみじ台	1,094円	15,299円
	手稲	928円	14,336円
	函館	345円	83,860円
	函館松陰	824円	44,953円
	函館北	541円	53,860円
	桔梗	117円	33,752円
	函館千歳	566円	27,436円
	小樽2	471円	82,829円
	旭川	297円	27,150円
	旭川東光	422円	19,231円
	春光	392円	7,807円
	東鷹栖	193円	34,383円
	永山	319円	31,104円
	東旭川	247円	40,306円
	旭川市外	285円	23,023円
	旭川神楽	253円	17,820円
	室蘭	219円	51,223円
	新室西	203円	42,347円
	釧路	362円	27,755円
	釧路鳥取	272円	17,308円
	釧路南	298円	24,266円
	釧路武佐	206円	12,714円
	愛国	407円	20,187円
	帯広稲田	529円	13,633円
	西帯広	438円	19,841円
	白樺通り	671円	23,883円
	帯広東	420円	28,163円
	北海道北見	290円	23,818円
	岩見沢	210円	42,347円
	網走	175円	12,448円
	留萌	78円	24,088円
	苫小牧	283円	28,027円
	苫小牧東	184円	31,195円
	苫小牧西	266円	44,876円
	勇払	132円	45,386円
	稚内	138円	13,913円
	稚内南	175円	16,224円
	美唄	142円	20,719円
	芦別	46円	11,904円
	江別	848円	8,355円
	札幌大麻	411円	55,789円
	紋別	98円	27,024円
	士別	94円	30,723円
	名寄	171円	55,300円
	根室	164円	60,296円
	千歳	676円	30,839円
	泉沢	504円	34,123円
	滝川	141円	49,046円
	砂川	141円	29,355円
	石狩深川	289円	14,356円
	富良野	229円	28,408円
	恵庭	572円	38,361円
	島松	526円	15,996円
	北海道伊達	445円	44,311円
	石狩広島	1,003円	9,895円
	輪厚	2,362円	28,035円
	石狩	43円	36,821円
	当別	95円	21,260円
	倶知安	717円	25,832円
	岩内	164円	54,913円
	余市	134円	39,105円
	北海道栗山	131円	31,644円
	門別富川	123円	23,157円
	静内	96円	51,852円
	浦河	164円	51,601円
	木野	521円	28,183円
	士幌	54円	30,772円
	鹿追	52円	33,674円
	新得	106円	38,944円
	大樹	94円	36,154円
	本別	199円	12,708円
	足寄	141円	11,856円
	釧路白糠	150円	20,395円
	中標津	184円	20,090円
	根室標津	73円	15,119円
	札幌石山	678円	19,850円

川沿	882円	20,828円
東相の内	190円	48,868円
遠軽	189円	13,156円
幕別	102円	28,795円
南幌	86円	20,442円
簾舞	95円	18,482円
虻田	104円	12,979円
錦岡	366円	33,793円
美幌	160円	27,110円
岩見沢幌向	29円	17,476円
湯の川	368円	21,942円
神楽岡	321円	21,045円
本輪西	269円	11,575円
白鳥台	163円	29,691円
七重浜	381円	16,872円
上磯	297円	39,212円
函館大野	229円	27,819円
森	178円	31,006円
北海道八雲	203円	18,257円
苫小牧萩野	79円	13,197円
知内	308円	28,790円
長万部	90円	14,452円
旭川東川	311円	35,029円
音更	245円	65,270円
蘭越	164円	20,384円
鷹栖	143円	38,027円
桜ヶ岡	(略)	21,599円
木古内	137円	46,885円
今金	144円	32,297円
白老	106円	14,263円
赤平	65円	24,247円
東神楽	103円	19,221円
美瑛	148円	36,796円
奈井江	77円	17,281円
上富良野	118円	19,895円
十勝池田	102円	19,522円
大楽毛	103円	22,781円
浦幌	73円	58,765円
西の里	2,381円	19,095円
石狩高岡	18円	18,126円
江差	180円	21,523円
旭岡	126円	18,234円
銭亀	51円	48,015円
羽幌	75円	36,665円
厚岸	110円	21,175円
北海道松前	457円	22,509円
鹉川	98円	40,733円
十勝清水	92円	32,691円
歌志内	28円	82,466円
花畔	407円	48,188円
松前福島	93円	11,331円
上の国	176円	44,615円
北檜山	142円	36,309円
古平	54円	47,384円
上砂川	(略)	21,679円
上川	39円	12,024円
中富良野	144円	25,785円
増毛	77円	27,515円
早来	83円	19,851円
新冠	253円	109,119円
庶路	67円	46,088円
稀府	114円	22,665円
茂辺地	195円	24,563円
上士幌	200円	18,542円
定山渓	162円	217,301円
ニセコ	338円	25,097円
音別	94円	22,822円
空知太	120円	126,992円
喜茂別	95円	53,167円
京極	192円	32,181円
比布	143円	36,083円
伊達豊浦	223円	14,800円
絵鞆	129円	19,070円
登別	198円	34,330円
遠矢	123円	12,059円
女満別	198円	17,994円
熊石	128円	9,446円
瀬棚	139円	25,003円
中湧別	98円	12,704円
興部	47円	55,084円
えりも	238円	45,635円
西神楽	114円	19,823円
山部	100円	27,937円
大沼	168円	34,118円
江差乙部	220円	19,397円
久遠	86円	33,663円
仁木	261円	29,852円
妹背牛	134円	54,023円
深川沼田	156円	30,969円
幾寅	67円	29,143円
遠別	132円	32,887円
津別	162円	12,915円
小清水	172円	44,542円
訓子府	163円	17,775円
佐呂間	138円	27,669円
常呂	155円	13,697円
滝上	63円	12,298円
雄武	56円	24,575円
早来追分	181円	14,811円

川沿	946円	14,535円
東相の内	198円	36,014円
遠軽	202円	16,313円
幕別	120円	18,341円
南幌	83円	18,158円
簾舞	126円	103,150円
虻田	109円	33,533円
錦岡	517円	65,610円
美幌	181円	23,369円
岩見沢幌向	53円	40,179円
湯の川	409円	21,143円
神楽岡	346円	16,929円
本輪西	287円	118,656円
白鳥台	139円	84,956円
七重浜	398円	13,107円
上磯	308円	26,694円
函館大野	236円	16,679円
森	212円	20,743円
北海道八雲	198円	51,160円
苫小牧萩野	98円	103,689円
知内	329円	64,686円
長万部	110円	10,706円
旭川東川	348円	25,606円
音更	269円	47,631円
蘭越	248円	16,097円
鷹栖	129円	26,399円
桜ヶ岡	(略)	13,757円
木古内	127円	58,918円
今金	147円	23,244円
白老	95円	67,138円
赤平	60円	16,046円
東神楽	120円	65,248円
美瑛	157円	29,311円
奈井江	80円	44,805円
上富良野	138円	13,407円
十勝池田	90円	14,430円
大楽毛	112円	58,078円
浦幌	81円	42,607円
西の里	2,624円	12,892円
石狩高岡	31円	111,981円
江差	189円	19,807円
旭岡	176円	61,274円
銭亀	54円	32,474円
羽幌	74円	27,569円
厚岸	123円	19,803円
北海道松前	333円	15,134円
鹉川	105円	91,471円
十勝清水	103円	30,071円
歌志内	24円	60,853円
花畔	480円	32,599円
松前福島	94円	7,423円
上の国	163円	30,767円
北檜山	146円	25,621円
古平	60円	64,566円
上砂川	(略)	14,794円
上川	43円	8,643円
中富良野	179円	17,716円
増毛	73円	13,251円
早来	93円	64,834円
新冠	243円	85,987円
庶路	78円	34,153円
稀府	98円	49,165円
茂辺地	220円	18,001円
上士幌	296円	12,576円
定山渓	179円	156,613円
ニセコ	376円	17,470円
音別	81円	16,591円
空知太	150円	101,075円
喜茂別	90円	37,430円
京極	279円	21,639円
比布	141円	24,976円
伊達豊浦	161円	38,540円
絵鞆	180円	12,587円
登別	218円	26,967円
遠矢	152円	5,718円
女満別	207円	11,849円
熊石	94円	16,032円
瀬棚	125円	15,705円
中湧別	91円	8,638円
興部	60円	43,316円
えりも	201円	33,069円
西神楽	128円	109,351円
山部	114円	20,744円
大沼	153円	24,737円
江差乙部	178円	11,437円
久遠	77円	21,589円
仁木	248円	19,914円
妹背牛	111円	36,509円
深川沼田	117円	99,054円
幾寅	83円	19,239円
遠別	112円	21,532円
津別	205円	7,698円
小清水	178円	64,419円
訓子府	140円	8,663円
佐呂間	135円	18,561円
常呂	222円	26,148円
滝上	74円	9,729円
雄武	71円	85,545円
早来追分	221円	8,345円

	平取	89円	17,708円
	厚賀	143円	23,998円
	あいの里	293円	104,768円
	弟子屈	119円	41,952円
	茶志内	36円	52,446円
	日高町	86円	35,124円
	稚内豊富	222円	23,630円
	留辺蕊	99円	12,737円
	朝里	458円	23,414円
	銭函	214円	22,681円
	オタモイ	122円	13,274円
	岩見沢三笠	(略)	28,007円
	江部乙	32円	61,456円
	音江	43円	19,221円
	鷲別	248円	27,721円
	登別東	116円	27,852円
	七飯	291円	26,151円
	南茅部	115円	9,893円
	由仁	113円	24,638円
	栗山長沼	118円	16,293円
	新十津川	100円	21,376円
	当麻	203円	23,943円
	美深	27円	13,789円
	北見枝幸	184円	18,841円
	端野	363円	23,741円
	虎杖浜	71円	23,139円
	芽室	225円	44,649円
	札内	258円	13,687円
	阿寒	174円	20,354円
	岩内前田	129円	82,368円
	卯原内	54円	110,803円
	生田原	63円	49,130円
	登別温泉	93円	16,370円
	夕張	64円	39,874円
	花咲	46円	67,930円
	有珠	63円	22,630円
	栗沢	84円	20,236円
	風連	76円	21,365円
	広尾	65円	12,143円
	霧多布	152円	27,373円
	蘭島	79円	25,068円
	月形	81円	79,444円
	斜里	124円	27,085円
	別海	245円	23,890円
	和寒	133円	39,848円
	香深	144円	35,713円
	船泊	83円	56,645円
	清水沢	42円	27,238円
	浜頓別	52円	11,305円
	更別	208円	71,119円
	砂原	212円	26,483円
	寿都	273円	17,025円
	天塩	149円	21,086円
	斜里清里	120円	20,369円
	陸別	94円	24,687円
	頓城	8円	14,860円
	蘭舞	45円	30,168円
	静狩	52円	43,278円
	奥尻	194円	34,173円
	黒松内	85円	26,718円
	昆布	15円	38,559円
	剣淵	96円	29,955円
	美深中川	92円	36,156円
	標茶	92円	18,334円
	川湯	64円	21,646円
	羅臼	219円	27,358円
青森県	松森	530円	28,626円
	沖館	542円	30,566円
	青森荒川	384円	13,455円
	野内	293円	29,634円
	青森新城	125円	33,091円
	四ツ石	189円	38,465円
	東野内	166円	23,080円
	弘前	312円	20,729円
	弘前南	499円	22,502円
	弘前城東	217円	17,342円
	青森八戸	823円	27,749円
	八戸高館	592円	14,511円
	八戸港	275円	16,152円
	是川	239円	11,942円
	新尻内	371円	25,286円
	八戸NW3棟	578円	31,101円
	黒石	253円	22,884円
	五所川原	274円	22,235円
	十和田	234円	25,108円
	八戸三沢	370円	19,329円
	むつ	102円	22,204円
	青森大湊	30円	19,560円
	青森小湊	122円	24,048円
	蟹田	80円	30,950円
	鰺ヶ沢	213円	23,672円
	浪岡	111円	11,516円
	野辺地	142円	19,658円
	七戸	104円	40,068円
	六ヶ所	135円	54,661円
	三戸	180円	19,494円
	八戸階上	95円	15,503円
	八戸大館	1,285円	31,089円
	百石	212円	19,906円

	平取	90円	12,006円
	厚賀	136円	15,889円
	あいの里	514円	79,409円
	弟子屈	162円	28,778円
	茶志内	63円	21,714円
	日高町	83円	46,503円
	稚内豊富	220円	16,172円
	留辺蕊	114円	9,037円
	朝里	541円	12,480円
	銭函	231円	16,665円
	オタモイ	147円	9,825円
	岩見沢三笠	(略)	33,853円
	江部乙	40円	44,045円
	音江	65円	13,351円
	鷲別	266円	142,097円
	登別東	137円	17,048円
	七飯	284円	18,844円
	南茅部	117円	72,183円
	由仁	125円	15,955円
	栗山長沼	126円	11,386円
	新十津川	106円	13,672円
	当麻	208円	98,852円
	美深	28円	58,255円
	北見枝幸	176円	13,660円
	端野	418円	15,609円
	虎杖浜	101円	11,604円
	芽室	308円	58,568円
	札内	313円	10,962円
	阿寒	230円	15,384円
	岩内前田	150円	121,733円
	卯原内	72円	63,077円
	生田原	80円	18,139円
	登別温泉	110円	168,836円
	夕張	132円	29,736円
	花咲	82円	37,240円
	有珠	62円	49,089円
	栗沢	71円	68,429円
	風連	87円	14,536円
	広尾	55円	23,917円
	霧多布	189円	17,549円
	蘭島	96円	105,053円
	月形	137円	58,985円
	斜里	130円	33,585円
	別海	267円	15,880円
	和寒	141円	111,072円
	香深	75円	24,905円
	船泊	94円	38,912円
	清水沢	50円	18,066円
	浜頓別	60円	7,271円
	更別	252円	40,043円
	砂原	31円	49,653円
	寿都	327円	32,275円
	天塩	122円	16,629円
	斜里清里	154円	13,829円
	陸別	123円	42,656円
	頓城	22円	11,357円
	蘭舞	60円	15,963円
	静狩	99円	22,128円
	奥尻	221円	23,837円
	黒松内	106円	121,435円
	昆布	27円	108,809円
	剣淵	113円	18,019円
	美深中川	102円	24,476円
	標茶	105円	71,763円
	川湯	63円	13,080円
	羅臼	237円	11,690円
青森県	松森	569円	45,057円
	沖館	555円	26,334円
	青森荒川	415円	17,182円
	野内	315円	23,017円
	青森新城	146円	26,542円
	四ツ石	208円	32,729円
	東野内	219円	10,264円
	弘前	327円	18,616円
	弘前南	557円	18,350円
	弘前城東	320円	7,277円
	青森八戸	909円	32,724円
	八戸高館	663円	35,450円
	八戸港	330円	12,472円
	是川	258円	13,745円
	新尻内	498円	18,867円
	八戸NW3棟	664円	21,238円
	黒石	323円	17,316円
	五所川原	287円	16,676円
	十和田	281円	25,380円
	八戸三沢	380円	16,890円
	むつ	97円	21,746円
	青森大湊	31円	40,747円
	青森小湊	158円	49,748円
	蟹田	82円	27,627円
	鰺ヶ沢	293円	13,292円
	浪岡	120円	9,432円
	野辺地	185円	17,812円
	七戸	106円	39,138円
	六ヶ所	205円	34,041円
	三戸	172円	15,673円
	八戸階上	120円	14,455円
	八戸大館	1,384円	24,091円
	百石	241円	13,403円

	八戸下田	117円	19,988円		八戸下田	132円	68,506円
	青森大畑	86円	75,009円		青森大畑	96円	86,513円
	木造	126円	11,549円		木造	138円	9,321円
	大浦	179円	35,633円		大浦	205円	25,377円
	弘前藤崎	148円	16,690円		弘前藤崎	184円	11,349円
	大鰐	133円	17,490円		大鰐	145円	12,891円
	板柳	138円	18,678円		板柳	159円	13,306円
	金木	293円	12,496円		金木	385円	10,034円
	六戸	156円	39,011円		六戸	211円	28,197円
	上北	104円	24,729円		上北	120円	21,521円
	五戸	92円	12,258円		五戸	115円	12,114円
	今別	216円	42,077円		今別	335円	31,892円
	陸奥常盤	204円	29,651円		陸奥常盤	229円	20,515円
	上市川	31円	20,392円		上市川	41円	14,509円
	陸奥横浜	170円	95,417円		陸奥横浜	235円	75,764円
	深浦	228円	23,811円		深浦	344円	55,644円
	弘前森田	68円	20,339円		弘前森田	92円	14,595円
	田舎館	73円	38,077円		田舎館	107円	25,837円
	乙供	89円	42,109円		乙供	123円	28,898円
	天間林	53円	21,003円		天間林	70円	16,044円
	田子	338円	18,294円		田子	459円	12,363円
	福地	257円	17,186円		福地	315円	9,858円
	北金ヶ沢	237円	19,386円		北金ヶ沢	377円	14,555円
	弘前新和	64円	50,926円		弘前新和	97円	47,191円
	高杉	61円	43,530円		高杉	72円	40,015円
	奥内	75円	10,491円		奥内	86円	9,344円
	新平賀	257円	68,305円		新平賀	291円	49,035円
	八戸南郷	236円	16,808円		八戸南郷	290円	13,936円
	長橋	55円	37,499円		長橋	68円	28,577円
	四和	49円	25,759円		四和	82円	12,694円
	陸奥蓬田	135円	36,843円		陸奥蓬田	216円	25,375円
	弘前柏	192円	19,484円		弘前柏	230円	15,117円
	車力	107円	41,873円		車力	154円	31,145円
	小阿弥	50円	22,127円		小阿弥	72円	14,425円
	弘前中里	120円	22,213円		弘前中里	156円	16,867円
	市浦	86円	17,856円		市浦	113円	13,947円
	青森白糠	147円	44,728円		青森白糠	180円	44,104円
	上名久井	216円	20,107円		上名久井	263円	13,715円
	諏訪平	329円	18,785円		諏訪平	408円	12,466円
	倉石	88円	20,272円		倉石	133円	14,457円
	青森新郷	110円	17,609円		青森新郷	119円	12,326円
	尾上	47円	25,274円		尾上	118円	16,426円
	小泊	219円	37,417円		小泊	255円	39,052円
	青森大間	179円	24,347円		青森大間	237円	19,026円
	近川駅前	51円	19,625円		近川駅前	69円	14,473円
	千歳平	45円	15,820円		千歳平	64円	14,955円
	弘前石川	295円	14,596円		弘前石川	359円	10,333円
	弘前鶴田	208円	18,145円		弘前鶴田	244円	14,579円
	弘前梅沢	45円	39,794円		弘前梅沢	58円	30,757円
	稲垣	108円	40,597円		稲垣	148円	29,063円
	名川	191円	20,338円		名川	233円	17,425円
	青森	416円	65,108円		青森	469円	62,175円
	浅虫	197円	33,535円		浅虫	229円	26,739円
	温湯	74円	20,081円		温湯	87円	13,695円
	浜三沢	80円	13,176円		浜三沢	96円	9,450円
	織笠	63円	20,687円		織笠	82円	16,515円
	国吉	156円	20,343円		国吉	211円	15,022円
	弘前相馬	277円	41,861円		弘前相馬	333円	30,258円
	目屋	69円	54,224円		目屋	106円	38,780円
	陸奥川内	202円	41,149円		陸奥川内	276円	29,906円
	佐井	98円	19,177円		佐井	122円	15,601円
	石持	72円	24,307円		石持	86円	10,998円
	三厩	99円	19,517円		三厩	135円	14,780円
	陸奥平館	65円	44,865円		陸奥平館	83円	31,818円
	弘前岩崎	123円	37,201円		弘前岩崎	127円	26,634円
岩手県	盛岡2	865円	33,482円	岩手県	盛岡2	940円	61,974円
	盛岡仙北	1,768円	23,982円		盛岡仙北	1,766円	17,838円
	盛岡上田	515円	27,064円		盛岡上田	550円	24,411円
	青山第二	448円	30,546円		青山第二	559円	20,971円
	盛岡飯岡	771円	19,741円		盛岡飯岡	886円	15,686円
	宮古2	405円	48,488円		宮古2	463円	36,486円
	大船渡	309円	52,738円		大船渡	302円	36,647円
	岩手水沢	234円	22,070円		岩手水沢	254円	23,398円
	花巻	245円	30,450円		花巻	332円	24,497円
	新宮野目	395円	26,222円		新宮野目	491円	19,464円
	北上	254円	20,637円		北上	268円	13,534円
	相去	358円	25,413円		相去	426円	18,389円
	久慈	257円	26,458円		久慈	288円	21,102円
	遠野	209円	28,160円		遠野	240円	30,755円
	一関	273円	20,707円		一関	280円	25,743円
	陸前高田	83円	144,347円		陸前高田	48円	101,153円
	釜石	252円	37,880円		釜石	282円	49,700円
	釜石上中島	691円	25,303円		釜石上中島	675円	19,458円
	江刺	152円	29,439円		江刺	155円	25,001円
	二戸	213円	28,106円		二戸	251円	35,595円
	新西根	153円	50,735円		新西根	181円	34,713円
	千厩	165円	27,891円		千厩	195円	21,439円
	宮古大野	190円	39,600円		宮古大野	213円	35,028円
	盛岡太田	269円	21,671円		盛岡太田	305円	17,046円
	滝沢	251円	21,752円		滝沢	293円	17,320円
	藤根	184円	11,478円		藤根	210円	8,853円
	赤荻	517円	30,186円		赤荻	587円	21,031円
	紫波	384円	31,673円		紫波	392円	20,268円
	矢巾	854円	30,595円		矢巾	919円	21,723円
	広瀬	71円	14,337円		広瀬	90円	8,655円
	盛岡乙部	232円	22,311円		盛岡乙部	251円	16,938円
	江釣子	168円	23,204円		江釣子	182円	17,344円
	雫石	176円	22,561円		雫石	189円	16,726円
	岩手	191円	13,888円		岩手	269円	29,406円

	石鳥谷	166円	20,290円
	水沢西根	267円	14,199円
	新平泉	248円	65,669円
	岩泉	294円	23,139円
	小鳥谷	228円	40,522円
	摺沢	308円	19,557円
	岩手川崎	116円	31,901円
	水沢東山	149円	55,122円
	津軽石	195円	90,046円
	萩荘	338円	15,985円
	花巻温泉	199円	15,074円
	鶴住居	275円	181,109円
	種市	348円	27,636円
	釜石広田	209円	40,544円
	金田一	216円	25,462円
	洪民	238円	26,221円
	好摩	424円	38,546円
	水沢小山	167円	34,079円
	胆沢	139円	23,511円
	軽米	287円	30,317円
	豊間根	424円	40,749円
	住田	258円	19,213円
	細浦	185円	70,496円
	田老	127円	133,785円
	岩手上郷	233円	10,386円
	金石平田	288円	22,416円
	六原	88円	43,806円
	三陸	235円	143,870円
	綾里	72円	45,404円
	宮古小川	119円	21,781円
	薮代	340円	57,536円
	宮古八木	249円	13,152円
	湯口	124円	34,266円
	和賀	152円	38,892円
	滝沢駅前	236円	28,732円
	大槌	95円	118,011円
	一戸	135円	34,394円
	伊手	69円	30,506円
	上平沢	152円	18,780円
	盛岡東和	114円	31,931円
	九戸	176円	12,823円
	唐丹	446円	46,150円
	小本	100円	53,332円
	姉体	164円	18,272円
	二子	178円	57,368円
	水沢飯豊	102円	35,161円
	盛岡西山	64円	36,435円
	葛巻	175円	80,185円
	平館	132円	30,171円
	東八幡平	171円	17,280円
	大迫	240円	25,236円
	金ヶ崎	232円	29,328円
	前沢	303円	34,249円
	衣川	151円	17,942円
	花泉	395円	28,063円
	宮守	315円	42,968円
	安代	244円	38,568円
	田山	115円	19,389円
	湯田	102円	62,432円
	室根	119円	49,140円
	宮古新里	155円	22,516円
	浄法寺	289円	21,226円
	岩手大東	210円	54,738円
	水沢藤沢	235円	19,020円
	田野畑	177円	41,376円
	宮古川井	105円	26,737円
	甲子	97円	25,652円
	野田	88円	172,758円
	盛岡谷内	92円	19,580円
	沢内	98円	51,312円
宮城県	仙台青葉通	7,308円	58,843円
	仙台長町	2,058円	26,256円
	台原	1,041円	29,483円
	愛子	867円	42,682円
	岩切	504円	110,597円
	仙台高砂	1,553円	39,679円
	鶴ヶ谷	722円	91,040円
	苦竹料金	1,577円	31,171円
	榴ヶ岡	1,160円	42,949円
	南小泉	1,735円	8,540円
	荒井	1,594円	71,279円
	仙台中田	976円	14,698円
	西多賀	663円	16,097円
	仙台泉	1,195円	28,820円
	野村	647円	29,488円
	泉ヶ岳	106円	38,426円
	門脇	311円	28,612円
	塩釜	247円	24,882円
	古川	384円	23,464円
	気仙沼	99円	20,210円
	仙南白石	158円	31,447円
	名取	879円	25,903円
	岩沼桜	845円	32,131円
	仙南	251円	33,622円
	村田	210円	29,965円
	仙南船岡	475円	48,686円
	利府	1,109円	43,286円
	富谷	386円	34,907円
	明石交換所	291円	57,623円

宮城県

	石鳥谷	219円	14,083円
	水沢西根	308円	12,748円
	新平泉	271円	33,837円
	岩泉	322円	20,115円
	小鳥谷	297円	29,007円
	摺沢	349円	14,164円
	岩手川崎	173円	16,889円
	水沢東山	169円	38,929円
	津軽石	218円	61,543円
	萩荘	368円	11,436円
	花巻温泉	241円	11,346円
	鶴住居	380円	131,315円
	種市	403円	19,304円
	釜石広田	238円	27,494円
	金田一	275円	18,753円
	洪民	267円	19,138円
	好摩	516円	26,040円
	水沢小山	217円	24,365円
	胆沢	152円	16,418円
	軽米	333円	31,593円
	豊間根	447円	39,020円
	住田	279円	15,107円
	細浦	198円	48,498円
	田老	274円	97,254円
	岩手上郷	288円	8,346円
	金石平田	302円	13,387円
	六原	115円	29,324円
	三陸	343円	106,833円
	綾里	148円	32,423円
	宮古小川	158円	17,020円
	薮代	332円	41,096円
	宮古八木	258円	9,980円
	湯口	166円	20,794円
	和賀	162円	30,068円
	滝沢駅前	288円	17,846円
	大槌	150円	85,917円
	一戸	158円	23,199円
	伊手	107円	21,987円
	上平沢	178円	46,079円
	盛岡東和	131円	23,082円
	九戸	237円	8,801円
	唐丹	504円	29,271円
	小本	129円	40,100円
	姉体	171円	13,482円
	二子	186円	45,173円
	水沢飯豊	114円	26,605円
	盛岡西山	90円	15,877円
	葛巻	247円	74,093円
	平館	144円	41,027円
	東八幡平	232円	9,411円
	大迫	281円	18,517円
	金ヶ崎	243円	20,807円
	前沢	318円	23,138円
	衣川	170円	12,610円
	花泉	474円	20,291円
	宮守	335円	37,186円
	安代	302円	29,109円
	田山	152円	14,504円
	湯田	104円	46,462円
	室根	178円	35,631円
	宮古新里	216円	18,534円
	浄法寺	388円	11,085円
	岩手大東	231円	41,978円
	水沢藤沢	283円	14,183円
	田野畑	221円	29,850円
	宮古川井	159円	19,799円
	甲子	122円	18,890円
	野田	197円	125,734円
	盛岡谷内	94円	18,494円
	沢内	133円	37,359円
宮城県	仙台青葉通	7,924円	40,551円
	仙台長町	2,267円	17,863円
	台原	1,123円	23,503円
	愛子	1,040円	47,238円
	岩切	573円	85,379円
	仙台高砂	1,781円	85,200円
	鶴ヶ谷	793円	70,500円
	苦竹料金	2,003円	17,621円
	榴ヶ岡	1,444円	30,085円
	南小泉	1,903円	13,053円
	荒井	1,849円	49,514円
	仙台中田	1,206円	34,493円
	西多賀	716円	31,772円
	仙台泉	1,459円	18,223円
	野村	810円	23,891円
	泉ヶ岳	149円	23,706円
	門脇	366円	19,454円
	塩釜	274円	20,281円
	古川	417円	25,077円
	気仙沼	142円	18,648円
	仙南白石	192円	21,629円
	名取	990円	27,644円
	岩沼桜	971円	28,293円
	仙南	277円	27,247円
	村田	222円	22,981円
	仙南船岡	619円	35,940円
	利府	1,236円	49,490円
	富谷	448円	38,073円
	明石交換所	398円	38,979円

	築館源光	181円	17,393円
	迫	135円	44,792円
	宮城河北	160円	26,363円
	矢本	684円	35,358円
	八木山	3,285円	19,501円
	多賀城	883円	35,611円
	仙台松島	156円	16,240円
	七ヶ浜	382円	109,442円
	栗駒	144円	9,581円
	折立	420円	24,620円
	三本木	213円	35,567円
	仙台中山	1,677円	22,624円
	大衡	164円	22,409円
	中新田	227円	27,626円
	亘理	450円	34,355円
	石越	130円	13,188円
	歌津	301円	179,663円
	角田	168円	60,299円
	鹿島台	198円	14,987円
	生出	220円	20,545円
	仙台今泉	626円	22,538円
	仙南槻木	453円	24,932円
	第2高館	332円	65,592円
	古川中田	309円	17,785円
	古川南郷	185円	25,777円
	若柳	147円	35,798円
	渡波	7円	132,307円
	西古川	183円	43,798円
	石巻階上	274円	20,638円
	関上	408円	249,602円
	丸森	184円	69,567円
	坂元	107円	21,750円
	山下	230円	17,831円
	大郷	123円	10,787円
	古川小野田	209円	37,117円
	古川松山	356円	55,136円
	岩出山	161円	14,117円
	涌谷	191円	26,496円
	鳧岳	134円	43,552円
	田尻	356円	9,824円
	小牛田	197円	16,206円
	北浦駅前	109円	56,815円
	寺崎	186円	11,104円
	女川	26円	136,121円
	志津川	139円	129,202円
	本吉	381円	18,739円
	唐桑	356円	148,563円
	荒谷	192円	46,622円
	芋沢	122円	32,122円
	円田	112円	28,583円
	色麻	141円	62,808円
	古川鳴子	128円	24,923円
	一迫	252円	42,407円
	登米	191円	170,171円
	古川南方	226円	53,679円
	広瀬	216円	13,868円
	野蒜	454円	214,059円
	遠刈田	110円	12,620円
	高清水	333円	10,228円
	金成	128円	25,365円
	仙南北郷	116円	24,959円
	古川宮崎	192円	43,932円
	瀬峰	290円	40,635円
	鶯沢	56円	45,510円
	米谷	92円	37,484円
	宮城河南	332円	13,972円
	鳴瀬	181円	30,215円
	作並	155円	39,814円
	仙南川崎	159円	21,377円
	仙南大内	113円	24,696円
	牡鹿	8円	134,607円
	石巻津山	91円	59,481円
	古川新田	136円	17,494円
	古川米山	180円	12,096円
	石巻雄勝	80円	142,654円
	石巻大島	253円	15,854円
	宮城北上	28円	154,401円
秋田県	新棟秋田	327円	23,230円
	秋田大町	253円	26,474円
	土崎	218円	24,021円
	秋田仁井田	351円	21,485円
	能代	84円	18,972円
	東能代	142円	21,417円
	横手	167円	25,131円
	秋田大館	148円	16,511円
	十二所	42円	16,503円
	秋田本荘	192円	31,378円
	男鹿	87円	15,555円
	秋田湯沢	45円	21,607円
	大曲	129円	29,408円
	鹿角	129円	14,389円
	大館鷹巣	107円	19,448円
	五城目	137円	28,940円
	秋田追分	197円	24,734円
	天王	206円	50,122円
	秋田大湯	348円	29,723円
	仁賀保	137円	15,718円
	象潟	223円	11,734円
	横手神岡	85円	20,398円

秋田県

築館源光	233円	16,540円
迫	143円	39,140円
宮城河北	184円	20,657円
矢本	898円	23,330円
八木山	3,822円	14,421円
多賀城	996円	57,560円
仙台松島	168円	21,357円
七ヶ浜	518円	81,078円
栗駒	159円	7,184円
折立	470円	22,359円
三本木	239円	73,963円
仙台中山	2,069円	20,581円
大衡	204円	26,533円
中新田	234円	20,865円
亘理	493円	22,712円
石越	168円	11,167円
歌津	470円	134,332円
角田	181円	43,781円
鹿島台	228円	18,821円
生出	226円	14,656円
仙台今泉	785円	20,121円
仙南槻木	494円	27,497円
第2高館	376円	43,359円
古川中田	328円	21,310円
古川南郷	191円	15,850円
若柳	166円	25,678円
渡波	121円	93,424円
西古川	191円	55,973円
石巻階上	300円	15,228円
関上	635円	368,935円
丸森	216円	54,396円
坂元	119円	20,754円
山下	302円	9,489円
大郷	131円	24,490円
古川小野田	234円	26,452円
古川松山	371円	49,393円
岩出山	170円	10,682円
涌谷	205円	18,338円
鳧岳	160円	29,935円
田尻	382円	6,586円
小牛田	275円	14,830円
北浦駅前	114円	41,403円
寺崎	213円	10,889円
女川	68円	102,213円
志津川	187円	93,298円
本吉	400円	12,811円
唐桑	533円	105,800円
荒谷	249円	33,553円
芋沢	171円	41,480円
円田	132円	93,076円
色麻	184円	41,717円
古川鳴子	156円	50,670円
一迫	302円	30,540円
登米	212円	135,693円
古川南方	305円	34,566円
広瀬	245円	11,372円
野蒜	625円	152,970円
遠刈田	140円	10,116円
高清水	412円	7,091円
金成	153円	49,591円
仙南北郷	144円	17,705円
古川宮崎	254円	32,639円
瀬峰	377円	29,078円
鶯沢	69円	32,729円
米谷	112円	56,899円
宮城河南	366円	168,156円
鳴瀬	202円	20,191円
作並	169円	64,169円
仙南川崎	190円	81,446円
仙南大内	152円	17,232円
牡鹿	115円	96,935円
石巻津山	94円	43,356円
古川新田	170円	10,682円
古川米山	236円	14,244円
石巻雄勝	127円	103,569円
石巻大島	249円	10,630円
宮城北上	145円	110,427円
新棟秋田	370円	30,184円
秋田大町	252円	31,655円
土崎	248円	17,872円
秋田仁井田	387円	56,045円
能代	95円	14,290円
東能代	178円	15,921円
横手	182円	18,691円
秋田大館	178円	11,169円
十二所	52円	10,857円
秋田本荘	207円	23,418円
男鹿	112円	12,652円
秋田湯沢	80円	21,125円
大曲	164円	15,913円
鹿角	138円	14,915円
大館鷹巣	110円	18,848円
五城目	175円	21,699円
秋田追分	216円	18,549円
天王	227円	41,754円
秋田大湯	363円	30,019円
仁賀保	171円	12,040円
象潟	241円	8,138円
横手神岡	99円	13,030円

	角館	159円	33,608円
	西馬音内	201円	12,243円
	東成瀬	73円	49,928円
	外旭川	209円	13,965円
	釈迦内	61円	17,388円
	太平	81円	21,592円
	下浜	60円	20,544円
	角間川	94円	28,911円
	内小友	67円	33,101円
	比内	190円	25,214円
	合川	26円	29,667円
	八郎潟	147円	42,623円
	横手六郷	105円	13,121円
	森岳	207円	20,938円
	由利	86円	17,254円
	福川	251円	51,005円
	横手雄勝	242円	20,515円
	八竜	127円	14,784円
	零丘	95円	11,218円
	刈和野	122円	25,877円
	中仙	136円	20,509円
	小坂	109円	15,576円
	東由利	126円	14,711円
	秋田太田	152円	22,936円
	千畑	110円	20,652円
	秋田井川	190円	24,930円
	飯田川	124円	14,272円
	若美	116円	17,756円
	二ツ井	145円	16,524円
	花岡	62円	17,378円
	雄和	146円	35,133円
	上小阿仁	124円	21,151円
	八森	98円	25,223円
	沢目	75円	26,179円
	田沢湖	119円	22,303円
	米内沢	121円	13,643円
	秋田船越	130円	17,532円
	秋田河辺	217円	12,496円
	矢島	114円	25,209円
	秋田北浦	55円	51,404円
	金浦	203円	20,149円
	八幡平	81円	24,265円
	阿仁	108円	16,706円
	横手神代	166円	30,838円
	秋田脇本	42円	24,279円
	由利院内	238円	25,242円
	平鹿	83円	10,771円
	雄物川	151円	15,191円
	西目	320円	18,229円
	増田	118円	24,143円
	横手大森	185円	31,705円
	秋田大内	181円	21,799円
	秋田鳥海	87円	17,088円
	西明寺	163円	22,117円
	横手山内	219円	23,425円
	須川	50円	35,875円
	横手十文字	183円	9,151円
	横手金沢	131円	17,998円
	大館大湯	84円	23,179円
	十和田南	122円	17,400円
	早口	153円	15,782円
	秋田道川	118円	22,314円
	秋田協和	165円	37,446円
	横手仙北	129円	13,946円
	後三年	122円	26,333円
	五里合	56円	20,750円
	藤里	125円	35,331円
	大雄	160円	18,583円
	外小友	107円	22,273円
山形県	山形	429円	53,345円
	山形金井	402円	20,791円
	山形十文字	261円	13,608円
	今塚	1,232円	60,490円
	あかねヶ丘	920円	40,516円
	米沢	239円	24,915円
	米沢窪田	187円	16,424円
	八幡原	61円	60,341円
	鶴岡	319円	25,518円
	酒田2	320円	22,188円
	酒田緑ヶ丘	296円	17,009円
	酒田高砂	112円	14,525円
	新庄	337円	16,893円
	寒河江	311円	38,528円
	山形上山	194円	20,605円
	村山	142円	59,399円
	長井	129円	19,166円
	天童	333円	26,149円
	高橋	487円	6,991円
	神町	315円	15,500円
	東根	257円	20,025円
	尾花沢	232円	39,988円
	南陽	186円	22,464円
	河北	146円	14,245円
	山形朝日	154円	33,280円
	白鷹	167円	12,155円
	余目	116円	55,534円
	藤島	185円	30,774円
	酒田三川	(略)	61,500円
	温海	368円	24,345円

山形県

	角館	163円	27,584円
	西馬音内	255円	9,366円
	東成瀬	102円	36,510円
	外旭川	252円	31,875円
	釈迦内	76円	11,700円
	太平	104円	14,956円
	下浜	69円	15,172円
	角間川	123円	15,537円
	内小友	91円	22,463円
	比内	224円	17,392円
	合川	31円	21,249円
	八郎潟	163円	32,626円
	横手六郷	130円	10,576円
	森岳	228円	47,907円
	由利	106円	54,303円
	福川	328円	38,794円
	横手雄勝	308円	14,185円
	八竜	170円	10,397円
	零丘	99円	7,223円
	刈和野	146円	18,190円
	中仙	179円	14,081円
	小坂	142円	11,698円
	東由利	161円	10,609円
	秋田太田	167円	16,541円
	千畑	126円	18,658円
	秋田井川	257円	25,458円
	飯田川	132円	13,374円
	若美	153円	12,664円
	二ツ井	173円	29,353円
	花岡	79円	11,210円
	雄和	167円	21,689円
	上小阿仁	139円	15,727円
	八森	124円	16,939円
	沢目	92円	18,537円
	田沢湖	208円	16,366円
	米内沢	131円	10,225円
	秋田船越	158円	12,454円
	秋田河辺	240円	9,486円
	矢島	140円	23,381円
	秋田北浦	62円	34,324円
	金浦	271円	89,914円
	八幡平	113円	15,222円
	阿仁	140円	16,235円
	横手神代	232円	22,220円
	秋田脇本	44円	16,942円
	由利院内	337円	9,124円
	平鹿	95円	15,105円
	雄物川	198円	9,433円
	西目	352円	13,043円
	増田	140円	16,319円
	横手大森	228円	22,633円
	秋田大内	208円	15,074円
	秋田鳥海	130円	11,903円
	西明寺	222円	16,137円
	横手山内	306円	17,126円
	須川	76円	25,676円
	横手十文字	214円	7,537円
	横手金沢	176円	11,314円
	大館大湯	93円	16,343円
	十和田南	137円	12,717円
	早口	172円	10,013円
	秋田道川	148円	17,147円
	秋田協和	208円	28,256円
	横手仙北	164円	10,236円
	後三年	174円	18,160円
	五里合	77円	15,540円
	藤里	136円	25,246円
	大雄	199円	14,263円
	外小友	139円	16,663円
山形県	山形	476円	42,639円
	山形金井	457円	14,041円
	山形十文字	285円	81,851円
	今塚	1,277円	44,753円
	あかねヶ丘	1,008円	28,748円
	米沢	290円	15,653円
	米沢窪田	214円	11,491円
	八幡原	88円	45,294円
	鶴岡	334円	17,865円
	酒田2	339円	21,143円
	酒田緑ヶ丘	351円	12,687円
	酒田高砂	165円	5,540円
	新庄	386円	11,823円
	寒河江	355円	27,142円
	山形上山	211円	16,856円
	村山	158円	45,384円
	長井	140円	21,486円
	天童	338円	28,488円
	高橋	497円	8,590円
	神町	363円	13,209円
	東根	276円	19,951円
	尾花沢	252円	29,171円
	南陽	191円	18,157円
	河北	161円	8,841円
	山形朝日	194円	24,810円
	白鷹	182円	9,549円
	余目	136円	41,750円
	藤島	199円	22,908円
	酒田三川	(略)	47,139円
	温海	376円	19,096円

	山形小国	161円	33,175円	山形小国	174円	23,528円
	庄内朝日機械	96円	31,663円	庄内朝日機械	130円	23,223円
	山形川西	202円	30,878円	山形川西	207円	23,367円
	酒田水沢	77円	25,719円	酒田水沢	104円	12,411円
	袖浦	98円	22,830円	袖浦	117円	21,266円
	山形大江	256円	25,502円	山形大江	303円	16,351円
	山辺	354円	22,396円	山辺	399円	16,325円
	山形中山	312円	42,957円	山形中山	350円	31,031円
	南原	86円	18,758円	南原	101円	13,773円
	宮内	209円	19,666円	宮内	218円	15,054円
	高島	261円	17,331円	高島	281円	12,482円
	櫛引	132円	17,994円	櫛引	142円	12,189円
	白岩	244円	14,667円	白岩	267円	13,099円
	山形西川	116円	22,793円	山形西川	118円	12,221円
	糠野目	198円	42,217円	糠野目	226円	27,715円
	米沢飯豊	134円	45,928円	米沢飯豊	166円	34,592円
	酒田羽黒	192円	38,906円	酒田羽黒	213円	26,763円
	本道寺	42円	52,208円	本道寺	67円	51,967円
	山形平田	264円	17,193円	山形平田	286円	14,056円
	酒田立川	173円	21,768円	酒田立川	212円	15,208円
	酒田松山	215円	26,146円	酒田松山	238円	18,348円
	酒田三瀬	67円	21,775円	酒田三瀬	85円	15,900円
	山形金山	84円	40,429円	山形金山	102円	30,983円
	真室川	167円	20,498円	真室川	188円	11,625円
	中和田	159円	11,398円	中和田	189円	46,125円
	鼠ヶ関	98円	32,704円	鼠ヶ関	130円	20,870円
	蔵王	145円	49,981円	蔵王	159円	37,260円
	酒田大山	247円	10,141円	酒田大山	261円	6,513円
	湯野浜	182円	129,709円	湯野浜	258円	80,777円
	本楯	101円	24,939円	本楯	125円	20,454円
	泉田	89円	22,874円	泉田	103円	17,173円
	村山大久保	185円	23,593円	村山大久保	225円	16,358円
	山形白鳥	177円	63,446円	山形白鳥	269円	45,133円
	山形東郷	105円	36,307円	山形東郷	143円	17,967円
	福原	137円	25,294円	福原	161円	12,114円
	大石田	145円	35,394円	大石田	161円	42,716円
	鮭川	99円	23,280円	鮭川	124円	17,604円
	古口	112円	23,360円	古口	134円	23,558円
	遊佐	186円	12,271円	遊佐	213円	55,201円
	吹浦	44円	27,186円	吹浦	61円	19,307円
	酒田八幡	112円	25,360円	酒田八幡	127円	19,446円
	舟形	163円	34,370円	舟形	206円	31,350円
	須田板	138円	23,090円	須田板	165円	17,283円
	山形玉野	80円	22,841円	山形玉野	102円	16,991円
	清水	86円	26,231円	清水	102円	19,854円
福島県	福島	450円	44,629円	福島	497円	38,429円
	福島清水	646円	21,897円	福島清水	722円	62,063円
	福島佐倉	588円	16,937円	福島佐倉	621円	12,200円
	瀬上	737円	13,713円	瀬上	590円	12,806円
	福島大森	738円	35,891円	福島大森	775円	26,487円
	蓬萊	352円	38,686円	蓬萊	371円	32,035円
	飯坂	229円	22,977円	飯坂	254円	16,645円
	福島花園	542円	31,894円	福島花園	740円	56,206円
	会津若松	380円	24,377円	会津若松	448円	19,915円
	東栄町分局	733円	17,779円	東栄町分局	827円	13,278円
	福島郡山	1,580円	25,897円	福島郡山	1,744円	22,016円
	郡山芳賀	677円	29,551円	郡山芳賀	715円	24,453円
	笹川	785円	21,641円	笹川	896円	22,674円
	日和田	123円	27,927円	日和田	138円	17,187円
	喜久田	303円	31,029円	喜久田	329円	19,220円
	大槻	823円	32,524円	大槻	891円	33,039円
	郡山守山	67円	39,790円	郡山守山	71円	22,330円
	磐梯熱海	112円	62,594円	磐梯熱海	134円	47,901円
	いわき	570円	26,541円	いわき	631円	23,669円
	小名浜	391円	26,813円	小名浜	428円	18,985円
	勿来	325円	30,358円	勿来	338円	62,069円
	内郷	579円	13,781円	内郷	592円	54,829円
	好間	597円	30,389円	好間	674円	22,191円
	草野	484円	12,234円	草野	487円	10,916円
	いわき常磐	273円	18,349円	いわき常磐	302円	14,471円
	四倉	531円	34,322円	四倉	545円	32,642円
	いわき若葉台	1,452円	30,264円	いわき若葉台	1,745円	17,670円
	いわき泉	721円	51,484円	いわき泉	744円	44,440円
	いわき玉川	572円	17,290円	いわき玉川	586円	18,173円
	いわき窪田	449円	30,113円	いわき窪田	486円	20,777円
	白河	292円	27,544円	白河	294円	39,466円
	福島原町	389円	17,913円	福島原町	425円	6,679円
	郡山須賀川	270円	34,947円	郡山須賀川	329円	20,681円
	喜多方	239円	16,788円	喜多方	290円	20,186円
	福島相馬	501円	23,266円	福島相馬	551円	19,920円
	二本松	302円	28,922円	二本松	310円	21,582円
	福島藤田	279円	22,508円	福島藤田	290円	14,539円
	二本松本宮	221円	24,835円	二本松本宮	236円	21,421円
	田島	290円	19,682円	田島	312円	15,317円
	猪苗代	218円	34,757円	猪苗代	236円	28,253円
	会津若松坂下	353円	20,742円	会津若松坂下	355円	17,439円
	郡山西郷	293円	16,814円	郡山西郷	329円	45,064円
	郡山石川	300円	26,158円	郡山石川	314円	18,791円
	三春	205円	18,208円	三春	226円	25,845円
	磐城富岡	443円	19,041円	磐城富岡	379円	20,327円
	浪江	347円	17,647円	浪江	317円	17,023円
	会津山口	261円	32,150円	会津山口	308円	31,474円
	会津若松広田	181円	71,256円	会津若松広田	193円	51,934円
	福島梁川	372円	25,078円	福島梁川	404円	16,284円
	保原	398円	19,304円	保原	418円	21,915円
	江名	239円	24,501円	江名	278円	16,158円
	福島川俣	207円	37,024円	福島川俣	231円	24,699円
	塙	459円	15,453円	塙	471円	11,118円
	新地	412円	31,609円	新地	451円	20,502円

	小高	208円	28,553円
	福島伊達	473円	35,212円
	桑折	369円	18,645円
	福島松川	301円	20,964円
	鏡石	344円	10,906円
	塩川	138円	23,564円
	棚倉	261円	11,455円
	郡山浅川	112円	132,357円
	福島鹿島	302円	33,743円
	柳津	63円	26,908円
	飯野	263円	29,397円
	磐梯	164円	31,557円
	霊山	184円	59,935円
	橋本	387円	21,969円
	泉崎	178円	26,999円
	大玉	230円	24,013円
	大林	277円	19,744円
	表郷	66円	28,384円
	郡山中島	107円	30,795円
	湖南	92円	28,381円
	白沢	120円	22,286円
	多田野	96円	14,143円
	古殿	205円	20,691円
	西会津	78円	18,882円
	北会津	116円	13,786円
	新鶴	208円	27,960円
	いわき広野	238円	14,840円
	久ノ浜	234円	226,765円
	船引	317円	37,563円
	鮫川	121円	24,538円
	福島東和	241円	29,531円
	郡山岩瀬	236円	16,223円
	川桁	92円	27,951円
	柳橋	161円	23,774円
	岩代	97円	12,747円
	郡山長沼	190円	19,781円
	会津若松下郷	226円	15,166円
	熱塩	115円	33,319円
	山都	147円	14,944円
	郡山東	94円	16,015円
	大信	147円	28,572円
	都路	127円	26,409円
	常葉	123円	39,728円
	檜葉	210円	98,326円
	庭坂	295円	20,825円
	沼之内	410円	33,103円
	いわき小川	296円	17,987円
	上遠野	319円	17,296円
	小作田	201円	86,045円
	原釜	210円	24,288円
	裏磐梯	848円	36,112円
	会津高田	244円	36,286円
	会津本郷	203円	12,913円
	郡山玉川	200円	16,323円
	小野新町	284円	96,902円
	大熊	310円	20,199円
	いわき双葉	153円	22,805円
	飯館	156円	19,334円
	天栄	204円	14,321円
	只見	243円	24,092円
	会津若松吾妻	63円	80,191円
	矢祭	287円	41,008円
	滝根	125円	25,472円
	大越	93円	31,521円
	郡山七郷	190円	15,435円
	移	148円	26,607円
	いわき川内	105円	16,030円
	会津若松昭和	111円	20,303円
	蓬田	109円	25,164円
	郡山小平	72円	21,042円
茨城県	水戸大町	608円	42,831円
	茨城赤塚	481円	27,001円
	水戸吉田	346円	19,584円
	千波	586円	28,364円
	多賀	362円	30,379円
	久慈浜	354円	16,493円
	日立別館	416円	20,288円
	茨城日高	331円	30,847円
	土浦	246円	50,443円
	荒川沖	497円	20,465円
	神立	270円	22,227円
	石岡国府	399円	24,930円
	下館別館	371円	22,293円
	下館川島	286円	33,157円
	結城	427円	26,192円
	結城南	214円	20,844円
	竜ヶ崎	166円	30,335円
	土浦佐貫	570円	20,342円
	那珂湊	286円	24,656円
	阿字ヶ浦	423円	22,124円
	下妻	291円	30,750円
	水海道菅生	427円	39,527円
	水海道別	399円	52,551円
	茨城勝田	387円	28,475円
	高萩	179円	21,327円
	北茨城	192円	27,713円
	取手	433円	19,556円
	茨城岩井	170円	25,314円
	土浦牛久	776円	16,273円

茨城県

	小高	193円	20,580円
	福島伊達	587円	24,851円
	桑折	387円	11,728円
	福島松川	284円	73,194円
	鏡石	387円	7,662円
	塩川	203円	13,677円
	棚倉	273円	8,979円
	郡山浅川	142円	96,866円
	福島鹿島	349円	22,910円
	柳津	71円	17,395円
	飯野	274円	19,747円
	磐梯	191円	25,035円
	霊山	201円	38,551円
	橋本	375円	13,468円
	泉崎	192円	18,702円
	大玉	258円	17,392円
	大林	362円	14,312円
	表郷	87円	18,635円
	郡山中島	119円	21,765円
	湖南	124円	20,625円
	白沢	143円	16,640円
	多田野	107円	7,882円
	古殿	199円	23,008円
	西会津	91円	15,355円
	北会津	128円	11,306円
	新鶴	210円	21,126円
	いわき広野	252円	11,031円
	久ノ浜	244円	165,866円
	船引	364円	26,612円
	鮫川	154円	13,454円
	福島東和	285円	21,814円
	郡山岩瀬	267円	11,862円
	川桁	108円	30,887円
	柳橋	194円	16,274円
	岩代	110円	10,994円
	郡山長沼	233円	15,304円
	会津若松下郷	268円	12,029円
	熱塩	153円	25,619円
	山都	167円	11,794円
	郡山東	105円	10,556円
	大信	156円	21,626円
	都路	142円	19,183円
	常葉	157円	27,425円
	檜葉	245円	79,561円
	庭坂	121円	15,758円
	沼之内	422円	23,195円
	いわき小川	316円	13,175円
	上遠野	377円	13,934円
	小作田	246円	69,996円
	原釜	206円	37,093円
	裏磐梯	1,075円	22,776円
	会津高田	288円	27,127円
	会津本郷	222円	10,767円
	郡山玉川	219円	13,230円
	小野新町	295円	68,905円
	大熊	154円	15,254円
	いわき双葉	5円	15,619円
	飯館	171円	16,797円
	天栄	257円	10,333円
	只見	294円	113,277円
	会津若松吾妻	88円	42,980円
	矢祭	302円	30,516円
	滝根	152円	20,899円
	大越	120円	21,457円
	郡山七郷	225円	11,076円
	移	184円	20,227円
	いわき川内	129円	11,923円
	会津若松昭和	139円	14,656円
	蓬田	132円	25,849円
	郡山小平	96円	16,567円
茨城県	水戸大町	646円	27,607円
	茨城赤塚	477円	18,340円
	水戸吉田	384円	14,880円
	千波	632円	24,224円
	多賀	380円	23,137円
	久慈浜	376円	12,673円
	日立別館	496円	15,582円
	茨城日高	355円	18,874円
	土浦	274円	32,950円
	荒川沖	511円	18,466円
	神立	284円	34,067円
	石岡国府	423円	33,404円
	下館別館	420円	18,317円
	下館川島	331円	22,053円
	結城	434円	19,882円
	結城南	247円	12,931円
	竜ヶ崎	200円	22,082円
	土浦佐貫	620円	17,534円
	那珂湊	352円	18,078円
	阿字ヶ浦	489円	13,799円
	下妻	359円	26,553円
	水海道菅生	502円	28,108円
	水海道別	562円	37,157円
	茨城勝田	426円	19,517円
	高萩	198円	16,665円
	北茨城	243円	30,202円
	取手	469円	15,030円
	茨城岩井	184円	19,338円
	土浦牛久	814円	13,286円

つくば	2,133円	46,165円
大穂	631円	16,938円
桜	221円	17,799円
つくば北	141円	21,063円
筑波山	309円	43,562円
吉沼	78円	20,187円
筑波谷田部	358円	18,996円
土浦豊里	388円	49,137円
大洗	394円	16,012円
友部	371円	39,091円
茨城東海	514円	28,390円
那珂	360円	9,127円
常陸大宮	336円	28,838円
金砂郷	79円	41,661円
十王	348円	19,789円
常陸鹿島	510円	36,115円
神栖	433円	16,509円
茨城萩原	236円	18,807円
潮来延方	318円	20,793円
美浦	180円	57,472円
谷和原	453円	94,790円
守谷清水	670円	36,214円
古河2	650円	5,868円
古河旭	1,154円	11,165円
総和2	302円	27,071円
古河南	357円	40,706円
茨城境	359円	42,050円
石岡東	355円	71,023円
石岡	440円	35,075円
常陸太田別館	294円	19,480円
羽島	267円	33,523円
千葉若松	118円	21,093円
矢田部	242円	32,191円
阿見	372円	13,993円
高場	414円	32,268円
笠間	314円	24,322円
稲戸井	506円	27,008円
茨城	253円	37,305円
茨城岩瀬	256円	26,724円
大子	184円	25,172円
鉾田	148円	22,636円
江戸崎	124円	13,305円
伊奈	284円	44,722円
藤代蔵前	443円	26,729円
奥野	141円	44,234円
牛堀	313円	28,585円
阿見南	122円	31,981円
茨城東	65円	759,778円
総和	302円	66,212円
岡田	152円	45,955円
関城	113円	25,739円
茨城協和	442円	30,539円
利根	122円	42,481円
いばらき旭	91円	29,527円
常澄	205円	24,501円
内原	948円	43,838円
石岡大野	162円	21,579円
茎崎	183円	30,463円
新利根	101円	45,357円
岩間	265円	24,991円
八郷	91円	15,371円
茨城鳥栖	82円	54,780円
涸沼	129円	54,996円
瓜連	478円	21,025円
茨城北浦	55円	40,060円
茨城玉造	93円	30,601円
常北	219円	23,896円
岡郷	166円	27,083円
五霞	102円	33,701円
茨城八千代	251円	28,994円
大洋	81円	43,271円
茨城土浦	238円	36,885円
波崎	239円	36,169円
茨城出島	105円	52,719円
沖宿	112円	44,121円
潮来	214円	28,756円
明野	117円	41,870円
真壁	213円	19,262円
茨城千代田	303円	27,463円
茨城大津	244円	27,283円
茨城稲田	141円	49,847円
七郷	168円	40,563円
桂	23円	44,181円
土浦河内	113円	51,655円
美野里	157円	39,199円
新治	152円	17,725円
茨城麻生	175円	31,041円
飯富	176円	22,899円
国田	145円	38,563円
菅原	158円	43,461円
行方	76円	49,534円
蔵川	86円	55,721円
出島東	112円	40,419円
小幡	73円	57,698円
雨引	194円	48,798円
八俣	98円	28,873円
猿島	111円	49,570円
御前山	88円	47,615円
茨城三和	764円	29,522円

つくば	2,370円	51,350円
大穂	730円	9,774円
桜	259円	21,749円
つくば北	125円	77,740円
筑波山	386円	29,946円
吉沼	107円	25,609円
筑波谷田部	401円	12,233円
土浦豊里	424円	39,258円
大洗	436円	12,173円
友部	406円	21,221円
茨城東海	532円	23,341円
那珂	372円	12,322円
常陸大宮	364円	22,138円
金砂郷	105円	29,288円
十王	368円	15,844円
常陸鹿島	772円	31,129円
神栖	635円	14,215円
茨城萩原	324円	12,834円
潮来延方	413円	21,460円
美浦	215円	43,563円
谷和原	478円	77,344円
守谷清水	830円	23,423円
古河2	665円	4,560円
古河旭	1,355円	8,892円
総和2	326円	8,936円
古河南	399円	30,370円
茨城境	423円	26,500円
石岡東	437円	45,221円
石岡	684円	19,073円
常陸太田別館	324円	16,064円
羽島	295円	30,192円
千葉若松	166円	24,641円
矢田部	287円	24,678円
阿見	399円	12,063円
高場	443円	18,763円
笠間	352円	17,729円
稲戸井	560円	19,281円
茨城	270円	18,850円
茨城岩瀬	275円	15,986円
大子	278円	15,849円
鉾田	196円	21,031円
江戸崎	165円	8,839円
伊奈	351円	17,620円
藤代蔵前	521円	20,886円
奥野	155円	29,878円
牛堀	434円	17,619円
阿見南	135円	23,110円
茨城東	79円	641,115円
総和	328円	48,743円
岡田	191円	34,022円
関城	127円	14,948円
茨城協和	468円	30,949円
利根	147円	28,979円
いばらき旭	103円	17,926円
常澄	238円	18,648円
内原	977円	31,525円
石岡大野	185円	18,234円
茎崎	221円	20,954円
新利根	116円	42,014円
岩間	276円	16,727円
八郷	105円	11,349円
茨城鳥栖	105円	36,900円
涸沼	167円	36,595円
瓜連	521円	14,532円
茨城北浦	69円	26,789円
茨城玉造	105円	27,677円
常北	252円	15,644円
岡郷	182円	23,109円
五霞	137円	65,333円
茨城八千代	272円	17,976円
大洋	93円	39,060円
茨城土浦	243円	25,668円
波崎	257円	94,203円
茨城出島	127円	45,904円
沖宿	135円	30,046円
潮来	234円	25,357円
明野	144円	27,590円
真壁	225円	12,236円
茨城千代田	325円	16,379円
茨城大津	268円	24,515円
茨城稲田	158円	45,199円
七郷	210円	27,795円
桂	25円	30,144円
土浦河内	129円	45,755円
美野里	170円	37,928円
新治	185円	10,235円
茨城麻生	204円	20,479円
飯富	197円	15,414円
国田	183円	26,526円
菅原	209円	30,220円
行方	104円	35,151円
蔵川	121円	48,814円
出島東	139円	28,178円
小幡	96円	42,095円
雨引	209円	32,427円
八俣	118円	32,979円
猿島	141円	33,094円
御前山	130円	30,833円
茨城三和	807円	21,015円

栃木県	沓掛	129円	46,743円	栃木県	沓掛	161円	33,108円
	いばらき小川	174円	43,209円		いばらき小川	181円	28,361円
	山方	161円	45,060円		山方	239円	30,272円
	水府	61円	37,246円		水府	92円	27,319円
	茨城桜川	74円	36,092円		茨城桜川	85円	43,195円
	石下	198円	56,418円		石下	210円	49,781円
	茨城美和	203円	107,582円		茨城美和	278円	74,035円
	宇都宮	763円	50,194円		宇都宮	777円	37,045円
	宇都宮平出	426円	34,947円		宇都宮平出	459円	25,218円
	道場宿	329円	33,202円		道場宿	348円	26,218円
	瑞穂野	230円	15,490円		瑞穂野	243円	9,293円
	徳次郎	515円	27,898円		徳次郎	547円	17,279円
	砥上	551円	29,230円		砥上	630円	22,201円
	江曽島	865円	13,266円		江曽島	885円	91,247円
	雀宮	834円	38,898円		雀宮	876円	28,858円
	足利	312円	37,504円		足利	320円	22,875円
	足利相生	459円	37,921円		足利相生	483円	26,550円
	足利西	292円	21,915円		足利西	299円	16,115円
	足利南	483円	20,515円		足利南	479円	14,154円
	栃木	316円	34,064円		栃木	392円	20,988円
	栃木北	(略)	21,574円		栃木北	(略)	14,897円
	佐野	268円	26,891円		佐野	316円	13,257円
	鹿沼	287円	27,630円		鹿沼	326円	25,570円
	北犬飼	230円	35,352円		北犬飼	274円	56,155円
	日光	362円	45,458円		日光	428円	96,587円
	今市	210円	26,226円		今市	232円	45,013円
	栃木小山	823円	32,605円		栃木小山	899円	22,296円
	雨ヶ谷	384円	19,536円		雨ヶ谷	452円	12,505円
	延島	179円	20,659円		延島	188円	19,169円
	真岡	244円	31,150円		真岡	256円	21,873円
	大田原 2	211円	26,777円		大田原 2	227円	17,902円
	矢板	453円	32,584円		矢板	576円	28,854円
	黒磯	348円	35,596円		黒磯	389円	29,909円
	上三川	527円	43,769円		上三川	559円	42,760円
	栃木河内	573円	32,447円		栃木河内	610円	23,666円
	栃木芳賀	298円	42,793円		栃木芳賀	326円	36,172円
	栃木壬生 2	1,739円	16,224円		栃木壬生 2	1,781円	9,840円
	石橋	525円	20,002円		石橋	651円	46,392円
	栃木小金井	630円	39,374円		栃木小金井	731円	24,730円
	新野木	482円	98,904円		新野木	616円	69,528円
	栃木大平	361円	48,089円		栃木大平	377円	31,279円
	岩舟	253円	15,962円		岩舟	266円	14,331円
	鬼怒川川治	188円	22,516円		鬼怒川川治	200円	17,389円
	宝積寺	530円	14,680円		宝積寺	549円	14,701円
	栃木烏山	163円	10,430円		栃木烏山	195円	9,704円
	西那須野 2	356円	30,223円		西那須野 2	383円	25,555円
	田沼	331円	68,853円		田沼	334円	60,814円
	益子	295円	39,642円		益子	313円	78,630円
	間々田	414円	34,123円		間々田	448円	25,632円
	栃木城山	250円	18,590円		栃木城山	260円	54,193円
	南犬飼	372円	22,204円		南犬飼	415円	39,468円
	氏家別	416円	15,008円		氏家別	454円	26,728円
	葛生 2	204円	37,842円		葛生 2	205円	39,449円
	赤見	202円	61,021円		赤見	217円	63,511円
	薬師寺	169円	22,382円		薬師寺	192円	85,942円
	小山西	152円	22,625円		小山西	159円	19,223円
	卒島	253円	27,385円		卒島	276円	18,313円
	栃木富田	238円	26,739円		栃木富田	282円	24,663円
	栃木藤岡 2	178円	16,309円		栃木藤岡 2	180円	7,677円
	栃木田原	182円	34,283円		栃木田原	200円	40,541円
	栃木西方	133円	26,399円		栃木西方	145円	66,558円
	上河内	195円	57,783円		上河内	225円	48,674円
	野崎	218円	59,828円		野崎	257円	51,762円
	佐久山	125円	26,343円		佐久山	143円	14,494円
	片岡	210円	39,577円		片岡	248円	50,345円
	東那須野	257円	20,828円		東那須野	296円	45,328円
	栃木梅沢	113円	35,479円		栃木梅沢	149円	24,555円
	楡木	149円	48,520円		楡木	177円	39,294円
	栃木大沢	176円	21,845円		栃木大沢	208円	11,926円
	伊王野 2	107円	40,403円		伊王野 2	138円	30,822円
	喜連川	217円	54,333円		喜連川	226円	48,440円
	馬頭	170円	58,029円		馬頭	194円	49,732円
	黒羽	61円	39,200円		黒羽	68円	41,947円
	黒田原	200円	54,833円		黒田原	214円	47,205円
	栃木二宮	248円	24,304円		栃木二宮	258円	12,866円
	市貝	234円	27,042円		市貝	253円	28,642円
	南那須	148円	32,020円		南那須	166円	35,148円
	文挾	109円	43,275円		文挾	141円	37,742円
	栃木栗野	208円	34,540円		栃木栗野	230円	53,177円
	玉生	206円	15,991円		玉生	232円	25,306円
	熟田	113円	32,641円		熟田	130円	22,354円
	栃木小川	260円	55,074円		栃木小川	313円	38,678円
	塩原 2	183円	42,465円		塩原 2	202円	29,854円
	関谷	163円	47,534円		関谷	177円	32,252円
	栃木茂木	202円	81,756円		栃木茂木	207円	56,156円
	湯津上	235円	23,531円		湯津上	274円	15,329円
	足尾交換局 2	215円	33,910円		足尾交換局 2	252円	22,127円
	栃木水橋	141円	30,176円		栃木水橋	150円	17,783円
	船生	91円	17,149円		船生	104円	9,751円
	栃木大宮	125円	47,158円		栃木大宮	155円	22,106円
	川治	130円	38,549円		川治	138円	20,288円
	栃木 2	316円	24,805円		栃木 2	389円	54,060円
	那須横沢	58円	21,717円		那須横沢	91円	15,695円
	那須	67円	39,843円		那須	71円	42,013円
	那須大沢	45円	20,334円		那須大沢	55円	10,670円
	南摩	297円	59,776円		南摩	326円	52,282円
群馬県	前橋	686円	42,644円	群馬県	前橋	724円	26,935円
	野中別	825円	17,279円		野中別	895円	84,962円
	前橋元総社	475円	34,942円		前橋元総社	492円	24,169円

	佐鳥	375円	26,026円	佐鳥	403円	20,514円
	前橋芳賀	232円	35,825円	前橋芳賀	271円	28,926円
	国領	515円	34,350円	国領	540円	20,917円
	群馬高崎	502円	39,645円	群馬高崎	514円	64,932円
	高崎支店別 1	502円	19,093円	高崎支店別 1	512円	10,816円
	高崎問屋町	537円	28,896円	高崎問屋町	599円	19,346円
	倉賀野	776円	26,309円	倉賀野	799円	19,326円
	大類	880円	21,356円	大類	930円	12,992円
	群馬長野	779円	33,004円	群馬長野	805円	26,435円
	桐生錦町	178円	21,451円	桐生錦町	220円	18,454円
	桐生相生	477円	33,248円	桐生相生	552円	28,335円
	伊勢崎	382円	35,828円	伊勢崎	425円	24,490円
	豊受	321円	32,929円	豊受	337円	109,299円
	群馬太田	876円	33,788円	群馬太田	911円	32,849円
	太田九合	808円	35,373円	太田九合	871円	26,699円
	宝泉	406円	28,239円	宝泉	444円	24,404円
	群馬沼田	793円	30,736円	群馬沼田	874円	22,349円
	館林支別 1	266円	21,941円	館林支別 1	288円	14,930円
	群馬渋川	305円	36,726円	群馬渋川	352円	30,477円
	群馬藤岡	428円	24,273円	群馬藤岡	443円	16,688円
	群馬富岡	280円	17,637円	群馬富岡	278円	13,699円
	群馬安中	396円	30,869円	群馬安中	434円	23,397円
	新群馬町	383円	21,711円	新群馬町	467円	26,770円
	群馬新町	416円	38,979円	群馬新町	458円	27,333円
	群馬長野原	314円	28,753円	群馬長野原	385円	18,422円
	草津温泉	264円	30,449円	草津温泉	298円	31,789円
	玉村	468円	42,044円	玉村	480円	20,118円
	笠懸	162円	22,746円	笠懸	178円	15,404円
	大間々	694円	22,452円	大間々	706円	13,937円
	群馬大泉	226円	32,925円	群馬大泉	228円	21,812円
	中之条	161円	69,214円	中之条	163円	53,526円
	高林	424円	16,820円	高林	430円	13,790円
	毛里田	198円	32,013円	毛里田	221円	21,200円
	群馬川内	299円	17,956円	群馬川内	303円	11,893円
	赤城	100円	22,982円	赤城	112円	28,122円
	群馬富士見	280円	14,031円	群馬富士見	296円	7,666円
	群馬原町	82円	47,206円	群馬原町	97円	31,686円
	北軽井沢	41円	26,398円	北軽井沢	37円	15,511円
	采女	231円	50,749円	采女	261円	34,567円
	敷塚本町	109円	19,124円	敷塚本町	111円	12,643円
	群馬板倉	612円	28,290円	群馬板倉	706円	17,669円
	群馬川俣	292円	86,770円	群馬川俣	343円	65,926円
	赤岩	233円	19,497円	赤岩	271円	15,647円
	吉井	289円	13,919円	吉井	312円	7,811円
	大胡	285円	21,385円	大胡	318円	34,858円
	粕川	260円	99,661円	粕川	286円	78,255円
	榛名	455円	21,105円	榛名	509円	12,390円
	箕郷	350円	16,790円	箕郷	364円	8,914円
	鬼石	114円	18,895円	鬼石	134円	8,488円
	下仁田交換セ	113円	17,236円	下仁田交換セ	114円	8,854円
	甘楽	177円	14,261円	甘楽	189円	8,282円
	松井田	336円	13,614円	松井田	380円	7,145円
	月夜野	269円	53,064円	月夜野	284円	36,720円
	群馬水上	101円	31,541円	群馬水上	114円	23,687円
	群馬布施	312円	26,963円	群馬布施	398円	27,332円
	原市	270円	16,311円	原市	289円	7,508円
	浅間高原	54円	45,409円	浅間高原	118円	30,553円
	子持	163円	29,935円	子持	192円	16,774円
	群馬吉岡	365円	24,178円	群馬吉岡	386円	26,546円
	邑楽	217円	26,498円	邑楽	239円	31,305円
	群馬城南	322円	21,758円	群馬城南	328円	12,504円
	駒形	649円	29,211円	駒形	665円	18,489円
	梅田	170円	31,953円	梅田	184円	20,498円
	群馬新里	64円	50,007円	群馬新里	85円	32,278円
	新国定	565円	86,734円	新国定	701円	53,844円
	群馬境交換セ	317円	19,091円	群馬境交換セ	315円	11,966円
	尾島	306円	23,265円	尾島	319円	14,272円
	群馬新田	210円	15,809円	群馬新田	224円	9,877円
	新田金井	205円	88,656円	新田金井	255円	68,325円
	新南蛇井	368円	46,329円	新南蛇井	515円	25,811円
	北橘	144円	101,840円	北橘	157円	78,152円
	渋川伊香保	266円	21,110円	渋川伊香保	315円	11,842円
	群馬岩崎	87円	19,641円	群馬岩崎	108円	11,737円
	館林東	169円	43,364円	館林東	122円	29,601円
	倉淵	298円	108,485円	倉淵	358円	79,708円
	磐戸	145円	29,422円	磐戸	230円	39,909円
	嬬恋	407円	27,599円	嬬恋	555円	17,342円
	追分	315円	30,254円	追分	376円	30,462円
	片品	293円	38,856円	片品	354円	35,244円
	伊勢崎支別 1	382円	20,751円	伊勢崎支別 1	421円	14,032円
	猿ヶ京	377円	19,643円	猿ヶ京	450円	9,413円
埼玉県	川越	1,841円	49,510円	川越	1,996円	40,487円
	川越新宿	2,815円	23,650円	川越新宿	3,300円	10,999円
	南古谷	2,531円	35,169円	南古谷	2,783円	16,790円
	川越霞ヶ関	2,788円	23,062円	川越霞ヶ関	3,120円	24,620円
	熊谷末広	615円	34,092円	熊谷末広	651円	30,451円
	三ヶ尻	1,278円	22,613円	三ヶ尻	1,379円	43,880円
	埼玉川口	6,691円	39,093円	埼玉川口	7,485円	52,865円
	川口青木	4,603円	38,797円	川口青木	5,189円	65,375円
	川口芝	2,345円	29,774円	川口芝	2,653円	23,108円
	安行	1,466円	33,740円	安行	1,660円	26,651円
	浦和東	4,354円	38,734円	浦和東	5,227円	25,730円
	浦和白幡	4,707円	30,006円	浦和白幡	4,916円	28,676円
	浦和常盤	2,649円	36,283円	浦和常盤	3,040円	37,077円
	中尾	2,085円	19,916円	中尾	2,327円	18,837円
	浦和美園	1,504円	69,324円	浦和美園	1,554円	50,420円
	埼玉大宮	4,340円	38,149円	埼玉大宮	5,039円	39,029円
	大宮東大成	2,138円	61,652円	大宮東大成	2,293円	50,222円
	大宮大和田	1,472円	20,366円	大宮大和田	1,563円	18,850円

大宮指扇	1,507円	24,715円
行田別館	457円	22,847円
秩父	645円	19,695円
所沢	2,896円	22,837円
所沢元町	3,731円	29,984円
所沢北野	1,109円	28,308円
所沢東	2,290円	21,489円
所沢下富	1,360円	21,461円
飯能緑町	1,540円	20,047円
原市場	600円	25,444円
吾野	567円	52,161円
加須	423円	23,273円
加須花崎	448円	27,612円
埼玉本庄	564円	21,799円
東松山2	1,104円	12,887円
岩槻	1,280円	31,339円
和土	852円	11,711円
春日部武里	1,405円	29,236円
春日部八木崎	1,219円	44,348円
狭山2	1,817円	27,820円
狭山入曽	3,999円	54,559円
埼玉羽生	305円	23,038円
鴻巣	1,034円	28,318円
埼玉深谷2	494円	19,635円
上尾	1,646円	21,621円
新平方	2,127円	17,223円
浦和与野	3,605円	24,703円
草加局舎1	1,311円	32,248円
草加弁天	1,361円	13,801円
草加清門	1,733円	25,777円
越谷	2,040円	38,925円
越谷大里	1,269円	22,912円
越谷蒲生	2,302円	40,040円
蕨戸田	3,291円	42,179円
西戸田	2,874円	29,483円
入間	3,852円	30,192円
入間西武	1,016円	44,885円
入間宮寺	419円	17,089円
入間金子	891円	24,059円
鳩ヶ谷	2,877円	33,436円
朝霞	1,626円	25,791円
志木	3,244円	21,473円
新座	2,278円	16,388円
埼玉加納	249円	13,449円
桶川	1,428円	32,620円
久喜2	1,430円	32,667円
鴻巣北本	2,753円	20,413円
草加八潮	1,842円	26,341円
埼玉富士見	2,083円	19,752円
埼玉三郷	1,818円	28,135円
三郷鷹野	1,219円	22,058円
三郷小谷堀	1,166円	25,572円
蓮田	1,038円	24,092円
坂戸本町	1,246円	19,610円
幸手	428円	22,602円
鶴ヶ島	1,098円	25,996円
武蔵日高電2	1,910円	17,296円
埼玉吉川	1,561円	40,961円
上尾伊奈	669円	43,024円
埼玉吹上2	849円	30,444円
大井	3,144円	26,900円
川越三芳	934円	25,237円
毛呂山2	421円	15,927円
嵐山	580円	40,120円
埼玉小川別	389円	24,897円
川越川島	333円	31,663円
埼玉吉見	427円	34,257円
皆野	334円	31,041円
熊谷吉田	257円	38,120円
埼玉江南	388円	34,671円
妻沼	354円	16,478円
埼玉岡部	472円	32,277円
寄居	477円	22,624円
川里	215円	30,621円
大利根	323円	34,623円
白岡	1,526円	26,295円
菫蒲	415円	26,525円
埼玉栗橋	576円	36,692円
鷺宮	633円	21,071円
杉戸別館	913円	24,018円
第二松伏	856円	17,374円
新庄和	1,461円	47,163円
箕田	487円	12,708円
埼玉滑川	549円	41,716円
児玉	266円	28,965円
慈恩寺	322円	20,607円
神川	203円	41,862円
上里	440円	14,599円
熊谷豊里	127円	44,291円
北川辺	160円	21,885円
行田北河原	110円	48,001円
行田埼玉	215円	41,485円
加須樋遣川	141円	44,664円
高坂	1,335円	15,266円
青山	293円	34,789円
川通	394円	33,069円
みろく	120円	21,262円
埼玉平野	349円	66,316円
幸手八代	397円	40,754円

大宮指扇	1,609円	18,642円
行田別館	509円	16,495円
秩父	701円	15,489円
所沢	3,250円	21,647円
所沢元町	3,966円	22,345円
所沢北野	1,335円	21,125円
所沢東	2,445円	15,182円
所沢下富	1,454円	14,945円
飯能緑町	1,782円	20,986円
原市場	722円	13,915円
吾野	759円	33,821円
加須	466円	27,256円
加須花崎	530円	20,506円
埼玉本庄	618円	16,052円
東松山2	1,269円	9,496円
岩槻	1,417円	25,888円
和土	909円	13,090円
春日部武里	1,461円	24,430円
春日部八木崎	1,315円	32,523円
狭山2	1,877円	25,033円
狭山入曽	4,307円	43,843円
埼玉羽生	404円	19,796円
鴻巣	1,059円	23,567円
埼玉深谷2	498円	13,606円
上尾	1,695円	28,360円
新平方	2,293円	16,137円
浦和与野	3,818円	17,632円
草加局舎1	1,461円	30,905円
草加弁天	1,527円	9,996円
草加清門	1,990円	17,646円
越谷	2,149円	32,154円
越谷大里	1,392円	23,317円
越谷蒲生	2,660円	22,735円
蕨戸田	3,604円	37,820円
西戸田	3,164円	20,236円
入間	4,081円	21,125円
入間西武	1,058円	28,540円
入間宮寺	450円	12,347円
入間金子	930円	17,329円
鳩ヶ谷	3,075円	28,495円
朝霞	1,892円	39,424円
志木	3,546円	16,076円
新座	2,440円	14,461円
埼玉加納	275円	14,363円
桶川	1,530円	23,056円
久喜2	1,540円	23,509円
鴻巣北本	2,891円	17,898円
草加八潮	1,994円	24,733円
埼玉富士見	2,257円	15,393円
埼玉三郷	1,947円	23,352円
三郷鷹野	1,314円	15,798円
三郷小谷堀	1,242円	17,718円
蓮田	1,090円	18,453円
坂戸本町	1,279円	22,587円
幸手	457円	22,101円
鶴ヶ島	1,167円	19,503円
武蔵日高電2	2,066円	19,194円
埼玉吉川	1,612円	29,570円
上尾伊奈	724円	28,580円
埼玉吹上2	933円	25,367円
大井	3,470円	19,220円
川越三芳	1,007円	17,676円
毛呂山2	489円	13,130円
嵐山	589円	40,623円
埼玉小川別	393円	19,299円
川越川島	348円	20,271円
埼玉吉見	433円	20,853円
皆野	356円	26,814円
熊谷吉田	324円	26,054円
埼玉江南	401円	23,423円
妻沼	369円	11,925円
埼玉岡部	496円	43,770円
寄居	510円	22,218円
川里	246円	16,131円
大利根	353円	22,372円
白岡	1,609円	23,577円
菫蒲	435円	24,181円
埼玉栗橋	606円	20,297円
鷺宮	674円	14,210円
杉戸別館	1,048円	17,064円
第二松伏	1,168円	11,143円
新庄和	1,814円	28,693円
箕田	549円	16,803円
埼玉滑川	569円	27,180円
児玉	294円	18,330円
慈恩寺	355円	15,816円
神川	229円	23,884円
上里	516円	15,435円
熊谷豊里	144円	25,750円
北川辺	183円	39,315円
行田北河原	144円	29,595円
行田埼玉	275円	29,106円
加須樋遣川	168円	29,419円
高坂	1,419円	20,614円
青山	328円	21,899円
川通	445円	22,175円
みろく	126円	11,862円
埼玉平野	472円	61,661円
幸手八代	469円	27,955円

	越生	404円	27,167円		越生	414円	17,251円
	埼玉玉川	279円	22,396円		埼玉玉川	324円	12,896円
	長瀬	414円	27,933円		長瀬	456円	17,235円
	上吉田	203円	38,346円		上吉田	262円	25,130円
	小鹿野	220円	25,441円		小鹿野	245円	15,371円
	両神	246円	38,372円		両神	302円	34,307円
	埼玉荒川	322円	21,392円		埼玉荒川	370円	11,520円
	埼玉美里	227円	38,466円		埼玉美里	243円	25,668円
	埼玉川本	236円	30,477円		埼玉川本	258円	18,830円
	寄居男衾	222円	31,998円		寄居男衾	237円	19,957円
	騎西	436円	32,564円		騎西	458円	20,777円
	高麗	542円	34,488円		高麗	741円	23,121円
	鳩山	269円	29,484円		鳩山	288円	22,326円
	埼玉花園	202円	39,174円		埼玉花園	240円	27,968円
	杉戸椿	453円	34,288円		杉戸椿	577円	22,937円
	内間木	1,041円	22,705円		内間木	1,107円	31,000円
	名栗	116円	37,910円		名栗	131円	29,239円
	東秩父	287円	41,650円		東秩父	359円	29,348円
	宝珠花	544円	62,451円		宝珠花	572円	45,355円
	さいたま新都	7,860円	146,916円		さいたま新都	7,817円	130,059円
	久喜	1,430円	49,813円		久喜	1,540円	58,352円
千葉県	千葉	1,515円	32,667円	千葉県	千葉	1,676円	49,462円
	千葉南	1,761円	52,807円		千葉南	1,994円	51,486円
	幕張	2,208円	62,218円		幕張	2,225円	44,904円
	慣橋	669円	29,338円		慣橋	764円	22,349円
	千葉轟	2,271円	26,694円		千葉轟	2,455円	36,894円
	桜木	1,943円	32,320円		桜木	2,263円	24,511円
	誉田	822円	43,011円		誉田	913円	49,500円
	新土気	1,135円	32,966円		新土気	1,354円	26,378円
	高洲	2,268円	56,990円		高洲	2,506円	43,711円
	稲毛	2,084円	28,243円		稲毛	2,347円	21,471円
	銚子	430円	42,420円		銚子	446円	40,910円
	市川	4,681円	44,553円		市川	5,765円	31,412円
	鬼高	3,893円	22,914円		鬼高	5,021円	17,518円
	浦安行徳	5,138円	43,981円		浦安行徳	6,570円	28,430円
	市川中山	2,942円	62,152円		市川中山	3,700円	41,523円
	市川曾谷	3,645円	15,140円		市川曾谷	4,421円	12,015円
	市川原木	3,737円	26,182円		市川原木	4,638円	21,366円
	市川大野	1,362円	24,895円		市川大野	1,576円	27,680円
	船橋	2,471円	34,122円		船橋	2,995円	21,767円
	薬園台	2,283円	30,127円		薬園台	2,601円	20,552円
	船橋本町	5,606円	64,658円		船橋本町	7,008円	45,079円
	千葉上山	1,187円	30,965円		千葉上山	1,459円	19,345円
	千葉豊富	782円	57,669円		千葉豊富	922円	60,337円
	二和	1,617円	36,099円		二和	1,905円	28,303円
	館山	580円	29,774円		館山	740円	21,551円
	木更津富士見	290円	20,072円		木更津富士見	312円	23,631円
	下烏田	338円	22,812円		下烏田	443円	53,012円
	矢那	296円	32,452円		矢那	348円	30,810円
	松戸	3,796円	56,125円		松戸	4,288円	39,532円
	五香	1,392円	34,268円		五香	1,544円	44,242円
	松戸小金	1,738円	18,477円		松戸小金	1,814円	18,688円
	松戸高塚	1,610円	22,629円		松戸高塚	2,044円	22,598円
	上花輪	704円	18,844円		上花輪	772円	17,618円
	川間交換セン	548円	41,750円		川間交換セン	602円	28,233円
	佐原	860円	34,292円		佐原	943円	33,831円
	茂原別館	527円	26,405円		茂原別館	594円	28,871円
	成田	860円	29,838円		成田	915円	38,262円
	成田赤坂	561円	26,757円		成田赤坂	631円	20,699円
	千葉佐倉	626円	31,001円		千葉佐倉	649円	23,127円
	志津	550円	14,150円		志津	632円	13,056円
	馬渡	340円	15,575円		馬渡	398円	20,909円
	東金別館	482円	18,846円		東金別館	568円	18,466円
	八日市場	360円	26,113円		八日市場	426円	18,091円
	千葉旭	474円	31,905円		千葉旭	486円	34,668円
	習志野	2,890円	32,825円		習志野	3,279円	23,228円
	津田沼	3,065円	28,514円		津田沼	3,592円	15,633円
	千葉柏	4,149円	42,639円		千葉柏	4,526円	34,066円
	逆井	2,051円	33,895円		逆井	2,512円	27,121円
	田中	1,226円	29,962円		田中	1,439円	22,248円
	豊四季	1,958円	15,864円		豊四季	2,358円	14,537円
	市原	978円	49,408円		市原	1,114円	37,370円
	千葉八幡	848円	23,761円		千葉八幡	918円	22,870円
	辰巳	829円	21,522円		辰巳	919円	24,324円
	瀬又	431円	19,527円		瀬又	534円	19,446円
	流山	837円	25,813円		流山	879円	29,614円
	南流山	2,389円	25,582円		南流山	3,136円	19,446円
	千葉八千代	1,074円	23,716円		千葉八千代	1,129円	20,405円
	吉橋	849円	24,920円		吉橋	1,002円	27,013円
	米本	633円	36,628円		米本	736円	41,984円
	我孫子	1,091円	15,840円		我孫子	1,457円	25,395円
	鴨川	836円	31,737円		鴨川	951円	23,151円
	鎌ヶ谷	1,161円	35,045円		鎌ヶ谷	1,331円	27,015円
	君津	741円	21,965円		君津	845円	17,271円
	千葉富津	320円	30,706円		千葉富津	349円	25,940円
	浦安	4,809円	17,722円		浦安	5,646円	14,518円
	四街道	1,099円	31,705円		四街道	1,144円	25,840円
	袖ヶ浦	786円	22,169円		袖ヶ浦	821円	32,102円
	八街	274円	28,882円		八街	296円	22,478円
	千葉船穂	946円	18,138円		千葉船穂	1,143円	13,604円
	関宿	330円	28,582円		関宿	470円	41,115円
	沼南	559円	25,291円		沼南	605円	19,733円
	白井	697円	21,264円		白井	814円	24,669円
	千葉大網	1,398円	52,232円		千葉大網	1,462円	36,644円
	九十九里	128円	38,484円		九十九里	142円	34,992円
	成東	257円	45,179円		成東	275円	27,766円
	睦沢	295円	26,738円		睦沢	335円	28,353円
	長生	254円	17,324円		長生	290円	20,927円
	長柄	250円	29,489円		長柄	279円	29,975円

千葉御宿	522円	13,902円
坂月	1,832円	29,398円
木更津	373円	37,260円
茂原	618円	32,847円
勝浦	248円	46,163円
姉崎	515円	42,939円
富里	1,788円	34,419円
千葉大原	172円	18,828円
野呂	841円	20,446円
千葉清川	321円	34,891円
三ツ堀	262円	26,702円
成毛	74円	12,449円
千葉三和	436円	29,599円
湖北	494円	27,284円
小名木	818円	17,977円
東高野	157円	21,057円
酒々井	794円	29,310円
小見川	245円	19,980円
十倉	236円	47,756円
千葉野尻	132円	20,550円
四木	126円	37,638円
下総	113円	9,767円
印旛	228円	24,201円
本埜	154円	19,936円
千葉山田	(略)	32,059円
東庄	176円	19,519円
横芝	302円	15,144円
野栄	58円	10,198円
多古	183円	21,885円
芝山	107円	14,721円
船形	276円	22,890円
千葉一宮	365円	23,241円
本納	251円	34,110円
千葉白子	161円	18,829円
長南	114円	38,613円
夷隅	205円	19,852円
大多喜	225円	12,183円
白里	144円	23,453円
山武北	103円	32,617円
第二成東	120円	15,911円
有秋	465円	21,761円
千倉	174円	22,272円
三里塚	282円	19,324円
千葉岩根	203円	21,098円
塚原	421円	50,763円
天羽	489円	32,011円
大佐和	150円	9,538円
安食	168円	16,678円
千葉飯岡	146円	19,351円
岬	126円	21,928円
鋸南	762円	9,444円
扇島	74円	25,869円
香取	236円	37,691円
千葉末吉	285円	16,419円
久留里	421円	17,029円
千葉清和	195円	23,632円
広岡	220円	30,007円
千葉平川	153円	17,145円
千潟	222円	15,211円
蓮沼	136円	46,479円
給田	137円	46,533円
印西	486円	7,312円
丸山	47円	23,361円
岩戸	208円	38,632円
千葉茅野	250円	24,169円
千葉岩井	81円	35,262円
千葉光	117円	24,732円
千葉和田	468円	57,033円
天津小湊	240円	23,774円
八日市場北	176円	49,204円
富浦	399円	28,983円
北多古	79円	33,662円
木更津佐貫	337円	44,953円
木更津三芳	448円	27,243円
千葉白浜	258円	23,810円
千葉七浦	157円	50,302円
犬石	116円	31,513円
西岬	123円	37,866円
千葉亀山	134円	47,382円
千葉興津	335円	14,507円
布佐	225円	26,130円
千葉牛久	304円	15,172円
千葉戸田	330円	31,874円
江見	195円	46,963円
千葉金谷	491円	50,865円
峰上	248円	38,909円
海上	382円	31,868円
北光	74円	14,867円
大原山田	304円	31,349円
千葉小湊	177円	31,985円
鶴舞	243円	38,120円
高滝	202円	35,767円
月崎	153円	31,376円
九美上	86円	39,515円
殿廻	128円	108,606円
平三	169円	28,105円
大栄	91円	22,903円
栗源	215円	44,771円
千葉松尾	308円	12,601円

千葉御宿	587円	18,329円
坂月	1,783円	59,774円
木更津	514円	23,447円
勝浦	250円	63,159円
姉崎	592円	37,720円
富里	1,931円	29,129円
千葉大原	245円	13,935円
野呂	1,080円	25,758円
千葉清川	402円	26,969円
三ツ堀	300円	36,169円
成毛	89円	19,276円
千葉三和	473円	37,851円
湖北	543円	26,956円
小名木	1,186円	17,376円
東高野	221円	95,670円
酒々井	942円	23,074円
小見川	273円	19,313円
十倉	248円	45,019円
千葉野尻	148円	95,552円
四木	153円	59,343円
下総	149円	23,387円
印旛	253円	26,049円
本埜	180円	18,903円
千葉山田	(略)	18,483円
東庄	191円	19,507円
横芝	317円	60,882円
野栄	62円	75,938円
多古	198円	14,539円
芝山	121円	27,886円
船形	300円	24,947円
千葉一宮	410円	18,059円
本納	276円	35,548円
千葉白子	176円	22,109円
長南	120円	33,601円
夷隅	240円	26,534円
大多喜	255円	89,010円
白里	155円	14,169円
山武北	127円	34,276円
第二成東	135円	64,132円
有秋	575円	19,083円
千倉	191円	28,124円
三里塚	307円	31,730円
千葉岩根	217円	18,673円
塚原	482円	44,988円
天羽	578円	17,595円
大佐和	169円	57,024円
安食	200円	27,877円
千葉飯岡	157円	63,732円
岬	138円	23,577円
鋸南	123円	17,774円
扇島	107円	21,025円
香取	300円	37,030円
千葉末吉	346円	10,966円
久留里	526円	26,912円
千葉清和	275円	29,741円
広岡	288円	32,165円
千葉平川	171円	20,550円
千潟	240円	55,483円
蓮沼	151円	55,498円
給田	144円	45,529円
印西	498円	31,634円
丸山	52円	29,122円
岩戸	241円	56,469円
千葉茅野	290円	14,560円
千葉岩井	86円	48,857円
千葉光	144円	24,203円
千葉和田	584円	53,565円
天津小湊	270円	102,755円
八日市場北	235円	54,789円
富浦	463円	73,155円
北多古	112円	32,384円
木更津佐貫	401円	60,402円
木更津三芳	465円	31,550円
千葉白浜	319円	26,515円
千葉七浦	216円	70,264円
犬石	143円	34,221円
西岬	145円	44,669円
千葉亀山	191円	44,034円
千葉興津	387円	24,775円
布佐	277円	26,695円
千葉牛久	315円	19,927円
千葉戸田	372円	78,833円
江見	247円	44,978円
千葉金谷	646円	57,929円
峰上	280円	60,454円
海上	424円	31,244円
北光	98円	30,974円
大原山田	422円	33,240円
千葉小湊	225円	34,324円
鶴舞	302円	38,059円
高滝	253円	47,701円
月崎	196円	88,393円
九美上	120円	36,256円
殿廻	174円	99,700円
平三	258円	67,208円
大栄	104円	27,819円
栗源	247円	42,646円
千葉松尾	322円	8,300円
北芝山	168円	35,267円

東京都	北芝山	144円	16,566円	東京都	南羽鳥	203円	17,470円
	南羽鳥	186円	16,299円		鶴川仲	222円	51,367円
	鴨川仲	175円	21,829円		古畑	236円	36,145円
	古畑	205円	42,885円		山武南	187円	24,556円
	山武南	158円	20,403円		神崎	332円	72,525円
	神崎	263円	52,845円		庄司	132円	34,952円
	庄司	100円	36,684円		東庄南	191円	73,275円
	東庄南	164円	51,863円		大手町 F S	54,823円	64,996円
	大手町 F S	53,830円	113,521円		霞ヶ関	57,475円	29,267円
	霞ヶ関	58,115円	34,407円		神田	20,258円	22,555円
	神田	17,510円	25,853円		駿河台	15,025円	27,957円
	駿河台	12,306円	30,635円		九段	13,596円	10,913円
	九段	11,347円	14,530円		丸の内	29,957円	20,859円
	丸の内	28,960円	28,899円		京橋	14,734円	65,037円
	京橋	13,132円	82,771円		銀座	48,390円	31,948円
	銀座	43,550円	46,233円		東銀座	39,580円	21,299円
	東銀座	35,737円	26,655円		東京築地	10,240円	37,295円
	東京築地	8,610円	49,013円		茅場兜	10,545円	25,269円
	茅場兜	8,970円	28,283円		晴海	9,206円	33,942円
	晴海	8,622円	39,109円		東京浜町	6,182円	22,541円
	東京浜町	5,321円	29,194円		芝	26,815円	51,110円
	芝	22,742円	50,468円		東京赤坂	22,076円	118,404円
	東京赤坂	19,918円	16,863円		東京青山	42,033円	29,113円
	東京青山	39,076円	41,734円		白金	29,655円	23,318円
東京都	白金	26,823円	31,170円		東京三田	15,838円	35,608円
	東京三田	13,418円	41,996円		新宿	24,323円	23,435円
	新宿	20,557円	32,430円		東京大久保	16,590円	35,997円
	東京大久保	14,545円	39,158円		四谷	10,918円	24,083円
	四谷	9,419円	34,654円		牛込	8,837円	25,138円
	牛込	7,775円	26,705円		西新宿	35,607円	24,810円
	西新宿	33,797円	31,103円		小石川	11,909円	23,958円
	小石川	9,645円	32,554円		東京大塚	9,741円	62,041円
	東京大塚	9,199円	82,323円		駒込第2	11,244円	16,667円
	駒込第2	9,679円	21,661円		東京上野	23,391円	44,575円
	東京上野	20,696円	43,000円		浅草	5,695円	38,664円
	浅草	4,972円	41,190円		吉原	3,825円	36,398円
	吉原	3,251円	38,455円		墨田	5,577円	51,762円
	墨田	4,988円	58,005円		本所	5,519円	31,936円
	本所	5,047円	38,606円		向島	5,751円	40,385円
	向島	5,219円	43,757円		江東	6,808円	40,865円
	江東	6,146円	51,915円		東京深川	5,391円	23,042円
	東京深川	4,680円	27,777円		東京城東	5,667円	87,101円
	東京城東	5,089円	69,958円		江東辰巳	4,432円	19,315円
	江東辰巳	4,254円	22,553円		東京新有明	8,999円	33,273円
	東京新有明	8,305円	39,751円		東京大崎	17,364円	49,272円
	東京大崎	15,198円	58,926円		荏原	9,472円	20,946円
	荏原	8,142円	26,107円		品川	9,824円	29,777円
	品川	8,052円	36,214円		大田支店埠頭	4,155円	13,187円
	大田支店埠頭	4,051円	25,697円		自由ヶ丘	12,922円	29,593円
	自由ヶ丘	11,099円	25,988円		目黒本館	8,718円	25,645円
東京都	目黒本館	7,696円	38,897円		蒲田	9,458円	28,171円
	蒲田	7,794円	25,284円		東京大森	9,046円	26,147円
	東京大森	8,021円	39,296円		馬込	6,917円	22,714円
	馬込	6,263円	24,159円		池上	7,707円	34,328円
	池上	6,637円	32,371円		羽田	6,554円	48,334円
	羽田	5,772円	60,087円		田園調布	24,023円	37,172円
	田園調布	22,465円	34,303円		雪ヶ谷	7,524円	24,076円
	雪ヶ谷	6,861円	26,866円		矢口	5,806円	26,133円
	矢口	5,051円	36,134円		世田谷	12,512円	38,790円
	世田谷	11,057円	42,410円		成城	9,642円	13,981円
	成城	8,479円	21,438円		砧	9,202円	33,522円
	砧	8,738円	32,658円		弦巻	11,188円	28,739円
	弦巻	10,820円	32,140円		東京烏山	8,992円	26,908円
	東京烏山	8,076円	20,169円		東京玉川	18,111円	35,811円
	東京玉川	16,932円	14,005円		東京瀬田	6,281円	23,070円
	東京瀬田	5,732円	24,076円		上北沢	9,030円	48,580円
	上北沢	8,112円	29,685円		松沢ビル2	6,406円	25,221円
	松沢ビル2	5,771円	27,994円		東渋谷	43,606円	31,150円
	東渋谷	36,513円	40,300円		代々木	14,272円	42,992円
	代々木	11,461円	45,048円		渋谷	39,469円	18,041円
	渋谷	34,411円	25,740円		東京野方	10,983円	35,970円
	東京野方	9,643円	52,497円		東京中野	14,990円	31,797円
	東京中野	14,004円	49,525円		高円寺	8,738円	40,300円
	高円寺	7,933円	48,902円		杉並	9,338円	26,770円
	杉並	7,691円	39,268円		井草	15,955円	38,918円
	井草	14,321円	47,185円		荻窪	6,833円	36,060円
	荻窪	5,820円	43,004円		久我山	9,602円	29,910円
	久我山	8,424円	41,961円		池袋	8,050円	73,414円
東京都	池袋	7,435円	60,264円		巣鴨	5,493円	46,720円
	巣鴨	4,667円	43,923円		落合別館	8,638円	33,283円
	落合別館	7,589円	38,405円		十条	6,642円	18,950円
	十条	6,123円	28,607円		王子	4,361円	40,688円
	王子	3,807円	56,187円		田端尾久	7,274円	36,553円
	田端尾久	5,730円	41,991円		赤羽営業別館	6,637円	20,350円
	赤羽営業別館	5,745円	28,055円		東京荒川	3,258円	49,813円
	東京荒川	2,817円	69,512円		板橋	6,261円	45,358円
	板橋	5,302円	52,929円		成増	6,891円	29,848円
	成増	5,727円	30,108円		志村	5,577円	26,745円
	志村	4,905円	34,427円		南板橋別館	8,353円	15,220円
	南板橋別館	7,148円	16,456円		北町	4,879円	37,306円
	北町	4,475円	45,714円		練馬	7,530円	30,669円
	練馬	6,589円	52,212円		東京大泉	5,691円	22,617円
	東京大泉	5,385円	26,539円		関町	6,329円	13,179円
	関町	5,945円	20,072円		西練馬	6,202円	27,523円
	西練馬	5,854円	33,712円		石神井	6,790円	24,911円
	石神井	5,598円	30,765円		梅島	3,898円	40,554円
	梅島	3,730円	57,843円		千住	4,966円	58,667円
	千住	4,475円	64,105円		西新井	4,045円	27,620円
	西新井	3,382円	36,500円		竹の塚	4,027円	33,113円

	竹の塚	3,770円	38,257円		東京綾瀬	4,152円	29,045円
	東京綾瀬	3,397円	35,374円		葛飾	4,606円	40,973円
	葛飾	4,151円	48,542円		亀有	4,770円	28,875円
	亀有	4,237円	36,598円		金町	5,380円	23,437円
	金町	4,685円	29,944円		江戸川別館	4,240円	37,664円
	江戸川別館	3,918円	52,885円		小岩	4,824円	31,769円
	小岩	4,386円	38,078円		葛西	5,036円	33,064円
	葛西	4,375円	46,237円		東江戸川	4,444円	38,234円
	東江戸川	3,728円	41,066円		八王子元横山	2,720円	74,691円
	八王子元横山	2,120円	19,960円		八王子浅川	2,307円	24,748円
	八王子浅川	2,154円	33,516円		八王子明神	2,829円	23,724円
	八王子明神	2,806円	34,375円		八王子由木	2,555円	35,794円
	八王子由木	2,260円	34,710円		八王子片倉	4,708円	29,345円
	八王子片倉	4,245円	28,938円		八王子滝山	1,915円	19,772円
	八王子滝山	2,085円	15,333円		八王子新明神	3,400円	15,848円
	八王子新明神	3,040円	28,233円		立川砂川	3,457円	21,307円
	立川砂川	3,334円	29,032円		新立川	6,247円	21,170円
	新立川	5,545円	19,152円		武蔵野	19,290円	30,454円
	武蔵野	17,514円	36,069円		吉祥寺	11,263円	45,813円
	吉祥寺	9,758円	46,610円		武蔵境	5,948円	29,409円
	武蔵境	5,385円	27,049円		三鷹	6,696円	33,423円
	三鷹	6,051円	30,914円		青梅	1,078円	18,801円
	青梅	988円	20,909円		青梅東	1,686円	15,830円
	青梅東	1,603円	14,418円		武蔵府中	6,581円	24,859円
	武蔵府中	5,779円	30,070円		昭島	5,979円	29,466円
	昭島	5,552円	38,746円		調布	4,945円	26,654円
	調布	4,671円	32,238円		町田	3,708円	23,530円
	町田	3,383円	27,237円		鶴川	4,208円	23,315円
	鶴川	3,719円	27,618円		町田忠生	1,520円	20,779円
	町田忠生	1,594円	21,822円		町田北忠生	3,680円	23,009円
	町田北忠生	3,400円	29,248円		町田鶴間	2,616円	16,760円
	町田鶴間	2,093円	15,283円		小金井	12,283円	39,237円
	小金井	10,750円	37,533円		東京小平	3,570円	61,621円
	東京小平	3,193円	30,637円		東京日野	6,413円	17,370円
	東京日野	6,434円	17,729円		日野高幡	4,120円	39,056円
	日野高幡	3,418円	34,428円		東村山	2,222円	45,634円
	東村山	2,076円	46,548円		東京国分寺	6,290円	28,549円
	東京国分寺	5,730円	34,405円		国立	4,627円	15,292円
	国立	4,454円	17,991円		田無	3,972円	23,900円
	田無	3,802円	31,656円		保谷	4,426円	22,978円
	保谷	4,080円	21,101円		福生	2,516円	21,654円
	福生	2,216円	18,793円		狛江	4,823円	19,694円
	狛江	3,930円	21,787円		村山大和	2,707円	26,797円
	村山大和	2,744円	33,006円		清瀬	2,851円	19,111円
	清瀬	2,803円	21,688円		東久留米	3,166円	23,451円
	東久留米	2,891円	35,954円		武蔵村山	3,828円	35,930円
	武蔵村山	2,965円	53,453円		多摩	3,065円	22,089円
	多摩	2,629円	28,889円		稲城長沼	5,576円	22,259円
	稲城長沼	5,261円	29,177円		稲城坂浜	3,290円	18,330円
	稲城坂浜	2,716円	24,412円		福生秋川	2,693円	18,244円
	福生秋川	2,959円	24,493円		福生羽村	4,223円	25,442円
	福生羽村	4,654円	30,592円		福生瑞穂	2,700円	17,378円
	福生瑞穂	2,462円	20,853円		福生日の出	1,592円	31,444円
	福生日の出	1,461円	37,735円		八王子恩方	2,894円	26,243円
	八王子恩方	2,758円	31,829円		伊豆大島	281円	159,049円
	伊豆大島	247円	106,787円		三宅島	151円	91,919円
	三宅島	131円	73,335円		八丈島	414円	55,610円
	八丈島	384円	61,726円		九段別棟	13,548円	156,394円
	九段別棟	11,103円	135,167円		五日市	1,778円	69,786円
	五日市	1,708円	30,917円		東京大崎2	16,982円	15,752円
	東京大崎2	15,097円	23,382円		蔵前	6,053円	62,687円
	蔵前	4,770円	97,613円		八王子下川口	1,577円	19,299円
	八王子下川口	1,468円	19,448円		青梅吉野	2,653円	12,358円
	青梅吉野	1,970円	25,762円		中ノ郷	170円	151,294円
	中ノ郷	111円	200,280円		青梅小曾木	493円	71,582円
	青梅小曾木	421円	97,094円		青梅沢井	667円	61,659円
	青梅沢井	1,263円	89,891円		福生検原	298円	16,144円
	福生検原	146円	21,005円		青梅奥多摩	882円	9,061円
	青梅奥多摩	732円	17,228円		青梅古里	899円	21,982円
	青梅古里	658円	35,350円		東江戸川別館	4,281円	33,577円
	東江戸川別館	3,728円	54,156円		津久井青野原	744円	9,181円
	津久井青野原	597円	14,123円		新島	109円	110,297円
	新島	94円	130,199円		神津島	118円	225,132円
	神津島	89円	311,088円		小笠原父島	439円	49,616円
	小笠原父島	415円	61,235円	神奈川県	相模原	1,423円	53,796円
神奈川県	相模原	1,333円	33,296円		相模大野	3,795円	17,601円
	相模大野	3,481円	15,673円		神奈川橋本	8,130円	22,000円
	神奈川橋本	7,045円	27,498円		相模原田名	1,246円	14,814円
	相模原田名	1,190円	19,684円		相模原麻溝	1,675円	40,518円
	相模原麻溝	1,603円	53,418円		新相模原	2,996円	33,790円
	新相模原	2,465円	74,573円		津久井城山	1,819円	18,887円
	津久井城山	1,605円	20,815円		津久井	761円	34,333円
	津久井	751円	46,361円		鶴見営業所2	4,990円	30,624円
	鶴見営業所2	4,556円	42,828円		東寺尾	6,550円	27,501円
	東寺尾	6,059円	31,931円		松見	4,888円	30,624円
	松見	4,199円	34,013円		横浜北	9,887円	27,422円
	横浜北	9,004円	35,036円		神奈川新町	3,114円	20,880円
	神奈川新町	2,919円	27,456円		横浜中	3,403円	16,338円
	横浜中	3,098円	49,745円		本牧	4,695円	36,702円
	本牧	4,150円	47,857円		横浜長者町	3,148円	82,216円
	横浜長者町	2,641円	46,890円		横浜港	3,298円	56,772円
	横浜港	3,098円	50,024円		横浜南	2,528円	26,130円
	横浜南	2,398円	35,865円		保土ヶ谷	2,978円	52,574円
	保土ヶ谷	2,582円	46,374円		希望が丘西谷	3,609円	22,397円
	希望が丘西谷	3,182円	23,382円		横浜今井	3,194円	24,996円
	横浜今井	2,885円	33,542円		磯子	2,146円	41,340円
	磯子	2,045円	59,925円		杉田	13,591円	39,761円
	杉田	9,036円	36,269円		横浜金沢	1,967円	21,900円
	横浜金沢	1,786円	29,391円		港北N T	5,082円	27,921円

港北NT	4,527円	48,823円
綱島	3,607円	39,578円
日吉	16,000円	36,183円
小机	5,017円	37,515円
東山田	4,916円	39,719円
戸塚	2,976円	49,801円
神奈川平戸	3,434円	31,021円
小雀	2,574円	36,965円
港南	3,226円	33,723円
港洋	5,979円	36,079円
希望が丘	2,895円	26,253円
神奈川若葉台	2,733円	31,070円
都岡	2,159円	24,371円
神奈川中山	5,028円	64,551円
美しが丘	5,916円	30,621円
長津田	5,697円	39,283円
谷本	6,698円	27,321円
荏田	7,853円	21,838円
すみよし台	6,920円	52,012円
瀬谷	2,520円	31,986円
戸塚本郷	1,877円	30,194円
神奈川泉	5,473円	45,148円
岡津	2,666円	59,790円
渡田	3,011円	40,091円
川崎臨港	3,183円	53,414円
川崎別館	3,530円	45,003円
幸	5,416円	22,718円
幸加瀬	3,577円	30,170円
川崎北	12,764円	44,233円
川崎北木月	6,019円	60,020円
溝ノ口	7,005円	56,087円
神奈川大塚	3,655円	27,071円
川崎北子母口	3,985円	27,838円
登戸	11,724円	40,644円
菅	2,994円	31,802円
川崎北菅生	2,275円	100,003円
登戸百合ヶ丘	3,770円	47,280円
柿生	4,530円	30,847円
横須賀南	217円	42,768円
衣笠	1,694円	31,423円
横須賀別館	1,382円	41,963円
追浜	1,556円	45,471円
南久里浜	1,258円	28,056円
武山	719円	38,280円
野比	1,784円	23,402円
平塚	2,989円	26,307円
平塚中里	2,139円	33,780円
田村	1,820円	18,979円
新金目	967円	27,402円
神奈川鎌倉	5,144円	35,034円
大船	4,627円	48,653円
鎌倉腰越	2,052円	37,950円
神奈川藤沢	2,193円	169,152円
藤沢支別棟C	2,193円	33,426円
長後営別棟	1,701円	20,768円
藤沢新辻堂	8,237円	31,768円
善行	3,358円	36,354円
御所見	751円	24,166円
大庭	2,007円	39,183円
小田原	1,100円	57,612円
国府津	2,120円	36,188円
小田原谷津	2,174円	23,923円
小田原橋	637円	44,736円
富水	687円	31,085円
茅ヶ崎	4,095円	28,103円
茅ヶ崎松林	2,730円	36,295円
逗子	4,098円	44,271円
神奈川三浦	559円	34,309円
南下浦3	791円	37,784円
秦野	807円	34,711円
西秦野	1,295円	41,405円
鶴巻	2,666円	26,701円
北秦野	977円	42,697円
厚木支別棟	2,050円	43,656円
厚木岡田	1,608円	28,552円
荻野	1,128円	32,814円
依知	1,073円	17,998円
愛名	902円	22,550円
神奈川大和	1,495円	28,937円
大和下鶴間	1,980円	40,360円
桜ヶ丘	2,029円	41,069円
伊勢原	1,919円	31,947円
海老名	3,413円	44,334円
中河内	1,640円	29,823円
座間	1,563円	39,510円
南足柄別館	950円	23,650円
神奈川綾瀬	1,402円	27,011円
神奈川葉山	2,509円	37,253円
東葉山	1,887円	39,919円
寒川	1,449円	29,719円
大磯	2,113円	39,270円
二宮	2,095円	28,971円
神奈川中井	355円	44,135円
松田	1,044円	37,483円
神奈川山北	501円	54,233円
箱根	427円	32,809円
湯河原別館	696円	23,332円
神奈川中津	878円	43,532円
神奈川田浦	949円	38,171円

綱島	3,806円	21,052円
日吉	16,375円	27,912円
小机	5,161円	29,937円
東山田	5,164円	30,231円
戸塚	3,330円	36,129円
神奈川平戸	3,727円	22,217円
小雀	2,700円	30,476円
港南	3,406円	38,162円
港洋	6,460円	32,609円
希望が丘	3,258円	18,356円
神奈川若葉台	3,174円	19,581円
都岡	2,350円	17,983円
神奈川中山	5,430円	81,062円
美しが丘	6,200円	25,318円
長津田	6,176円	48,096円
谷本	7,069円	31,047円
荏田	8,326円	22,159円
すみよし台	7,608円	38,366円
瀬谷	2,843円	24,631円
戸塚本郷	2,015円	21,453円
神奈川泉	5,724円	31,167円
岡津	2,759円	42,186円
渡田	3,308円	28,450円
川崎臨港	3,441円	38,327円
川崎別館	3,847円	36,152円
幸	5,672円	30,177円
幸加瀬	3,822円	33,449円
川崎北	14,482円	38,112円
川崎北木月	6,550円	41,028円
溝ノ口	7,952円	41,225円
神奈川大塚	3,896円	18,198円
川崎北子母口	4,405円	40,912円
登戸	12,770円	35,532円
菅	3,330円	43,226円
川崎北菅生	2,448円	93,595円
登戸百合ヶ丘	4,043円	30,696円
柿生	5,389円	24,820円
横須賀南	159円	33,809円
衣笠	1,754円	24,860円
横須賀別館	1,605円	36,337円
追浜	1,731円	40,062円
南久里浜	1,388円	33,006円
武山	761円	31,745円
野比	1,841円	23,276円
平塚	3,457円	21,810円
平塚中里	2,304円	31,049円
田村	1,901円	16,972円
新金目	1,147円	22,434円
神奈川鎌倉	5,716円	22,923円
大船	4,987円	37,178円
鎌倉腰越	2,297円	35,245円
神奈川藤沢	2,438円	132,372円
藤沢支別棟C	2,426円	32,093円
長後営別棟	1,810円	17,935円
藤沢新辻堂	9,412円	23,726円
善行	3,196円	28,875円
御所見	854円	23,174円
大庭	2,333円	38,918円
小田原	1,205円	43,825円
国府津	2,162円	29,202円
小田原谷津	2,279円	17,014円
小田原橋	736円	30,832円
富水	741円	23,904円
茅ヶ崎	4,779円	22,341円
茅ヶ崎松林	3,070円	30,491円
逗子	4,454円	50,143円
神奈川三浦	601円	35,181円
南下浦3	880円	27,311円
秦野	840円	28,277円
西秦野	1,367円	32,322円
鶴巻	2,855円	23,714円
北秦野	1,043円	32,956円
厚木支別棟	2,396円	36,777円
厚木岡田	1,837円	18,888円
荻野	1,187円	29,484円
依知	1,154円	64,138円
愛名	1,007円	19,489円
神奈川大和	1,635円	21,825円
大和下鶴間	2,148円	33,939円
桜ヶ丘	2,183円	32,029円
伊勢原	2,262円	25,095円
海老名	3,849円	35,405円
中河内	1,853円	25,560円
座間	1,739円	29,431円
南足柄別館	1,059円	23,623円
神奈川綾瀬	1,508円	22,499円
神奈川葉山	2,854円	26,716円
東葉山	1,968円	30,503円
寒川	1,535円	32,117円
大磯	2,201円	30,579円
二宮	2,165円	27,783円
神奈川中井	369円	51,098円
松田	1,080円	32,287円
神奈川山北	532円	43,269円
箱根	497円	28,969円
湯河原別館	857円	48,854円
神奈川中津	924円	35,825円
神奈川田浦	1,041円	31,943円
愛川	416円	42,483円

	愛川	390円	45,150円		下曾我	1,019円	47,848円
	下曾我	909円	45,327円		箱根町	1,496円	109,368円
	箱根町	868円	113,451円		湯本	916円	79,056円
	湯本	790円	73,520円		真鶴	734円	134,999円
	真鶴	702円	133,684円		八王子内郷	398円	17,366円
	八王子内郷	375円	25,686円		八王子藤野	737円	41,258円
	八王子藤野	672円	58,079円		松輪	765円	37,890円
	松輪	593円	48,294円		日吉営業所B	13,850円	38,808円
	日吉営業所B	13,333円	46,240円		仙石原	698円	135,746円
	仙石原	637円	158,246円	新潟県	関屋	963円	15,376円
新潟県	関屋	957円	26,107円		坂井輪	1,042円	10,327円
	坂井輪	898円	14,053円		新潟東	577円	34,990円
	新潟東	543円	47,649円		小金	747円	16,408円
	小金	738円	24,176円		山二ツ	1,113円	32,210円
	山二ツ	967円	23,530円		新潟	667円	29,507円
	新潟	622円	42,972円		長岡	375円	36,200円
	長岡	363円	46,531円		関原	233円	20,340円
	関原	227円	15,445円		南長岡	339円	21,300円
	南長岡	292円	32,242円		西長岡	693円	18,704円
	西長岡	646円	28,977円		北長岡	393円	26,453円
	北長岡	351円	22,748円		三条	595円	17,001円
	三条	510円	24,644円		柏崎別	384円	17,824円
	柏崎別	355円	25,983円		新発田	350円	21,718円
	新発田	311円	25,558円		新津	390円	13,391円
	新津	348円	18,431円		小千谷	387円	25,366円
	小千谷	364円	31,790円		越後加茂	228円	23,136円
	越後加茂	232円	26,809円		十日町	456円	15,956円
	十日町	431円	18,408円		見附	293円	19,480円
	見附	267円	22,399円		村上	446円	16,563円
	村上	425円	24,933円		廿六木	461円	14,422円
	廿六木	432円	16,567円		糸魚川別	465円	10,640円
	糸魚川別	416円	15,601円		新井	236円	11,095円
	新井	192円	15,946円		五泉西	432円	17,917円
	五泉西	347円	22,188円		越後白根	534円	20,794円
	越後白根	509円	28,686円		上越	377円	26,752円
	上越	309円	32,874円		高田	321円	28,064円
	高田	317円	37,743円		聖籠	143円	15,939円
	聖籠	106円	17,854円		越後亀田	413円	12,072円
	越後亀田	451円	18,089円		越後吉田	215円	17,553円
	越後吉田	212円	23,697円		巻	390円	9,849円
	巻	374円	14,109円		南三条	209円	32,872円
	南三条	186円	40,444円		越後湯沢	282円	26,572円
	越後湯沢	263円	36,551円		塩沢	308円	19,922円
	塩沢	299円	24,289円		六日町	715円	30,958円
	六日町	543円	37,694円		越後大崎	188円	20,262円
	越後大崎	129円	40,278円		安塚	48円	12,384円
	安塚	36円	23,456円		佐和田南	236円	12,426円
	佐和田南	66円	8,533円		両津	207円	14,278円
	両津	171円	16,807円		小出	387円	16,474円
	小出	377円	24,531円		内野交換所2	964円	19,070円
	内野交換所2	956円	29,066円		南新潟	182円	14,114円
	南新潟	156円	15,931円		与板	185円	12,488円
	与板	178円	16,545円		和島	86円	37,330円
	和島	78円	36,853円		第二三条	366円	30,214円
	第二三条	328円	14,229円		川東	56円	13,431円
	川東	50円	22,201円		紫雲寺	80円	16,808円
	紫雲寺	77円	20,565円		中条	297円	22,746円
	中条	247円	17,698円		大野町	492円	15,962円
	大野町	474円	23,938円		松浜東	408円	21,024円
	松浜東	302円	30,904円		越後豊栄	524円	10,797円
	越後豊栄	506円	15,263円		石山東	933円	20,371円
	石山東	844円	22,611円		下田第一	434円	29,729円
	下田第一	371円	38,711円		今町	372円	25,190円
	今町	356円	17,077円		水原	357円	46,222円
	水原	346円	46,774円		横越	369円	27,136円
	横越	345円	15,059円		分水	297円	18,079円
	分水	284円	20,732円		田上	182円	8,313円
	田上	143円	14,134円		寺泊	122円	24,070円
	寺泊	115円	21,338円		堀之内	291円	35,274円
	堀之内	283円	21,905円		村松	232円	18,344円
	村松	229円	17,154円		越後安田	271円	18,226円
	越後安田	237円	25,205円		小須戸	318円	14,876円
	小須戸	301円	24,336円		弥彦	283円	33,810円
	弥彦	272円	56,505円		岩室	125円	14,375円
	岩室	110円	19,676円		越後荒川	(略)	20,808円
	越後荒川	(略)	27,132円		津川	217円	9,164円
	津川	185円	16,705円		月岡	194円	19,916円
	月岡	192円	35,821円		刈羽	283円	16,838円
	刈羽	380円	22,673円		千手	136円	13,937円
	千手	121円	25,296円		栃尾	422円	18,779円
	栃尾	313円	22,267円		越後曽根	200円	16,547円
	越後曽根	187円	20,289円		月潟	85円	32,343円
	月潟	80円	45,508円		越後三川	130円	16,306円
	越後三川	100円	27,287円		出雲崎	198円	25,781円
	出雲崎	178円	21,027円		石打	214円	18,108円
	石打	206円	23,368円		津南	313円	18,575円
	津南	293円	27,582円		越後板倉	58円	31,332円
	越後板倉	49円	20,167円		関川	221円	34,440円
	関川	213円	26,842円		新潟朝日	36円	32,663円
	新潟朝日	33円	16,638円		岩船	197円	10,285円
	岩船	188円	11,952円		土市	162円	12,414円
	土市	157円	17,504円		京ヶ瀬	192円	27,432円
	京ヶ瀬	165円	41,709円		脇野町	131円	28,000円
	脇野町	123円	29,945円		越後川口	161円	45,681円
	越後川口	138円	18,004円		広神	130円	34,431円
	広神	110円	45,945円		土樽	165円	26,893円
	土樽	124円	44,503円		越後大和	167円	14,076円
	越後大和	154円	16,665円		越後大潟	266円	10,578円
	越後大潟	255円	16,011円		頸城	127円	16,367円

	頭城	98円	23,497円		神林	81円	26,956円
	神林	76円	41,220円		菅谷	172円	10,834円
	菅谷	112円	15,092円		鯖石	159円	12,906円
	鯖石	134円	20,330円		太郎代	164円	20,546円
	太郎代	144円	19,385円		越路	332円	9,319円
	越路	315円	9,884円		能生	293円	21,894円
	能生	286円	24,306円		青海	185円	18,523円
	青海	151円	26,814円		妙高高原	180円	24,589円
	妙高高原	146円	35,018円		越後三和	119円	56,684円
	越後三和	106円	66,097円		越後小国	295円	11,852円
	越後小国	273円	16,457円		楡島	125円	15,540円
	楡島	85円	23,064円		越後三国	84円	12,298円
	越後三国	48円	19,997円		越後松代	168円	21,687円
	越後松代	144円	17,439円		松之山	125円	18,446円
	松之山	109円	27,199円		越後山北	571円	17,435円
	越後山北	415円	18,503円		越後片貝	255円	14,205円
	越後片貝	228円	18,407円		乙	74円	39,873円
	乙	58円	61,877円		越後黒川	327円	9,402円
	越後黒川	289円	14,828円		守門	91円	50,216円
	守門	77円	24,175円		城内	124円	15,002円
	城内	126円	20,757円		五日町	133円	33,151円
	五日町	124円	46,448円		高柳	99円	16,252円
	高柳	77円	22,855円		越後西山	119円	24,044円
	越後西山	94円	40,486円		越後中郷	68円	23,584円
	越後中郷	63円	35,138円		妙高	168円	22,394円
	妙高	155円	29,754円		梶屋敷	165円	30,882円
	梶屋敷	145円	43,101円		佐渡小木	405円	13,370円
	佐渡小木	312円	21,512円		佐渡相川	262円	52,485円
	佐渡相川	198円	12,157円		赤泊	120円	50,926円
	赤泊	80円	11,980円		佐渡金井	243円	28,360円
	佐渡金井	347円	29,843円		真野	156円	59,614円
	真野	152円	42,116円		名柄	118円	40,218円
	名柄	104円	57,278円		栃尾南	55円	17,877円
	栃尾南	39円	27,318円		越後野田	94円	13,135円
	越後野田	79円	19,731円		高士	140円	18,578円
	高士	94円	16,581円		越後築地	133円	14,968円
	越後築地	120円	21,458円		潟東	222円	10,920円
	潟東	175円	13,635円		牧村	67円	20,943円
	牧村	55円	18,395円		柿崎	143円	18,989円
	柿崎	142円	24,803円		越後吉川	135円	23,520円
	越後吉川	127円	21,095円		赤倉	818円	50,684円
	赤倉	740円	70,005円		岩沢	311円	12,911円
	岩沢	263円	18,622円		秋山郷	34円	22,929円
	秋山郷	21円	53,506円		佐渡畑野	162円	31,668円
	佐渡畑野	158円	14,497円		羽茂	248円	34,517円
	羽茂	214円	25,602円		越後田沢	406円	22,856円
	越後田沢	371円	29,009円		塩野町	193円	16,658円
	塩野町	158円	32,084円		新穂	218円	19,899円
	新穂	191円	27,845円		東長岡	114円	8,100円
	東長岡	117円	10,727円		飛渡	56円	38,102円
	飛渡	27円	73,198円		五十沢	114円	48,959円
	五十沢	84円	72,220円		甲府	294円	37,545円
山梨県	甲府	271円	38,167円	山梨県	甲府北	997円	28,766円
	甲府北	857円	34,951円		甲府南	728円	28,758円
	甲府南	692円	43,787円		山梨吉田	667円	32,059円
	山梨吉田	631円	37,990円		都留	386円	26,997円
	都留	290円	28,887円		東山梨	390円	23,092円
	東山梨	368円	23,280円		大月局舎2	707円	56,358円
	大月局舎2	716円	47,712円		韭崎	515円	27,859円
	韭崎	484円	35,811円		勝沼	428円	116,807円
	勝沼	407円	68,789円		石和	589円	22,175円
	石和	322円	24,049円		鯉沢青柳	339円	17,077円
	鯉沢青柳	336円	21,790円		身延	284円	16,133円
	身延	265円	16,052円		新竜王	645円	74,292円
	新竜王	538円	98,812円		山梨昭和	467円	24,338円
	山梨昭和	415円	35,351円		田富	490円	36,671円
	田富	460円	38,989円		小笠原	407円	21,465円
	小笠原	375円	25,168円		忍野	424円	33,188円
	忍野	380円	43,162円		山中湖	477円	25,702円
	山中湖	438円	34,568円		上野原局舎	453円	22,449円
	上野原局舎	432円	24,280円		敷島	571円	33,551円
	敷島	555円	47,793円		塩山	415円	16,468円
	塩山	402円	21,453円		春日居	286円	48,231円
	春日居	244円	53,765円		市川大門	359円	50,156円
	市川大門	346円	56,235円		山梨白根	233円	40,600円
	山梨白根	229円	54,608円		山梨双葉	436円	43,245円
	山梨双葉	396円	52,374円		山梨高根	262円	43,790円
	山梨高根	242円	61,273円		長坂	132円	40,950円
	長坂	114円	38,025円		山梨大泉	323円	40,925円
	山梨大泉	244円	68,019円		山梨管根	280円	33,117円
	山梨管根	247円	28,146円		小淵沢	103円	31,987円
	小淵沢	102円	38,827円		河口湖	491円	34,884円
	河口湖	477円	34,226円		山梨八代	290円	38,605円
	山梨八代	255円	48,706円		甲斐明野	324円	14,176円
	甲斐明野	253円	16,095円		山梨一宮	233円	103,115円
	山梨一宮	223円	42,453円		中富	272円	16,214円
	中富	226円	17,550円		南部	629円	56,735円
	南部	466円	18,727円		須玉	382円	19,761円
	須玉	361円	22,204円		白州	293円	12,136円
	白州	239円	12,036円		下部	267円	72,365円
	下部	205円	30,937円		大月東	537円	8,998円
	大月東	440円	9,392円		山梨六郷	322円	24,377円
	山梨六郷	345円	30,923円		山梨清里	355円	14,737円
	山梨清里	334円	19,725円		鳴沢	94円	43,593円
	鳴沢	81円	58,610円		大目	276円	12,251円
	大目	196円	14,299円		小沼	442円	34,588円
	小沼	418円	42,692円		田富局舎2	493円	53,442円
	田富局舎2	460円	49,593円		牧丘	216円	47,414円
	牧丘	177円	68,039円		山梨平野	292円	11,089円

長野県	山梨平野	222円	15,835円	長野県	早川	156円	10,126円
	早川	109円	11,375円		信濃吉田	784円	25,934円
	信濃吉田	753円	35,725円		後町	633円	45,098円
	後町	602円	33,175円		南長野	560円	18,243円
	南長野	525円	27,545円		信濃古里	309円	16,426円
	信濃古里	216円	22,193円		大豆島	464円	9,541円
	大豆島	384円	15,614円		村井	905円	19,089円
	村井	868円	26,690円		西松本	281円	15,821円
	西松本	261円	22,325円		南松本	1,085円	27,605円
	南松本	944円	26,953円		信濃上田	509円	22,160円
	信濃上田	463円	26,077円		信濃大屋	532円	21,484円
	信濃大屋	464円	20,057円		信濃塩田	620円	13,201円
	信濃塩田	567円	23,805円		岡谷	287円	20,363円
	岡谷	286円	30,158円		飯田	412円	17,554円
	飯田	374円	24,517円		信濃山本	376円	11,876円
	信濃山本	315円	16,607円		諏訪	440円	23,910円
	諏訪	349円	14,793円		須坂	539円	13,478円
	須坂	537円	21,398円		小諸	265円	18,259円
	小諸	242円	21,496円		伊那	317円	18,840円
	伊那	302円	27,118円		駒ヶ根	461円	12,028円
	駒ヶ根	364円	18,135円		信濃中野	401円	28,065円
	信濃中野	380円	37,587円		信濃大町	242円	15,322円
	信濃大町	232円	21,099円		信濃茅野	344円	8,019円
	信濃茅野	319円	14,426円		塩尻	777円	10,219円
	塩尻	756円	13,112円		更埴	443円	6,940円
	更埴	392円	9,422円		信濃佐久	445円	16,612円
	信濃佐久	404円	24,945円		岩村田	357円	21,377円
	岩村田	356円	19,429円		軽井沢	2,503円	10,497円
	軽井沢	2,273円	18,285円		中軽井沢	324円	10,599円
	中軽井沢	290円	14,543円		丸子	108円	10,999円
	丸子	99円	17,555円		東部	377円	5,972円
	東部	314円	14,979円		下諏訪	473円	19,123円
	下諏訪	470円	26,016円		辰野	296円	10,284円
	辰野	270円	13,087円		箕輪	290円	14,148円
	箕輪	288円	20,572円		豊科	519円	14,460円
	豊科	503円	21,764円		穂高	573円	7,761円
	穂高	541円	9,941円		白馬	170円	8,056円
	白馬	130円	12,376円		坂城	238円	10,600円
	坂城	257円	14,711円		戸倉上山田	413円	49,436円
	戸倉上山田	371円	13,578円		野沢温泉	139円	18,442円
	野沢温泉	119円	11,808円		松本東館	764円	15,709円
	松本東館	717円	21,939円		浅間	1,729円	28,845円
	浅間	1,671円	41,043円		信濃飯山	245円	8,973円
	信濃飯山	201円	13,275円		御代田	250円	11,942円
	御代田	246円	15,861円		信濃富士見	456円	15,329円
	信濃富士見	450円	9,258円		信濃原	261円	8,984円
	信濃原	214円	12,350円		信濃阿南	137円	12,574円
	信濃阿南	107円	20,162円		木曽	269円	10,351円
	木曽	292円	20,438円		明科	384円	6,481円
	明科	365円	10,344円		生坂	128円	23,905円
	生坂	101円	33,120円		波田	599円	7,948円
	波田	573円	11,610円		信濃三郷	553円	5,182円
	信濃三郷	516円	7,780円		信濃池田	214円	14,787円
	信濃池田	197円	18,831円		神城	255円	10,093円
	神城	224円	14,567円		小布施	475円	11,935円
	小布施	445円	17,631円		湯田中	288円	11,182円
	湯田中	282円	16,010円		信濃豊野	451円	18,922円
	信濃豊野	414円	28,592円		飯綱	424円	8,120円
	飯綱	272円	13,807円		平岡	170円	22,369円
	平岡	133円	23,487円		上松	190円	5,842円
	上松	163円	13,338円		木曽檜川	224円	65,587円
	木曽檜川	178円	25,736円		四賀	255円	24,609円
	四賀	207円	35,704円		梓川	235円	14,596円
	梓川	207円	20,497円		小谷話交換	291円	12,602円
	小谷話交換	234円	19,026円		七二会	39円	7,889円
	七二会	34円	11,180円		若穂	193円	24,407円
	若穂	172円	26,664円		信濃松代	267円	17,422円
	信濃松代	261円	16,696円		浦里	122円	19,877円
	浦里	115円	29,169円		信濃常盤	59円	34,039円
	信濃常盤	56円	33,851円		臼田	220円	10,073円
	臼田	214円	14,432円		高野町	144円	13,695円
	高野町	121円	22,709円		野辺山	49円	17,506円
	野辺山	41円	24,182円		南軽井沢	254円	8,345円
	南軽井沢	158円	11,795円		望月	129円	15,496円
	望月	118円	22,034円		信濃芦田	75円	7,341円
	信濃芦田	66円	13,702円		信濃長門	88円	23,406円
	信濃長門	76円	32,170円		真田	59円	8,601円
	真田	51円	16,918円		武石	80円	14,998円
	武石	69円	15,015円		青木	94円	21,729円
	青木	82円	29,833円		高遠	236円	6,089円
	高遠	219円	11,437円		信濃小野	62円	14,172円
	信濃小野	57円	23,323円		飯島	208円	19,575円
	飯島	174円	18,677円		信濃宮田	220円	26,882円
	信濃宮田	195円	45,652円		信濃松川	215円	13,177円
	信濃松川	168円	18,238円		市田	270円	9,157円
	市田	261円	13,097円		阿智	109円	10,188円
	阿智	95円	14,254円		麻績	105円	6,060円
	麻績	103円	12,616円		信濃山形	118円	5,653円
	信濃山形	110円	11,463円		信濃朝日	105円	12,025円
	信濃朝日	98円	14,387円		信濃有明	316円	12,786円
	信濃有明	288円	14,325円		木島平	36円	14,759円
	木島平	28円	17,445円		信濃町	161円	14,420円
	信濃町	149円	11,771円		信濃牟礼	102円	13,442円
	信濃牟礼	85円	16,178円		信濃栄	26円	26,324円
	信濃栄	16円	28,045円		狐島	567円	21,613円
	狐島	440円	20,288円		蓼科	441円	15,758円
	蓼科	320円	18,688円		竜丘	594円	9,694円
	竜丘	529円	11,848円		桧池高原	234円	16,426円
	桧池高原	176円	19,631円		南蓼科	644円	28,043円

南夢科	406円	35,680円
浅科	326円	12,846円
三岳	87円	36,408円
遠山	115円	21,567円
鬼無里	156円	17,213円
喬木	289円	30,140円
戸隠	111円	26,040円
高府	85円	10,910円
信州新町	406円	18,056円
信濃下条	137円	31,291円
信濃西条	311円	10,645円
信濃大桑	132円	11,110円
信濃中川	67円	21,934円
信濃豊田	311円	30,069円
信濃和田	181円	14,718円
菅平	193円	17,181円
南木曽	203円	17,357円
八千穂	255円	30,148円
北御牧	334円	11,026円
野尻湖	326円	26,045円
藪原	209円	32,800円

浅科	342円	14,495円
三岳	132円	31,179円
遠山	150円	17,599円
鬼無里	210円	14,413円
喬木	419円	29,271円
戸隠	133円	22,366円
高府	100円	9,680円
信州新町	468円	48,183円
信濃下条	169円	31,289円
信濃西条	336円	9,477円
信濃大桑	155円	13,213円
信濃中川	77円	17,567円
信濃豊田	341円	25,243円
信濃和田	206円	12,197円
菅平	217円	20,093円
南木曽	238円	14,388円
八千穂	303円	24,262円
北御牧	350円	9,145円
野尻湖	545円	20,660円
藪原	262円	27,751円

第2 とう道又は管路に係る負担額
(略)

- 1 (略)
2 とう道又は管路に係る料金額
2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額	
適用する行政区域	内容
北海道	39,865円
青森県	30,869円
岩手県	116,217円
宮城県	63,116円
秋田県	37,652円
山形県	59,721円
福島県	45,345円
茨城県	36,537円
栃木県	47,833円
群馬県	32,965円
埼玉県	40,787円
千葉県	37,836円
東京都	64,021円
神奈川県	73,474円
新潟県	43,735円
山梨県	29,079円
長野県	38,093円

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額	
適用する行政区域	内容
北海道	178円
青森県	187円
岩手県	331円
宮城県	324円
秋田県	223円
山形県	188円
福島県	242円
茨城県	203円
栃木県	234円
群馬県	244円
埼玉県	231円
千葉県	212円
東京都	445円
神奈川県	337円
新潟県	242円
山梨県	299円
長野県	202円

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所数ごとに年額1,113円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 (略)

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高＝〔（光信号引込等設備の取得固定資産価額（15,887円）－光信号引込等設備の残存価額）×光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率＋光信号引込等設備の残存価額〕
×（1＋貸倒率）

ア 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率は、次の算出式により算定します。
耐用年数残存期間比率＝光信号引込等設備の耐用年数経過までの日数／（光信号引込等設備の耐用年数（25年）×365（閏年にあつては366とします。））

イ (略)

(2) (略)

1光信号引込等設備ごとに	
区分	内容
ア 光信号引込等設備を撤去する場合	9,210円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	292円

第5表 その他指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な設備に係る料金額

第1 (略)

第2 中間配線盤に係るもの

- 1 (略)
2 料金額

区分	単 位	料 金 額	備 考
中間配線盤利用機能	1ポートごとに月額	47円	――

第2 とう道又は管路に係る負担額
(略)

- 1 (略)
2 とう道又は管路に係る料金額
2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額	
適用する行政区域	内容
北海道	43,419円
青森県	34,421円
岩手県	123,141円
宮城県	69,065円
秋田県	39,992円
山形県	65,065円
福島県	49,959円
茨城県	39,978円
栃木県	54,080円
群馬県	35,856円
埼玉県	44,919円
千葉県	40,586円
東京都	70,437円
神奈川県	80,122円
新潟県	47,543円
山梨県	31,861円
長野県	41,073円

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額	
適用する行政区域	内容
北海道	198円
青森県	217円
岩手県	348円
宮城県	356円
秋田県	242円
山形県	209円
福島県	266円
茨城県	222円
栃木県	263円
群馬県	265円
埼玉県	255円
千葉県	235円
東京都	493円
神奈川県	372円
新潟県	261円
山梨県	331円
長野県	220円

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所数ごとに年額1,398円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 (略)

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高＝〔（光信号引込等設備の取得固定資産価額（15,912円）－光信号引込等設備の残存価額）×光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率＋光信号引込等設備の残存価額〕
×（1＋貸倒率）

ア 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率は、次の算出式により算定します。
耐用年数残存期間比率＝光信号引込等設備の耐用年数経過までの日数／（光信号引込等設備の耐用年数（25年）×365（閏年にあつては366とします。））

イ (略)

(2) (略)

1光信号引込等設備ごとに	
区分	内容
ア 光信号引込等設備を撤去する場合	9,680円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	307円

第5表 その他指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な設備に係る料金額

第1 (略)

第2 中間配線盤に係るもの

- 1 (略)
2 料金額

区分	単 位	料 金 額	備 考
中間配線盤利用機能	1ポートごとに月額	88円	――

別表 1 接続により提供する機能

1-1 1-2 以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備 考
(略)	(略)	(略)
端末系交換機能	加入者交換機（当社が別に定める簡易型交換機を含みます。） <u>、メタル回線収容装置又は一般収容局ルータにより相互接続通信の交換を行う機能</u>	
(略)	(略)	(略)
市内伝送機能	加入者交換機間の相互接続通信（市内中継交換機を経由する通信を含みます。） <u>を伝送する機能</u>	
中継系交換機能	市外中継交換機又は関門系ルータにより相互接続通信の交換を行う機能	
中継伝送機能	加入者交換機と市外中継交換機との間又は加入者交換機若しくは市外中継交換機と協定事業者が設置する電気通信設備との間等の相互接続通信を伝送する機能	
通信路設定伝送機能	通信路の設定の機能を有する電気通信設備（加入者交換機と中継交換機を除きます。）及び伝送路設備により通信路の設定並びに伝送を行う機能	
(略)	(略)	(略)
音声パケット変換機能	協定事業者の電気通信設備を I G S で接続する場合における音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	
信号伝送機能	信号用伝送路、中継伝送路設備及び信号用中継交換機により信号を伝送交換する機能	
(略)	(略)	(略)
ドメイン名管理機能	入力されたドメイン名の一部又は全部に対応して I P アドレスを出力する機能	
番号案内機能	契約者回線番号等の案内を行う機能	この機能の接続可否については、技術的条件集別表 1 に規定します。

別表 1 接続により提供する機能

1-1 1-2 以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備 考
(略)	(略)	(略)
端末系交換機能	メタル回線収容装置、一般収容局ルータ又はワイヤレス固定電話用設備により相互接続通信の交換を行う機能	
(略)	(略)	(略)
削除		
関門系ルータ機能	関門系ルータにより相互接続通信の交換を行う機能	
削除		
通信路設定伝送機能	通信路の設定の機能を有する電気通信設備及び伝送路設備により通信路の設定並びに伝送を行う機能	
(略)	(略)	(略)
削除		
削除		
(略)	(略)	(略)
ドメイン名管理機能	入力されたドメイン名の一部又は全部に対応して I P アドレスを出力する機能	
ワイヤレス固定電話用制御等機能	ワイヤレス固定電話用設備と連携して、インターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	
番号案内機能	契約者回線番号等の案内を行う機能	この機能の接続可否については、技術的条件集別表 1 に規定します。
(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

別表 2 接続形態
1 適用

区 分	内 容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 表の適用	ア～カ (略) キ 第 1 欄及び本欄アの規定にかかわらず、本表の第 1 表において、「発信事業者欄」又は「着信事業者欄」に「PHS 事業者」と記述がある場合には、「発信事業者」欄に記載された PHS 事業者から当社の通信路設定伝送機能等に係る区間及び PHS 事業者の設備に係る区間を経由して經由事業者若しくは着信事業者に接続する場合又は PHS 事業者の設備に係る区間及び当社の通信路設定伝送機能等に係る区間を経由して「着信事業者」欄に記載された PHS 事業者に着信する場合があります。 ク 第 1 欄及び本欄アの規定にかかわらず、本表の第 1 表において、「着信事業者欄」に「携帯・自動車電話事業者」と規定されている接続形態については、移動体番号ポータビリティが行われた場合は、他の携帯・自動車電話事業者又は PHS 事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定された携帯・自動車電話事業者に着信する場合があります。ローミングが行われた場合は、他の携帯・自動車電話事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定された携帯・自動車電話事業者に着信する場合があります。また、本表の第 1 表において、「着信事業者欄」に「PHS 事業者」と規定されている接続形態については、移動体番号ポータビリティが行われた場合、携帯・自動車電話事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定された PHS 事業者に着信する場合があります。これらの場合において、本表に規定する第 2 表から第 4 表の変更はありません。 ケ～サ (略) シ 2－2 表又は 2－3 表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する事業者と利用者料金設定事業者が同一となる接続形態は、以下の場合に限ります。 (7) 着信事業者の電気通信設備により制御を行うことにより、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第 6 号）（以下「番号計画」といいます。）に定める付加的役務電話番号又は事業者識別番号を使用する当該着信事業者の契約者向けサービスを実現する場合 (イ) 当社又は特定端末系事業者が着信事業者となる場合であって、番号計画に定める電報受付機能に係る番号に着信するとき (ウ) 携帯・自動車電話事業者が着信事業者となる場合であって、当該携帯・自動車電話事業者が指定する特定の電話番号への着信により当該着信事業者の契約者向けサービスを実現するとき (エ) 当社又は特定端末系事業者が発信事業者となる場合であって、PHS 事業者が着信事業者となるとき

別表 2 接続形態
1 適用

区 分	内 容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 表の適用	ア～カ (略) キ 削除 ク 第 1 欄及び本欄アの規定にかかわらず、本表の第 1 表において、「着信事業者欄」に「携帯・自動車電話事業者」と規定されている接続形態については、移動体番号ポータビリティが行われた場合は、他の携帯・自動車電話事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定された携帯・自動車電話事業者に着信する場合があります。ローミングが行われた場合は、他の携帯・自動車電話事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定された携帯・自動車電話事業者に着信する場合があります。この場合において、本表に規定する第 2 表から第 4 表の変更はありません。 ケ～サ (略) シ 2－2 表又は 2－3 表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する事業者と利用者料金設定事業者が同一となる接続形態は、以下の場合に限ります。 (7) 着信事業者の電気通信設備により制御を行うことにより、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第 6 号）（以下「番号計画」といいます。）に定める付加的役務電話番号又は事業者識別番号を使用する当該着信事業者の契約者向けサービスを実現する場合 (イ) 当社又は特定端末系事業者が着信事業者となる場合であって、番号計画に定める電報受付機能に係る番号に着信するとき (ウ) 携帯・自動車電話事業者が着信事業者となる場合であって、当該携帯・自動車電話事業者が指定する特定の電話番号への着信により当該着信事業者の契約者向けサービスを実現するとき

2 利用者料金設定、請求事業者等
○ 利用者料金設定事業者の別

番号	利用者料金設定事業者
A 1 ～ A 1 の 8	(略)
A 1 の 9	(7) (4) 以外の区間：当社 (4) 着信事業者欄：無線呼出し事業者
A 1 の 10 ～ A 1 の 15	(略)
A 1 の 16	(7) (4) 又は (9) 以外の区間：当社 (4) 発信事業者欄：端末系事業者 (9) 着信事業者欄：無線呼出し事業者
A 1 の 17 ～ B 1 の 6	(略)
B 1 の 7	(7) (4) 以外の区間：特定端末系事業者 (4) 着信事業者欄：無線呼出し事業者
B 1 の 8 ～ B 1 の 11	(略)
B 1 の 12	(7) (4) 又は (9) 以外の区間：特定端末系事業者 (4) 発信事業者欄：端末系事業者 (9) 着信事業者欄：無線呼出し事業者
B 1 の 13 ～ C 1 の 12	(略)
C 1 の 13	(7) (4) 以外の区間：端末系事業者 (4) 発信事業者欄：PHS 事業者
C 1 の 14 ～ D 1 の 4	(略)
D 1 の 5	(7) (4) 以外の区間：中継事業者 (4) 着信事業者欄：無線呼出し事業者
D 1 の 6 ～ D 1 の 9 - 2	(略)
D 1 の 9 - 3	(7) (4) 以外の区間：中継事業者 (4) 発信事業者欄：PHS 事業者
D 1 の 10 ～ D 1 の 21	(略)
D 1 の 22	(7) (4) 又は (9) 以外の区間：中継事業者 (4) 発信事業者欄：当社 (9) 着信事業者欄：無線呼出し事業者
D 1 の 23 ～ D 1 の 28	(略)
D 1 の 29	(7) (4) 又は (9) 以外の区間：中継事業者 (4) 発信事業者欄：特定端末系事業者 (9) 着信事業者欄：無線呼出し事業者
D 1 の 30 ～ D 1 の 32	(略)

2 利用者料金設定、請求事業者等
○ 利用者料金設定事業者の別

番号	利用者料金設定事業者
A 1 ～ A 1 の 8	(略)
A 1 の 9	削除
A 1 の 10 ～ A 1 の 15	(略)
A 1 の 16	削除
A 1 の 17 ～ B 1 の 6	(略)
B 1 の 7	削除
B 1 の 8 ～ B 1 の 11	(略)
B 1 の 12	削除
B 1 の 13 ～ C 1 の 12	(略)
C 1 の 13	削除
C 1 の 14 ～ D 1 の 4	(略)
D 1 の 5	削除
D 1 の 6 ～ D 1 の 9 - 2	(略)
D 1 の 9 - 3	削除
D 1 の 10 ～ D 1 の 21	(略)
D 1 の 22	削除
D 1 の 23 ～ D 1 の 28	(略)
D 1 の 29	削除
D 1 の 30 ～ D 1 の 32	(略)
D 1 の 33	削除
D 1 の 34 ～ D 3 の 6	(略)
D 3 の 7	削除
D 3 の 7 - 2 ～ D 4 の 6	(略)
D 4 の 7	削除
D 4 の 8 ～ E 1 の 5	(略)
E 1 の 6	削除
E 1 の 7 ～ F 1 の 7	(略)
F 1 の 8	削除

D 1 の 3 3	(7) (イ) 又は (ウ) 以外の区間：中継事業者 (イ) 発信事業者欄：端末系事業者 (ウ) 着信事業者欄：無線呼出し事業者
D 1 の 3 4 ~ D 3 の 6	(略)
D 3 の 7	(7) (イ) 以外の区間：中継事業者(発側から 1 社目の中継事業者) (イ) 着信事業者欄：無線呼出し事業者
D 3 の 7 - 2 ~ D 4 の 6	(略)
D 4 の 7	(7) (イ) 以外の区間：中継事業者(発側から 2 社目の中継事業者) (イ) 着信事業者欄：無線呼出し事業者
D 4 の 8 ~ E 1 の 5	(略)
E 1 の 6	(7) (イ) 以外の区間：特定中継事業者 (イ) 着信事業者欄：無線呼出し事業者
E 1 の 7 ~ F 1 の 7	(略)
F 1 の 8	(7) (イ) 以外の区間：携帯・自動車電話事業者 (イ) 着信事業者欄：無線呼出し事業者
F 1 の 9 ~ F 3	(略)
G 1	PHS 事業者
G 1 の 2	(7) (イ) 以外の区間：PHS 事業者 (イ) 着信事業者欄：当社
G 1 の 3	(7) (イ) 以外の区間：PHS 事業者 (イ) 着信事業者欄：特定端末系事業者
G 1 の 4	(7) (イ) 以外の区間：PHS 事業者 (イ) 着信事業者欄：端末系事業者
G 1 の 5	(7) (イ) 以外の区間：PHS 事業者 (イ) 着信事業者欄：中継事業者
G 1 の 6	(7) (イ) 以外の区間：PHS 事業者 (イ) 着信事業者欄：中継事業者(着側から 1 社目の中継事業者)
G 1 の 7	(7) (イ) 以外の区間：PHS 事業者 (イ) 着信事業者欄：中継事業者(着側から 2 社目の中継事業者)
G 1 の 8	(7) (イ) 以外の区間：PHS 事業者 (イ) 着信事業者欄：無線呼出し事業者
G 1 の 9	(7) (イ) 以外の区間：PHS 事業者 (イ) 着信事業者欄：旧第 2 種電気通信事業者
G 1 の 9 - 2	(7) (イ) 以外の区間：PHS 事業者 (イ) 着信事業者欄：2 - 2 表による
G 1 の 1 0	(7) (イ) 以外の区間：PHS 事業者 (イ) 発信事業者欄：中継事業者
G 1 の 1 1	(7) (イ) 以外の区間：PHS 事業者 (イ) 発信事業者欄：中継事業者(発側から 1 社目の中継事業者)
G 1 の 1 2	(7) (イ) 以外の区間：PHS 事業者 (イ) 区間 C：特定中継事業者

F 1 の 9 ~ F 3	(略)
G 1	削除
G 1 の 2	削除
G 1 の 3	削除
G 1 の 4	削除
G 1 の 5	削除
G 1 の 6	削除
G 1 の 7	削除
G 1 の 8	削除
G 1 の 9	削除
G 1 の 9 - 2	削除
G 1 の 1 0	削除
G 1 の 1 1	削除
G 1 の 1 2	削除
G 1 の 1 3	削除
G 2	削除
H 1 ~ K 1 の 5	(略)
K 1 の 6	削除
K 1 の 7 ~ L 1 の 6	(略)
L 1 の 7	削除
L 1 の 8 ~ O 1	(略)
P 1	削除

G 1 の 1 3	(7) (4) 以外の区間：P H S 事業者 (4) 区間 D：特定中継事業者
G 2	P H S 事業者(発信事業者)
H 1 ～ K 1 の 5	(略)
K 1 の 6	(7) (4) 以外の区間：旧第 2 種電気通信事業者 (4) 着信事業者欄：無線呼出し事業者
K 1 の 7 ～ L 1 の 6	(略)
L 1 の 7	(7) (4) 以外の区間：端末回線線端接続事業者 (4) 着信事業者欄：無線呼出し事業者
L 1 の 8 ～ O 1	(略)
P 1	無線呼出し事業者

別表 3 様式
様式第 8 (第 11 条第 2 項関係)

事前調査申込書

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

第 号
年 月 日
所属(法人名等)
氏名
貴社接続約款第 11 条(事前調査の申込み)第 2 項の規定により、貴社の網との接続を行いたい(変更し
たい)ので、事前調査を申し込みます。

接続(変更)の概要	
協議事項に関する具体的内容	
接続(変更)希望時期	
連絡先 (担当者氏名、電話番号)	

協議事項に関する具体的内容

1. 接続箇所	
接続約款記載の接続箇所	公表約款第 5 条第 1 項標準的接続箇所表中第 欄とする。
接続約款記載以外の接続箇所	別紙 1 接続約款適用以外の技術的条件のとおり。
2. 電気通信設備の分界点	
(1)相互接続点設置希望場所	
3. 接続対象地域	
(1)弊社接続対象地域	(N T T 東日本／N T T 西日本網との新規の接続の場合に記入。)
(2)相互接続点ごとの接続対象 地域	弊社網接続エリア： N T T 東日本／N T T 西日本網接続エリア：
4. 接続の技術的条件(物理的、電氣的、論理的条件)	

別表 3 様式
様式第 8 (第 11 条第 2 項関係)

事前調査申込書

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

第 号
年 月 日
所属(法人名等)
氏名
貴社接続約款第 11 条(事前調査の申込み)第 2 項の規定により、貴社の網との接続を行いたい(変更し
たい)ので、事前調査を申し込みます。

接続(変更)の概要	
協議事項に関する具体的内容	
接続(変更)希望時期	
連絡先 (担当者氏名、電話番号)	

協議事項に関する具体的内容

1. 接続箇所	
接続約款記載の接続箇所	公表約款第 5 条第 1 項標準的接続箇所表中第 欄とする。
接続約款記載以外の接続箇所	
2. 電気通信設備の分界点	
(1)相互接続点設置希望場所	
3. 接続対象地域	
(1)弊社接続対象地域	(N T T 東日本／N T T 西日本網との新規の接続の場合に記入。)
(2)相互接続点ごとの接続対象 地域	弊社網接続エリア： N T T 東日本／N T T 西日本網接続エリア：
4. 接続の技術的条件(物理的、電氣的、論理的条件)	
新たな技術的条件の有無	有 無

新たな技術的条件の有無	有 無		
接続約款記載の技術的条件での接続の場合	公表約款第11章技術的条件 技術的条件集第2章形態別技術的条件第 節形態 のとおりとする。		
	信号網構成	対応網 準対応網	
	信号速度	4.8kb/s 48kb/s	
	回線留保	優先発ユーザ留保回線制御機能	有 無
		両方向留保回線制御機能	有 無
接続約款記載の技術的条件以外での接続の場合	別紙1 接続約款適用以外の場合の技術的条件のとおり。		
5. 電気通信設備の建設に係る事項			
(1)相互接続点ごとの交換設備／回線設備の設備量 (2)NTT東日本／NTT西日本ビル内に設置を希望する弊社設備の有無 ・設置設備の種類、数量、寸法 ・電力量 ・その他の設置条件 等	(2. 電気通信設備の分界点(1)相互接続点の設置希望場所が、NTT東日本／NTT西日本ビル内である場合のみ記入。)		
6. 接続形態			
接続約款記載の接続形態の場合	公表約款	第7章接続形態 別表2の2第 号～第 号とする。	
	任意約款	第6章接続形態 別表2第 号～第 号とする。	
接続約款記載の接続形態以外の場合	別紙2 接続形態のとおり。		
7. 網改造料の対象となる機能			
網改造料の対象となる機能のうち利用を希望する機能	接続約款料金表第1表第2網改造料1-1網改造料の対象となる機能第 号とする。		
網改造料の対象となる機能以外利用を希望する機能概要			
8. 業務遂行上の協力事項			
(1)NTT東日本／NTT西日本に協力依頼する事項			
9. 事業者識別番号及びその種別			
事業者識別番号	()	()	()
国内基本かつ国内付加サービス共用			
国内付加かつ国際付加サービス共用			
国内基本かつ国際基本サービス共用			
国際基本サービス専用			
事業者識別番号ごとに第1欄から第4欄のいずれかに○印を記入。なお、国内基本サービス専用の場合は第1欄に、国内付加サービス専用又は国際付加サービス専用の場合は第2欄に○印を記入。			

接続約款記載の技術的条件での接続の場合	公表約款第11章技術的条件 技術的条件集第2章形態別技術的条件第 節形態 のとおりとする。		
	回線留保	優先発ユーザ留保回線制御機能	有 無
		両方向留保回線制御機能	有 無
接続約款記載の技術的条件以外での接続の場合			
5. 電気通信設備の建設に係る事項			
(1)相互接続点ごとの交換設備／回線設備の設備量 (2)NTT東日本／NTT西日本ビル内に設置を希望する弊社設備の有無 ・設置設備の種類、数量、寸法 ・電力量 ・その他の設置条件 等	(2. 電気通信設備の分界点(1)相互接続点の設置希望場所が、NTT東日本／NTT西日本ビル内である場合のみ記入。)		
6. 接続形態			
接続約款記載の接続形態の場合	公表約款	第7章接続形態 別表2の2第 号～第 号とする。	
	任意約款	第6章接続形態 別表2第 号～第 号とする。	
接続約款記載の接続形態以外の場合	別紙1 接続形態のとおり。		
7. 網改造料の対象となる機能			
網改造料の対象となる機能のうち利用を希望する機能	接続約款料金表第1表第2網改造料1-1網改造料の対象となる機能第 号とする。		
網改造料の対象となる機能以外利用を希望する機能概要			
8. 業務遂行上の協力事項			
(1)NTT東日本／NTT西日本に協力依頼する事項			
9. 事業者識別番号及びその種別			
事業者識別番号	()	()	()
国内基本かつ国内付加サービス共用			
国内付加かつ国際付加サービス共用			
国内基本かつ国際基本サービス共用			
国際基本サービス専用			
事業者識別番号ごとに第1欄から第4欄のいずれかに○印を記入。なお、国内基本サービス専用の場合は第1欄に、国内付加サービス専用又は国際付加サービス専用の場合は第2欄に○印を記入。			
10. その他			

10. その他	

様式第8 別紙1

接続約款適用外の場合の技術的条件

技術的条件の項目	技術的条件の具体的内容
(1) 接続箇所	ア. 端末回線線端 イ. 端末回線を収用する伝送装置 ウ. 加入者交換機の伝送装置 エ. 中継交換機の伝送装置 オ. 専用回線ノード装置の伝送装置 カ. 信号用中継交換機の伝送装置 キ. 現在の接続箇所に変更はない。 ク. その他 ()
(2) 機能利用端末種別	・弊社網側 () ・NTT東日本／NTT西日本網側 ア. 加入電話 イ. 一般公衆電話 ウ. ISDN端末 エ. ISDN公衆電話 オ. その他 () ・現在の機能利用端末に変更はない []
(3) 伝送装置間インタフェース	
(4) 信号方式	ア. TTC標準に準拠したNo. 7信号方式 イ. Iインタフェース ウ. 現在の信号方式に変更はない エ. その他 ()
(5) 信号網構成	ア. 対応網 イ. 準対応網
(6) 信号速度	ア. 4.8kb/s イ. 48kb/s ウ. 現在の信号速度に変更はない エ. その他 ()
(7) 番号方式	ア. 0+ABCDE+FGHJ [0:市外プレフィクス、ABCDE:市外局番+市内局番、FGHJ:加入者番号] イ. 00XY+0+ABCDE+FGHJ [00XY:事業者識別番号、0:市外プレフィクス、ABCDE:市外局番+市内局番、FGHJ:加入者番号] ウ. 00XY+x~x+(β1~βn) [00XY:事業者識別番号、x~x:サービスコード] エ. 00XY+x~x [00XY:事業者識別番号、x~x:国際番号等] オ. 0A0+CD+EFGHJ [0A0:サービス識別番号、CD:事業者識別番号、EFGHJ:加入者番号] カ. 現在の番号方式に変更はない

(8) N T T 東日本／N T T 西日本サービスとの接続	キ. その他 () []
(9) 料金関係	[]
①課金条件	課金開始契機：ア. ANM（課金表示は課金）を受信したとき
②課金の開始契機／終了契機	イ. 現在の課金開始契機に変更はない ウ. その他 ()
	課金終了契機：ア. RELを受信したとき
	イ. 現在の課金終了契機に変更はない ウ. その他 ()
③非課金の対象呼	ア. 不完了呼 イ. 試験呼 ウ. 課金に影響を及ぼす設備故障等に遭遇した呼 エ. 現在の対象呼に変更はない オ. ()
(10) 事業者間精算	[]
(11) 試験方法	ア. 手動接続試験：IGS及びNCC-IGSに自動応答トランク機能を付与し双方から手動で接続試験を行い、接続の良否を確認する。 イ. 回線開通出合試験：回線開通時において発側交換機出側と着信交換機入側との間で、回線名、回線番号及び通話の良否を確認する ウ. 手動信号ルート試験：信号リンクの正常性を確認する エ. 回線照合試験：回線状態を照合し、回線の不一致状態を解消する オ. 現在の試験方法に変更はない カ. その他 ()
(12) 輻輳制御機能	ア. 接続約款第 56 条（相互接続通信の制限）に準拠する イ. 現在の制御方法に変更はない ウ. その他 ()
(13) 重要通信の確保	[]
(14) その他	[]

様式第 8 別紙 2

接続形態

	第 1 表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
1			
2			
3			
4			

	第 2 表	第 3 表	第 4 表
	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者
1			
2			
3			
4			

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 8 別紙 1

接続形態

	第 1 表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
1			
2			
3			
4			

	第 2 表	第 3 表	第 4 表
	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者
1			
2			
3			
4			

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

2 接続に係るネットワークの概要を示す図（様式任意）を添付すること。

様式第8別紙³

I P通信網終端装置の設定項目及び確認事項

エリア名：

区分	設定項目	設定内容
【1】認証情報関連	(1) ユーザ名の形式	
	(2) 認証サーバへ転送する認証情報の形式	
	(3) I S P識別子またはサブドメイン、I S P識別子	
【2】認証サーバ設定 関連	(1) 認証サーバの台数とI Pアドレス	
	(2) 認証サーバにおけるユーザの認証方式	
	(3) Radius プロトコルのポート番号	
	(4) 認証サーバの切替条件	
	(5) 認証サーバの切戻条件	
【3】ユーザ付与情報 関連	(1) ユーザへのI Pアドレス付与方法	
	(2) ユーザへのD N SサーバのI Pアドレス付与	
	(3) D N SサーバのI Pアドレス	
【4】R A D I U Sシ ーケンス関連	(1) Access-Request Acct-Session-ID (Type=44)	
	(2) Accounting-Request (Start) Framed-IP-Address (Type=8)	
	(3) 認証N G時 Accounting-Request (Stop)	
【5】ネットワーク設 定関連（集約用接続装 置経由で接続する場 合）	(1) 網終端装置のインタフェースに付与するI Pアドレス	
	(2) 集約用集線装置に付与するI Pアドレス	
	(3) 集約用接続装置の網終端装置側のインタフェースに付与するI Pアドレス	
	(4) 網終端装置～集約用接続装置間のネットワークアドレスおよびそのサブネットマスク	
	(5) 集約用接続装置の接続装置側のインタフェースに付与するI Pアドレス	
	(6) 接続装置のインタフェースに付与するI Pアドレス	
	(7) 集約用接続装置～接続装置間のネットワークアドレスおよびそのサブネットマスク	
【6】網終端装置にプ ールしユーザに付与す るI Pアドレス群		
【7】その他		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

注2 I P通信網終端装置の詳細設定項目に関する指定がある場合にはその他欄にその旨を記入すること。

注3 参考資料として接続に係るアトリビュート一覧及びシーケンスを記した図を添付すること。

様式第8別紙⁴

D S L回線の技術的条件の具体的内容

2 接続に係るネットワークの概要を示す図（様式任意）を添付すること。

様式第8別紙²

I P通信網終端装置の設定項目及び確認事項

エリア名：

区分	設定項目	設定内容
【1】認証情報関連	(1) ユーザ名の形式	
	(2) 認証サーバへ転送する認証情報の形式	
	(3) I S P識別子またはサブドメイン、I S P識別子	
【2】認証サーバ設定 関連	(1) 認証サーバの台数とI Pアドレス	
	(2) 認証サーバにおけるユーザの認証方式	
	(3) Radius プロトコルのポート番号	
	(4) 認証サーバの切替条件	
	(5) 認証サーバの切戻条件	
【3】ユーザ付与情報 関連	(1) ユーザへのI Pアドレス付与方法	
	(2) ユーザへのD N SサーバのI Pアドレス付与	
	(3) D N SサーバのI Pアドレス	
【4】R A D I U Sシ ーケンス関連	(1) Access-Request Acct-Session-ID (Type=44)	
	(2) Accounting-Request (Start) Framed-IP-Address (Type=8)	
	(3) 認証N G時 Accounting-Request (Stop)	
【5】ネットワーク設 定関連（集約用接続装 置経由で接続する場 合）	(1) 網終端装置のインタフェースに付与するI Pアドレス	
	(2) 集約用集線装置に付与するI Pアドレス	
	(3) 集約用接続装置の網終端装置側のインタフェースに付与するI Pアドレス	
	(4) 網終端装置～集約用接続装置間のネットワークアドレスおよびそのサブネットマスク	
	(5) 集約用接続装置の接続装置側のインタフェースに付与するI Pアドレス	
	(6) 接続装置のインタフェースに付与するI Pアドレス	
	(7) 集約用接続装置～接続装置間のネットワークアドレスおよびそのサブネットマスク	
【6】網終端装置にプ ールしユーザに付与す るI Pアドレス群		
【7】その他		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

注2 I P通信網終端装置の詳細設定項目に関する指定がある場合にはその他欄にその旨を記入すること。

注3 参考資料として接続に係るアトリビュート一覧及びシーケンスを記した図を添付すること。

様式第8別紙³

D S L回線の技術的条件の具体的内容

技術的条件の項目		技術的条件の具体的内容
DSL方式		
ITU勧告等	DSL	
	スプリッタ	
送受信伝送方式		
ラインコード		
伝送システム名		
スペクトル適合性の確認の状況		確認済（クラスA・クラスA'・クラスB・クラスC）・確認中
利用制限の内容	収容に係る利用制限	有・無
	換算線路長に係る利用制限	有（ ）km・無
信号スペクトル		(1)送信スペクトル密度（PSD）マスク規定図示（上り・下り） (2)送信スペクトル密度（PSD）マスク規定数値表示（上り・下り） (3)総送信電力（上り・下り）

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

- 新たにDSL回線と接続する場合及び新たな伝送システム（本別紙の技術的条件の具体的内容のいずれかが変更されるものをいいます。）を用いてDSL回線と接続する場合は、事前調査申込書に本別紙を添付して提出すること。
- スペクトル適合性を確認中の伝送システムを用いるDSL回線と接続するために本別紙を提出している場合には、TTCにおいてスペクトル適合性が確認された後、接続開始までに、本別紙（スペクトル適合性確認結果が反映されたものに限ります。）を提出すること。
- DSL方式、送受信伝送方式及びラインコードについては、必要事項を詳述すること。
- 伝送システム名について、技術的条件集に定めのある場合は、その伝送システム名を、技術的条件集に定めのない（スペクトル適合性を確認中のものをいいます。）場合は、その伝送システムが特定できるように記入すること。
- 信号スペクトルについて、(1)送信スペクトル密度（PSD）マスク規定図示、(2)送信スペクトル密度（PSD）マスク規定数値表示については、測定値も記入すること。

様式第8別紙5（第34条の15関係）

優先クラス通信機能の利用に係る具体的内容

項目	具体的内容
1. 需要	
(1)サービス開始後3年間の提供予定回線数	1年後（ 年 月末）： 回線 2年後（ 年 月末）： 回線 3年後（ 年 月末）： 回線
(2)利用種別	音声 / データ
(3)音声利用の場合	1契約あたりのチャネル数： ch 1チャネルあたりの平均利用帯域： Mbit/s 呼率（1チャネルあたりの月間通話時間）： 秒
2. 設定内容	
(1)通信宛先アドレス（IPv6アドレス／プレフィックス）	IPv6アドレス： プレフィックス長： /

技術的条件の項目		技術的条件の具体的内容
DSL方式		
ITU勧告等	DSL	
	スプリッタ	
送受信伝送方式		
ラインコード		
伝送システム名		
スペクトル適合性の確認の状況		確認済（クラスA・クラスA'・クラスB・クラスC）・確認中
利用制限の内容	収容に係る利用制限	有・無
	換算線路長に係る利用制限	有（ ）km・無
信号スペクトル		(1)送信スペクトル密度（PSD）マスク規定図示（上り・下り） (2)送信スペクトル密度（PSD）マスク規定数値表示（上り・下り） (3)総送信電力（上り・下り）

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

- 新たにDSL回線と接続する場合及び新たな伝送システム（本別紙の技術的条件の具体的内容のいずれかが変更されるものをいいます。）を用いてDSL回線と接続する場合は、事前調査申込書に本別紙を添付して提出すること。
- スペクトル適合性を確認中の伝送システムを用いるDSL回線と接続するために本別紙を提出している場合には、TTCにおいてスペクトル適合性が確認された後、接続開始までに、本別紙（スペクトル適合性確認結果が反映されたものに限ります。）を提出すること。
- DSL方式、送受信伝送方式及びラインコードについては、必要事項を詳述すること。
- 伝送システム名について、技術的条件集に定めのある場合は、その伝送システム名を、技術的条件集に定めのない（スペクトル適合性を確認中のものをいいます。）場合は、その伝送システムが特定できるように記入すること。
- 信号スペクトルについて、(1)送信スペクトル密度（PSD）マスク規定図示、(2)送信スペクトル密度（PSD）マスク規定数値表示については、測定値も記入すること。

様式第8別紙4（第34条の15関係）

優先クラス通信機能の利用に係る具体的内容

項目	具体的内容
1. 需要	
(1)サービス開始後3年間の提供予定回線数	1年後（ 年 月末）： 回線 2年後（ 年 月末）： 回線 3年後（ 年 月末）： 回線
(2)利用種別	音声 / データ
(3)音声利用の場合	1契約あたりのチャネル数： ch 1チャネルあたりの平均利用帯域： Mbit/s 呼率（1チャネルあたりの月間通話時間）： 秒
2. 設定内容	
(1)通信宛先アドレス（IPv6アドレス／プレフィックス）	IPv6アドレス： プレフィックス長： /

長)	
(2) 1 回線あたりの優先クラスの利 用帯域	Mbit/s (I P 通信網サービスの品目ごとに記載)

長)	
(2) 1 回線あたりの優先クラスの利 用帯域	Mbit/s (I P 通信網サービスの品目ごとに記載)

別表 4 違約金

第 1 ～ 5 (略)

第 6 複数段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分		違約金の額
接続申込者が、第34条の13（複数段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第4項に規定する、複数段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2－1－1－1第6欄イ欄又は2－1－1－2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2－1－1－1第6欄イ欄又は2－1－1－2第2欄イ欄から2－1－1－1の2又は2－1－1－2の2を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（ <u>0.48%</u> の割合で計算し、複利計算を行うものとし、以下、この表において同じとします。）を加算した額
(2)～(3) (略)		(略)

別表 5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区分	単位	精算額	備考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	933円	

別表 4 違約金

第 1 ～ 5 (略)

第 6 複数段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分		違約金の額
接続申込者が、第34条の13（複数段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第4項に規定する、複数段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2－1－1－1第6欄イ欄又は2－1－1－2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2－1－1－1第6欄イ欄又は2－1－1－2第2欄イ欄から2－1－1－1の2又は2－1－1－2の2を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（ <u>0.53%</u> の割合で計算し、複利計算を行うものとし、以下、この表において同じとします。）を加算した額
(2)～(3) (略)		(略)

別表 5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区分	単位	精算額	備考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	897円	

附 則（令和 6 年 3 月 21 日東相制第 000200000224 号）

1 （略）
（接続料金等の実績に基づく精算用料金）

2 第 74 条の 2（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う令和 4 年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位		料金額	備考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費		1 件ごとに		19,03 円	
優先接続受付手続費		1 変更ごとに		110 円	
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7) 基本額		8,009 円	
		1 番 号 ご と の 1 成 功 検 索 ご と に			
		(1) 加 算 額	①	1,088 円	
			②	2,085 円	
光配線区域情報調査費	ア欄	1 通信用建物ごとに		16,545 円	
	イ欄	1 通信用建物ごとに		4,573 円	
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア(イ)欄	1 件ごとに		61 円	
	イ欄	1 件ごとに		179 円	
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに		664 円	
	イ欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに		323 円	

附 則（令和 6 年12月11日東相制第000200000443号）

1 ～ 2 （略）
（光信号分岐端末回線の接続料の算定方法見直しに係る経過措置）

3 この改正規定の実施より前に第34条の 6（光信号引込等設備の取扱い）第 1 項の規定に基づき維持等を開始した光信号引込等設備に係る負担額に関しては、第68条の 2（光信号引込等設備に係る負担額の支払義務）の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 協定事業者は、第34条の 6（光信号引込等設備の取扱い）第 1 項の規定に基づき、光信号引込等設備の維持等を開始した日から起算してその維持等を終了した日（その光信号引込等設備の再利用ができた日又はその光信号引込等設備を撤去した日をいいます。以下同じとします。）の前日までの期間（光信号引込等設備の維持等を開始した日と終了した日が同一である場合は 1 日とします。）に係る以下の料金表に規定する負担額を支払うことを要します。

附 則（令和 6 年12月11日東相制第000200000443号）

1 ～ 2 （略）
（光信号分岐端末回線の接続料の算定方法見直しに係る経過措置）

3 この改正規定の実施より前に第34条の 6（光信号引込等設備の取扱い）第 1 項の規定に基づき維持等を開始した光信号引込等設備に係る負担額に関しては、第68条の 2（光信号引込等設備に係る負担額の支払義務）の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 協定事業者は、第34条の 6（光信号引込等設備の取扱い）第 1 項の規定に基づき、光信号引込等設備の維持等を開始した日から起算してその維持等を終了した日（その光信号引込等設備の再利用ができた日又はその光信号引込等設備を撤去した日をいいます。以下同じとします。）の前日までの期間（光信号引込等設備の維持等を開始した日と終了した日が同一である場合は 1 日とします。）に係る以下の料金表に規定する負担額を支払うことを要します。

区 分			単 位	料 金 額	備 考
ア 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持するために要する負担額	(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額	<u>243 円</u>	_____
		(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	<u>248 円</u>	
			② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	<u>243 円</u>	
イ 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額		1光信号引込等設備ごとに月額	<u>41 円</u>	_____

区 分			単 位	料 金 額	備 考
ア 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持するために要する負担額	(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額	<u>255 円</u>	_____
		(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	<u>259 円</u>	
			② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	<u>254 円</u>	
イ 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額		1光信号引込等設備ごとに月額	<u>39 円</u>	_____

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、令和7年4月1日から実施し、この改正規定のうち、本附則第4項については、令和6年12月31日に、料金表第1表第1（網使用料）2（料金額）2－2第9欄ア(7)欄、イ欄及び第10欄（ア(7)欄及びイ(7)欄に規定するものを除きます。）、2－4第4欄ア欄、2－11第23欄、2－13第2欄（ア欄及びイ欄に規定するものを除きます。）及び第4欄（ウ欄に規定するものを除きます。）並びに本附則第5項については、令和7年1月1日に、それぞれ遡及して適用することとします。ただし、第74条の2、料金表第1表第1（網使用料）2（料金額）2－4第4欄イ(ウ)欄から(セ)欄、第2（網改造料）1－1（網改造料の対象となる機能）第74欄及び第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）1（適用）第14欄に係る規定については、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。

(接続料金等の実績に基づく精算用料金)

2 第74条の2（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う令和5年度の精算用料金は以下のとお

りです。

区 分		単 位		料金額	備考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費		1 件ごとに		38.55 円	—
優先接続受付手続費		1 変更ごとに		189 円	—
光回線設備線 路条件調査費	ウ欄	(ア)基本額		1 番号ご との 1 成 功検索ご とに	785,708 円
		(イ)加算額	①		117,657 円
			②		225,435 円
光配線区域情 報調査費	ア欄	1 通信用建物ごとに		30,366 円	—
	イ欄	1 通信用建物ごとに		2,703 円	—
ルーティング 番号登録工事 等受付手続費	ア(イ)欄	1 件ごとに		62 円	—
	イ欄	1 件ごとに		191 円	—
同一番号移転 可否情報調査 費	ア欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごと に		675 円	—
	イ欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごと に		337 円	—

(ルーティング番号登録工事等受付手続費及び同一番号移転可否情報調査費に係る経過措置)

3 令和 6 年度に協定事業者が利用した料金表第 2 表第 2 (手続費)に規定するルーティング番号登録工事等受付手続費及び同一番号移転可否情報調査費については、第 75 条 (工事費及び手続費等の遡及適用)の規定にかかわらず、令和 6 年 4 月 1 日に遡及して以下の料金額を適用します。

区分	単位	手続費の 額	備考
----	----	-----------	----

ルーティング 番号登録工事 等受付手続費	ルーテ ィング 番号登 録工事 等の申 込みの 受付に 要する 費用	ア イ 以外 の場 合	(7) (イ) 以外 の場 合	③ 協定事業者が 電気通信サービ ス（音声伝送役務 に限ります）の提 供を希望する番 号区画（電気通信 番号計画（令和元 年総務省告示第 6号）別表第1に 規定するものを いいます。）と異 なる番号区画の ルーティング番 号を用いて一般 番号ポータビリ ティを行う場合	1 件ご とに	80 円	――
			(イ) 当社が指定した電気通 信回線設備を通じて申 込を行う場合		1 件ご とに	80 円	――
		イ 当社が指定した電気通信回線設備 を通じてルーティング番号等削除工 事（ルーティング番号のみを削除する 場合に限ります。）又はルーティング 番号変更工事の申込みを行う場合			1 件ご とに	239 円	――
同一番号移転 可否情報調査 費	同一番 号移転 可否情 報を提 供する 手続き に要す る費用	ア イ以外の場合			1 電 気 通 信 番 号 ご と の 1 件 ごとに	683 円	――
		イ 当社が指定した電気通信回線設備 を通じて調査を行う場合			1 電 気 通 信 番 号 ご と の 1 件 ごとに	387 円	――

（網同期クロック供給機能に関する特例措置）

4 協定事業者が第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第4欄での接続により料金表第1表第1（網使用料）
2-14（網同期クロック供給機能）の機能を利用している場合であって、意識合わせの場における協議の結果
に基づき接続の終了が申込まれたときは、第64条（定額制の網使用料の支払義務）第1項の規定にかかわら
ず、当社の指定電気通信設備との接続を終了する日を令和6年12月31日とみなし、当該機能の利用を開始し
た期日を含む月から令和6年12月までの期間における網使用料の支払いを要するものとします。

（IP網移行期の接続料における工事費に関する特例措置）

5 協定事業者が附則（令和6年12月11日東相制 000200000443号）第6項の規定に基づき、接続用設備の減設又は接続回線の廃止の申込みを行う場合は、料金表第2表第1（工事費）2（工事費の額）2-1（工事費）の表中第33欄イ欄の規定にかかわらず、以下の料金額を適用します。

区 分			単 位	工事費の額	備 考
加入者交換機等接続回線設置等工事費	加入者交換機等接続回線設置等工事に要する費用	ア 加入者交換機と接続するための接続回線の廃止に係る工事の場合	672 回線 （50Mbit/s 相当）ごと に	199,914 円	
		イ 中継交換機又は中継交換機の伝送装置と接続するための接続回線の廃止に係る工事の場合	672 回線 （50Mbit/s 相当）ごと に	159,115 円	

（網使用料の算定に係る措置）

6 当社は、令和3年4月1日から令和6年12月31日まで適用した料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）に規定するルーティング伝送機能第4欄イ欄の網使用料について、第74条の規定にかかわらず、第69条（定額制の網使用料及び網改造料の計算方法）第3項の規定に基づき計算した網使用料と、令和3年4月1日から令和6年12月31日までの期間における見込み需要の実績値（以下この附則において「当該実績」といいます。）と当該実績によって算定した精算用料金を乗じた網使用料との差額を、協定事業者と精算するものとします。

技術的条件集

第 1 章 通則

(用語の定義)

第 1 条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使
用します。

(略)

(2) 分類	接続番号を番号規則に規定する電気通信番号ごとに区分した概念 分類と電気通信番号の対応は次のとおり 分類 1 設置 <u>中継</u> 系番号：番号規則別表第 10 号に規定する電気通信番 号を有する <u>中継</u> 事業者（当社及び特定端末系事業者を除きます。）が利用 する電気通信回線設備を識別するための電気通信番号 (略) 分類 5 <u>PHS系番号：番号規則別表第 4 号に規定する電気通信番号を 有する PHS 事業者が利用する PHS に係る端末系伝送路設備 を識別するための電気通信番号</u> (略) 分類 8 非設置 <u>中継</u> 系番号：番号規則別表第 10 号に規定する電気通信 番号を有する <u>中継</u> 事業者（以下「非設置 <u>中継</u> 事業者」といいま す。）が利用する電気通信設備を識別するための電気通信番号 (略)
--------	--

(略)

技術的条件集

第 1 章 通則

(用語の定義)

第 1 条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使
用します。

(略)

(2) 分類	接続番号を番号規則に規定する電気通信番号ごとに区分した概念 分類と電気通信番号の対応は次のとおり 分類 1 設置系番号：番号規則別表第 10 号に規定する電気通信番号を 有する事業者（当社及び特定端末系事業者を除きます。）が利用する電 気通信回線設備を識別するための電気通信番号 (略) 分類 5 <u>削除</u> (略) 分類 8 非設置系番号：番号規則別表第 10 号に規定する電気通信番号 を有する事業者（以下「非設置事業者」といいます。）が利用 する電気通信設備を識別するための電気通信番号 (略)
--------	---

(略)

(3) 発信種別	形態 3-3、形態 4-6 及び形態 17-2 において、接続番号を当社発信時の端末回線の利用条件と利用者料金の課金機能により区分した概念 発信種別毎の接続条件は技術的条件集別表 1 及び別表 2 を参照 (略) 発信種別 4：加入電話、公衆電話等からの発信時に、当社が、課金を行うための情報を決定し、又は協定事業者網から課金のための情報を受信し、利用者料金の課金と回収を行う発信区分（当社発信時の電気通信番号は分類 4、 <u>分類 5</u> 、 <u>分類 6</u> 、 <u>分類 7</u> に限ります。また、当社発信時の有効最大受信桁数は 11 桁とします。）	(3) 発信種別	形態 17-2 において、接続番号を当社発信時の端末回線の利用条件と利用者料金の課金機能により区分した概念 発信種別毎の接続条件は技術的条件集別表 1 及び別表 2 を参照 (略) 発信種別 4：加入電話、公衆電話等からの発信時に、当社が、課金を行うための情報を決定し、又は協定事業者網から課金のための情報を受信し、利用者料金の課金と回収を行う発信区分（当社発信時の電気通信番号は分類 4、 <u>分類 6</u> 、 <u>分類 7</u> に限ります。また、当社発信時の有効最大受信桁数は 11 桁とします。）
(略)		(略)	
(7) <u>加入者交換機接続</u>	加入者交換機と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所に定める加入者交換機又は加入者交換機の伝送装置において接続する形態	(7) <u>削除</u>	<u>削除</u>
(8) <u>中継交換機接続</u>	中継交換機と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所に定める中継交換機又は中継交換機の伝送装置において接続する形態	(8) <u>削除</u>	<u>削除</u>
(略)		(略)	
(10) <u>信号網接続</u>	信号用中継交換機と直接協定事業者の信号網を本則の標準的な接続箇所に定める信号用中継交換機の伝送装置を介して接続する形態	(10) <u>削除</u>	<u>削除</u>
(11) <u>サービス制御局</u>	高度サービスを実現するためにサービス制御機能を受け持つ装置	(11) <u>削除</u>	<u>削除</u>
(略)		(略)	
(14) <u>加入者交換機接続インタフェース (MF 用インタフェース)</u>	協定事業者が MF（Multi Frequency）信号を用いて加入者交換機接続する時に適用するインタフェース種別	(14) <u>削除</u>	<u>削除</u>
(略)		(略)	

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="47 137 253 359"> (17) 中継交換機接続インタフェース (M用インタフェース) </td> <td data-bbox="253 137 1120 359"> 携帯・自動車電話事業者が中継交換機接続する時に適用するインタフェース種別 </td> </tr> </table>	(17) 中継交換機接続インタフェース (M用インタフェース)	携帯・自動車電話事業者が中継交換機接続する時に適用するインタフェース種別	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1120 137 1332 359">(17) 削除</td> <td data-bbox="1332 137 2213 359">削除</td> </tr> </table>	(17) 削除	削除		
(17) 中継交換機接続インタフェース (M用インタフェース)	携帯・自動車電話事業者が中継交換機接続する時に適用するインタフェース種別						
(17) 削除	削除						
(略)	(略)						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="47 454 253 606">(20) 多数事業者間接続用インタフェース</td> <td data-bbox="253 454 1120 606"> 加入者交換機接続及び中継交換機接続において接続する電気通信事業者の通信事業形態によらず、共通的に利用可能な接続インタフェース種別 </td> </tr> </table>	(20) 多数事業者間接続用インタフェース	加入者交換機接続及び中継交換機接続において接続する電気通信事業者の通信事業形態によらず、共通的に利用可能な接続インタフェース種別	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1120 454 1332 606">(20) 削除</td> <td data-bbox="1332 454 2213 606">削除</td> </tr> </table>	(20) 削除	削除		
(20) 多数事業者間接続用インタフェース	加入者交換機接続及び中継交換機接続において接続する電気通信事業者の通信事業形態によらず、共通的に利用可能な接続インタフェース種別						
(20) 削除	削除						
(略)	(略)						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="47 702 253 981">(23) 信号網接続インタフェース (加入者交換機高度サービス個別接続用インタフェース)</td> <td data-bbox="253 702 1120 981"> 協定事業者が高度サービスを実現するために加入者交換機と信号網接続する時に適用するインタフェース種別 </td> </tr> </table>	(23) 信号網接続インタフェース (加入者交換機高度サービス個別接続用インタフェース)	協定事業者が高度サービスを実現するために加入者交換機と信号網接続する時に適用するインタフェース種別	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1120 702 1332 742">(23) 削除</td> <td data-bbox="1332 702 2213 742">削除</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 742 1332 782">(23) の 2 削除</td> <td data-bbox="1332 742 2213 782">削除</td> </tr> </table>	(23) 削除	削除	(23) の 2 削除	削除
(23) 信号網接続インタフェース (加入者交換機高度サービス個別接続用インタフェース)	協定事業者が高度サービスを実現するために加入者交換機と信号網接続する時に適用するインタフェース種別						
(23) 削除	削除						
(23) の 2 削除	削除						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="47 981 253 1268">(23) の 2 信号網接続インタフェース (加入者交換機高度サービス接続用インタフェース)</td> <td data-bbox="253 981 1120 1268"> 協定事業者が高度サービスを実現するために加入者交換機と信号網接続する時に適用するインタフェース種別 </td> </tr> </table>	(23) の 2 信号網接続インタフェース (加入者交換機高度サービス接続用インタフェース)	協定事業者が高度サービスを実現するために加入者交換機と信号網接続する時に適用するインタフェース種別					
(23) の 2 信号網接続インタフェース (加入者交換機高度サービス接続用インタフェース)	協定事業者が高度サービスを実現するために加入者交換機と信号網接続する時に適用するインタフェース種別						
(略)	(略)						

(25) サービス制御統括局 接続インタフェース	サービス制御統括局と直接協定事業者のサービス制御局を接続する時に適用するインタフェース種別	(25) 削除 (略)	削除
(略)			
(27) 信号網	信号を転送する網	(27) 削除	削除
(28) 直接協定事業者	当社と直接接続している協定事業者のうちの当事者	(28) 削除	削除
(29) 間接協定事業者	協定事業者のうち直接協定事業者を除く者	(29) 削除	削除
(30) 対応網	2つの信号端局を直接接続した信号リンクで信号を転送する網	(30) 削除	削除
(31) 準対応網	2つの信号端局をあらかじめ決めた信号中継局を介した信号リンクで信号を転送する網	(31) 削除	削除
(32) 信号網相互接続点	相互接続点のうち当社の信号網と直接協定事業者の信号網との接続点	(32) 削除	削除
(33) G S (Gateway Switch)	当社と相互接続する直接協定事業者の交換機	(33) 削除	削除
(略)		(略)	
(35) C I C (Circuit Identification Code)	同一方路に設定される回線に付与された番号	(35) 削除	削除
(36) T G N (Trunk Group Number)	同一方路に設定される回線の集合を表す番号	(36) 削除	削除
(37) 共通線信号方式	通信回線とは別に通信を制御するための情報を転送する専用の信号リンクを設け、これを通して信号メッセージを転送する方式	(37) 削除	削除
(38) 個別線信号方式	通信回線を用いて通信を制御するための情報を転送する方式	(38) 削除	削除
(略)		(略)	

(略)			
(44)	中継網直接端末機器	中継事業者網に直接収容される端末機器のうち端末系端末機器を除く端末機器	(44) 削除 削除
(略)			
(47)	PHS系端末機器	PHS系番号を有する端末機器	(47) 削除 削除
(略)			
(53)	事業者識別コード	電気通信事業者共通の事業者ごとの5桁の識別コード	(53) 削除 削除
(略)			
(59)	回線対応信号	回線接続処理と直接対応する信号	(59) 削除 削除
(60)	回線非対応信号	回線接続処理と直接対応しない信号	(60) 削除 削除
(61)	手動コネクタサービス接続機能	着信課金による手動交換を行う手動交換サービス接続機能	(61) 削除 削除
(略)			
(65)	フリーダイヤル接続機能	特定中継事業者の契約約款に定める地域指定着信課金機能に接続する機能	(65) 削除 削除
(66)	ナビダイヤル接続機能	特定中継事業者の契約約款に定める地域指定特定番号着信機能に接続する機能	(66) 削除 削除
(67)	テレドーム接続機能	特定中継事業者の契約約款に定める複数同時接続機能に接続する機能	(67) 削除 削除
(略)			

(略)			
(69)	<u>ファクシミリ通信網サービス接続機能</u>	特定中継事業者の契約約款に定めるファクシミリ通信網サービスに接続する機能	(69) 削除 削除
(略)		(略)	
(78)	<u>加入者交換機機能メニュー</u>	加入者交換機高度サービス接続用インタフェースにおいて、サービスを構成するための細分化された機能を汎用的に利用できるようにメニュー化したもの	(78) 削除 削除
(79)	<u>加入者交換機機能メニュー接続機能</u>	加入者交換機機能メニューを利用することにより提供される付加サービス等に接続する機能	(79) 削除 削除
(80)	<u>暫定回線</u>	暫定接続確立オペレーション又は暫定接続起動オペレーションにより、音声ガイダンス等を送出することを目的に最終的な通話路とは異なるルートで設定された回線	(80) 削除 削除
(81)	<u>再接続機能</u>	S C Pからの指示により接続された呼が着信先の状態により接続できない場合、当該呼を新たな着信先へ接続する機能	(81) 削除 削除
(82)	<u>加入者認証機能</u>	加入者交換機高度サービス接続用インタフェースを使用する特定のサービス接続呼において加入者認証を行う機能	(82) 削除 削除
(83)	<u>利用者料金課金機能</u>	加入者交換機高度サービス接続用インタフェースを使用する特定のサービス接続呼において利用者料金を課金する機能	(83) 削除 削除
(略)		(略)	
(87)	<u>番号ポータビリティ接続機能</u>	当社が提供する番号ポータビリティ機能（利用者が契約する電気通信事業者を変更してもこれまで使用していた電話番号を引き続き使用できるようにする機能）に接続する機能	(87) 削除 削除
(略)		(略)	

(99) <u>番号管理網</u>	特定端末系事業者が、一般番号ポータビリティにおいて、移転先事業者の利用する電話番号帯を管理する網
(100) <u>付加的機能識別番号中継接続</u>	番号規則別表第2号及び第11号にて定められた付加的な機能を識別する番号を直接協定事業者網から受けた際に、加入者交換機機能メニュー接続機能を利用することなく、他の直接協定事業者網に当社網が中継する接続
(略)	
(標準的な接続箇所と技術的条件)	
第2条 本則に規定する標準的な接続箇所とそれらにおける接続に必要な技術的条件との関係は次のとおりとします。	
標準的な接続箇所	技術的条件
(1) 端末回線の線端	技術的条件集第2章第1節、第2節、第3節、第4節、第19節、 <u>第20節、第4節の2、第4節の3、第4節の4に規定するところによります。</u>
(略)	
(3) <u>加入者交換機又は加入者交換機の伝送装置</u>	<u>加入者交換機と市内伝送路設備との間に設置される伝送装置に関わる技術的条件及び加入者交換機と中継伝送路設備との間に設置される伝送装置のうち中継交換機側を接続箇所とするときの技術的条件については技術的条件集第2章第7節、第8節に、加入者交換機と中継伝送路設備との間に設置される伝送装置における加入者交換機側を接続箇所とするときの技術的条件については技術的条件集第2章第11節、第14節に規定するところによります。</u>
(4) <u>中継交換機又は中継交換機の伝送装置</u>	<u>中継交換機と中継交換機間伝送路設備との間に設置される伝送装置に関わる技術的条件及び中継交換機と中継伝送路設備との間に設置される伝送装置のうち加入者交換機側を接続箇所とするときの技術的条件については技術的条件集第2章第11節、第14節、第15節に、中継交換機と中継伝送路設備との間に設置される伝送装置における中継交換機側を接続箇所とするときの技術的条件については技術的条件集第2章第7節、第8節に規定するところによります。</u>
(略)	

(99) <u>削除</u>	<u>削除</u>
(100) <u>削除</u>	<u>削除</u>
(略)	
(標準的な接続箇所と技術的条件)	
第2条 本則に規定する標準的な接続箇所とそれらにおける接続に必要な技術的条件との関係は次のとおりとします。	
標準的な接続箇所	技術的条件
(1) 端末回線の線端	技術的条件集第2章第1節、第2節、第3節、第4節、第19節、 <u>第4節の2、第4節の3、第4節の4に規定するところによります。</u>
(略)	
(3) <u>削除</u>	<u>削除</u>
(4) <u>削除</u>	<u>削除</u>
(略)	

(5) 専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置 技術的条件集第2章第16節、第16節の2、第19節、<u>第20節</u>に規定するところによります。	(5) 専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置 技術的条件集第2章第16節、第16節の2、第19節に規定するところによります。
(略)	(略)
(6) <u>信号用中継交換機の伝送装置</u> 技術的条件集第2章第8節、第14節のうち準対応網構成に関わる部分および第2章第18節、第18節の2に規定するところによります。	(6) <u>削除</u> <u>削除</u>
(略)	(略)
(相互接続呼の接続条件) 第3条 当社網のインタフェース種別と接続番号の関係は技術的条件集別表1に示すとおりとします。	(相互接続呼の接続条件) 第3条 当社網のインタフェース種別と接続番号の関係は技術的条件集別表1に示すとおりとします。
(略)	(略)
4 当社網が提供する接続条件の中で本則第13条（事前調査の回答）第3項の対象となるインタフェース種別は<u>技術的条件集別表4.1、技術的条件集別表12.1、技術的条件集別表13.1、技術的条件集別表15.1、技術的条件集別表16、技術的条件集別表17、技術的条件集別表18、技術的条件集別表19.1、技術的条件集別表20及び技術的条件集21.2</u>のとおりとします。	4 当社網が提供する接続条件の中で本則第13条（事前調査の回答）第3項の対象となるインタフェース種別は<u>技術的条件集別表20、技術的条件集別表21.2、技術的条件集別表34.2、技術的条件集別表35.2及び技術的条件集別表36.2</u>のとおりとします。
(略)	(略)

(略) 第7節 形態3－2 <u>(網構成)</u> 第26条 当社網と直接協定事業者網間の回線網の構成は次のとおりとします。 (1) <u>LSとGSとの接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。</u> (2) <u>1つの相互接続点の接続対象地域内にLSが複数ある場合は、1つのGSがその接続対象地域内にある全てのLSと接続することを可能とし、1つの相互接続点の接続対象地域内にGSが複数ある場合は、1つのLSがその接続対象地域内にある全てのGSと接続することを可能とします。</u> <u>(接続方式)</u> 第27条 分類3による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 (1) <u>当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。</u> <u>ただし、試験番号については本項(4)に規定します。</u> ア <u>当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。</u> <u> 0 + ABCDE + FGHIJ </u> <u>国内プレフィックス 市外局番+市内局番 加入者番号</u> イ <u>閉番号区域内では、市内局番からの発信が行われた場合には当社網と直接協定事業者網間では市外局番を付加して転送します。</u> ウ <u>当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は国内プレフィックスを除いた4桁から9桁とします。</u> <u>ただし、有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。</u>	第7節 形態3－2 <u>削除</u>
--	-----------------------------------

エ 当社網が間接協定事業者網から有効受信桁数外の着信番号を受信した場合は、ウの限りではありません。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は個別線信号方式を使用し、SRM信号方式を適用します。

イ SRM信号方式で用いる信号名と機能、実現手段、及び多周波符号として使用する周波数は次のとおりとします。

ただし、当社網が直接協定事業者網から本仕様で規定された以外の信号を受信した場合、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

使用する信号名と機能

信号名	機能
(1) 起動信号	呼の接続に先立ち、前位交換機より後位交換機に対して交換動作の開始を指示します。
(2) 受信装置捕捉完了信号	後位交換機が起動信号受信後、選択信号受信装置の捕捉が完了したことを前位交換機に指示します。
(3) KP信号	選択信号を後位交換機に送出する旨を通知します。
(4) 受信準備完了信号	KP信号を停止するため及び選択信号の送出を開始してよいことを指示します。
(5) 選択信号	着信端末機器の番号など、所用の方向に呼を導くための選択意志を運びます。
(6) ST信号	選択信号の送出完了を示します。
(7) 応答信号	着信端末機器が呼び出しに応じたことを後位交換機より前位交換機に伝えます。
(8) 課金信号 ^(注1)	後位交換機から前位交換機に課金の契機を伝えます。
(9) 終話信号	着信端末機器の呼の終了を後位交換機より前位交換機に伝えます。
(10) 切断信号	呼の終了のため通話路の解放指示を後位交換機に伝えます。
(11) 復旧完了信号	前位交換機よりの切断信号により後位交換機が復旧し新たな呼が受け付けられる状態になったことを前位交換機に伝えます。

(注1)：呼の方向が当社網→直接協定事業者網の場合は使用しません。

信号名と実現手段

信号名 信号実現手段	前位交換機送出			後位交換機送出		
	前位 SS 線 地気	前位 SS 線 地気断	多周波符 号後位 SR 線	地気 後位 SR 線	地気断	SR 線の一定時間開放
(1) 起動信号	○					
(2) 受信装置 捕捉完了信号		○				
(3) K P 信号			○			
(4) 受信準備 完了信号					○	
(5) 選択信号			○			
(6) S T 信号			○			
(7) 応答信号				○		
(8) 課金信号 (注1)						○
(9) 終話信号					○	
(10) 切断信号		○				
(11) 復旧完了 信号					○	

(注1)：呼の方向が当社網→直接協定事業者網の場合は使用しません。

多周波符号と使用する周波数

周波	公称	符号	周波数 (Hz)	数 字 符 号										<u>K</u> <u>P</u>	<u>S</u> <u>T</u>
				<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	<u>7</u>	<u>8</u>	<u>9</u>	<u>0</u>		
		<u>0</u>	<u>700</u>	○	○		○			○					
		<u>1</u>	<u>900</u>	○		○		○			○				○
		<u>2</u>	<u>1100</u>		○	○			○			○		○	
		<u>4</u>	<u>1300</u>				○	○	○				○		
		<u>7</u>	<u>1500</u>							○	○	○	○		
		<u>K</u>	<u>1700</u>											○	○
	誤差	送出側誤差		±6Hz											
		受信側誤差		±15Hz											

ウ 接続シーケンスは技術的条件集別表5のPT-A6及びPT-I3のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末

機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は次のとおりとします。

ア 着側網は端末機器等からの応答を受信した場合は、発側網に対し直ちに応答信号を返送します。

イ 本則の通信時間の測定等に規定する電気通信設備が応答信号を受信した時点は応答信号を受信した時点、又は端末機器の応答を検出した時点とします。本則の通信時間の測定等に規定する電気通信設備が切断信号を受信した時点は切断信号を受信した時点、発信端末機器の切断を検出した時点、又は着信端末機器の切断時の終話信号を受信したのちに切断信号を送信した時点とします。

ウ 本則の通信時間の測定等に規定する当社が業務上の必要により設置する電気通信回線であってその電気通信回線への通話に関する料金について支払いを要しないこととされているものへの通信においては応答信号なしとします。

(4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は次のとおりとします。

ア 当社と直接協定事業者の設備に関わる試験は、設備を所有する事業者が責任を持って実施し、他社の設備についての試験は原則として実施しません。

ただし、故障切り分け等のため当社網と直接協定事業者網間は試験可能とします。

イ 当社網と直接協定事業者網間で実施する試験は次のとおりとします。

(ア) 当社はLSにAAT機能（強制切断無し）を有し、直接協定事業者はその機能を使用して手動接続試験を実施します。接続シーケンスは技術的条件集別表5のPT-K13のとおりとします。

(イ) 直接協定事業者はGSにAAT機能（強制切断無し）を有するか、もしくは直接協定事業者網内に試験用端末機器を設置することを要し、当社はその機能もしくは機器を使用して手動接続試験を実施します。接続シーケンスは技術的条件集別表5のPT-K13のとおりとします。

(ウ) 当社網と直接協定事業者網間における手動接続試験の内容は次のとおりとします。なお、実際に使用する試験番号は当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

試験目的	試験種別	接続先	試験番号構成	課金条件 (注1)	強制切断の有無
LSからGSへの接続確認	手動接続試験	GSのAAT 又は直接協定事業者の試験用端末機器	0A～J	非課金	無
GSからLSへの接続確認	手動接続試験	LSのAAT	0A～J	非課金	無

(注1)：課金条件の非課金は事業者間精算の対象外を示します。

(エ) 当社と直接協定事業者は回線開通時において、回線名、回線番号及び通話の良否を確認する出会い試験を実施します。

(オ) 当社と直接協定事業者は定期的に回線状態を照合し、回線の不一致状態を解消するため回線照合試験を実施します。

2 分類4による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 直接協定事業者が提供するサービスに関わる制御呼（以下「サービス制御呼」といいます。）を除いて、当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

0A0 + CDE + FGHJK
サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で使用するサービス制御呼に関わる接続番号

構成は次のとおりとします。

0 A 0	+	C D E	+	1 4 0 (X)
0 A 0	+	C D E	+	1 4 1 (X)
0 A 0	+	C D E	+	1 4 2 (X)
0 A 0	+	C D E	+	1 4 3 (X)
0 A 0	+	C D E	+	1 6 1 (X)
0 A 0	+	C D E	+	1 8 1 (X)

ウ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の 1 桁目の 0 を除いた 8 桁から 1 0 桁とします。ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

ただし、試験番号については本項（４）の規定を準用します。

（２） 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は第 1 項（２）の規定を準用します。

（３） 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第 1 項（３）の規定を準用します。

（４） 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第 1 項（４）の規定を準用します。

（伝送装置間インタフェース仕様）

第 28 条 伝送装置間インタフェース仕様は技術的条件集別表 6、技術的条件集別表 6.1 又は技術的条件集別表 6.4 に示すとおりとします。

（網同期クロックインタフェース仕様）

第 29 条 網同期クロックインタフェース仕様は技術的条件集別表 9 に示すとおりとします。

（その他接続に必要な事項）

第 30 条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第8節 形態3－3

(網構成)

第31条 当社網と直接協定事業者網間の回線網の構成は次のとおりとします。

- (1) L SとG Sとの接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。
- (2) 1つの相互接続点の接続対象地域内にL Sが複数ある場合は、1つのG Sがその接続対象地域内にある全てのL Sと接続することを可能とし、1つの相互接続点の接続対象地域内にG Sが複数ある場合は、1つのL Sがその接続対象地域内にある全てのG Sと接続することを可能とします。

2 当社網と直接協定事業者網間の共通線信号網の構成は次のとおりとします。

- (1) 共通線信号網構成は、対応網構成もしくは準対応網構成とし、直接協定事業者は希望する網構成を本則の事前調査の申込みに規定する事前調査申込書に記載し当社に提出することを要します。
- (2) 共通線信号網構成はA、B面の2面構成とし、A、B両面にリンクの設定を行います。
- (3) 準対応網構成の場合については、信号網相互接続点単位に当社の関門機能を有する信号用中継交換機と直接協定事業者の信号用中継交換機又はG Sの接続を行います。

(接続方式)

第32条 分類1から分類8及び加入者交換機機能メニュー接続機能への接続番号による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は技術的条件集別表15又は技術的条件集別表15.1に示すとおりとします。

2 フリーダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

第8節 形態3－3

削除

0 1 2 0 + DEF + GHJ
 サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は9桁とします。また、Dコードは0から8までの数字を使用します。

ただし、試験番号については本項（3）に規定します。

（2） 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、準対応網構成の場合については、技術的条件集別表3または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。また、対応網構成の場合については、技術的条件集別表3に示すとおりとします。

ウ ISUP仕様は、技術的条件集別表4をベースドキュメントとし、フリーダイヤル接続機能への接続で設定する次の表に示す事項を含んだものとします。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表4のNTT-Q763に対応していますが、パラメータの項番（3. ISDNユーザ部のパラメータに規定する項番とします。）の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社網が直接協定事業者網から本ISUP仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	項 目	仕 様	記事
1.	概要	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
1.0	本標準の範囲、参考文献、略語		
1.0.1	本標準の範囲		
1.0.2	参考文献		

<u>1.0.3</u>	<u>用語と定義</u>		
<u>1.0.4</u>	<u>略語</u>		
<u>1.0.5</u>	<u>コーディング原則の概要</u>		
<u>1.1</u>	<u>ルーチングラベル</u>		
<u>1.2</u>	<u>回線番号</u>	<u>C I C設定フィールドは13ビットと します</u> <u>ただし第13ビット目は“0”保証と します</u>	
<u>1.3</u>	<u>メッセージ種別</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
<u>1.4</u>	<u>フォーマッティングの原則</u>		
<u>1.5</u>	<u>固定長必須部</u>		
<u>1.6</u>	<u>可変長必須部</u>		
<u>1.7</u>	<u>オプション部</u>		
<u>1.8</u>	<u>オプションパラメータの終了表 示オクテット</u>		
<u>1.9</u>	<u>送出順序</u>		
<u>1.10</u>	<u>予備ビットのコーディング</u>		
<u>1.11</u>	<u>国内用信号種別とパラメータ</u>		
<u>1.12</u>	<u>メッセージ種別コードとパラメ ータコードの割当て</u>		
<u>1.13</u>	<u>「予備」コードと「留保」コードの 意味</u>		
<u>2.</u>	<u>パラメータのコード</u>		
<u>2.1</u>	<u>メッセージ種別のコード</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	

2.2	<u>長さ表示のコーディング</u>		
2.3	<u>ポインタのコーディング</u>		
3.	<u>I S D Nユーザ部のパラメータ</u>		
3.1	<u>パラメータ名</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
3.3	<u>アクセス転送</u>		
3.5	<u>逆方向呼表示</u>		
	<u>BA：課金表示</u>	<u>“01” を使用します</u>	
	<u>DC：着ユーザ状態表示（C L S）</u>	<u>“00, 01” を使用します</u>	
	<u>FE：着ユーザ種別表示</u>	<u>“01” を使用します</u>	
	<u>HG：エンド・エンド法表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
	<u>I：相互接続表示</u>	<u>“0” を使用します</u>	
	<u>J：エンド・エンド情報表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
	<u>K：I S U P 1 リンク表示</u>	<u>“1” を使用します</u>	
	<u>L：保留表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
	<u>M：I S D Nアクセス表示（I A I）</u>		
	<u>N：エコー制御装置表示</u>	<u>“0” を使用します</u>	
	<u>P0：S C C P 法表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
3.9	<u>着番号</u>		
	<u>a) 奇数／偶数表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	

		b) 番号種別表示	“0000011”を使用します	
		c) 網内番号表示（INN表示）	“0”を使用します	
		d) 番号計画表示	技術的条件集別表4に示すとおりと します	
		e) アドレス情報		
		f) フィラー		
	3.10	発番号		
		a) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表4に示すとおりと します	
		b) 番号種別表示	“0000011”を使用します	
		c) 発番号不完全表示（NI）	“0”を使用します	
		d) 番号計画表示	技術的条件集別表4に示すとおりと します	
		e) 表示識別	“00, 01”を使用します	
		f) 網検証識別	技術的条件集別表4に示すとおりと します	
		g) アドレス情報		
		h) フィラー		
	3.11	発ユーザ種別	“00001010, 00001011, 00001101, 00001111”を使用します	
	3.12	理由表示		
		a) 拡張表示	“1”を使用します	
		b) コーディング標準	“00”を使用します	
		c) 生成源	“0000, 0011, 0100, 0101, 1010”を 使用します	
		e) 理由種別	“00000001, 00000010, 00000011, 0000100	

			0000101, 0010000, 0010001, 0010010 0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0011011, 0011100, 0011101, 0011111 0100010, 0100110, 0101001, 0101010 0101011, 0101111, 0110010, 0110111 0111001, 0111010, 0111111, 1000001, 1000101, 1000110, 1001111, 1010111 1011000, 1011011, 1011111, 1100001 1100011, 1101111, 1111111” を使用します		
		f) 診断情報	“新しい相手先/着番号のコーディン グ, 属性識別のコーディング, CCBS 表示のコーディング” を使用します		
3.14	回線状態表示 (国内用)		技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
3.20	オプションパラメータ終了表示				
3.21	イベント情報				
	GA : イベント表示		“0000001, 0000010, 0000011” を使用 します		
	H : イベント提示制限表示		“0” を使用します		
3.23	順方向呼表示		-		
	A : 国内／国際呼表示		“0” を使用します		
	CB : エンド・エンド法表示		技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
	D : 相互接続表示				
	E : エンド・エンド情報表示				
	F : I S U P 1 リンク表示				

		HG：I S U P 1 リンク希望表示	
		I：I S D N アクセス表示	
		KJ：S C C P 法表示	
		L：予備	
		M-P：国内使用に留保	
3. 26		汎用番号	
	a) 番号情報識別子	“00000110” を使用します	
	b) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	c) 番号種別表示	“0000011” を使用します	
	d) 番号不完全表示	“0” を使用します	
	e) 番号計画表示	“001” を使用します	
	f) 表示識別	“00, 01” を使用します	
	g) 網検証識別	“01, 11” を使用します	
	h) アドレス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	i) フィラー		
3. 35		接続特性表示	
	BA：衛星回線表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	DC：導通試験表示	“00” を使用します	
	E：エコー制御装置表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	F-H：予備		
3. 37		オプション逆方向呼表示	
	A：インバンド情報表示	“1” を使用します	

		B：着信転送可能性表示	“0”を使用します	
		C：簡易分割表示	“0”を使用します	
		D：予備	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		E-H：国内使用に留保		
	3. 38	オプション順方向呼表示		
		BA：閉域接続呼表示	“00”を使用します	
		C：簡易分割表示	“1”を使用します	
		D-G：予備	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		H：接続先番号要求表示	“0”を使用します	
	3. 43	範囲と状態		
		a) 範囲	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します 範囲コード： CQR (0～31) GRA (1～11) GRS (1～11) CQM (0～31)	
		b) 状態	CQR、GRS、CQMは使用しま せん GRAは技術的条件集別表 4 に示す とおりとします	
	3. 52	中断／再開表示		
		A：中断／再開表示	信号の向きが順方向の時は“0”を使用 します	

		信号の向きが逆方向の時は技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
	B-H：予備	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
3. 54	通信路要求表示	“00000000, 00000011” を使用します	
3. 57	ユーザサービス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
3. 103	料金区域情報		
	a) 奇数／偶数	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
	b) 情報識別表示	“0000001” を使用します	
	c) 料金区域情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
	d) フィラー		
3. 110	発信者番号非通知理由		
	a) 拡張表示	“1” を使用します	
	b) 発信者番号非通知理由	“0000001, 0000010” を使用します	
3. 112	付加ユーザ種別		
	HA：付加ユーザ種別名	“11111100, 11111101” を使用します	
	PI：移動系付加ユーザ種別 2	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
	PI：移動系付加ユーザ種別 1		
3. 114	事業者情報転送	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
4.	I S D Nユーザ部信号とコード		
4. 1	概説	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	

		<u>します</u>	
表4-1	<u>A C M</u>	<u>逆方向呼表示、オプション逆方向呼表示、理由表示、料金区域情報、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します</u>	
表4-2	<u>A N M</u>	<u>逆方向呼表示、オプションパラメータ終了表示を使用します</u>	
表4-3	<u>C P G</u>	<u>イベント情報、理由表示、逆方向呼表示、料金区域情報、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します</u>	
表4-4	<u>C Q R</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりとします</u>	
表4-5	<u>G R A</u>		
表4-12	<u>I A M</u>	<u>接続特性表示、順方向呼表示、発ユーザ種別、通信路要求表示、着番号、発番号、オプション順方向呼表示、アクセス転送、ユーザサービス情報、汎用番号、料金区域情報、発信者番号非通知理由、付加ユーザ種別、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します</u>	
表4-13	<u>R E L</u>	<u>理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します</u>	
表4-14	<u>R L C</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりとします</u>	
表4-18	<u>S U S, R E S</u>		

表4-19	<u>B L O, B L A, R S C, U B</u> <u>L,</u> <u>U B A</u>		
表4-21	<u>G R S, C Q M</u>		
表4-29	<u>S G M</u>	<u>アクセス転送、汎用番号、オプション</u> <u>パラメータ終了表示を使用します</u>	注1
表4-34	<u>C H G</u>	<u>使用しません</u>	

注1：分割元信号がIAMの場合はアクセス転送、汎用番号を使用します。ACM、ANM、CPGの場合は使用しません。

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべき I S U P パラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者間情報転送の経由事業者情報の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：1 2 0 + D ～ J
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A ～ J (2) 携帯・自動車電話系、PHS系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A 0 + C ～ K
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード 料金区域情報：C Aコード
契約者番号	順方向	二	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。

付加ユーザ種別	順方向	○	1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 1 付加ユーザ種別 1：移動通信(自動車・携帯電話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、または 移動通信(航空機電話サービス) 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 2 付加ユーザ種別 2：移動通信(大容量方式)、または 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または 移動通信(PDC1.5GHz)、または 移動通信(N-STAR 衛星)、または 移動通信(cdmaOne800MHz)、または 移動通信(IMT-2000) ※ただし、本情報は設定されないことがあります。
料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード 料金区域情報：C Aコード
課金情報種別	逆方向	＝	
課金情報	逆方向	＝	
課金情報遅延	逆方向	＝	
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	逆方向	＝	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ＝：設定されません

オ 技術的条件集別表 5 に示す接続シーケンスの内、フリーダイヤル接続機能への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	アナログ端末機器発信 → アナログ端末機器着信	3.1kHz オート`イオ	PT-A 1 PT-C 1
2	アナログ端末機器発信 → I S D N 端末機器着信	3.1kHz オート`イオ	PT-A 2 PT-C 2
3	I S D N 端末機器発信 → アナログ端末機器着信	音声、3.1kHz オート`イオ	PT-A 3 PT-C 3
4	I S D N 端末機器発信 → I S D N 端末機器着信	音声、3.1kHz オート`イオ	PT-A 4 PT-C 4
5	アナログ端末機器発信（不完了）	3.1kHz オート`イオ	PT-B 1
6	I S D N 端末機器発信（不完了）	音声、3.1kHz オート`イオ	PT-B 2
7	アナログ端末機器発信（着側切断）	3.1kHz オート`イオ	PT-I 1 (1), (2), (4)
8	I S D N 端末機器発信（着側切断）	音声、3.1kHz オート`イオ	PT-I 2 (1), (2), (4)

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第1項の規定を準用します。

3 削除

(輻輳制御方式)

第33条 輻輳制御方式は技術的条件集別表 15 又は技術的条件集別表 15.1 に示すとおりとします。

(伝送装置間インタフェース仕様)

第34条 伝送装置間インタフェース仕様は技術的条件集別表 6、又は技術的条件集別表 6.1 に示すとおりとします。また、準対応網構成における信号網接続の場合は、技術的条件集別表 29.1 または技術的条件集別表 29.2 に示すとおりとします。

(網同期クロックインタフェース仕様)

第 35 条 網同期クロックインタフェース仕様は第 29 条（網同期クロックインタフェース仕様）の規定を準用します。

（その他接続に必要な事項）

第 36 条 通信回線、共通線信号リンクの新設・増減設単位及び共通線信号局番号、C I C、T G N の付与方法その他の接続に必要な事項のうち細目に渡るものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 9 節 形態 4－1 削除

（略）

第 11 節 形態 4－3

（網構成）

第 49 条 当社網と直接協定事業者網間の回線網の構成は次のとおりとします。

（１） I G S と G S との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

（２） 1 つの相互接続点の接続対象地域内に I G S が複数ある場合は、1 つの G S がその接続対象地域内にある全ての I G S と接続することを可能とし、1 つの相互接続点の接続対象地域内に G S が複数ある場合は、1 つの I G S がその接続対象地域内にある全ての G S と接続することを可能とします。

2 当社網と直接協定事業者網間の共通線信号網の構成は次のとおりとします。

（１） 共通線信号網構成は、対応網構成とします。

（２） 共通線信号網構成は A、B 面の 2 面構成とし、A、B 両面にリンクの設定を行います。

（接続方式）

第 50 条 分類 3 による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

第 9 節 形態 4－1 削除

（略）

第 11 節 形態 4－3

削除

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

0 + A B C D E + F G H J
国内プレフィックス 市外局番+市内局番 加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は国内プレフィックスを除いた4桁から9桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイMINGアウトにより送出される場合があります。

ただし試験番号については本項(4)に規定します。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、技術的条件集別表3に示すとおりとします。

ウ ISUP仕様は、技術的条件集別表4をベースドキュメントとし、分類3で設定する次の表で示す事項を含んだものとします。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表4のNTT-Q763に対応していますが、パラメータの項番(3. ISDNユーザ部のパラメータに規定する項番とします。)の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社が中継接続を行う多数事業者間接続において、本ISUP仕様で規定されていないメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を当社網が間接協定事業者網より受信した場合、それらを直接協定事業者網に対して透過中継することがあります。この場合と当社網が直接協定事業者網から本ISUP仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	項 目	仕 様	記事
<u>1.</u>	<u>概要</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
<u>1.0</u>	<u>本標準の範囲、参考文献、定義、略語</u>		
<u>1.0.1</u>	<u>本標準の範囲</u>		
<u>1.0.2</u>	<u>参考文献</u>		
<u>1.0.3</u>	<u>用語と定義</u>		
<u>1.0.4</u>	<u>略語</u>		
<u>1.0.5</u>	<u>コーディング原則の概要</u>		
<u>1.1</u>	<u>ルーチングラベル</u>		
<u>1.2</u>	<u>回線番号</u>	<u>C I C 設定フィールドは13ビットと</u> <u>します</u>	
<u>1.3</u>	<u>メッセージ種別</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
<u>1.4</u>	<u>フォーマッティングの原則</u>		
<u>1.5</u>	<u>固定長必須部</u>		
<u>1.6</u>	<u>可変長必須部</u>		
<u>1.7</u>	<u>オプション部</u>		
<u>1.8</u>	<u>オプションパラメータの終了表示</u> <u>オクテット</u>		
<u>1.9</u>	<u>送出順序</u>		
<u>1.10</u>	<u>予備ビットのコーディング</u>		
<u>1.11</u>	<u>国内用信号種別とパラメータ</u>		
<u>1.12</u>	<u>メッセージ種別コードとパラメ</u>		

	<u>一タコードの割当</u>		
1.13	<u>「予備」コードと「留保」コードの意味</u>		
2.	<u>パラメータのコード</u>		
2.1	<u>メッセージ種別のコード</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
2.2	<u>長さ表示のコーディング</u>		
2.3	<u>ポインタのコーディング</u>		
3.	<u>I S D Nユーザ部のパラメータ</u>		
3.1	<u>パラメータ名</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3.3	<u>アクセス転送</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	注 1
3.5	<u>逆方向呼表示</u>		
	<u>BA：課金表示</u>	A C Mでは技術的条件集別表 4 に示 すとおりとしま す A N Mでは“01, 10”を使用します	
	<u>DC：着ユーザ状態表示（C L S）</u>	“00, 01”を使用します	
	<u>FE：着ユーザ種別表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	注 2
	<u>HG：エンド・エンド法表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	<u>I：相互接続表示</u>		
	<u>J：エンド・エンド情報表示</u>		
	<u>K：I S U P 1リンク表示</u>		

		<u>L：保留表示</u>		
		<u>M：I S D Nアクセス表示（I A I）</u>		
		<u>N：エコー制御装置表示</u>	“0” を使用します	
		<u>P0：S C C P法表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
	3. 9	<u>着番号</u>		
		<u>a) 奇数／偶数表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
		<u>b) 番号種別表示</u>	“0000011” を使用します	
		<u>c) 網内番号表示（I N N表示）</u>	“0” を使用します	
		<u>d) 番号計画表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
		<u>e) アドレス情報</u>		
		<u>f) フィラー</u>		
	3. 10	<u>発番号</u>		
		<u>a) 奇数／偶数表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
		<u>b) 番号種別表示</u>	“0000011” を使用します	
		<u>c) 発番号不完全表示（N I）</u>	“0” を使用します	
		<u>d) 番号計画表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
		<u>e) 表示識別</u>	“00, 01” を使用します	
		<u>f) 網検証識別</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
		<u>g) アドレス情報</u>		

		<u>h) フィラー</u>		
3. 11		<u>発ユーザ種別</u>	“00001010, 00001011, 00001101, 00001111” を使用します	
3. 12		<u>理由表示</u>		
		<u>a) 拡張表示</u>	“1” を使用します	
		<u>b) コーディング標準</u>	“00” を使用します	
		<u>c) 生成源</u>	“0000, 0011, 0100, 0101, 1010” を使用します	
		<u>e) 理由種別</u>	“0000001, 0000010, 0000011, 0000100 0000101, 0010000, 0010001, 0010010 0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0011011, 0011100, 0011101, 0011111 0100010, 0100110, 0101001, 0101010 0101011, 0101111, 0110010, 0110111 0111001, 0111010, 0111111, 1000001 1000101, 1000110, 1001111, 1010111 1011000, 1011011, 1011111, 1100001 1100011, 1101111, 1111111” を使用 します	
		<u>f) 診断情報</u>	“新しい相手先/着番号のコーディング, 属性識別のコーディング, CCBS表示のコーディング” を使用します	
3. 14		<u>回線状態表示 (国内用)</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
3. 20		<u>オプションパラメータ終了表示</u>	します	
3. 21		<u>イベント情報</u>		
		<u>GA : イベント表示</u>	“0000001, 0000010, 0000011” を使用 します	

		H: イベント提示制限表示	“0” を使用します	
3. 23		順方向呼表示	—	
		A: 国内／国際呼表示	“0” を使用します	
		CB: エンド・エンド法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		D: 相互接続表示		
		E: エンド・エンド情報表示		
		F: I S U P 1 リンク表示		
		HG: I S U P 1 リンク希望表示		
		I: I S D N アクセス表示		
		KJ: S C C P 法表示		
		L: 予備		
		M-P: 国内使用に留保		
3. 26		汎用番号	—	
		a) 番号情報識別子	“00000110” を使用します	
		b) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		c) 番号種別表示		
		d) 番号不完全表示	“0” を使用します	
		e) 番号計画表示	“001” を使用します	
		f) 表示識別	“00, 01” を使用します	
		g) 網検証識別	“01, 11” を使用します	
		h) アドレス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		i) フィラー		
3. 35		接続特性表示		
		BA: 衛星回線表示	“00, 01” を使用します	

		<u>DC：導通試験表示</u>	<u>“00”を使用します</u>	
		<u>E：エコー制御装置表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u>	
			<u>します</u>	
		<u>F-H：予備</u>		
3. 37		<u>オプション逆方向呼表示</u>		
		<u>A：インバンド情報表示</u>	<u>“1”を使用します</u>	
		<u>B：着信転送可能性表示</u>	<u>“0”を使用します</u>	
		<u>C-D：予備</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u>	
			<u>します</u>	
		<u>E-H：国内使用に留保</u>		
3. 43		<u>範囲と状態</u>		
		<u>a) 範囲</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u>	<u>注 3</u>
			<u>します</u>	
			<u>範囲コード：__</u>	
			<u>C Q R (0～31)</u>	
			<u>G R A (1～11)</u>	
			<u>G R S (1～11)</u>	
			<u>C Q M (0～31)</u>	
		<u>b) 状態</u>	<u>C Q R、G R S、C Q Mは使用しま</u>	
			<u>せん</u>	
			<u>G R Aは技術的条件集別表 4 に示す</u>	
			<u>とおりとします</u>	
3. 52		<u>中断／再開表示</u>		
		<u>A：中断／再開表示</u>	<u>信号の向きが順方向の時は使用しま</u>	
			<u>せん</u>	
			<u>信号の向きが逆方向の時は技術的条</u>	
			<u>件集別表 4 に示すとおりとします</u>	

	B-H：予備	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3. 54	通信路要求表示	“00000000, 00000011” を使用します	
3. 57	ユーザサービス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3. 103	料金区域情報		
	a) 奇数／偶数	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	b) 情報識別表示	“0000001” を使用します	
	c) 料金区域情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
	d) フィラー	します	
3. 110	発信者番号非通知理由		
	a) 拡張表示	“1” を使用します	
	b) 発信者番号非通知理由	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3. 112	付加ユーザ種別		
	HA:付加ユーザ種別名	“11111100, 11111101” を使用します	
	PI:移動系付加ユーザ種別 2	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	PI:移動系付加ユーザ種別 1		
3. 114	事業者情報転送	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
4.	I S D Nユーザ部信号とコード		
4. 1	概説	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
表4-1	A C M	逆方向呼表示、オプション逆方向呼表	

		示、理由表示、アクセス転送、料金区域情報、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-2	<u>A N M</u>	逆方向呼表示、アクセス転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-3	<u>C P G</u>	イベント情報、理由表示、アクセス転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-4	<u>C Q R</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
表4-5	<u>G R A</u>	します	
表4-12	<u>I A M</u>	接続特性表示、順方向呼表示、発ユーザ種別、通信路要求表示、着番号、発番号、アクセス転送、ユーザサービス情報、料金区域情報、汎用番号、発信者番号非通知理由、付加ユーザ種別、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-13	<u>R E L</u>	理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-14	<u>R L C</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
表4-18	<u>S U S, R E S</u>	信号の向きが順方向の時は使用しません 信号の向きが逆方向の時は技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	

表4-19	B L O, B L A, R S C, U B L, U B A	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
表4-21	G R S, C Q M		
表4-34	C H G	使用しません	

注 1：ACMでは当社端末機器着信時はアクセス転送パラメータを使用しません。

注 2：当社端末機器着信時のみ“10”を使用します。

注 3：CQMについては当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべき I S U P
パラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転
送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することと
します。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおり とします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：A～J
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおり とします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A 0 + C～K
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード 料金区域情報：C Aコード
契約者番号	順方向	二	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	順方向	○	1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 1 付加ユーザ種別 1：移動通信（自動車・携帯電話サー ビス）、または 移動通信（船舶電話サービス）、 または 移動通信（航空機電話サービ

			<u>ス)</u> 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 2 付加ユーザ種別 2：移動通信(大容量方式)、または 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または 移動通信(PDC1.5GHz)、または 移動通信(N-STAR 衛星)、または 移動通信(cdmaOne800MHz) ※ただし、本情報は設定されないことがあります。
料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード 料金区域情報：C Aコード
課金情報種別	逆方向	二	
課金情報	逆方向	二	
課金情報遅延	逆方向	二	
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	逆方向	二	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません

オ 技術的条件集別表 5 に示す接続シーケンスの内、分類 3 で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	アナログ端末機器発信 → アナログ端末機器着信	3.1kHz オアディ	P T - A 1
2	アナログ端末機器発信 → I S D N 端末機器着信	3.1kHz オアディ	P T - A 2

3	<u>I S D N 端 末 機 器 発 信 → ア ナ ロ グ 端 末 機 器 着 信</u>	<u>音 声、3.1kHz オ ー デ ィ オ</u>	<u>P T - A 3</u>	
4	<u>I S D N 端 末 機 器 発 信 → I S D N 端 末 機 器 着 信</u>	<u>音 声、3.1kHz オ ー デ ィ オ</u>	<u>P T - A 4</u>	
5	<u>ア ナ ロ グ 端 末 機 器 発 信 (不 完 了)</u>	<u>3.1kHz オ ー デ ィ オ</u>	<u>P T - B 1</u>	
6	<u>I S D N 端 末 機 器 発 信 (不 完 了)</u>	<u>音 声、3.1kHz オ ー デ ィ オ</u>	<u>P T - B 2</u>	
7	<u>ア ナ ロ グ 端 末 機 器 発 信 (着 側 切 断)</u>	<u>3.1kHz オ ー デ ィ オ</u>	<u>P T - I 1</u> <u>(1), (2), (4)</u>	
8	<u>I S D N 端 末 機 器 発 信 (着 側 切 断)</u>	<u>音 声、3.1kHz オ ー デ ィ オ</u>	<u>P T - I 2</u> <u>(1), (2), (4)</u>	
<u>(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は次のとおりと します。</u> <u>ア 当社網及び直接協定事業者網の応答信号の返送条件は次のとおりとします。</u> <u>(ア) 着側網は端末機器等からの応答を受信した場合は、発側網に対し直ちに応 答信号を返送します。</u> <u>(イ) 着側網は網使用料を精算する場合はANMを発側網へ返送します。この場 合、課金表示の課金／非課金に関わりなく、網使用料は精算することとし ます。</u> <u>ただし、試験用の通信についてはANMを発側網へ返送しますが、網使 用料は精算しないこととします。</u> <u>イ 本則の通信時間の測定等に規定する電気通信設備が応答信号を受信した時点は ANMを受信した時点とします。本則の通信時間の測定等に規定する電気通信 設備が切断信号を受信した時点はRELを受信した時点、又は着信端末機器の 切断時のSUSを受信したのちにRELを送信した時点とします。</u>				

(4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は次のとおりとします。

ア 当社と直接協定事業者の設備に関わる試験は、設備を所有する事業者が責任を持って実施し、他社の設備についての試験は原則として実施しません。
ただし、故障切り分け等のため当社網と直接協定事業者網間は試験可能とします。

イ 当社網と直接協定事業者網間で実施する試験は次のとおりとします。

(ア) 当社は I G S に A A T 機能（強制切断無し）を有し、直接協定事業者はその機能を使用して手動接続試験を実施します。接続シーケンスは技術的条件集別表 5 の P T - K 1 のとおりとします。

(イ) 当社は I G S に A A T 機能（強制切断有り）を有し、直接協定事業者はその機能を使用して手動接続試験を実施します。接続シーケンスは技術的条件集別表 5 の P T - K 2 のとおりとします。

(ウ) 当社網と直接協定事業者網間における手動接続試験の内容は次のとおりとします。

試験目的	試験種別	接続先	試験番号構成	課金条件 (注 1)	強制切断の有無
G S から I G S への接続確認	手動接続試験	I G S の A A T	0 + 特定市外局番 (注 2) + 1 2 Z	非課金	Z = 1 : 無 Z = 5 : 有
	手動接続試験	I G S の L P T	0 + 特定市外局番 (注 2) + 1 2 1 (注 3)	非課金	無

(注 1) : 課金条件の非課金は事業者間精算の対象外を示します。

(注 2) : 試験番号の市外局番は特定市外局番とし、当面「3」を使用します。

(注 3) : A A T (強制切断無し) 着信と L P T 着信の識別は通信路要求表

示によって行います。

(エ) 当社と直接協定事業者は回線開通時において、回線名、回線番号及び通話の良否を確認する出会い試験を実施します。

(オ) 当社と直接協定事業者は信号リンクの正常性を確認する手動信号ルート試験を実施します。

(カ) 当社と直接協定事業者は定期的に回線状態を照合し、回線の不一致状態を解消するため回線照合試験を実施します。

2 分類4による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第27条（接続方式）第2項（1）の規定を準用します。

ただし、試験番号は本項（4）に規定します。

また、当社網が間接協定事業者網から有効受信桁数外の着信番号を受信した場合は、当社網から直接協定事業者網へ有効な受信桁数外の着信番号を転送する場合があります。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、技術的条件集別表3に示すとおりとします。

ウ ISUP仕様は、技術的条件集別表4をベースドキュメントとし、分類4で設定する次の表で示す事項を含んだものとします。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表4のNTT-Q763に対応していますが、パラメータの項番（3. ISDNユーザ部のパラメータに規定する項番とします。）の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社が中継接続を行う多数事業者間接続において、本ISUP仕様で規定されていないメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を当社網

が間接協定事業者網より受信した場合、それらを直接協定事業者網に対して透過中継することがあります。この場合と当社網が直接協定事業者網から本 I S U P 仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

項番	項 目	仕 様	記事
1.	概要	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
1.0	本標準の範囲、参考文献、定義、略語		
1.0.1	本標準の範囲		
1.0.2	参考文献		
1.0.3	用語と定義		
1.0.4	略語		
1.0.5	コーディング原則の概要		
1.1	ルーチングラベル		
1.2	回線番号	C I C 設定フィールドは13ビットとします	
1.3	メッセージ種別	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
1.4	フォーマッティングの原則		
1.5	固定長必須部		
1.6	可変長必須部		
1.7	オプション部		
1.8	オプションパラメータの終了表		

	<u>示オクテット</u>			
<u>1.9</u>	<u>送出順序</u>			
<u>1.10</u>	<u>予備ビットのコーディング</u>			
<u>1.11</u>	<u>国内用信号種別とパラメータ</u>			
<u>1.12</u>	<u>メッセージ種別コードとパラメータコードの割当</u>			
<u>1.13</u>	<u>「予備」コードと「留保」コードの意味</u>			
<u>2.</u>	<u>パラメータのコード</u>			
<u>2.1</u>	<u>メッセージ種別のコード</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりとします</u>		
<u>2.2</u>	<u>長さ表示のコーディング</u>			
<u>2.3</u>	<u>ポインタのコーディング</u>			
<u>3.</u>	<u>I S D Nユーザ部のパラメータ</u>			
<u>3.1</u>	<u>パラメータ名</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりとします</u>		
<u>3.3</u>	<u>アクセス転送</u>			
<u>3.5</u>	<u>逆方向呼表示</u>			
	<u>BA : 課金表示</u>	<u>A C Mでは技術的条件集別表 4 に示すとおりとします</u> <u>A N Mでは“01, 10”を使用します</u>		
	<u>DC : 着ユーザ状態表示 (C L S)</u>	<u>“00, 01”を使用します</u>		
	<u>FE : 着ユーザ種別表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりとします</u>		
	<u>HG : エンド・エンド法表示</u>			
	<u>I : 相互接続表示</u>			
	<u>J : エンド・エンド情報表示</u>			

		<u>K: I S U P 1 リンク表示</u>		
		<u>L: 保留表示</u>		
		<u>M: I S D Nアクセス表示 (I A I)</u>		
		<u>N: エコー制御装置表示</u>	<u>“0” を使用します</u>	
		<u>P0: S C C P法表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u>	
			<u>します</u>	
	<u>3.9</u>	<u>着番号</u>		
		<u>a) 奇数／偶数表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u>	
			<u>します</u>	
		<u>b) 番号種別表示</u>	<u>“0000011” を使用します</u>	
		<u>c) 網内番号表示 (I N N表示)</u>	<u>“0” を使用します</u>	
		<u>d) 番号計画表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u>	
			<u>します</u>	
		<u>e) アドレス情報</u>		
		<u>f) フィラー</u>		
	<u>3.10</u>	<u>発番号</u>		
		<u>a) 奇数／偶数表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u>	
			<u>します</u>	
		<u>b) 番号種別表示</u>	<u>“0000011” を使用します</u>	
		<u>c) 発番号不完全表示 (N I)</u>	<u>“0” を使用します</u>	
		<u>d) 番号計画表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u>	
			<u>します</u>	
		<u>e) 表示識別</u>	<u>“00, 01” を使用します</u>	
		<u>f) 網検証識別</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u>	
			<u>します</u>	

		g) アドレス情報		
		h) フィラー		
3.11	発ユーザ種別	“00001001, 00001010, 00001011, 00001101, 00001111” を使用します	注 1	
3.12	理由表示			
	a) 拡張表示	“1” を使用します		
	b) コーディング標準	“00” を使用します		
	c) 生成源	“0000, 0011, 0100, 0101, 1010” を使用します		
	e) 理由種別	“0000001, 0000010, 0000011, 0000100, 0000101, 0010000, 0010001, 0010010, 0010011, 0010100, 0010101, 0010110, 0011011, 0011100, 0011101, 0011111, 0100010, 0100110, 0101001, 0101010, 0101011, 0101111, 0110010, 0110111, 0111001, 0111010, 0111111, 1000001, 1000101, 1000110, 1001111, 1010111, 1011000, 1011011, 1011111, 1100001, 1100011, 1101111, 1111111” を使用します		
	f) 診断情報	RELでは信号の向きが順方向の時は“新しい相手先/着番号のコーディング, 属性識別のコーディング”を使用し、信号の向きが逆方向の時は使用しません ACM、CPGでは使用しません		
3.14	回線状態表示（国内用）	技術的条件集別表 4 に示すとおりと		

3. 20	オプションパラメータ終了表示	します	
3. 21	イベント情報		
	GA：イベント表示	“0000001, 0000010, 0000011”を使用 します	
	H：イベント提示制限表示	“0”を使用します	
3. 23	順方向呼表示	—	
	A：国内／国際呼表示	“0”を使用します	
	CB：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	D：相互接続表示		
	E：エンド・エンド情報表示		
	F：I S U P 1 リンク表示		
	HG：I S U P 1 リンク希望表示	“01, 10”を使用します	注 2
	I：I S D N アクセス表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	注 3
	KJ：S C C P 法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	L：予備		
	M-P：国内使用に留保		
3. 26	汎用番号	—	注 4
	a) 番号情報識別子	“00000110”を使用します	
	b) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	c) 番号種別表示	“0000011”を使用します	
	d) 番号不完全表示	“0”を使用します	
	e) 番号計画表示	“001”を使用します	

		f) 表示識別	“00, 01” を使用します	
		g) 網検証識別	“01, 11” を使用します	
		h) アドレス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		i) フィラー		
	3. 35	接続特性表示		
		BA : 衛星回線表示	“00, 01” を使用します	
		DC : 導通試験表示	“00” を使用します	
		E : エコー制御装置表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		F-H : 予備		
	3. 37	オプション逆方向呼表示		
		A : インバンド情報表示	“1” を使用します	
		B : 着信転送可能性表示	“0” を使用します	
		C-D : 予備	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		E-H : 国内使用に留保		
	3. 43	範囲と状態		
		a) 範囲	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します 範囲コード : C Q R (0~31) G R A (1~11) G R S (1~11) C Q M (0~31)	注 5
		b) 状態	C Q R、G R S、C Q M は使用しま	

		せん G R Aは技術的条件集別表 4 に示す とおりとします	
3. 52	中断／再開表示		
	A：中断／再開表示	信号の向きが順方向の時は“0”を使用 します 信号の向きが逆方向の時は“1”を使用 します	注 6
	B-H：予備	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3. 54	通信路要求表示	“00000000, 00000011”を使用します	
3. 57	ユーザサービス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3. 103	料金区域情報		
	a) 奇数／偶数	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	b) 情報識別表示	“0000001”を使用します	
	c) 料金区域情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	d) フィラー		
3. 104	課金情報		
	a) 単位料金表示	“11111101” “11111110”を使用し ます	
	b) 拡張表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	c) 課金レート情報種別	“1111100” “1111101” “1111110”を	

			使用します	
		課金レート情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3. 105		課金情報種別		
		課金情報種別	“11111110” を使用します	
3. 110		発信者番号非通知理由		
		a) 拡張表示	“1” を使用します	
		b) 発信者番号非通知理由	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	注 7
3. 112		付加ユーザ種別		
		HA: 付加ユーザ種別名	“11111100, 11111101, 11111110 を 使用します	
		PI: 移動系付加ユーザ種別 2	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		PI: 移動系付加ユーザ種別 1		
		PI: 固定系付加ユーザ種別 1		
3. 113		課金情報遅延		
		課金情報遅延	“11111101” “11111110” を使用しま す	
3. 114		事業者情報転送	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
4.		I S D N ユーザ部信号とコード		
4. 1		概説	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
表 4-1		A C M	逆方向呼表示、オプション逆方向呼表 示、理由表示、料金区域情報、課金情 報種別、課金情報、課金情報遅延、付	

		加ユーザ種別、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-2	<u>A N M</u>	逆方向呼表示、アクセス転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-3	<u>C P G</u>	イベント情報、理由表示、アクセス転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-4	<u>C Q R</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
表4-5	<u>G R A</u>	します	
表4-12	<u>I A M</u>	接続特性表示、順方向呼表示、発ユーザ種別、通信路要求表示、着番号、発番号、アクセス転送、ユーザサービス情報、料金区域情報、汎用番号、発信者番号非通知理由、付加ユーザ種別、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-13	<u>R E L</u>	理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-14	<u>R L C</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
表4-18	<u>S U S, R E S</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	注 8
表4-19	<u>B L O, B L A, R S C, U B L, U B A</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
表4-21	<u>G R S, C Q M</u>		

表4-34 CHG

注1：当社端末機器発信時のみ“00001001”、“00001111”を使用します。

注2：当社端末機器発信時のみ“10”を使用します。

注3：PHS系端末機器発信時は“1”を使用します。

注4：PHS系端末機器発信時は使用しません。

注5：CQMについては当社網→直接協定事業者網方向では0～29を使用します。

注6：PHS系端末機器発信時は、信号の向きが順方向の中断／再開表示パラメータを使用しません。

注7：当社端末機器発信時のみ“0000011”を使用します。

注8：PHS系端末機器発信時は、信号の向きが順方向のSUS／RESを使用しません。

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきISUPパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：A0+C～K
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとする。 (1) 当社及び端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A～J (2) PHS系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A0+C～K
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
契約者番号	順方向	—	

事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	順方向	○	1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 当社ピンク電話発信の場合 付加ユーザ種別名：固定系付加ユーザ種別 1 付加ユーザ種別：ピンク
料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード 料金区域情報：C Aコード
課金情報種別	逆方向	○	1. 課金情報種別の設定条件は次のとおりとします。 課金情報種別：課金レート転送 ※当社オペレータ台発信(発ユーザ種別が国内台)の場合、本情報は設定されません。
課金情報	逆方向	○	1. 課金情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) サービス制御呼接続の場合 単位料金表示：表示無し 課金レート情報種別：柔軟課金レート情報なし (2) 端末機器発信(発ユーザ種別が一般発ユーザまたは優先発ユーザ)で、サービス制御呼以外の接続の場合 単位料金表示：単位料金 10 円 課金レート情報種別：柔軟課金レート指示(一般) 課金レート情報：通話開始時の一括登算度数と一定秒数毎の単位料金 (3) 当社公衆端末機器発信(発ユーザ種別が公衆電話)で、サービス制御呼以外の接続の場合 単位料金表示：単位料金 10 円 課金レート情報種別：柔軟課金レート指示(公衆) 課金レート情報：通話開始時の一括登算度数と一定秒数毎の単位料金 (4) 当社ピンク電話発信(発ユーザ種別が一般発ユーザ、付加ユーザ種別がピンク)で、サービス制御呼以外の接続の場合 単位料金表示：単位料金 10 円 課金レート情報種別：柔軟課金レート指示(一般) 課金レート情報：通話開始時の一括登算度数と一定秒数毎の単位料金 課金レート情報種別：柔軟課金レート指示(公衆) 課金レート情報：通話開始時の一括登算度数と一定

			秒数毎の単位料金 2. 課金レート情報種別が柔軟課金レート指示(一般)の場合、課金レート情報の初期登算度数は0から15を使用し、課金レート情報種別が柔軟課金レート指示(公衆)の場合、課金レート情報の初期登算度数は0を使用します。また、課金レート情報種別が柔軟課金レート指示(一般)の場合における柔軟課金レートの単位料金は2.5秒から499.5秒を使用し、課金レート情報種別が柔軟課金レート指示(公衆)の場合における柔軟課金レートの単位料金は4.5秒から499.5秒を使用します。なお、一定秒数毎の単位料金は第1課金間隔から第4課金間隔を使用し、当社の時間帯を適用します。 3. 当社ピンク電話発信時は協定事業者から受信した課金レート情報種別が柔軟課金レート指示(一般)の課金レート情報をユーザ課金に適用し、課金レート情報種別が柔軟課金レート指示(公衆)の課金レート情報を硬貨収納に適用します。 4. 当社オペレータ台発信(発ユーザ種別が国内台)の場合、本情報は設定されません。
課金情報遅延	逆方向	○	1. 課金情報遅延の設定条件は次のとおりとします。 (1) A C Mで課金レートを転送できない場合 課金情報遅延：課金レート転送 (2) A C Mで着信地域情報を転送できない場合 課金情報遅延：着信地域情報 2. A C Mで課金レートを転送できる場合又は当社オペレータ台発信(発ユーザ種別が国内台)の場合、並びにA C Mで着信地域情報を転送できる場合、本情報は設定されません。
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	逆方向	○	1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器着信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別1 付加ユーザ種別1：移動通信(自動車・携帯電話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、 または 移動通信(航空機電話サービス)

			<u>ス)</u> 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 2 付加ユーザ種別 2：移動通信(大容量方式)、または 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または 移動通信(PDC1.5GHz)、または 移動通信(N-STAR 衛星) ※ただし、本情報は設定されないことがあります。	
(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません オ 技術的条件集別表 5 に示す接続シーケンスの内、分類 4 で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。 ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。 呼の方向：当社網→直接協定事業者網				
項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン	
1	アナログ端末機器発信 → アナログ端末機器着信	3.1kHz オートダイヤル	P T - A 1	
2	アナログ端末機器発信 → I S D N 端末機器着信	3.1kHz オートダイヤル	P T - A 2	
3	I S D N 端末機器発信 → アナログ端末機器着信	音声、3.1kHz オートダイヤル	P T - A 3	
4	I S D N 端末機器発信 → I S D N 端末機器着信	音声、3.1kHz オートダイヤル	P T - A 4	

5	<u>アナログ端末機器発信 (不完了)</u>	<u>3.1kHz オートダイヤル</u>	<u>P T - B 1</u>
6	<u>I S D N 端末機器発信 (不完了)</u>	<u>音声、3.1kHz オートダイヤル</u>	<u>P T - B 2</u>
7	<u>アナログ端末機器発信 (着側切断)</u>	<u>3.1kHz オートダイヤル</u>	<u>P T - I 1</u> <u>(1), (2), (4)</u>
8	<u>I S D N 端末機器発信 (着側切断)</u>	<u>音声、3.1kHz オートダイヤル</u>	<u>P T - I 2</u> <u>(1), (2), (4)</u>

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第1項(3)の規定を準用します。

本則の利用者料金の課金に関する規定において、着信に係る電気通信事業者から受信する課金に関する情報等はACMまたはCHGの課金情報パラメータとします。

(4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網の設備に関わる試験は、設備を所有する事業者が責任を持って実施し、他社の設備についての試験は原則として実施しません。

ただし、故障切り分け等のため当社網と直接協定事業者網間は試験可能とします。

イ 当社網と直接協定事業者網間で実施する試験は次のとおりとします。

(ア) 直接協定事業者はGSにAAT機能（強制切断無し・CHG無し、強制切断無し・CHG有り）を有することを要し、当社はその機能を使用して手動接続試験を実施します。信号シーケンスは技術的条件集別表5のP T - K 1のとおりとします。

(イ) 直接協定事業者はGSにAAT機能（強制切断無し、強制切断有り）を有することを要し、当社はその機能を使用して手動接続試験を実施します。

信号シーケンスは技術的条件集別表5のP T - K 2のとおりとします。

(ウ) 当社網と直接協定事業者網間における手動接続試験の内容は次のとおりとします。

試験目的	試験種別	接続先	試験番号構成	課金条件 (注1)	強制切断の有無
I G S から G S への接続確認	手動接続試験	G S の A A T	0 A 0 + C D E + 1 2 Y	非課金	Y = 1 : 無 Y = 5 : 有 Y = 6 : 無・ C H G 無 Y = 7 : 無・ C H G 有

(注1) : 課金条件の非課金は事業者間精算の対象外を示します。

(エ) 当社と直接協定事業者は回線開通時において、回線名、回線番号及び通話の良否を相互に確認する出会い試験を実施します。

(オ) 当社と直接協定事業者は信号リンクの正常性を確認する手動信号ルート試験を実施します。

(カ) 当社と直接協定事業者は定期的に回線状態を照合し、回線の不一致状態を解消するため回線照合試験を実施します。

3 分類5による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

0 A 0 + C D E + F G H J K
サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた6桁から10桁とします。ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

ただし試験番号については（4）に規定します。

（2） 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、技術的条件集別表3に示すとおりとします。

ウ ISUP仕様は、技術的条件集別表4をベースドキュメントとし、分類5で設定する次の表で示す事項を含んだものとします。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表4のNTT-Q763に対応していますが、パラメータの項番（3. ISDNユーザ部のパラメータに規定する項番とします。）の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社が中継接続を行う多数事業者間接続において、本ISUP仕様で規定されていないメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を当社網が間接協定事業者網より受信した場合、それらを直接協定事業者網に対して透過中継することがあります。この場合と当社網が直接協定事業者網から本ISUP仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	項 目	仕 様	記事
1.	概要	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
1.0	本標準の範囲、参考文献、定義、略語		
1.0.1	本標準の範囲		
1.0.2	参考文献		

<u>1.0.3</u>	<u>用語と定義</u>		
<u>1.0.4</u>	<u>略語</u>		
<u>1.0.5</u>	<u>コーディング原則の概要</u>		
<u>1.1</u>	<u>ルーチングラベル</u>		
<u>1.2</u>	<u>回線番号</u>	<u>C I C 設定フィールドは13ビットと します</u>	
<u>1.3</u>	<u>メッセージ種別</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
<u>1.4</u>	<u>フォーマッティングの原則</u>		
<u>1.5</u>	<u>固定長必須部</u>		
<u>1.6</u>	<u>可変長必須部</u>		
<u>1.7</u>	<u>オプション部</u>		
<u>1.8</u>	<u>オプションパラメータの終了表 示オクテット</u>		
<u>1.9</u>	<u>送出順序</u>		
<u>1.10</u>	<u>予備ビットのコーディング</u>		
<u>1.11</u>	<u>国内用信号種別とパラメータ</u>		
<u>1.12</u>	<u>メッセージ種別コードとパラメ ータコードの割当</u>		
<u>1.13</u>	<u>「予備」コードと「留保」コー ドの意味</u>		
<u>2.</u>	<u>パラメータのコード</u>		
<u>2.1</u>	<u>メッセージ種別のコード</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
<u>2.2</u>	<u>長さ表示のコーディング</u>		
<u>2.3</u>	<u>ポインタのコーディング</u>		

3.	I S D Nユーザ部のパラメータ	
3.1	パラメータ名	技術的条件集別表 4 に示すとおりと
3.3	アクセス転送	します
3.5	逆方向呼表示	
	BA : 課金表示	ACMでは技術的条件集別表 4 に示すとおりとします
		ANMでは“01, 10”を使用します
	DC : 着ユーザ状態表示 (C L S)	“00, 01”を使用します
	FE : 着ユーザ種別表示	“00, 01”を使用します
	HG : エンド・エンド法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします
	I : 相互接続表示	
	J : エンド・エンド情報表示	
	K : I S U P 1 リンク表示	
	L : 保留表示	
	M : I S D Nアクセス表示 (I A I)	“1”を使用します
	N : エコー制御装置表示	“0”を使用します
	P0 : S C C P法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします
3.9	着番号	
	a) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします
	b) 番号種別表示	“0000011”を使用します

		c) 網内番号表示 (INN表示)	“0” を使用します	
		d) 番号計画表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		e) アドレス情報		
		f) フィラー		
	3. 10	発番号		
		a) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		b) 番号種別表示	“0000011” を使用します	
		c) 発番号不完全表示 (NI)	“0” を使用します	
		d) 番号計画表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		e) 表示識別	“00, 01” を使用します	
		f) 網検証識別	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		g) アドレス情報		
		h) フィラー		
	3. 11	発ユーザ種別	“00001010, 00001011, 00001101, 00001111” を使用します	
	3. 12	理由表示		
		a) 拡張表示	“1” を使用します	
		b) コーディング標準	“00” を使用します	
		c) 生成源	“0000, 0011, 0100, 0101, 1010” を 使用します	
		e) 理由種別	“0000001, 0000010, 0000011, 0000100 0000101, 0010000, 0010001, 0010010	

		0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0011011, 0011100, 0011101, 0011111 0100010, 0100110, 0101001, 0101010 0101011, 0101111, 0110010, 0110111 0111001, 0111010, 0111111, 1000001 1000101, 1000110, 1001111, 1010111 1011000, 1011011, 1011111, 1100001 1100011, 1101111, 1111111” を使用 します		
	f) 診断情報	“新しい相手先/着番号のコーディン グ, 属性識別のコーディング” を使用 します		
3.14	回線状態表示 (国内用)	技術的条件集別表 4 に示すとおりと		
3.20	オプションパラメータ終了表示	します		
3.21	イベント情報			
	GA : イベント表示	“0000001, 0000010, 0000011” を使用 します		
	H : イベント提示制限表示	“0” を使用します		
3.23	順方向呼表示	—		
	A : 国内／国際呼表示	“0” を使用します		
	CB : エンド・エンド法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
	D : 相互接続表示			
	E : エンド・エンド情報表示			
	F : I S U P 1 リンク表示			
	HG : I S U P 1 リンク希望表示	“00, 01, 10” を使用します		
	I : I S D N アクセス表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと		

		<u>KJ：SCCP法表示</u>	します	
		<u>L：予備</u>		
		<u>M-P：国内使用に留保</u>		
	3. 26	<u>汎用番号</u>	—	
		<u>a) 番号情報識別子</u>	“00000110” を使用します	
		<u>b) 奇数／偶数表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		<u>c) 番号種別表示</u>	“0000011” を使用します	
		<u>d) 番号不完全表示</u>	“0” を使用します	
		<u>e) 番号計画表示</u>	“001” を使用します	
		<u>f) 表示識別</u>	“00, 01” を使用します	
		<u>g) 網検証識別</u>	“01, 11” を使用します	
		<u>h) アドレス情報</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		<u>i) フィラー</u>		
	3. 35	<u>接続特性表示</u>		
		<u>BA：衛星回線表示</u>	“00, 01” を使用します	
		<u>DC：導通試験表示</u>	“00” を使用します	
		<u>E：エコー制御装置表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		<u>F-H：予備</u>		
	3. 37	<u>オプション逆方向呼表示</u>		
		<u>A：インバンド情報表示</u>	“1” を使用します	
		<u>B：着信転送可能性表示</u>	“0” を使用します	
		<u>C-D：予備</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	

		E-H：国内使用に留保		
3. 43	範囲と状態			
	a) 範囲	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します 範囲コード：____ CQR (0～31) GRA (1～11) GRS (1～11) CQM (0～31)	注 1	
	b) 状態	CQR、GRS、CQMは使用しま せん GRAは技術的条件集別表 4 に示す とおりとします		
3. 54	通信路要求表示	“00000000, 00000011” を使用します		
3. 57	ユーザサービス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
3. 103	料金区域情報			
	a) 奇数／偶数	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
	b) 情報識別表示	“0000001” を使用します		
	c) 料金区域情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
	d) フィラー			
3. 110	発信者番号非通知理由			
	a) 拡張表示	“1” を使用します		
	b) 発信者番号非通知理由	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		

	3. 112	付加ユーザ種別		
		HA:付加ユーザ種別名	“11111100, 11111101” を使用します	
		PI:移動系付加ユーザ種別 2	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		PI:移動系付加ユーザ種別 1		
	3. 114	事業者情報転送	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	4.	I S D Nユーザ部信号とコード		
	4. 1	概説	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	表4-1	A C M	逆方向呼表示、オプション逆方向呼表 示、理由表示、料金区域情報、事業者 情報転送、オプションパラメータ終了 表示を使用します	
	表4-2	A N M	逆方向呼表示、アクセス転送、料金区 域情報、オプションパラメータ終了表 示を使用します	
	表4-3	C P G	イベント情報、理由表示、アクセス転 送、オプションパラメータ終了表示を 使用します	
	表4-4	C Q R	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
	表4-5	G R A	します	
	表4-12	I A M	接続特性表示、順方向呼表示、発ユー ザ種別、通信路要求表示、着番号、発 番号、アクセス転送、ユーザサービス 情報、料金区域情報、汎用番号、発信 者番号非通知理由、付加ユーザ種別、	

		事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-13	REL	理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-14	RLC	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
表4-18	SUS, RES	使用しません	
表4-19	BLO, BLA, RSC, UBL, UBA	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
表4-21	GRS, CQM		
表4-34	CHG	使用しません	

注1：CQMについては当社網→直接協定事業者網方向では0～29を使用します。

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきISUPパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：A0+C～K
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A0+C～K
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
契約者番号	順方向	＝	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	順方向	○	1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。

			(1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 1 付加ユーザ種別 1：移動通信(自動車・携帯電話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、 または 移動通信(航空機電話サービス) 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 2 付加ユーザ種別 2：移動通信(大容量方式)、または 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または 移動通信(PDC1.5GHz)、または 移動通信(N-STAR 衛星) ※ただし、本情報は設定されないことがあります。
料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード 料金区域情報：C Aコード
課金情報種別	逆方向	一	
課金情報	逆方向	一	
課金情報遅延	逆方向	一	
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	逆方向	一	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます 一：設定されません

オ 技術的条件集別表 5 に示す接続シーケンスの内、分類 5 で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	アナログ端末機器発信 → I S D N 端末機器着	3.1kHz オート	P T - A 2

	信			
2	I S D N 端末機器発信 → I S D N 端末機器着 信	音声、3.1kHz オートイコ	P T - A 4	
3	アナログ端末機器発信 (不完了)	3.1kHz オートイコ	P T - B 1	
4	I S D N 端末機器発信 (不完了)	音声、3.1kHz オートイコ	P T - B 2	
5	アナログ端末機器発信 (着側切断)	3.1kHz オートイコ	P T - I 1 (1)、 (2)、(4)	
6	I S D N 端末機器発信 (着側切断)	音声、3.1kHz オートイコ	P T - I 2 (1)、 (2)、(4)	
(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第1項(3)の規定を準用します。				
(4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第1項(4)の規定を準用します。				
4 削除				
5 分類7による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は、第2項(1)、(2)、(3)及び(4)のとおりとします。				
6 番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。				
(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第9条(接続方式)第4項(1)の規定を準用します。 ただし試験番号については本項(4)に規定します。				
(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。 ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、T T C 標準に準拠した No.7 信号方式を適用します。 イ M T P 仕様は、技術的条件集別表3に示すとおりとします。				

ウ I S U P仕様は、技術的条件集別表4をベースドキュメントとし、番号案内サービス接続機能への接続で設定する次の表で示す事項を含んだものとします。
なお、次の表の項番は、技術的条件集別表4のNTT-Q763に対応していますが、パラメータの項番（3. I S D Nユーザ部のパラメータに規定する項番とします。）の内で規定のない項番については、使用しないこととします。
ただし、当社網が直接協定事業者網から本 I S U P仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	項 目	仕 様	記事
1.	概要	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
1.0	本標準の範囲、参考文献、定義、略語		
1.0.1	本標準の範囲		
1.0.2	参考文献		
1.0.3	用語と定義		
1.0.4	略語		
1.0.5	コーディング原則の概要		
1.1	ルーチングラベル	C I C設定フィールドは13ビットとします	
1.2	回線番号		
1.3	メッセージ種別	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
1.4	フォーマッティングの原則		
1.5	固定長必須部		
1.6	可変長必須部		

1.7	オプション部		
1.8	オプションパラメータの終了表示オクテット		
1.9	送出順序		
1.10	予備ビットのコーディング		
1.11	国内用信号種別とパラメータ		
1.12	メッセージ種別コードとパラメータコードの割当		
1.13	「予備」コードと「留保」コードの意味		
2.	パラメータのコード		
2.1	メッセージ種別のコード	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
2.2	長さ表示のコーディング		
2.3	ポインタのコーディング		
3.	I S D Nユーザ部のパラメータ		
3.1	パラメータ名	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
3.3	アクセス転送	します	
3.5	逆方向呼表示		
	BA : 課金表示	ACMでは“00”を使用します ANMでは“01”を使用します	
	DC : 着ユーザ状態表示 (C L S)	ACMでは“00”を使用します ANMでは“01”を使用します	
	FE : 着ユーザ種別表示	“01”を使用します	
	HG : エンド・エンド法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	

		<u>I：相互接続表示</u>	<u>“0” を使用します</u>	
		<u>J：エンド・エンド情報表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>K：I SUP 1 リンク表示</u>	<u>“1” を使用します</u>	
		<u>L：保留表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>M：I SDN アクセス表示</u> <u>(I A I)</u>	<u>“0” を使用します</u>	
		<u>N：エコー制御装置表示</u>	<u>“0” を使用します</u>	
		<u>P0：S C C P 法表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
	<u>3. 9</u>	<u>着番号</u>		
		<u>a) 奇数／偶数表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>b) 番号種別表示</u>	<u>“1111110” を使用します</u>	
		<u>c) 網内番号表示 (I N N 表示)</u>	<u>“0” を使用します</u>	
		<u>d) 番号計画表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>e) アドレス情報</u>		
		<u>f) フィラー</u>		
	<u>3. 10</u>	<u>発番号</u>		
		<u>a) 奇数／偶数表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>b) 番号種別表示</u>	<u>“0000011” を使用します</u>	
		<u>c) 発番号不完全表示 (N I)</u>	<u>“0” を使用します</u>	
		<u>d) 番号計画表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u>	

			します	
		e) 表示識別	“00, 01” を使用します	
		f) 網検証識別	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		g) アドレス情報		
		h) フィラー		
3. 11		発ユーザ種別	“00001010, 00001011, 00001101, 00001111” を使用します	
3. 12		理由表示		
		a) 拡張表示	“1” を使用します	
		b) コーディング標準	“00” を使用します	
		c) 生成源	“0000, 0011, 0100, 0101, 1010” を 使用します	
		e) 理由種別	“0000001, 0000010, 0000011, 0000100 0000101, 0010000, 0010001, 0010010 0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0011011, 0011100, 0011101, 0011111 0100010, 0100110, 0101001, 0101010 0101011, 0101111, 0110010, 0110111 0111001, 0111010, 0111111, 1000001 1000101, 1000110, 1001111, 1010111 1011000, 1011011, 1011111, 1100001 1100011, 1101111, 1111111” を使用 します	
		f) 診断情報	“新しい相手先/着番号のコーディン グ, 属性識別のコーディング” を使 用します	

	3. 14	回線状態表示（国内用）	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
	3. 20	オプションパラメータ終了表示	します	
	3. 21	イベント情報		
		GA：イベント表示	“0000011” を使用します	
		H：イベント提示制限表示	“0” を使用します	
	3. 23	順方向呼表示	—	
		A：国内／国際呼表示	“0” を使用します	
		CB：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		D：相互接続表示		
		E：エンド・エンド情報表示		
		F：I S U P 1 リンク表示		
		HG：I S U P 1 リンク希望表示		
		I：I S D N アクセス表示		
		KJ：S C C P 法表示		
		L：予備		
		M-P：国内使用に留保		
	3. 26	汎用番号	—	
		a) 番号情報識別子	“00000110” を使用します	
		b) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		c) 番号種別表示		
		d) 番号不完全表示	“0” を使用します	
		e) 番号計画表示	“001” を使用します	
		f) 表示識別	“00, 01” を使用します	
		g) 網検証識別	“01, 11” を使用します	

		h) アドレス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		i) フィラー		
3. 35		接続特性表示		
		BA : 衛星回線表示	“00, 01” を使用します	
		DC : 導通試験表示	“00” を使用します	
		E : エコー制御装置表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		F-H : 予備		
3. 37		オプション逆方向呼表示		
		A : インバンド情報表示	“1” を使用します	
		B : 着信転送可能性表示	“0” を使用します	
		C-D : 予備	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		E-H : 国内使用に留保		
3. 43		範囲と状態		
		a) 範囲	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します 範囲コード : C Q R (0~31) G R A (1~11) G R S (1~11) C Q M (0~31)	注 1
		b) 状態	C Q R、G R S、C Q M は使用しま せん G R A は技術 的条件集別表 4 に示すとおりとしま	

		<u>す</u>	
3. 54	通信路要求表示	“00000000、00000011” を使用しま <u>す</u>	
3. 57	ユーザサービス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと <u>します</u>	
3. 103	料金区域情報		
	a) 奇数／偶数	技術的条件集別表 4 に示すとおりと <u>します</u>	
	b) 情報識別表示	“0000001” を使用します	
	c) 料金区域情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと <u>します</u>	
	d) フィラー		
3. 104	課金情報		
	a) 信号要素種別	技術的条件集別表 4 に示すとおりと <u>します</u>	
	b) 起動ID	“0000” を使用します	
	c) オペレーションクラス	技術的条件集別表 4 に示すとおりと <u>します</u>	
	d) オペレーション種別		
	e) 課金者識別		
	f) 料金収集方法		
	g) 料金／レート表示		
	h) 料金／レート情報		
3. 105	課金情報種別	“00000011” を使用します	
3. 110	発信者番号非通知理由		
	a) 拡張表示	“1” を使用します	

		<u>b) 発信者番号非通知理由</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
3. 112	<u>付加ユーザ種別</u>			
	<u>HA:付加ユーザ種別名</u>		<u>“11111100, 11111101” を使用します</u>	
	<u>PI:移動系付加ユーザ種別 2</u>		<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
	<u>PI:移動系付加ユーザ種別 1</u>			
3. 114	<u>事業者情報転送</u>		<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
4.	<u>I S D Nユーザ部信号とコード</u>			
4. 1	<u>概説</u>		<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
表4-1	<u>A C M</u>		<u>逆方向呼表示、オプション逆方向呼 表示、理由表示、料金区域情報、事 業者情報転送、オプションパラメー タ終了表示を使用します</u>	
表4-2	<u>A N M</u>		<u>逆方向呼表示、オプションパラメー タ終了表示を使用します</u>	
表4-3	<u>C P G</u>		<u>イベント情報、理由表示、オプショ ンパラメータ終了表示を使用します</u>	
表4-4	<u>C Q R</u>		<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
表4-5	<u>G R A</u>			
表4-12	<u>I A M</u>		<u>接続特性表示、順方向呼表示、発ユ ーザ種別、通信路要求表示、着番 号、発番号、アクセス転送、ユーザ サービス情報、料金区域情報、汎用 番号、発信者番号非通知理由、付加</u>	

			ユーザ種別、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-13	REL		理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-14	RLC		技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
表4-18	SUS, RES		使用しません	
表4-19	BLO, BLA, RSC, UBL, UBA		技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
表4-21	GRS, CQM			
表4-34	CHG		信号の向きが順方向の時は使用しません 信号の向きが逆方向の時は課金情報、課金情報種別を使用します	
注 1 : CQMについては当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。 エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべき I S U P パラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。 呼の方向：直接協定事業者網→当社網				
情報名	方向	適用	記事	
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、アドレス情報：1 0 4	
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A 0 + C ～ K	

料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード 料金区域情報：C Aコード
契約者番号	順方向	二	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	順方向	○	1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 1 付加ユーザ種別 1：移動通信(自動車・携帯電話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、 または 移動通信(航空機電話サービス) 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 2 付加ユーザ種別 2：移動通信(大容量方式)、または 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または 移動通信(PDC1.5GHz)、または 移動通信(N-STAR 衛星)、または 移動通信(cdmaOne800MHz) ※ただし、本情報は設定されないことがあります。
料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード 料金区域情報：C Aコード
課金情報種別	逆方向	●	1. 課金情報種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 課金情報種別：応用課金レート転送
課金情報	逆方向	●	1. 課金情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 信号要素種別：起動 オペレーションクラス：クラス 1 (報告なし) オペレーション種別：即時課金指示 課金者識別：発信者課金 料金収集方法：加入者請求ー正常 料金／レート表示：料金／レート情報なし
課金情報遅延	逆方向	二	

事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	逆方向	二	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません

オ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、番号案内サービス接続機能への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	アナログ端末機器発信	3.1kHz オートダイヤル	P T－J 1
2	I S D N 端末機器発信	音声、3.1kHz オートダイヤル	P T－J 2
3	アナログ端末機器発信 (不完了)	3.1kHz オートダイヤル	P T－B 1
4	I S D N 端末機器発信 (不完了)	音声、3.1kHz オートダイヤル	P T－B 2

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は次のとおりとします。

ア 当社網からANM（課金表示は非課金）を直接協定事業者網に返送します。

イ 本則の通信時間の測定等に規定する課金信号を送信した時点とは1電話番号を案内する毎にCHGを送信した時点とします。

ウ 1通話における最大案内回数は15回とします。

(4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第1項（4）の規定を準用します。

ただし、L P T機能を使用した64kbit/s 非制限呼の手動接続試験に関する規定を除きます。

7 災害時伝言ダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

1 7 1

網サービスの選択・制御(災害対策用連絡)に利用する番号

イ 直接協定事業者網から当社網へ転送される着信番号の有効受信桁数は3桁とします。

ただし試験番号については本項(4)に規定します。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、技術的条件集別表3に示すとおりとします。

ウ ISUP仕様は、技術的条件集別表4をベースドキュメントとし、災害時伝言ダイヤル接続機能への接続で設定する次の表で示す事項を含んだものとします。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表4のNTT-Q763に対応していますが、パラメータの項番(3. ISDNユーザ部のパラメータに規定する項番とします。)の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社網が直接協定事業者網から本ISUP仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	項目	仕様	記事
1.	概要	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
1.0	本標準の範囲、参考文献、定義		

	<u>略語</u>			
<u>1.0.1</u>	<u>本標準の範囲</u>			
<u>1.0.2</u>	<u>参考文献</u>			
<u>1.0.3</u>	<u>用語と定義</u>			
<u>1.0.4</u>	<u>略語</u>			
<u>1.0.5</u>	<u>コーディング原則の概要</u>			
<u>1.1</u>	<u>ルーチングラベル</u>			
<u>1.2</u>	<u>回線番号</u>	<u>C I C 設定フィールドは13ビットと します</u> <u>ただし第13ビット目は“0”保証と します</u>		
<u>1.3</u>	<u>メッセージ種別</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>		
<u>1.4</u>	<u>フォーマッティングの原則</u>			
<u>1.5</u>	<u>固定長必須部</u>			
<u>1.6</u>	<u>可変長必須部</u>			
<u>1.7</u>	<u>オプション部</u>			
<u>1.8</u>	<u>オプションパラメータの終了表 示 オクテット</u>			
<u>1.9</u>	<u>送出順序</u>			
<u>1.10</u>	<u>予備ビットのコーディング</u>			
<u>1.11</u>	<u>国内用信号種別とパラメータ</u>			
<u>1.12</u>	<u>メッセージ種別コードとパラメ ータコードの割当</u>			
<u>1.13</u>	<u>「予備」コードと「留保」コー</u>			

	<u>ドの意味</u>		
<u>2.</u>	<u>パラメータのコード</u>		
<u>2.1</u>	<u>メッセージ種別のコード</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
<u>2.2</u>	<u>長さ表示のコーディング</u>		
<u>2.3</u>	<u>ポインタのコーディング</u>		
<u>3.</u>	<u>I S D Nユーザ部のパラメータ</u>		
<u>3.1</u>	<u>パラメータ名</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
<u>3.3</u>	<u>アクセス転送</u>		
<u>3.5</u>	<u>逆方向呼表示</u>		
	<u>BA：課金表示</u>	“01, 10” を使用します	
	<u>DC：着ユーザ状態表示（C L S）</u>	A C Mでは “00” を使用します A N Mでは “ 01” を使用します	
	<u>FE：着ユーザ種別表示</u>	“01” を使用します	
	<u>HG：エンド・エンド法表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	<u>I：相互接続表示</u>	“0” を使用します	
	<u>J：エンド・エンド情報表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	<u>K：I S U P 1リンク表示</u>	“1” を使用します	
	<u>L：保留表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	<u>M：I S D Nアクセス表示 （I A I）</u>	“1” を使用します	
	<u>N：エコー制御装置表示</u>	“0” を使用します	

		<u>P0 : S C C P 法表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
3.9		<u>着番号</u>		
		<u>a) 奇数／偶数表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
		<u>b) 番号種別表示</u>	<u>“1111110” を使用します</u>	
		<u>c) 網内番号表示 (I N N 表示)</u>	<u>“0” を使用します</u>	
		<u>d) 番号計画表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
		<u>e) アドレス情報</u>		
		<u>f) フィラー</u>		
3.10		<u>発番号</u>		
		<u>a) 奇数／偶数表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
		<u>b) 番号種別表示</u>	<u>“0000011” を使用します</u>	
		<u>c) 発番号不完全表示 (N I)</u>	<u>“0” を使用します</u>	
		<u>d) 番号計画表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
		<u>e) 表示識別</u>	<u>“00, 01” を使用します</u>	
		<u>f) 網検証識別</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
		<u>g) アドレス情報</u>		
		<u>h) フィラー</u>		
3.11		<u>発ユーザ種別</u>	<u>“ 00001010 , 00001011 , 00001101 , 00001111 ” を使用します</u>	
3.12		<u>理由表示</u>		

		a) 拡張表示	“1” を使用します	
		b) コーディング標準	“00” を使用します	
		c) 生成源	“0000, 0011, 0100, 0101, 1010” を使用します	
		e) 理由種別	“0000001, 0000010, 0000011, 0000100 0000101, 0010000, 0010001, 0010010 0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0011011, 0011100, 0011101, 0011111 0100010, 0100110, 0101001, 0101010 0101011, 0101111, 0110010, 0110111 0111001, 0111010, 0111111, 1000001 1000101, 1000110, 1001111, 1010111 1011000, 1011011, 1011111, 1100001 1100011, 1101111, 1111111” を使用 します	
		f) 診断情報	“新しい相手先/着番号のコーディン グ, 属性識別のコーディング” を使 用します	
	3. 14	回線状態表示 (国内用)	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
	3. 20	オプションパラメータ終了表示	します	
	3. 21	イベント情報		
		GA : イベント表示	“0000011” を使用します	
		H : イベント提示制限表示	“0” を使用します	
	3. 23	順方向呼表示	—	
		A : 国内／国際呼表示	“0” を使用します	
		CB : エンド・エンド法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	

		D : 相互接続表示		
		E : エンド・エンド情報表示		
		F : I S U P 1 リンク表示		
		HG : I S U P 1 リンク希望表示	“00, 10” を使用します	
		I : I S D N アクセス表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		KJ : S C C P 法表示		
		L : 予備		
		M-P : 国内使用に留保		
	3. 26	汎用番号	—	
		a) 番号情報識別子	“00000110” を使用します	
		b) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		c) 番号種別表示	“0000011” を使用します	
		d) 番号不完全表示	“0” を使用します	
		e) 番号計画表示	“001” を使用します	
		f) 表示識別	“00, 01” を使用します	
		g) 網検証識別	“01, 11” を使用します	
		h) アドレス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		i) フィラー		
	3. 35	接続特性表示		
		BA : 衛星回線表示	“00, 01” を使用します	
		DC : 導通試験表示	“00” を使用します	
		E : エコー制御装置表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	

		F-H：予備		
3. 37		オプション逆方向呼表示		
		A：インバンド情報表示	“1” を使用します	
		B：着信転送可能性表示	“0” を使用します	
		C-D：予備	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		E-H：国内使用に留保		
3. 43		範囲と状態		
		a) 範囲	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します 範囲コード：____ C Q R (0～31) G R A (1～11) G R S (1～11) C Q M (0～31)	注 1
		b) 状態	C Q R、G R S、C Q Mは使用しま せん G R Aは技術 的条件集別表 4 に示すとおりとしま す	
3. 54		通信路要求表示	“00000000, 00000011” を使用します	
3. 57		ユーザサービス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3. 103		料金区域情報		
		a) 奇数／偶数	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		b) 情報識別表示	“0000001” を使用します	

		c) 料金区域情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		d) フィラー		
3. 110		発信者番号非通知理由		
		a) 拡張表示	“1” を使用します	
		b) 発信者番号非通知理由	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3. 112		付加ユーザ種別		
		HA: 付加ユーザ種別名	“11111100, 11111101” を使用します	
		PI: 移動系付加ユーザ種別 2	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		PI: 移動系付加ユーザ種別 1		
3. 114		事業者情報転送	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
4.		I S D N ユーザ部信号とコード		
4. 1		概説	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
表4-1		A C M	逆方向呼表示、オプション逆方向呼 表示、理由表示、料金区域情報、事 業者情報転送、オプションパラメー タ終了表示を使用します	
表4-2		A N M	逆方向呼表示、オプションパラメー タ終了表示を使用します	
表4-3		C P G	イベント情報、理由表示、オプショ ンパラメータ終了表示を使用します	
表4-4		C Q R	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	

表4-5	GRA	します	
表4-12	IAM	接続特性表示、順方向呼表示、発ユーザ種別、通信路要求表示、着番号、発番号、アクセス転送、ユーザサービス情報、料金区域情報、汎用番号、発信者番号非通知理由、付加ユーザ種別、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-13	REL	理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-14	RLC	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
表4-18	SUS, RES	使用しません	
表4-19	BLO, BLA, RSC, UBL, UBA	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
表4-21	GRS, CQM		
表4-34	CHG	使用しません	
注1：CQMについては当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。 エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべき ISUP パラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。 呼の方向：直接協定事業者網→当社網			
情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、アドレス情報：171

発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A0+C～K
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
契約者番号	順方向	—	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	順方向	○	1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別1 付加ユーザ種別1：移動通信(自動車・携帯電話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、 または 移動通信(航空機電話サービス) 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別2 付加ユーザ種別2：移動通信(大容量方式)、または 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または 移動通信(PDC1.5GHz)、または 移動通信(N-STAR 衛星)、または 移動通信(cdmaOne800MHz) ※ただし、本情報は設定されないことがあります。
料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード(BOX番号に対応するCA情報)
課金情報種別	逆方向	—	
課金情報	逆方向	—	
課金情報遅延	逆方向	—	
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	逆方向	—	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます —：設定されません

オ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、災害時伝言ダイヤル接続機能

への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

<u>項番</u>	<u>発信／着信端末機器種別</u>	<u>コネクションタイプ</u>	<u>シーケンスパターン</u>
<u>1</u>	<u>アナログ端末機器発信</u> <u>→ 音声蓄積装置着信</u>	<u>3.1kHz オートダイヤル</u>	<u>P T - C 2</u>
<u>2</u>	<u>I S D N 端末機器発信</u> <u>→ 音声蓄積装置着信</u>	<u>音声、3.1kHz オートダイヤル</u>	<u>P T - C 4</u>
<u>3</u>	<u>アナログ端末機器発信</u> <u>(不完了)</u>	<u>3.1kHz オートダイヤル</u>	<u>P T - D 1</u>
<u>4</u>	<u>I S D N 端末機器発信</u> <u>(不完了)</u>	<u>音声、3.1kHz オートダイヤル</u>	<u>P T - D 2</u>
<u>5</u>	<u>アナログ端末機器発信</u> <u>(着側切断)</u>	<u>3.1kHz オートダイヤル</u>	<u>P T - I 1 (4)</u>
<u>6</u>	<u>I S D N 端末機器発信</u> <u>(着側切断)</u>	<u>音声、3.1kHz オートダイヤル</u>	<u>P T - I 2 (4)</u>

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第1項(3)の規定を準用します。

(4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第1項(4)の規定を準用します。

8 フリーダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第32条(接続方式)第2項(1)の規定を準用します。

ただし、試験番号については本項(3)に規定します。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、技術的条件集別表3に示すとおりとします。

ウ ISUP仕様は、技術的条件集別表4をベースドキュメントとし、フリーダイヤル接続機能への接続で設定する次の表で示す事項を含んだものとします。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表4のNTT-Q763に対応していますが、パラメータの項番（3. ISDNユーザ部のパラメータに規定する項番とします。）の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社網が直接協定事業者網から本ISUP仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	項 目	仕 様	記事
1.	概要	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
1.0	本標準の範囲、参考文献、定義、略語		
1.0.1	本標準の範囲		
1.0.2	参考文献		
1.0.3	用語と定義		
1.0.4	略語		
1.0.5	コーディング原則の概要		
1.1	ルーチングラベル	CIC設定フィールドは13ビットとします	
1.2	回線番号		
1.3	メッセージ種別	技術的条件集別表4に示すとおりと	

		します	
1.4	<u>フォーマッティングの原則</u>		
1.5	<u>固定長必須部</u>		
1.6	<u>可変長必須部</u>		
1.7	<u>オプション部</u>		
1.8	<u>オプションパラメータの終了表示オクテット</u>		
1.9	<u>送出順序</u>		
1.10	<u>予備ビットのコーディング</u>		
1.11	<u>国内用信号種別とパラメータ</u>		
1.12	<u>メッセージ種別コードとパラメータコードの割当</u>		
1.13	<u>「予備」コードと「留保」コードの意味</u>		
2.	<u>パラメータのコード</u>		
2.1	<u>メッセージ種別のコード</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
2.2	<u>長さ表示のコーディング</u>		
2.3	<u>ポインタのコーディング</u>		
3.	<u>I S D Nユーザ部のパラメータ</u>		
3.1	<u>パラメータ名</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
3.3	<u>アクセス転送</u>	します	
3.5	<u>逆方向呼表示</u>		
	<u>BA : 課金表示</u>	“01, 10” を使用します	
	<u>DC : 着ユーザ状態表示 (C L S)</u>	“00, 01” を使用します	

		<u>FE：着ユーザ種別表示</u>	<u>“01”を使用します</u>	
		<u>HG：エンド・エンド法表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>I：相互接続表示</u>	<u>“0”を使用します</u>	
		<u>J：エンド・エンド情報表示</u>	<u>“0”を使用します</u>	
		<u>K：I S U P 1 リンク表示</u>	<u>“1”を使用します</u>	
		<u>L：保留表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>M：I S D N アクセス表示</u> <u>(I A I)</u>	<u>“0,1”を使用します</u>	
		<u>N：エコー制御装置表示</u>	<u>“0”を使用します</u>	
		<u>P0：S C C P 法表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
	<u>3.9</u>	<u>着番号</u>		
		<u>a) 奇数／偶数表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>b) 番号種別表示</u>	<u>“0000011”を使用します</u>	
		<u>c) 網内番号表示 (I N N 表示)</u>	<u>“0”を使用します</u>	
		<u>d) 番号計画表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>e) アドレス情報</u>		
		<u>f) フィラー</u>		
	<u>3.10</u>	<u>発番号</u>		
		<u>a) 奇数／偶数表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>b) 番号種別表示</u>	<u>“0000011”を使用します</u>	

		c) 発番号不完全表示 (N I)	“0” を使用します	
		d) 番号計画表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		e) 表示識別	“00, 01” を使用します	
		f) 網検証識別	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		g) アドレス情報		
		h) フィラー		
	3. 11	発ユーザ種別	“00001010, 00001011, 00001101, 00001111” を使用します	
	3. 12	理由表示		
		a) 拡張表示	“1” を使用します	
		b) コーディング標準	“00” を使用します	
		c) 生成源	“0000, 0011, 0100, 0101, 1010” を 使用します	
		e) 理由種別	“0000001, 0000010, 0000011, 0000100 0000101, 0010000, 0010001, 0010010 0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0011011, 0011100, 0011101, 0011111 0100010, 0100110, 0101001, 0101010 0101011, 0101111, 0110010, 0110111 0111001, 0111010, 0111111, 1000001 1000101, 1000110, 1001111, 1010111 1011000, 1011011, 1011111, 1100001 1100011, 1101111, 1111111” を使用 します	
		f) 診断情報	“新しい相手先/着番号のコーディン	

			グ、属性識別のコーディング、CCBS 表示のコーディング”を使用します	
3.14	回線状態表示（国内用）		技術的条件集別表4に示すとおりと	
3.20	オプションパラメータ終了表 示		します	
3.21	イベント情報			
	GA：イベント表示		“0000001, 0000010, 0000011”を使用 します	
	H：イベント提示制限表示		“0”を使用します	
3.23	順方向呼表示		—	
	A：国内／国際呼表示		“0”を使用します	
	CB：エンド・エンド法表示		技術的条件集別表4に示すとおりと します	
	D：相互接続表示			
	E：エンド・エンド情報表示			
	F：ISUP1リンク表示			
	HG：ISUP1リンク希望表示			
	I：ISDNアクセス表示			
	KJ：SCCP法表示			
	L：予備			
	M-P：国内使用に留保			
3.26	汎用番号		—	
	a) 番号情報識別子		“00000110”を使用します	
	b) 奇数／偶数表示		技術的条件集別表4に示すとおりと します	
	c) 番号種別表示		“0000011”を使用します	

		d) 番号不完全表示	“0” を使用します	
		e) 番号計画表示	“001” を使用します	
		f) 表示識別	“00, 01” を使用します	
		g) 網検証識別	“01, 11” を使用します	
		h) アドレス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		i) フィラー		
	3. 35	接続特性表示		
		BA : 衛星回線表示	“00, 01” を使用します	
		DC : 導通試験表示	“00” を使用します	
		E : エコー制御装置表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		F-H : 予備		
	3. 37	オプション逆方向呼表示		
		A : インバンド情報表示	“1” を使用します	
		B : 着信転送可能性表示	“0” を使用します	
		C-D : 予備	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		E-H : 国内使用に留保		
	3. 43	範囲と状態		
		a) 範囲	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します 範囲コード : C Q R (0～31) G R A (1～11) G R S (1～11)	注 1

		<u>CQM (0～31)</u>	
	b) 状態	<u>CQR、GRS、CQMは使用しません</u> <u>GRAは技術的条件集別表4に示すとおりとします</u>	
3. 52	<u>中断／再開表示</u>		
	A: <u>中断／再開表示</u>	<u>技術的条件集別表4に示すとおりと</u>	
	B-H: <u>予備</u>	<u>します</u>	
3. 54	<u>通信路要求表示</u>	<u>“00000000, 00000011”を使用します</u>	
3. 57	<u>ユーザサービス情報</u>	<u>技術的条件集別表4に示すとおりと</u> <u>します</u>	
3. 103	<u>料金区域情報</u>		
	a) <u>奇数／偶数</u>	<u>技術的条件集別表4に示すとおりと</u> <u>します</u>	
	b) <u>情報識別表示</u>	<u>“0000001”を使用します</u>	
	c) <u>料金区域情報</u>	<u>技術的条件集別表4に示すとおりと</u> <u>します</u>	
	d) <u>フィラー</u>		
3. 110	<u>発信者番号非通知理由</u>		
	a) <u>拡張表示</u>	<u>“1”を使用します</u>	
	b) <u>発信者番号非通知理由</u>	<u>技術的条件集別表4に示すとおりと</u> <u>します</u>	
3. 112	<u>付加ユーザ種別</u>		
	HA: <u>付加ユーザ種別名</u>	<u>“11111100, 11111101”を使用します</u>	

		<u>PI:移動系付加ユーザ種別 2</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u>	
		<u>PI:移動系付加ユーザ種別 1</u>	<u>します</u>	
<u>3.114</u>	<u>事業者情報転送</u>		<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
<u>4.</u>	<u>I S D N ユーザ部信号とコー</u> <u>ド</u>			
<u>4.1</u>	<u>概説</u>		<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
<u>表4-1</u>	<u>A C M</u>		<u>逆方向呼表示、オプション逆方向呼</u> <u>表示、理由表示、料金区域情報、事</u> <u>業者情報転送、オプションパラメー</u> <u>タ終了表示を使用します</u>	
<u>表4-2</u>	<u>A N M</u>		<u>逆方向呼表示、オプションパラメー</u> <u>タ終了表示を使用します</u>	
<u>表4-3</u>	<u>C P G</u>		<u>イベント情報、逆方向呼表示、理由</u> <u>表示、料金区域情報、事業者情報転</u> <u>送、オプションパラメータ終了表示</u> <u>を使用します</u>	
<u>表4-4</u>	<u>C Q R</u>		<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u>	
<u>表4-5</u>	<u>G R A</u>		<u>します</u>	
<u>表4-12</u>	<u>I A M</u>		<u>接続特性表示、順方向呼表示、発ユ</u> <u>ーザ種別、通信路要求表示、着番</u> <u>号、発番号、アクセス転送、ユーザ</u> <u>サービス情報、料金区域情報、汎用</u> <u>番号、発信者番号非通知理由、付加</u> <u>ユーザ種別、事業者情報転送、オブ</u> <u>ションパラメータ終了表示を使用し</u>	

		ます	
表4-13	REL	理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-14	RLC	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
表4-18	SUS, RES	信号の向きが順方向の時は使用しません 信号の向きが逆方向の時は技術的条件集別表4に示すとおりとします	
表4-19	BLO, BLA, RSC, UBL, UBA	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
表4-21	GRS, CQM		
表4-34	CHG	使用しません	
注1：CQMについては当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。 エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきISUPパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。 呼の方向：直接協定事業者網→当社網			
情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：120-DEFGHIJ
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A0+C～K
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード

			<u>料金区域情報：C Aコード</u>
契約者番号	順方向	二	
事業者情報転送	順方向	●	<u>別途協議とします。</u>
付加ユーザ種別	順方向	●	1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 <u>付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 1</u> <u>付加ユーザ種別 1：移動通信(自動車・携帯電話サービス)、または</u> <u>移動通信(船舶電話サービス)、または</u> <u>移動通信(航空機電話サービス)</u> <u>付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 2</u> <u>付加ユーザ種別 2：移動通信(大容量方式)、または</u> <u>移動通信(N/J-TACS)、または</u> <u>移動通信(PDC800MHz)、または</u> <u>移動通信(PDC1.5GHz)、または</u> <u>移動通信(N-STAR 衛星)、または</u> <u>移動通信(cdmaOne800MHz)</u>
料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 <u>情報識別表示：C Aコード</u> <u>料金区域情報：C Aコード</u>
課金情報種別	逆方向	二	
課金情報	逆方向	二	
課金情報遅延	逆方向	二	
事業者情報転送	逆方向	●	<u>別途協議とします。</u>
付加ユーザ種別	逆方向	二	
(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません			
<u>オ 技術的条件集別表 5 に示す接続シーケンスの内、フリーダイヤル接続機能への</u> <u>接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。</u> <u>ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末</u> <u>機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接</u> <u>続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。</u>			

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	アナログ端末機器発信 → アナログ端末機器着信	3.1kHz オートダイヤル	PT-A1 PT-C1
2	アナログ端末機器発信 → ISDN端末機器着信	3.1kHz オートダイヤル	PT-A2 PT-C2
3	ISDN端末機器発信 → アナログ端末機器着信	音声、3.1kHz オートダイヤル	PT-A3 PT-C3
4	ISDN端末機器発信 → ISDN端末機器着信	音声、3.1kHz オートダイヤル	PT-A4 PT-C4
5	アナログ端末機器発信 (不完了)	3.1kHz オートダイヤル	PT-B1
6	ISDN端末機器発信 (不完了)	音声、3.1kHz オートダイヤル	PT-B2
7	アナログ端末機器発信 (着側切断)	3.1kHz オートダイヤル	PT-I1 (1), (2), (4)
8	ISDN端末機器発信 (着側切断)	音声、3.1kHz オートダイヤル	PT-I2 (1), (2), (4)

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第1項(4)の規定を準用します。

(輻輳制御方式)

第 51 条 非常緊急通話の取り扱いについては次のとおりとします。

- (1) 本則の優先的に扱う通信の識別における優先信号とは I AM 信号上の「発ユーザ種別」に「優先発ユーザ」又は「公衆電話」を設定した信号をいいます。
当社が直接協定事業者網から送出された「発ユーザ種別」に基づき輻輳制御を行う場合は、制御率を当社網内に終始する呼と同等にします。直接協定事業者も当社網からの呼の制御を行う場合は、直接協定事業者網内に終始する呼と同等にします。
- (2) 当社網と直接協定事業者網間での災害時優先電話の疎通を確保するため、当社網は優先発ユーザ回線留保機能及び両方向回線留保機能を有し、制御を行うことができます。

2 回線留保機能による制御方法については次のとおりとします。

- (1) 回線群の両端でそれぞれ使用可能回線数（両方向トラヒックが多い時に両方向留保回線制御による回線使用の可否を判定するための値）、両方向留保回線数（片方向トラヒックが多いときに相手側のトラヒックのために留保する回線数）及び優先発ユーザ留保回線数（一般発ユーザトラヒックが多いときに優先発ユーザのトラヒックのために留保する回線数）を設定し、次の条件で回線捕捉を許可又は禁止します。

発ユーザ種別	回線捕捉の許可又は禁止	
ア 優先発ユーザ 公衆電話	回線捕捉時に空があれば捕捉を許可します	
イ ア欄以外	回線捕捉時に自局側呼による使用回線数が使用可能回線数以上のとき	空回線数が両方向留保回線数と優先発ユーザ留保回線数を加えた値より大きいとき、自局の回線捕捉を許可します
		空回線数が両方向留保回線数と優先発ユーザ留保回線数を加えた値以下のとき、自局の回線捕捉を禁止します

	回線捕捉時に自局側呼による使用回線数が使用可能回線数未満のとき	空回線数が優先発ユーザ留保回線数より大きいとき、自局の回線捕捉を許可します
		空回線数が優先発ユーザ留保回線数以下のとき、自局の回線捕捉を禁止します
(2) 直接協定事業者網は優先発ユーザ留保回線制御及び両方向留保回線制御を実施することの有無について、当社に通知することを要します。 (3) 優先発ユーザ留保回線数、両方向留保回線数及び使用可能回線数については当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。 (伝送装置間インタフェース仕様) 第 52 条 伝送装置間インタフェース仕様は技術的条件集別表 6 又は技術的条件集別表 6.1 に示すとおりとします。 (網同期クロックインタフェース仕様) 第 53 条 網同期クロックインタフェース仕様は第 29 条 (網同期クロックインタフェース仕様) の規定を準用します。 (その他接続に必要な事項) 第 54 条 通信回線、共通線信号リンクの新設・増減設単位及び共通線信号局番号、C I C、T G N の付与方法その他の接続に必要な事項のうち細目に渡るものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。 第 12 節 形態 4－4 削除 (略)		
第 12 節 形態 4－4 削除 (略)		

第 14 節 形態 4－6

(網構成)

第 66 条 当社網と直接協定事業者網間の回線網の構成は次のとおりとします。

- (1) I G S と G S との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。
- (2) 1 つの相互接続点の接続対象地域内に I G S が複数ある場合は、1 つの G S がその接続対象地域内にある全ての I G S と接続することを可能とし、1 つの相互接続点の接続対象地域内に G S が複数ある場合は、1 つの I G S がその接続対象地域内にある全ての G S と接続することを可能とします。

2 当社網と直接協定事業者網間の共通線信号網の構成は次のとおりとします。

- (1) 共通線信号網構成は、対応網構成もしくは準対応網構成とし、直接協定事業者は希望する網構成を本則の事前調査の申込みに規定する事前調査申込書に記載し当社に提出することを要します。
- (2) 共通線信号網構成は A、B 面の 2 面構成とし、A、B 両面にリンクの設定を行います。
- (3) 準対応網構成の場合については、信号網相互接続点単位に当社の関門機能を有する信号用中継交換機と直接協定事業者の信号用中継交換機又は G S の接続を行います。

(接続方式)

第 67 条 分類 1 から分類 9 による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は技術的条件集別表 15 又は技術的条件集別表 15.1 に示すとおりとします。

2 番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。

- (2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第 9 条（接続方式）第 4 項（1）の規定を準用します。
ただし試験番号については本項（4）に規定します。
- (2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。
ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、T T C 標準に準拠し

第 14 節 形態 4－6

削除

た No.7 信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、準対応網構成の場合については、技術的条件集別表3または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。また、対応網構成の場合については、技術的条件集別表3に示すとおりとします。

ウ ISUP仕様は、技術的条件集別表4をベースドキュメントとし、番号案内サービス接続機能への接続で設定する次の表で示す事項を含んだものとします。
なお、次の表の項番は、技術的条件集別表4のNTT-Q763に対応していますが、パラメータの項番（3. ISDNユーザ部のパラメータに規定する項番とします。）の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社網が直接協定事業者網から本ISUP仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	項 目	仕 様	記事
1.	概要	<u>技術的条件集別表4に示すとおりとします</u>	
1.0	本標準の範囲、参考文献、定義、略語		
1.0.1	本標準の範囲		
1.0.2	参考文献		
1.0.3	用語と定義		
1.0.4	略語		
1.0.5	コーディング原則の概要		
1.1	ルーチングラベル	<u>CIC設定フィールドは13ビットとします</u>	
1.2	回線番号		
1.3	メッセージ種別	<u>技術的条件集別表4に示すとおりと</u>	

		します	
1.4	<u>フォーマッティングの原則</u>		
1.5	<u>固定長必須部</u>		
1.6	<u>可変長必須部</u>		
1.7	<u>オプション部</u>		
1.8	<u>オプションパラメータの終了表示オクテット</u>		
1.9	<u>送出順序</u>		
1.10	<u>予備ビットのコーディング</u>		
1.11	<u>国内用信号種別とパラメータ</u>		
1.12	<u>メッセージ種別コードとパラメータコードの割り当て</u>		
1.13	<u>「予備」コードと「留保」コードの意味</u>		
2.	<u>パラメータのコード</u>		
2.1	<u>メッセージ種別のコード</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
2.2	<u>長さ表示のコーディング</u>		
2.3	<u>ポインタのコーディング</u>		
3.	<u>I S D N ユーザ部のパラメータ</u>		
3.1	<u>パラメータ名</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
3.3	<u>アクセス転送</u>	します	
3.5	<u>逆方向呼表示</u>		
	<u>BA : 課金表示</u>	ACM では “00” を使用します	
		ANM では “01” を使用します	
	<u>DC : 着ユーザ状態表示 (C L S)</u>	ACM では “00” を使用します	

			<u>ANMでは“01”を使用します</u>	
		<u>FE：着ユーザ種別表示</u>	<u>“01”を使用します</u>	
		<u>HG：エンド・エンド法表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>I：相互接続表示</u>	<u>“0”を使用します</u>	
		<u>J：エンド・エンド情報表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>K：ISUP1リンク表示</u>	<u>“1”を使用します</u>	
		<u>L：保留表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>M：ISDNアクセス表示</u> <u>(IAI)</u>	<u>“0”を使用します</u>	
		<u>N：エコー制御装置表示</u>	<u>“0”を使用します</u>	
		<u>P0：SCCP法表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
	<u>3.9</u>	<u>着番号</u>		
		<u>a) 奇数／偶数表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>b) 番号種別表示</u>	<u>“1111110”を使用します</u>	
		<u>c) 網内番号表示 (INN表示)</u>	<u>“0”を使用します</u>	
		<u>d) 番号計画表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>e) アドレス情報</u>		
		<u>f) フィラー</u>		
	<u>3.10</u>	<u>発番号</u>		

		a) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		b) 番号種別表示	“0000011” を使用します	
		c) 発番号不完全表示 (N I)	“0” を使用します	
		d) 番号計画表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		e) 表示識別	“00, 01” を使用します	
		f) 網検証識別	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		g) アドレス情報		
		h) フィラー		
	3.11	発ユーザ種別	“00001010, 00001011, 00001101, 00001111” を使用します	
	3.12	理由表示		
		a) 拡張表示	“1” を使用します	
		b) コーディング標準	“00” を使用します	
		c) 生成源	“0000, 0011, 0100, 0101, 1010” を 使用します	
		e) 理由種別		
			“0000001, 0000010, 0000011, 0000100 0000101, 0010000, 0010001, 0010010 0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0011011, 0011100, 0011101, 0011111 0100010, 0100110, 0101001, 0101010 0101011, 0101111, 0110010, 0110111 0111001, 0111010, 0111111, 1000001 1000101, 1000110, 1001111, 1010111 1011000, 1011011, 1011111, 1100001	

		1100011, 1100110, 1101111, 1111111” を使用します	
	f) 診断情報	“新しい相手先/着番号のコーディング, 属性識別のコーディング”を使用します	
3. 14	回線状態表示(国内用)	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
3. 20	オプションパラメータ終了表示	します	
3. 21	イベント情報		
	GA: イベント表示	“0000011”を使用します	
	H: イベント提示制限表示	“0”を使用します	
3. 23	順方向呼表示	—	
	A: 国内／国際呼表示	“0”を使用します	
	CB: エンド・エンド法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	D: 相互接続表示		
	E: エンド・エンド情報表示		
	F: I S U P 1 リンク表示		
	HG: I S U P 1 リンク希望表示		
	I: I S D N アクセス表示		
	KJ: S C C P 法表示		
	L: 予備		
	M-P: 国内使用に留保		
3. 26	汎用番号	—	
	a) 番号情報識別子	“00000110”を使用します	
	b) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	

		c) 番号種別表示	“0000011” を使用します	
		d) 番号不完全表示	“0” を使用します	
		e) 番号計画表示	“001” を使用します	
		f) 表示識別	“00, 01” を使用します	
		g) 網検証識別	“01, 11” を使用します	
		h) アドレス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		i) フィラー		
	3. 35	接続特性表示		
		BA : 衛星回線表示	“00, 01” を使用します	
		DC : 導通試験表示	“00” を使用します	
		E : エコー制御装置表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		F-H : 予備		
	3. 37	オプション逆方向呼表示		
		A : インバンド情報表示	“1” を使用します	
		B : 着信転送可能性表示	“0” を使用します	
		C : 簡易分割表示	“0” を使用します	
		D : 予備	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		E-H : 国内使用に留保		
	3. 38	オプション順方向呼表示		
		BA : 閉域接続呼表示	“00” を使用します	
		C : 簡易分割表示	“1” を使用します	
		D-G : 予備	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	

		<u>H：接続先番号要求表示</u>	<u>“0” を使用します</u>	
3. 43		<u>範囲と状態</u>		
	a) <u>範囲</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します <u>範囲コード：</u> C Q R (0～31) G R A (1～11) G R S (1～11) C Q M (0～31)	注 1	
	b) <u>状態</u>	C Q R、G R S、C Q M は使用しま せん G R A は技術的条件集別表 4 に示す とおりとします		
3. 54		<u>通信路要求表示</u>	<u>“00000000、00000011” を使用しま す</u>	
3. 57		<u>ユーザサービス情報</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3. 103		<u>料金区域情報</u>		
	a) <u>奇数／偶数</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
	b) <u>情報識別表示</u>	<u>“0000001” を使用します</u>		
	c) <u>料金区域情報</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
	d) <u>フィラー</u>			
3. 104		<u>課金情報</u>		
	a) <u>信号要素種別</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		

		b) 起動ID	“0000” を使用します	
		c) オペレーションクラス	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		d) オペレーション種別		
		e) 課金者識別		
		f) 料金収集方法		
		g) 料金/レート表示		
		h) 料金/レート情報		
3. 105		課金情報種別	“00000011” を使用します	
3. 110		発信者番号非通知理由		
		a) 拡張表示	“1” を使用します	
		b) 発信者番号非通知理由	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3. 112		付加ユーザ種別		
		HA：付加ユーザ種別名	“11111100, 11111101” を使用します	
		PI：移動系付加ユーザ種別 2	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		PI：移動系付加ユーザ種別 1		
3. 114		事業者情報転送	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
4.		I S D Nユーザ部信号とコード		
4. 1		概説	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
表4-1		ACM		
			逆方向呼表示、オプション逆方向呼 表示、理由表示、料金区域情報、事 業者情報転送、オプションパラメー タ終了表示を使用します	

表4-2	<u>A N M</u>	<u>逆方向呼表示、オプションパラメータ終了表示を使用します</u>	
表4-3	<u>C P G</u>	<u>イベント情報、理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します</u>	
表4-4	<u>C Q R</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u>	
表4-5	<u>G R A</u>	<u>します</u>	
表4-12	<u>I A M</u>	<u>接続特性表示、順方向呼表示、発ユーザ種別、通信路要求表示、着番号、発番号、オプション順方向呼表示、アクセス転送、ユーザサービス情報、料金区域情報、汎用番号、発信者番号非通知理由、付加ユーザ種別、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します</u>	
表4-13	<u>R E L</u>	<u>理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します</u>	
表4-14	<u>R L C</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u>	
表4-18	<u>S U S, R E S</u>	<u>使用しません</u>	
表4-19	<u>B L O, B L A, R S C, U B L, U B A</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u>	
表4-21	<u>G R S, C Q M</u>	<u>します</u>	
表4-29	<u>S G M</u>	<u>アクセス転送、汎用番号、オプションパラメータ終了表示を使用します</u>	<u>注 2</u>
表4-34	<u>C H G</u>	<u>信号の向きが順方向の時は使用しません</u> <u>信号の向きが逆方向の時は課金情</u>	

		報、課金情報種別を使用します	
注1：CQMについては当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。			
注2：分割元信号が IAM の場合、アクセス転送、汎用番号を使用します。ACM、ANM、CPG の場合は使用しません。			
エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべき I S U P パラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。			
呼の方向：直接協定事業者網→当社網			
情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、アドレス情報：1 0 4
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A～J (2) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A 0 + C～K (3) I P 電話 (050C～K) 端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：5 0 + C～K
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード 料金区域情報：C Aコード
契約者番号	順方向	二	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	順方向	○	1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 1 付加ユーザ種別 1：移動通信(自動車・携帯電話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、または 移動通信(航空機電話サービス)

			<u>ス)</u> <u>付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 2</u> <u>付加ユーザ種別 2：移動通信(大容量方式)、または</u> <u>移動通信(N/J-TACS)、または</u> <u>移動通信(PDC800MHz)、または</u> <u>移動通信(PDC1.5GHz)、または</u> <u>移動通信(N-STAR 衛星)、または</u> <u>移動通信(cdmaOne800MHz)、</u> <u>または</u> <u>移動通信(IMT-2000)</u> ※ただし、本情報は設定されないことがあります。
料金区域情報	逆方向	●	<u>1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。</u> <u>情報識別表示：C Aコード</u> <u>料金区域情報：C Aコード</u>
課金情報種別	逆方向	●	<u>2. 課金情報種別の設定条件は次のとおりとします。</u> <u>(1) 端末系、携帯・自動車電話系端末機器発信の場合</u> <u>課金情報種別：応用課金レート転送</u>
課金情報	逆方向	●	<u>1. 課金情報の設定条件は次のとおりとします。</u> <u>(1) 端末系、携帯・自動車電話系端末機器発信の場合</u> <u>信号要素種別：起動</u> <u>オペレーションクラス：クラス 1 (報告なし)</u> <u>オペレーション種別：即時課金指示</u> <u>課金者識別：発信者課金</u> <u>料金収集方法：加入者請求ー正常</u> <u>料金／レート表示：料金／レート情報なし</u>
課金情報遅延	逆方向	ー	
事業者情報転送	逆方向	●	<u>別途協議とします。</u>
付加ユーザ種別	逆方向	ー	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません

オ 技術的条件集別表 5 に示す接続シーケンスの内、番号案内サービス接続機能への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	アナログ端末機器発信	3.1kHz オートダイヤル	PT-J1
2	ISDN端末機器発信	音声、3.1kHz オートダイヤル	PT-J2
3	アナログ端末機器発信 (不完了)	3.1kHz オートダイヤル	PT-B1
4	ISDN端末機器発信 (不完了)	音声、3.1kHz オートダイヤル	PT-B2

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第 50 条（接続方式）第 6 項（3）の規定を準用します。

(4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第 1 項の規定を準用します。

ただし、LPT 機能を使用した 64kbit/s 非制限呼の手動接続試験に関する規定を除きます。

3 災害時伝言ダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第 50 条（接続方式）第 7 項（1）の規定を準用します。

ただし試験番号については本項（4）に規定します。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC 標準に準拠した No.7 信号方式を適用します。

イ MTP 仕様は、準対応網構成の場合については、技術的条件集別表 3 または技術的条件集別表 3.1 に示すとおりとします。また、対応網構成の場合については、技術的条件集別表 3 に示すとおりとします。

ウ ISUP 仕様は、技術的条件集別表 4 をベースドキュメントとし、災害時伝言ダイヤル接続機能への接続で設定する次の表で示す事項を含んだものとし

す。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表4のNTT-Q763に対応していますが、パラメータの項番（3. ISDNユーザ部のパラメータに規定する項番とします。）の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社網が直接協定事業者網から本ISUP仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	項 目	仕 様	記事
1.	概要	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
1.0	本標準の範囲、参考文献、定義、略語		
1.0.1	本標準の範囲		
1.0.2	参考文献		
1.0.3	用語と定義		
1.0.4	略語		
1.0.5	コーディング原則の概要		
1.1	ルーチングラベル		
1.2	回線番号	CIC設定フィールドは13ビットとします	
1.3	メッセージ種別	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
1.4	フォーマッティングの原則		
1.5	固定長必須部		
1.6	可変長必須部		

1.7	オプション部		
1.8	オプションパラメータの終了表示オクテット		
1.9	送出順序		
1.10	予備ビットのコーディング		
1.11	国内用信号種別とパラメータ		
1.12	メッセージ種別コードとパラメータコードの割当て		
1.13	「予備」コードと「留保」コードの意味		
2.	パラメータのコード		
2.1	メッセージ種別のコード	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
2.2	長さ表示のコーディング		
2.3	ポインタのコーディング		
3.	I S D Nユーザ部のパラメータ		
3.1	パラメータ名	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
3.3	アクセス転送	します	
3.5	逆方向呼表示		
	BA：課金表示	“01, 10” を使用します	
	DC：着ユーザ状態表示 (C L S)	A C Mでは “00” を使用します A N Mでは “ 01” を使用します	
	FE：着ユーザ種別表示	“01” を使用します	
	HG：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	I：相互接続表示	“0” を使用します	

		J: エンド・エンド情報表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		K: I S U P 1 リンク表示	“1” を使用します	
		L: 保留表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		M: I S D N アクセス表示 (I A I)	“1” を使用します	
		N: エコー制御装置表示	“0” を使用します	
		P0: S C C P 法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	3. 9	着番号		
		a) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		b) 番号種別表示	“1111110” を使用します	
		c) 網内番号表示 (I N N 表示)	“0” を使用します	
		d) 番号計画表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		e) アドレス情報		
		f) フィラー		
	3. 10	発番号		
		a) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		b) 番号種別表示	“0000011” を使用します	
		c) 発番号不完全表示 (N I)	“0” を使用します	
		d) 番号計画表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	

		e) 表示識別	“00, 01” を使用します	
		f) 網検証識別	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		g) アドレス情報		
		h) フィラー		
3. 11		発ユーザ種別	“00001010, 00001011, 00001101, 00001111” を使用します	
3. 12		理由表示		
		a) 拡張表示	“1” を使用します	
		b) コーディング標準	“00” を使用します	
		c) 生成源	“0000, 0011, 0100, 0101, 1010” を 使用します	
		e) 理由種別	“0000001, 0000010, 0000011, 0000100 0000101, 0010000, 0010001, 0010010 0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0011011, 0011100, 0011101, 0011111 0100010, 0100110, 0101001, 0101010 0101011, 0101111, 0110010, 0110111 0111001, 0111010, 0111111, 1000001 1000101, 1000110, 1001111, 1010111 1011000, 1011011, 1011111, 1100001 1100011, 1100110, 1101111, 1111111” を使用します	
		f) 診断情報	“新しい相手先/着番号のコーディン グ, 属性識別のコーディング” を使 用します	
3. 14		回線状態表示 (国内用)	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	

3. 20	オプションパラメータ終了表示	します	
3. 21	イベント情報		
	GA：イベント表示	“0000011” を使用します	
	H：イベント提示制限表示	“0” を使用します	
3. 23	順方向呼表示	—	
	A：国内／国際呼表示	“0” を使用します	
	CB：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	D：相互接続表示		
	E：エンド・エンド情報表示		
	F：I S U P 1 リンク表示		
	HG：I S U P 1 リンク希望表示		
	I：I S D N アクセス表示		
	KJ：S C C P 法表示		
	L：予備		
	M-P：国内使用に留保		
3. 26	汎用番号	—	
	a) 番号情報識別子	“00000110” を使用します	
	b) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	c) 番号種別表示	“0000011” を使用します	
	d) 番号不完全表示	“0” を使用します	
	e) 番号計画表示	“001” を使用します	
	f) 表示識別	“00, 01” を使用します	
	g) 網検証識別	“01, 11” を使用します	
	h) アドレス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	

			します	
		<u>i) フィラー</u>		
3. 35		<u>接続特性表示</u>		
		<u>BA：衛星回線表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>DC：導通試験表示</u>	<u>“00” を使用します</u>	
		<u>E：エコー制御装置表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>F-H：予備</u>		
3. 37		<u>オプション逆方向呼表示</u>		
		<u>A：インバンド情報表示</u>	<u>“1” を使用します</u>	
		<u>B：着信転送可能性表示</u>	<u>“0” を使用します</u>	
		<u>C：簡易分割表示</u>	<u>“0” を使用します</u>	
		<u>D：予備</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>E-H：国内使用に留保</u>		
3. 38		<u>オプション順方向呼表示</u>		
		<u>BA：閉域接続呼表示</u>	<u>“00” を使用します</u>	
		<u>C：簡易分割表示</u>	<u>“1” を使用します</u>	
		<u>D-G：予備</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>H：接続先番号要求表示</u>	<u>“0” を使用します</u>	
3. 43		<u>範囲と状態</u>		
		<u>a) 範囲</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	<u>注 1</u>
		<u>範囲コード：</u>		

		<u>CQR (0～31)</u> <u>GRA (1～11)</u> <u>GRS (1～11)</u> <u>CQM (0～31)</u>	
	b) 状態	<u>CQR、GRS、CQMは使用しま</u> <u>せん</u> <u>GRAは技術的条件集別表 4 に示す</u> <u>とおりとします</u>	
3. 54	通信路要求表示	“00000000, 00000011” を使用します	
3. 57	ユーザサービス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3. 103	料金区域情報		
	a) 奇数／偶数	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	b) 情報識別表示	“0000001” を使用します	
	c) 料金区域情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	d) フィラー		
3. 110	発信者番号非通知理由		
	a) 拡張表示	“1” を使用します	
	b) 発信者番号非通知理由	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3. 112	付加ユーザ種別		
	HA：付加ユーザ種別名	“11111100, 11111101” を使用します	
	PI：移動系付加ユーザ種別 2	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	PI：移動系付加ユーザ種別 1	します	

3. 114	事業者情報転送	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
4.	I S D N ユーザ部信号とコード		
4. 1	概説	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
表4-1	A C M	逆方向呼表示、オプション逆方向呼 表示、理由表示、料金区域情報、事 業者情報転送、オプションパラメー タ終了表示を使用します	
表4-2	A N M	逆方向呼表示、オプションパラメー タ終了表示を使用します	
表4-3	C P G	イベント情報、理由表示、オプショ ンパラメータ終了表示を使用します	
表4-4	C Q R	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
表4-5	G R A		
表4-12	I A M	接続特性表示、順方向呼表示、発ユ ーザ種別、通信路要求表示、着番 号、発番号、オプション順方向呼表 示、アクセス転送、ユーザサービス 情報、料金区域情報、汎用番号、発 信者番号非通知理由、付加ユーザ種 別、事業者情報転送、オプションパ ラメータ終了表示を使用します	
表4-13	R E L	理由表示、オプションパラメータ終 了表示を使用します	
表4-14	R L C	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	

表4-18	S U S, R E S	使用しません	
表4-19	B L O, B L A, R S C, U B L, U B A	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
表4-21	G R S, C Q M		
表4-29	S G M	アクセス転送、汎用番号、オプション パラメータ終了表示を使用します	注 2
表4-34	C H G	使用しません	

注 1：CQMについては当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。

注 2：分割元信号が IAM の場合、アクセス転送、汎用番号を使用します。ACM、ANM、CPG
の場合は使用しません。

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべき I S U P
パラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転
送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することと
します。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおり とします。 番号種別：網特有番号、アドレス情報：1 7 1
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおり とします。 (1) 携帯・自動車電話系、PHS 系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A 0 + C ～ K (2) 端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A ～ J (3) I P 電話 (050C ～ K) 端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：5 0 + C ～ K
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C A コード 料金区域情報：C A コード
契約者番号	順方向	二	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。

付加ユーザ種別	順方向	○	<u>1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。</u> <u>(1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合</u> <u>付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 1</u> <u>付加ユーザ種別 1：移動通信(自動車・携帯電話サ</u> <u>ービス)、または</u> <u>移動通信(船舶電話サービ</u> <u>ス)、または</u> <u>移動通信(航空機電話サービ</u> <u>ス)</u> <u>付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 2</u> <u>付加ユーザ種別 2：移動通信(大容量方式)、または</u> <u>移動通信(N/J-TACS)、または</u> <u>移動通信(PDC800MHz)、または</u> <u>移動通信(PDC1.5GHz)、または</u> <u>移動通信(N-STAR 衛星)、または</u> <u>移動通信(cdmaOne800MHz)、ま</u> <u>たは</u> <u>移動通信(IMT-2000)</u> <u>(2) P H S 系端末機器および端末系端末機器発信の場</u> <u>合、本情報は設定されません。</u>
料金区域情報	逆方向	●	<u>1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。</u> <u>情報識別表示：C Aコード</u> <u>料金区域情報：C Aコード(B O X 番号に対応する</u> <u>C A情報)</u>
課金情報種別	逆方向	—	
課金情報	逆方向	—	
課金情報遅延	逆方向	—	
事業者情報転送	逆方向	●	<u>別途協議とします。</u>
付加ユーザ種別	逆方向	—	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます —：設定されません

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	<u>1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおり</u> <u>とします。</u> <u>番号種別：網特有番号、アドレス情報：1 7 1</u>

発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 <u>(1) 携帯・自動車電話系、PHS系端末機器発信の場合</u> 番号種別：国内番号、アドレス情報：A 0 + C ~ K <u>(2) 端末系端末機器発信の場合</u> 番号種別：国内番号、アドレス情報：A ~ J <u>(3) I P 電話(050C ~ K) 端末機器発信の場合</u> 番号種別：国内番号、アドレス情報：5 0 + C ~ K
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C A コード 料金区域情報：C A コード
事業者情報 転送	順方向	●	別途協議とします。
料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C A コード 料金区域情報：C A コード
逆方向呼表示	逆方向	○	1. 課金表示の設定条件は次のとおりとします。 A C M では技術的条件集別表 4 に示すとおりとします。 A N M では、“10” を使用します。
課金情報種別	逆方向	二	
課金情報	逆方向	二	
事業者情報 転送	逆方向	●	別途協議とします。

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます 二：設定されません

オ 技術的条件集別表 5 に示す接続シーケンスの内、災害時伝言ダイヤル接続機能への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
---	-------------	-----------	-----------

番			
1	アナログ端末機器発信 → 音声蓄積装置着信	3.1kHz オートイ	PT-C2
2	ISDN 端末機器発信 → 音声蓄積装置着信	音声、3.1kHz オートイ	PT-C4
3	アナログ端末機器発信 (不完了)	3.1kHz オートイ	PT-D1
4	ISDN 端末機器発信 (不完了)	音声、3.1kHz オートイ	PT-D2
5	アナログ端末機器発信 (着側切断)	3.1kHz オートイ	PT-I1 (4)
6	ISDN 端末機器発信 (着側切断)	音声、3.1kHz オートイ	PT-I2 (4)
(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第 50 条（接続方式）第 1 項（3）の規定を準用します。 (4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第 1 項の規定を準用します。 4 他事業者アクセス短桁ダイヤル機能〔他事業者仮想私設網サービス〕に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。 ただし試験番号については本項（5）に規定します。 ア 当社網から直接協定事業者網へ接続する場合に使用する接続番号構成は次のとおりとします。 00XY + 43 + ×～× （×～×はNCC-VPN内線番号） 事業者識別番号 サービスコード			

イ 直接協定事業者網から当社網へ接続する場合に使用する接続番号構成は第 50 条（接続方式）第 1 項（1）および第 27 条（接続方式）第 2 項（1）（ただし、イ項のサービス制御呼に関わる接続先番号は除く）の規定を準用します。

ウ 事業者識別番号は事前登録情報に基づいて当社で付与します。

エ サービスコードの 1 桁目、2 桁目は事前登録情報に基づいて当社で付与します。

オ NCC-VPN 内線番号は 1 桁から 10 桁とし、1 桁目は 1 から 9 までの数字を使用します（ただし、1 桁目が 1 の場合は、NCC-VPN 内線番号は 3 桁固定とします（184/186 の場合は除きます））。NCC-VPN 内線番号の 2 桁目から 10 桁目は 0 から 9 までの数字を使用します。なお、110、111、119 の接続番号は当社網内で接続を終端します。なお、NCC-VPN サービスの付加サービスである NCC-VPN ホットラインサービス（NCC-VPN サービス契約者がオフフックを行った際に当社網から直接協定事業者網へ転送するサービス）の場合、もしくは、NCC-VPN ウォームラインサービス（NCC-VPN サービス契約者がオフフック後、1 桁目に「#」をダイヤルした際に当社網から直接協定事業者網へ転送するサービス）の場合には NCC-VPN 内線番号は設定されません。

カ NCC-VPN サービス契約者が 1 桁目に 0 をダイヤルした場合の接続方式は当社の電話サービス契約約款に規定されているものと同等とします。

キ NCC-VPN サービス契約者のダイヤル手順は次のとおりとします。

（ア）端末回線種別が一般電話であり、NCC-VPN 内線番号接続の場合は次のとおりとします。

（SDT）→NCC-VPN 内線番号

（SDT）→NCC-VPN 内線番号→#

（イ）端末回線種別が一般電話であり、NCC-VPN 一般番号接続の場合は次のとおりとします。

（SDT）→0→（DT）→00XY+0A～J

(S D T) → 0 → (D T) → 0 0 X Y + × ~ ×

(ウ) 端末回線種別が事業所集団電話であり、N C C - V P N内線番号接続の場合は次のとおりとします。

(P D T) → N C C - V P Nサービスの要求番号 → (S D T) → N C C - V P N内線番号

(P D T) → N C C - V P Nサービスの要求番号 → (S D T) → N C C - V P N内線番号 → #

(注) P D T : プライマリダイヤルトーン

(エ) 端末回線種別が事業所集団電話であり、N C C - V P N一般番号接続の場合は次のとおりとします。

(P D T) → N C C - V P Nサービスの要求番号 → (S D T) → 0 → (D T) → 0 0 X Y + 0 A ~ J

(P D T) → N C C - V P Nサービスの要求番号 → (S D T) → 0 → (D T) → 0 0 X Y + × ~ ×

ク N C C - V P N内線番号接続の場合のN C C - V P Nサービス契約者からの有効受信桁数は1桁（ただし最大桁数が0桁の場合を除きます）からN C C - V P Nサービス契約者として登録された最大受信桁数（1桁以上10桁以内の任意の桁数）とします。なお、登録された最大桁数以降は当社網側で無効数字と判定します。また、1桁目が1の場合は3桁固定とします（ただし、1 8 4 / 1 8 6の場合は除きます）。

ケ N C C - V P N内線番号接続の場合、当社網は次の時点で起動します。

(ア) N C C - V P Nサービス契約者として登録された最大受信桁数の番号を桁間タイミング内に受信した時点。

(イ) N C C - V P Nサービス契約者として登録された最大受信桁数未満の番号を受信し桁間タイミングオーバーとなった時点

(ウ) 終了符号の#を受信した時点。

(エ) 1桁目が1の場合は、3桁の番号を受信した時点（ただし、1 8 4 / 1 8

6 の場合は除きます)。

(オ) NCC-VPNサービス契約者のうちホットラインサービス契約者が、当社の交換機に対し、発信要求を行った時点。

なお、ホットラインサービスを除き、桁間タイミングは最小桁数まではパーマネットシグナルの桁間タイミングとします。

(2) サービスの提供条件は次のとおりとします。

ア 付加サービス等の接続条件はNCC-VPN内線番号による接続の場合を除き第3条の規定を準用します。NCC-VPN内線番号による接続の場合は当社の発信系の各種付加サービス等を利用できません。

イ 直接協定事業者網はNCC-VPNサービス契約者であるかどうかを判定し、NCC-VPNサービス契約者でないことが判明した場合は、当社網に対してトニーを送出することを要します。

ウ 直接協定事業者網はNCC-VPN内線番号によりNCC-VPNサービスに関わる県内通話（以下「リルーティング通話」といいます。）であるかNCC-VPNサービスに関わるリルーティング通話以外の通話（以下「県間通話」といいます。）であるかの判定を行い、リルーティング通話であると判明した場合は、RELに着番号等を設定し、当社網に対してリルーティング指示を行うことを要します。

ただし、RELの着番号で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

 0 + ABCDE + FGHJ
国内プレフィクス 市内局番+市外局番 加入者番号

エ NCC-VPNサービス契約者の登録ができるのは電話サービスの一般電話及び事業所集団電話の端末回線とします。

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、準対応網構成の場合については、技術的条件集別表3または技

術的条件集別表 3.1 に示すとおりとします。また、対応網構成の場合については、技術的条件集別表 3 に示すとおりとします。

ウ I S U P仕様は、技術的条件集別表 4 をベースドキュメントとし、N C C - V P Nサービスで設定する次の表に示す事項を含んだものとします。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表 4 の N T T - Q 7 6 3 に対応していますが、パラメータの項番（3. I S D Nユーザ部のパラメータに規定する項番とします。）の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社網が直接協定事業者網から本 I S U P仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

項番	項 目	仕 様	記事
1.	概要	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
1.0	本標準の範囲、参考文献、定義、略語		
1.0.1	本標準の範囲		
1.0.2	参考文献		
1.0.3	用語と定義		
1.0.4	略語		
1.0.5	コーディング原則の概要		
1.1	ルーチングラベル		
1.2	回線番号	C I C設定フィールドは13ビットとします	
1.3	メッセージ種別	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
1.4	フォーマッティングの原則		

1.5	固定長必須部		
1.6	可変長必須部		
1.7	オプション部		
1.8	オプションパラメータの終了 表示オクテット		
1.9	送出順序		
1.10	予備ビットのコーディング		
1.11	国内用信号種別とパラメータ		
1.12	メッセージ種別コードとパラ メータコードの割り当て		
1.13	「予備」コードと「留保」コード の意味		
2.	パラメータのコード		
2.1	メッセージ種別のコード	技術的条件集別表4に示すとおりとし ます	
2.2	長さ表示のコーディング		
2.3	ポインタのコーディング		
3.	I S D Nユーザ部のパラメー タ		
3.1	パラメータ名	技術的条件集別表4に示すとおりとし ます	
3.3	アクセス転送	技術的条件集別表4に示すとおりとし ます	注1
3.5	逆方向呼表示		
	BA：課金表示	A C Mでは技術的条件集別表4に示す とおりとします	

			ANMでは“01, 10”を使用します	
		DC: 着ユーザ状態表示 (CL S)	“00, 01”を使用します	
		FE: 着ユーザ種別表示	“01”を使用します	
		HG: エンド・エンド法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
		I: 相互接続表示		
		J: エンド・エンド情報表示		
		K: I S U P 1 リンク表示		
		L: 保留表示		
		M: I S D N アクセス表示 (I A I)		
		N: エコー制御装置表示		
		P0: S C C P 法表示		
	3. 9	着番号		
		a) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
		b) 番号種別表示	“0000011, 1111110”を使用します	
		c) 網内番号表示 (I N N 表示)	“0”を使用します	
		d) 番号計画表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
		e) アドレス情報		
		f) フィラー		
	3. 10	発番号		
		a) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
		b) 番号種別表示	“0000011”を使用します	

		c) 発番号不完全表示 (N I)	“0” を使用します	
		d) 番号計画表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
		e) 表示識別	“00, 01” を使用します	
		f) 網検証識別	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
		g) アドレス情報		
		h) フィラー		
3. 11		発ユーザ種別	“00001010, 00001101” を使用します	
3. 12		理由表示		
		a) 拡張表示	“1” を使用します	
		b) コーディング標準	“00” を使用します	
		c) 生成源	“0000, 0011, 0100, 0101, 1010” を使用します	
		e) 理由種別	“0000001, 0000010, 0000011, 0000100 0000101, 0010000, 0010001, 0010010 0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0011011, 0011100, 0011101, 0011111 0100010, 0100110, 0101001, 0101010 0101011, 0101111, 0110010, 0110111 0111001, 0111010, 0111111, 1000001 1000101, 1000110, 1001111, 1010111 1011000, 1011011, 1011111, 1100001 1100011, 1100110, 1101111, 1111111” を使用します	
		f) 診断情報	“新しい相手先/着番号のコーディン グ, 属性識別のコーディング, CCBS表示	

			のコーディング”を使用します	
3. 14	回線状態表示（国内用）		技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
3. 20	オプションパラメータ終了表示			
3. 21	イベント情報			
	GA：イベント表示		“0000001, 0000010, 0000011”を使用します	
	H：イベント提示制限表示		“0”を使用します	
3. 23	順方向呼表示		—	
	A：国内／国際呼表示		“0”を使用します	
	CB：エンド・エンド法表示		技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
	D：相互接続表示			
	E：エンド・エンド情報表示			
	F：I S U P 1 リンク表示			
	HG：I S U P 1 リンク希望表示		“10”を使用します	
	I：I S D N アクセス表示		“0”を使用します	
	KJ：S C C P 法表示		技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
	L：予備			
	M-P：国内使用に留保			
3. 26	汎用番号		—	
	a) 番号情報識別子		“00000110”を使用します	
	b) 奇数／偶数表示		技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	

		c) 番号種別表示	“0000011”を使用します	
		d) 番号不完全表示	“0”を使用します	
		e) 番号計画表示	“001”を使用します	
		f) 表示識別	“00, 01”を使用します	
		g) 網検証識別	“01, 11”を使用します	
		h) アドレス情報	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
		i) フィラー		
	3. 35	接続特性表示		
		BA：衛星回線表示	“00, 01”を使用します	
		DC：導通試験表示	“00”を使用します	
		E：エコー制御装置表示	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
		F-H：予備		
	3. 37	オプション逆方向呼表示		注2
		A：インバンド情報表示	“0, 1”を使用します	注3
		B：着信転送可能性表示	“0”を使用します	
		C：簡易分割表示	“0, 1”を使用します	注4
		D：予備	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
		E-H：国内使用に留保	ます	
	3. 38	オプション順方向呼表示		
		BA：閉域接続呼表示	“00”を使用します	
		C：簡易分割表示	“1”を使用します	
		D-G：予備	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
		H：接続先番号要求表示	“0”を使用します	

3. 43	範囲と状態		
	a) 範囲	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします 範囲コード： CQR (0～31) GRA (1～11) GRS (1～11) CQM (0～31)	注 5
	b) 状態	CQR、GRS、CQMは使用しません GRAは技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
3. 49	サービス活性化	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
3. 52	中断／再開表示		
	A：中断／再開表示	信号の向きが順方向の時は“0”を使用します 信号の向きが逆方向の時は技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
	B-H：予備	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
3. 54	通信路要求表示	“00000011”を使用します	
3. 57	ユーザサービス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
3. 60	ユーザ・ユーザ表示		
	A：種別	“1”を使用します	
	CB：サービス 1	“00”，“01”を使用します	
	ED：サービス 2	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	

		GF：サービス 3	ます	
		H：網廃棄表示	“1”を使用します	
3. 103		料金区域情報		
		a) 奇数／偶数	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
		b) 情報識別表示	“0000001”を使用します	
		c) 料金区域情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
		d) フィラー		
3. 110		発信者番号非通知理由		
		a) 拡張表示	“1”を使用します	
		b) 発信者番号非通知理由	“0000001, 0000010”を使用します	
3. 112		付加ユーザ種別		
		HA：付加ユーザ種別名	“11111100, 11111101”を使用します	
		PI：移動系付加ユーザ種別 2	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
		PI：移動系付加ユーザ種別 1	ます	
3. 114		事業者情報転送	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
4.		I S D N ユーザ部信号とコード		
4. 1		概説	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
表4-1		A C M	逆方向呼表示、オプション逆方向呼表示、理由表示、料金区域情報、ユーザ・ユーザ表示、アクセス転送、付加ユーザ	

		種別、オプションパラメータ終了表示 を使用します	
表4-2	<u>A N M</u>	逆方向呼表示、アクセス転送、オプション パラメータ終了表示を使用します	
表4-3	<u>C P G</u>	イベント情報、理由表示、アクセス転 送、付加ユーザ種別、オプションパラメ ータ終了表示を使用します	
表4-4	<u>C Q R</u>	技術的条件集別表4に示すとおりとし ます	
表4-5	<u>G R A</u>		
表4-12	<u>I A M</u>	接続特性表示、順方向呼表示、オプショ ン順方向呼表示、発ユーザ種別、通信路 要求表示、着番号、発番号、アクセス転 送、汎用番号、サービス活性化、料金区 域情報、発信者番号非通知理由、事業者 情報転送、オプションパラメータ終了 表示を使用します	
表4-13	<u>R E L</u>	技術的条件集別表4に示すとおりとし ます	
表4-14	<u>R L C</u>		
表4-18	<u>S U S, R E S</u>		
表4-19	<u>B L O, B L A, R S C, U B L, U B A</u>		
表4-21	<u>G R S, C Q M</u>		
表4-29	<u>S G M</u>	アクセス転送、汎用番号、オプションパ ラメータ終了表示を使用します	注6

表4-34	CHG	使用しません	
-------	-----	--------	--

注1：ACMでは当社端末機器着信時及び特定端末系事業者端末機器着信時はアクセス転送パラメータを使用しません。

注2：当社はCPG及びANMにオプション逆方向呼表示パラメータを設定する場合があります。

注3：ACM、CPGでは“0,1”を使用します。ANMでは“0”を使用します。

注4：ACM、CPGでは“0,1”を使用します。ANMでは“1”を使用します。

注5：CQMについては当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。

注6：分割元信号がIAMの場合、アクセス転送、汎用番号を使用します。ACM、ANM、CPGの場合は、アクセス転送を使用します。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	項 目	仕 様	記事
1.	概要	技術的条件集別表4に示すとおりと します	
1.1	ルーチングラベル		
1.2	回線番号	C I C 設定フィールドは13ビットと します	
1.3	メッセージ種別	技術的条件集別表4に示すとおりと します	
1.4	フォーマッティングの原則		
1.5	固定長必須部		
1.6	可変長必須部		
1.7	オプション部		
1.8	オプションパラメータの終了表示 オクテット		

1. 9	送出順序			
1. 10	予備ビットのコーディング			
1. 11	国内用信号種別とパラメータ			
1. 12	メッセージ種別コードとパラメータコードの割り当て			
1. 13	「予備」コードと「留保」コードの意味			
2.	パラメータのコード			
2. 1	メッセージ種別のコード	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
2. 2	長さ表示のコーディング			
2. 3	ポインタのコーディング			
3.	ISDN ユーザ部のパラメータ			
3. 1	パラメータ名	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
3. 3	アクセス転送	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	注 1	
3. 5	逆方向呼表示			
	BA : 課金表示	ACM では技術的条件集別表 4 に示 すとおりとしま す ANM では “01, 10” を使用します		
	DC : 着ユーザ状態表示 (CL S)	“00, 01” を使用します		
	FE : 着ユーザ種別表示	“01” を使用します		
	HG : エンド・エンド法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		

		I : 相互接続表示		
		J : エンド・エンド情報表示		
		K : I S U P 1 リンク表示		
		L : 保留表示		
		M : I S D N アクセス表示 (I A I)		
		N : エコー制御装置表示		
		P0 : S C C P 法表示		
	3. 9	着番号		
		a) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		b) 番号種別表示	“0000011” を使用します	
		c) 網内番号表示 (I N N 表示)	“0” を使用します	
		d) 番号計画表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		e) アドレス情報		
		f) フィラー		
	3. 10	発番号		
		a) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		b) 番号種別表示	“0000011” を使用します	
		c) 発番号不完全表示 (N I)	“0” を使用します	
		d) 番号計画表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		e) 表示識別	“00, 01” を使用します	
		f) 網検証識別	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	

			します	
		<u>g) アドレス情報</u>		
		<u>h) フィラー</u>		
3. 11	<u>発ユーザ種別</u>		“00001010, 00001101” を使用します	
3. 12	<u>理由表示</u>			
	<u>a) 拡張表示</u>		“1” を使用します	
	<u>b) コーディング標準</u>		“00” を使用します	
	<u>c) 生成源</u>		“0000, 0011, 0100, 0101, 1010” を 使用します	
	<u>e) 理由種別</u>		“0000001, 0000010, 0000011, 0000100 0000101, 0010000, 0010001, 0010010 0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0011011, 0011100, 0011101, 0011111 0100010, 0100110, 0101001, 0101010 0101011, 0101111, 0110010, 0110111 0111001, 0111010, 0111111, 1000001 1000101, 1000110, 1001111, 1010111 1011000, 1011011, 1011111, 1100001 1100011 , 1100110 , 1101111 , 1111111” を使用します	
	<u>f) 診断情報</u>		“新しい相手先/着番号のコーディン グ, 属性識別のコーディング, CCBS表 示のコーディング” を使用します	
3. 14	<u>回線状態表示 (国内用)</u>		技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3. 20	<u>オプションパラメータ終了表示</u>			

3. 21	イベント情報		
	GA：イベント表示	“0000001,0000010,0000011”を使用 します	
	H：イベント提示制限表示	“0”を使用します	
3. 23	順方向呼表示	—	
	A：国内／国際呼表示	“0”を使用します	
	CB：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表4に示すとおりと します	
	D：相互接続表示		
	E：エンド・エンド情報表示		
	F：ISUP1リンク表示		
	HG：ISUP1リンク希望表示		
	I：ISDNアクセス表示	“0”を使用します	
	KJ：SCCP法表示	技術的条件集別表4に示すとおりと します	
	L：予備		
	M-P：国内使用に留保		
3. 26	汎用番号	—	
	a) 番号情報識別子	“00000110”を使用します	
	b) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表4に示すとおりと します	
	c) 番号種別表示		
	d) 番号不完全表示	“0”を使用します	
	e) 番号計画表示	“001”を使用します	
	f) 表示識別	“00, 01”を使用します	
	g) 網検証識別	“01, 11”を使用します	

		h) アドレス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		i) フィラー		
3. 35	接続特性表示			
	BA : 衛星回線表示	“00, 01” を使用します		
	DC : 導通試験表示	“00” を使用します		
	E : エコー制御装置表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
	F-H : 予備			
3. 37	オプション逆方向呼表示			注 2
	A : インバンド情報表示	“0, 1” を使用します		注 3
	B : 着信転送可能性表示	“0” を使用します		
	C : 簡易分割表示	“0, 1” を使用します		注 4
	D : 予備	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
	E-H : 国内使用に留保			
3. 38	オプション順方向呼表示			
	BA : 閉域接続呼表示	“00” を使用します		
	C : 簡易分割表示	“1” を使用します		
	D-G : 予備	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
	H : 接続先番号要求表示	“0” を使用します		
3. 43	範囲と状態			
	a) 範囲	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します 範囲コード : C Q R (0~31)		注 5

			GRA (1～11)		
			GRS (1～11)		
			CQM (0～31)		
		b) 状態	CQR、GRS、CQMは使用しません GRAは技術的条件集別表4に示すとおりとします		
	3.46	転送先番号			
		a) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表4に示すとおりとします		
		b) 番号種別表示	“0000011”を使用します		
		c) 網内番号表示	“0”を使用します		
		d) 番号計画表示	“001”を使用します		
		e) アドレス情報	技術的条件集別表4に示すとおりとします		
		f) フィラー			
	3.49	サービス活性化	技術的条件集別表4に示すとおりとします		
	3.52	中断／再開表示			
		A：中断／再開表示	信号の向きが順方向の時は“0”を使用します 信号の向きが逆方向の時は技術的条件集別表4に示すとおりとします		
		B-H：予備	技術的条件集別表4に示すとおりとします		
	3.54	通信路要求表示	“00000011”を使用します		
	3.57	ユーザサービス情報	技術的条件集別表4に示すとおりと		

		します	
3. 60	ユーザ・ユーザ表示		
	A：種別	“1” を使用します	
	CB：サービス 1	“00”，“01” を使用します	
	ED：サービス 2	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
	GF：サービス 3	します	
	H：網廃棄表示	“1” を使用します	
3. 86	着ディレクトリ番号（国内用）		
	a) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
		します	
	b) 番号種別表示	“0000011” を使用します	
	c) 番号計画表示	“001” を使用します	
	d) 網内番号表示（INN表示）	“1” を使用します	
	e) アドレス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
		します	
	f) フィラー		
3. 96	リダイレクション能力(国内用)		
	CBA:リダイレクション可能表示	“001” を使用します	
	D-G：予備	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
		します	
	H：拡張表示	“1” を使用します	
3. 97	リダイレクション回数(国内用)		
	EDCBA：リダイレクション回数	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
		します	
	F-H：予備		

3. 99	<u>リダイレクション順方向情報</u> <u>(国内用)</u>		
	<u>a) 情報種別識別子</u>	“00000011”を使用します	
	<u>3. 99. 3 リダイレクション実行表示</u>		
	<u>a) 拡張表示</u>	“1”を使用します	
	<u>b) リダイレクション実行理由</u>	“1111110”を使用します	
	<u>c) 実行交換機リダイレクション</u> <u>可能表示</u>	“001”を使用します	
	<u>3. 100 リダイレクション逆方向情報</u> <u>(国内用)</u>		
	<u>a) 情報種別識別子</u>	“00000011”を使用します	
	<u>3. 100. 3 リダイレクション起動理由</u>		
	<u>a) 拡張表示</u>	“1”を使用します	
	<u>b) リダイレクション起動理由</u>	“1111110”を使用します	
	<u>3. 103 料金区域情報</u>		
	<u>a) 奇数／偶数</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	<u>b) 情報識別表示</u>	“0000001”を使用します	
	<u>c) 料金区域情報</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	<u>d) フィラー</u>		
3. 112	<u>付加ユーザ種別</u>		
	<u>HA：付加ユーザ種別名</u>	“11111100, 11111101”を使用します	
	<u>PI：移動系付加ユーザ種別 2</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	<u>PI：移動系付加ユーザ種別 1</u>	します	

	3. 110	発信者番号非通知理由		
		a) 拡張表示	“1” を使用します	
		b) 発信者番号非通知理由	“0000001, 0000010” を使用します	
	3. 114	事業者情報転送	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	4.	I S D N ユーザ部信号とコード		
	4. 1	概説	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	表4-1	A C M	逆方向呼表示、オプション逆方向呼表示、理由表示、料金区域情報、ユーザ・ユーザ表示、アクセス転送、付加ユーザ種別、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
	表4-2	A N M	逆方向呼表示、アクセス転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
	表4-3	C P G	イベント情報、理由表示、アクセス転送、付加ユーザ種別、オプションパラメータ終了表示を使用します	
	表4-4	C Q R	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	表4-5	G R A		
	表4-12	I A M	接続特性表示、順方向呼表示、オプション順方向呼表示、発ユーザ種別、通信路要求表示、着番号、発番号、アクセス転送、汎用番号、料金区域情報、サービス活性化、発信者番号非通知理	

		由、事業者情報転送、着ディレクトリ番号（国内用）、リダイレクション能力（国内用）、リダイレクション回数（国内用）、リダイレクション順方向情報（国内用）、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-13	REL	理由表示、転送先番号、リダイレクション逆方向情報、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-14	RLC	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
表4-18	SUS, RES		
表4-19	BLO, BLA, RSC, UBL, UBA		
表4-21	GRS, CQM		
表4-29	SGM	アクセス転送、汎用番号、オプションパラメータ終了表示を使用します	注6
表4-34	CHG	使用しません	
注1：ACMでは当社端末機器着信時はアクセス転送パラメータを使用しません。 注2：当社はCPG及びANMにオプション逆方向呼表示パラメータを設定する場合があります。 注3：ACM、CPGでは“0,1”を使用します。ANMでは“0”を使用します。 注4：ACM、CPGでは“0,1”を使用します。ANMでは“1”を使用します。 注5：CQMについては当社網→直接協定事業者網方向では0～29を使用します。 注6：分割元信号がIAMの場合、アクセス転送、汎用番号を使用します。ACM、ANM、CPGの場合は、アクセス転送を使用します。 エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきISUP			

パラメータのみ記述します。) は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の經由事業者情報の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有、アドレス情報：00XY+43+内線番号
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 当社端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A～J
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
契約者番号	順方向	二	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	順方向	○	1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別1 付加ユーザ種別1：移動通信(自動車・携帯電話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、または 移動通信(航空機電話サービス) 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別2 付加ユーザ種別2：移動通信(大容量方式)、または 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または

			移動通信(PDC1.5GHz)、または 移動通信(N-STAR 衛星)、 または 移動通信(cdmaOne800MHz)、 または 移動通信(IMT-2000) ※ただし、本情報は設定されないことがあります。
料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード 料金区域情報：C Aコード
課金情報種別	逆方向	—	
課金情報	逆方向	—	
課金情報遅延	逆方向	—	
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	逆方向	—	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます —：設定されません
呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 当社端末機器発信及び特定端末系事業者端末機器着信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A～J (2) 携帯・自動車電話系端末機器着信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A 0 + C ～K
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 当社端末機器発信及び特定端末系事業者端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A～J
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード

			<u>料金区域情報：C Aコード</u>
契約者番号	順方向	二	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	順方向	○	1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 1 付加ユーザ種別 1：移動通信(自動車・携帯電話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、または 移動通信(航空機電話サービス) 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 2 付加ユーザ種別 2：移動通信(大容量方式)、または 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または 移動通信(PDC1.5GHz)、または 移動通信(N-STAR 衛星)、または 移動通信(cdmaOne800MHz)、または 移動通信(IMT-2000) ※ただし、本情報は設定されないことがあります。
料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード 料金区域情報：C Aコード
課金情報種別	逆方向	二	
課金情報	逆方向	二	
課金情報遅延	逆方向	二	
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。

付加ユーザ種別	逆方向	二
---------	-----	---

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません

オ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスのうち、NCC-VPNに関わる当社出接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

また、当社入接続で規定する接続シーケンスは、第2項(2)オの規定を準用します。

ただし、接続シーケンスは当社網と直接協定事業者網間及び発端末回線と当社網間を規定するものとし、着端末回線と直接協定事業者網間については、接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

項番	発信／着信端末回線種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	県間通話、内線番号発信 NCC-VPN 端末機器発信 → アナログ端末機器着信	3.1kHzオディ	PT-L1
2	県間通話、内線番号発信 NCC-VPN 端末機器発信 → ISDN端末機器着信	3.1kHzオディ	PT-L2
3	県間通話、ホットライン 発信 NCC-VPN 端末機器発信 → アナログ端末機器着信	3.1kHzオディ	PT-L3
4	県間通話、ホットライン 発信 NCC-VPN 端末機器発信 → ISDN端末機器着信	3.1kHzオディ	PT-L4
5	県間通話、ウォームライ	3.1kHzオディ	PT-L5

	ン発信 NCC-VPN 端末機器発信 → アナログ端末機器着信			
6	県間通話、ウォームライ ン発信 NCC-VPN 端末機器発信 → I S D N端末機器着信	3.1 k H z オ デ ィ オ	P T - L 6	
7	リルーティング通話、内 線番号発信 NCC-VPN 端末機器発信 → アナログ端末機器着信	3.1 k H z オ デ ィ オ	P T - L 7	
8	リルーティング通話、内 線番号発信 NCC-VPN 端末機器発信 → I S D N端末機器着信	3.1 k H z オ デ ィ オ	P T - L 8	
9	リルーティング通話、ホ ットライン発信 NCC-VPN 端末機器発信 → アナログ端末機器着信	3.1 k H z オ デ ィ オ	P T - L 9	
1 0	リルーティング通話、ホ ットライン発信 NCC-VPN 端末機器発信 → I S D N端末機器着信	3.1 k H z オ デ ィ オ	P T - L 10	
1 1	リルーティング通話、ウ ォームライン発信 NCC-VPN 端末機器発信 → アナログ端末機器着信	3.1 k H z オ デ ィ オ	P T - L 11	

1	リルーティング通話、ウ	3.1kHzオーディオ	PT-L12
2	オームライン発信		
	NCC-VPN 端末機器発信 →		
	ISDN端末機器着信		
1	NCC-VPN 端末機器発信 →	3.1kHzオーディオ	PT-B1
3	アナログ端末機器着信		
	(不完了)		

(4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第1項（3）の規定を準用します。

(5) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で実施する試験は次のとおりとします。

(ア) 直接協定事業者はGSにトーキトランク（以下「TKT」といいます。）機能（強制切断無し）を有することを要し、当社はその機能を使用して手動接続試験を実施します。接続シーケンスは技術的条件集別表5のPT-K14ととおりとします。

(イ) 当社はリルーティング要求の内容を確認するリルーティング試験を実施します。接続シーケンスは技術的条件集別表5のPT-K15のとおりとします。

(ウ) 当社網と直接協定事業者網間における試験の内容は次のとおりとします。

試験目的	試験種別	接続先	試験番号構成	課金条件 (注1)	強制切断の有無
当社網からGSへの接続確認 (注3)	手動接続試験	GSのTKT	00XY+4 3+190	非課金	無
当社網からGSへの接続確認	リルーティング試験	直接協定事業者網	00XY+4 3+NCC-	非課金	無

認			V P N内線番 号 (注2)			

識別番号の 1 桁目の 0 を除いた 6 桁とします。また、D コードは 0 から 8 までの数字を使用します。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC 標準に準拠した No.7 信号方式を適用します。

イ MTP 仕様は、準対応網構成の場合については、技術的条件集別表 3 または技術的条件集別表 3.1 に示すとおりとします。また、対応網構成の場合については、技術的条件集別表 3 に示すとおりとします。

ウ ISUP 仕様は、技術的条件集別表 4 をベースドキュメントとし、フリーダイヤル接続機能への接続で設定する次の表に示す事項を含んだものとします。ただし、当社網は移転元事業者網への番号ポータビリティ接続機能に接続する直接協定事業者網がリダイレクション機能を実行しない場合には、第 6 7 条第 8 項の ISUP 仕様に規定された信号を直接協定事業者網に対し送信する場合があります。また、直接協定事業者は、移転元事業者網への番号ポータビリティ接続機能への接続において直接協定事業者網がリダイレクション機能を実行する場合には、その旨を当社に通知することを要します。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表 4 の NTT-Q 7 6 3 に対応していますが、パラメータの項番 (3. ISDN ユーザ部のパラメータに規定する項番とします。) の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社網が直接協定事業者網から本 ISUP 仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	項 目	仕 様	記事
1.	概要	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
1.0	本標準の範囲、参考文献、定義、		

	<u>略語</u>			
<u>1.0.1</u>	<u>本標準の範囲</u>			
<u>1.0.2</u>	<u>参考文献</u>			
<u>1.0.3</u>	<u>用語と定義</u>			
<u>1.0.4</u>	<u>略語</u>			
<u>1.0.5</u>	<u>コーディング原則の概要</u>			
<u>1.1</u>	<u>ルーチングラベル</u>			
<u>1.2</u>	<u>回線番号</u>	<u>C I C 設定フィールドは13ビットと します</u>		
<u>1.3</u>	<u>メッセージ種別</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>		
<u>1.4</u>	<u>フォーマッティングの原則</u>			
<u>1.5</u>	<u>固定長必須部</u>			
<u>1.6</u>	<u>可変長必須部</u>			
<u>1.7</u>	<u>オプション部</u>			
<u>1.8</u>	<u>オプションパラメータの終了表 示オクテット</u>			
<u>1.9</u>	<u>送出順序</u>			
<u>1.10</u>	<u>予備ビットのコーディング</u>			
<u>1.11</u>	<u>国内用信号種別とパラメータ</u>			
<u>1.12</u>	<u>メッセージ種別コードとパラメ ータコードの割当て</u>			
<u>1.13</u>	<u>「予備」コードと「留保」コードの 意味</u>			
<u>2.</u>	<u>パラメータのコード</u>			
<u>2.1</u>	<u>メッセージ種別のコード</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u>		

		します		
2.2	<u>長さ表示のコーディング</u>			
2.3	<u>ポインタのコーディング</u>			
3.	<u>I S D Nユーザ部のパラメータ</u>			
3.1	<u>パラメータ名</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
3.3	<u>アクセス転送</u>			
3.5	<u>逆方向呼表示</u>			
	<u>BA：課金表示</u>	“01” を使用します		
	<u>DC：着ユーザ状態表示（C L S）</u>	“00, 01” を使用します		
	<u>FE：着ユーザ種別表示</u>	“01” を使用します		
	<u>HG：エンド・エンド法表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
	<u>I：相互接続表示</u>	“0” を使用します		
	<u>J：エンド・エンド情報表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
	<u>K：I S U P 1 リンク表示</u>	“1” を使用します		
	<u>L：保留表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
	<u>M：I S D Nアクセス表示（I A I）</u>			
	<u>N：エコー制御装置表示</u>	“0” を使用します		
	<u>P0：S C C P法表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
3.9	<u>着番号</u>			
	<u>a) 奇数／偶数表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと		

			します	
		b) 番号種別表示	“0000011, 0000110” を使用します	
		c) 網内番号表示 (INN 表示)	“0” を使用します	
		d) 番号計画表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		e) アドレス情報		
		f) フィラー		
3. 10		発番号		
		a) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		b) 番号種別表示	“0000011” を使用します	
		c) 発番号不完全表示 (NI)	“0” を使用します	
		d) 番号計画表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		e) 表示識別	“00, 01” を使用します	
		f) 網検証識別	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		g) アドレス情報		
		h) フィラー		
3. 11		発ユーザ種別	“00001010, 00001011, 00001101, 00001111” を使用します	
3. 12		理由表示		
		a) 拡張表示	“1” を使用します	
		b) コーディング標準	“00” を使用します	
		c) 生成源	“0000, 0011, 0100, 0101, 1010” を 使用します	

		e)理由種別	“0000001, 0000010, 0000011, 0000100 0000101, 0010000, 0010001, 0010010 0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0010111, 0011011, 0011100, 0011101 0011111, 0100010, 0100110, 0101001 0101010, 0101011, 0101111, 0110010 0110111, 0111001, 0111010, 0111111 1000001, 1000101, 1000110, 1001111 1010111, 1011000, 1011011, 1011111 1100001, 1100011, 1100110, 1101111 1111111” を使用します		
		f)診断情報	“新しい相手先/着番号のコーディン グ, 属性識別のコーディング, CCBS 表示のコーディング” を使用します		
3. 14		回線状態表示（国内用）	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
3. 20		オプションパラメータ終了表示			
3. 21		イベント情報			
		GA：イベント表示	“0000001, 0000010, 0000011” を使用 します		
		H：イベント提示制限表示	“0” を使用します		
3. 23		順方向呼表示	-		
		A：国内／国際呼表示	“0” を使用します		
		CB：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
		D：相互接続表示			

		E : エンド・エンド情報表示		
		F : I S U P 1 リンク表示		
		HG : I S U P 1 リンク希望表示		
		I : I S D N アクセス表示		
		KJ : S C C P 法表示		
		L : 予備		
		M-P : 国内使用に留保		
3. 26	汎用番号			
	a) 番号情報識別子	“00000110” を使用します		
	b) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
	c) 番号種別表示	“0000011” を使用します		
	d) 番号不完全表示	“0” を使用します		
	e) 番号計画表示	“001” を使用します		
	f) 表示識別	“00, 01” を使用します		
	g) 網検証識別	“01, 11” を使用します		
	h) アドレス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
	i) フィラー			
3. 35	接続特性表示			
	BA : 衛星回線表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
	DC : 導通試験表示	“00” を使用します		
	E : エコー制御装置表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
	F-H : 予備			

3. 37	オプション逆方向呼表示		
	A：インバンド情報表示	“1” を使用します	
	B：着信転送可能性表示	“0” を使用します	
	C：簡易分割表示	“0” を使用します	
	D：予備	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	E-H：国内使用に留保		
3. 38	オプション順方向呼表示		
	BA：閉域接続呼表示	“00” を使用します	
	C：簡易分割表示	“1” を使用します	
	D-G：予備	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	H：接続先番号要求表示	“0” を使用します	
3. 43	範囲と状態		
	a) 範囲	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します 範囲コード： CQR (0～31) GRA (1～11) GRS (1～11) CQM (0～31)	注 1
	b) 状態	CQR、GRS、CQMは使用しま せん GRAは技術的条件集別表 4 に示す とおりとします	
3. 46	転送先番号		

		a) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		b) 番号種別表示	“0000110” を使用します	
		c) 網内番号表示	“0” を使用します	
		d) 番号計画表示	“001” を使用します	
		e) アドレス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		f) フィラー		
3. 52		中断／再開表示		
		A：中断／再開表示	信号の向きが順方向の時は“0”を使 用します 信号の向きが逆方向の時は技術的条 件集別表 4 に示すとおりとします	
		B-H：予備	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3. 54		通信路要求表示	“00000000, 00000010, 00000011”を 使用します	
3. 57		ユーザサービス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3. 73		着 I N 番号		
		a) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		b) 番号種別表示	“0000011” を使用します	
		c) 番号計画表示	“001” を使用します	
		d) 表示識別	“01” を使用します	
		e) アドレス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	

			します	
		<u>f) フィラー</u>		
3. 103		料金区域情報		
		a) 奇数／偶数	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		b) 情報識別表示	“0000001” を使用します	
		c) 料金区域情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		d) フィラー		
3. 110		発信者番号非通知理由		
		a) 拡張表示	“1” を使用します	
		b) 発信者番号非通知理由	“0000001, 0000010” を使用します	
3. 112		付加ユーザ種別		
		HA：付加ユーザ種別名	“11111100, 11111101” を使用します	
		PI：移動系付加ユーザ種別 2	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		PI：移動系付加ユーザ種別 1		
3. 114		事業者情報転送	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3. 99		リダイレクション順方向情報 (国内用)		
		a) 情報種別識別子	“00000011” を使用します	
3. 99. 3		リダイレクション実行表示		
		a) 拡張表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		b) リダイレクション実行理由	“0000001” を使用します	

	c) 実行交換機リダイレクション 可能表示	“001” を使用します	
3. 100	リダイレクション逆方向情報 (国内用)		
	a) 情報種別値	“00000011” を使用します	
3. 100.	リダイレクション起動理由		
	a) 拡張表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	b) リダイレクション起動理由	“0000001” を使用します	
3. 96	リダイレクション能力(国内用)	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3. 97	リダイレクション回数(国内用)	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
4.	I S D N ユーザ部信号とコード		
4. 1	概説	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
表4-1	A C M	逆方向呼表示、オプション逆方向呼 表示、理由表示、料金区域情報、事 業者情報転送、オプションパラメー タ終了表示を使用します	
表4-2	A N M	逆方向呼表示、オプションパラメータ 終了表示を使用します	
表4-3	C P G	イベント情報、理由表示、逆方向呼表 示、料金区域情報、事業者情報転送、 オプションパラメータ終了表示を使 用します	

表4-4	<u>CQR</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
表4-5	<u>GRA</u>		
表4-12	<u>IAM</u>	接続特性表示、順方向呼表示、発ユーザ種別、通信路要求表示、着番号、発番号、オプション順方向呼表示、アクセス転送、ユーザサービス情報、料金区域情報、汎用番号、発信者番号非通知理由、付加ユーザ種別、着IN番号、事業者情報転送、リダイレクション順方向情報（国内用）、リダイレクション能力（国内用）、リダイレクション回数（国内用）、オプションパラメータ終了表示を使用します	注 2
表4-13	<u>REL</u>	理由表示、転送先番号、着IN番号、事業者情報転送、リダイレクション逆方向情報（国内用）、オプションパラメータ終了表示を使用します	注 3
表4-14	<u>RLC</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
表4-18	<u>SUS, RES</u>		
表4-19	<u>BLO, BLA, RSC, UBL, UBA</u>		
表4-21	<u>GRS, CQM</u>		
表4-29	<u>SGM</u>	アクセス転送、汎用番号、オプション	注 4

		ンパラメータ終了表示を使用します	
表4-34	CHG	使用しません	

注1：CQMについては当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。

注2：リダイレクション順方向情報（国内用）、リダイレクション能力（国内用）パラメータは、直接協定事業者網が移転元事業者となる間接協定事業者網に接続する場合、かつ直接協定事業者網がリダイレクション機能を実行する場合に使用します。また、着IN番号パラメータ、リダイレクション回数（国内用）パラメータは、直接協定事業者網が移転先事業者となる間接協定事業者網に接続する場合に使用します。

注3：転送先番号、着IN番号、事業者情報転送、リダイレクション逆方向情報（国内用）パラメータは、直接協定事業者網が移転元事業者となる間接協定事業者網に接続する場合、かつ直接協定事業者網がリダイレクション機能を実行する場合に使用します。

注4：分割元信号がIAMの場合、アクセス転送、汎用番号を使用します。ACM、ANM、CPGの場合は使用しません。

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきISUPパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者間情報転送の経由事業者情報の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：120+D～J ただし、番号ポータビリティ接続機能により移転先事業者となる間接協定事業者網に接続する場合には、次のとおりとします。 番号種別表示：国内番号フォーマットのネットワークルーティング番号(国内

			用) アドレス情報：120+DEF
発信番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A～J (2) 携帯・自動車電話系、PHS系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A0+C～K
着信番号	順方向	○	1. 番号ポータビリティ接続機能により移転先事業者となる間接協定事業者網に接続する場合に設定されます。番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別表示：国内番号 アドレス情報：120+D～Jまたは800+D～K
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
契約者番号	順方向	二	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	順方向	○	1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別1 付加ユーザ種別1：移動通信(自動車・携帯電話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、または 移動通信(航空機電話サービス) 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別2 付加ユーザ種別2：移動通信(大容量方式)、または 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または 移動通信(PDC1.5GHz)、または

			移動通信(N-STAR 衛星)、または 移動通信(cdmaOne800MHz) 、 または 移動通信(IMT-2000) ※ただし、本情報は設定されないことがあります。
料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード 料金区域情報：C Aコード
課金情報種別	逆方向	二	
課金情報	逆方向	二	
課金情報遅延	逆方向	二	
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	逆方向	二	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません

オ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、フリーダイヤル接続機能への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみ（ただし項番9、項番10においては発側網と当社網間のみ）を規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	アナログ端末機器発信 → アナログ端末機器着信	3.1kHz オートダイヤル	PT-A1 PT-C1
2	アナログ端末機器発信 → ISDN端末機器着信	3.1kHz オートダイヤル	PT-A2 PT-C2

3	<u>I S D N 端末機器発信 → アナログ端末機器着 信</u>	<u>音声、3.1kHz オーディオ</u>	<u>P T - A 3</u> <u>P T - C 3</u>	
4	<u>I S D N 端末機器発信 → I S D N 端末機器着 信</u>	<u>音声、3.1kHz オーディオ</u>	<u>P T - A 4</u> <u>P T - C 4</u>	
5	<u>アナログ端末機器発信 (不完了)</u>	<u>3.1kHz オーディオ</u>	<u>P T - B 1</u>	
6	<u>I S D N 端末機器発信 (不完了)</u>	<u>音声、3.1kHz オーディオ</u>	<u>P T - B 2</u>	
7	<u>アナログ端末機器発信 (着側切断)</u>	<u>3.1kHz オーディオ</u>	<u>P T - I 1</u> <u>(1), (2), (4)</u>	
8	<u>I S D N 端末機器発信 (着側切断)</u>	<u>音声、3.1kHz オーディオ</u>	<u>P T - I 2</u> <u>(1), (2), (4)</u>	
9	<u>番号ポータビリティ (直 接協定事業者網が移転元 事業者となる間接協定事 業者網に接続する場合 で、かつ直接協定事業者 網がリダイレクション機 能を実行する場合)</u>	<u>音声、3.1kHz オーディオ、 64kbit/s 非制限</u>	<u>P T - O 1 3</u>	
10	<u>番号ポータビリティ (直 接協定事業者網が移転元 事業者となる間接協定事 業者網に接続する場合 で、かつ直接協定事業者 網がリダイレクション機</u>	<u>音声、3.1kHz オーディオ、 64kbit/s 非制限</u>	<u>P T - Q 1 から</u> <u>P T - Q 1 6 (注1)</u>	

	能を実行しない場合)		
1 1	番号ポータビリティ（直接協定事業者網が移転先事業者となる間接協定事業者網に接続する場合）	音声、3.1kHzオーディオ	項番 1 ～ 8

注 1：PT-Q2（2）は除きます。

（3） 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第 32 条（接続方式）第 1 項の規定を準用します。

8 加入者交換機機能メニュー接続機能への接続方式は次のとおりとします。

（1） 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとし、その構成は次のとおりとします。なお、直接協定事業者は直接協定事業者網から当社網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ただし、試験番号については本項（4）に規定します。

ア 0 A B 0 + D E F + G H J （K）

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の 1 桁目の 0 を除いた 9 桁～10 桁とします。ただし、番号ポータビリティ接続機能への接続で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

イ

（ア）移転元事業者となる当社網または間接協定事業者網に接続するために当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

 0 1 2 0 + D E F + G H J

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記着信番号の有効受信桁数は

サービス識別番号の1桁目の0を除いた9桁とします。

0 8 0 0 + D E F + G H J K

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記着信番号の有効受信桁数は

サービス識別番号の1桁目の0を除いた10桁とします。

(イ) 移転先事業者となる間接協定事業者網に接続するために当社網と直接協

定事業者網で使用する、移転先事業者網へのルーチング情報を示す接続

番号（以下、ネットワークルーチング番号といいます。）の構成は次の

とおりとします。

0 1 2 0 + D E F + (G H J K)

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサー

ビス識別番号の1桁目の0を除いた6桁～10桁とします。

0 8 0 0 + D E F + (G H J K L)

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス

識別番号の1桁目の0を除いた6桁～11桁とします。

イ 0 A 0 + C D E + F G H J K

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記着信番号の有効受信桁数はサー

ビス識別番号の1桁目の0を除いた6桁～10桁とします。

ウ 0 0 X Y + X₁ X₂ ～ X_n

事業者識別番号 サービスコード

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記着信番号の有効受信桁数は5桁

～16桁とします。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠

した No.7 信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、準対応網構成の場合については、技術的条件集別表 3 または技術的条件集別表 3.1 に示すとおりとします。また、対応網構成の場合については、技術的条件集別表 3 に示すとおりとします。

ウ ISUP仕様は、技術的条件集別表 4 または技術的条件集別表 4. 1 をベースドキュメントとし、ISDNユーザ部のメッセージとコードは、技術的条件集別表 15 第 4. 3 項または技術的条件集別表 15.1 第 4. 3 項に示すとおりとします。ただし、技術的条件集別表 15 第 4. 3 項からの差分を次の表に示すとおりとします。

また、当社網は移転元事業者網への番号ポータビリティ接続機能に接続する直接協定事業者網がリダイレクション機能を実行しない場合には、技術的条件集第 2 章第 8 節第 10 条（届出）の ISUP 仕様に規定された信号を直接協定事業者網に対し送信する場合があります。なお、直接協定事業者は、移転元事業者網への番号ポータビリティ接続機能に接続する直接協定事業者網がリダイレクション機能を実行する場合には、その旨を当社に通知することを要します。また、当社網と直接協定事業者網間の主な転送情報については、エに示すとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

<u>項番</u>	<u>項 目</u>	<u>仕 様</u>	<u>記事</u>
<u>3. 9</u>	<u>着番号</u>		
	<u>b) 番号種別表示</u>	<u>“0000011, 0000110, 1111110” を使用</u>	
		<u>します</u>	
<u>3. 46</u>	<u>転送先番号</u>		
	<u>b) 番号種別表示</u>	<u>“0000011, 0000110” を使用します</u>	
<u>3. 114</u>	<u>事業者情報転送</u>		
	<u>1) 移転先SCP事業者情報</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u>	
		<u>します</u>	
<u>3. 99</u>	<u>リダイレクション順方向情報</u>		

		(国内用)		
		a) 情報種別識別子	“00000011” を使用します	
3. 99. 3		リダイレクション実行表示		
		a) 拡張表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		b) リダイレクション実行理由	“0000001” を使用します	
		c) 実行交換機リダイレクション 可能表示	“001” を使用します	
3. 100		リダイレクション逆方向情報 (国内用)		
		a) 情報種別値	“00000011” を使用します	
3. 100.		リダイレクション起動理由		
		a) 拡張表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		b) リダイレクション起動理由	“0000001” を使用します	
注 1：当社は I A M においてリダイレクション順方向情報（国内用）パラメータを使用します。 注 2：当社は R E L に着 I N 番号、事業者情報転送、リダイレクション逆方向情報（国内用）パラメータを設定する場合があります。 エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべき I S U P パラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。 呼の方向：直接協定事業者網→当社網				
情報名		方向	適用	記事
着番号		順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。ただし第 2 項の場合を除きま

			す。 番号種別：国内番号、アドレス情報：A B 0 + D ~ J (K) 番号種別：国内番号、アドレス情報：A 0 + C ~ K 番号種別：網特有番号、アドレス情報：0 0 X Y + X ~ X 2. 番号ポータビリティ接続機能により移転先事業者となる間接協定事業者網に接続する場合の番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別表示：国内番号フォーマットのネットワークルーティング番号(国内用) アドレス情報：1 2 0 + D E F (G H J K) または 8 0 0 + D E F (G H J K L)
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A ~ J (2) 携帯・自動車電話系、PHS系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A 0 + C ~ K (3) 国際系端末機器発信の場合 番号種別：網特有番号、アドレス情報：n ~ n (加入者電話番号によります)
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード 料金区域情報：C Aコード
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	順方向	○	1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 1 付加ユーザ種別 1：移動通信(自動車・携帯電

			話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、または 移動通信(航空機電話サービス) 付加ユーザ種別名: 移動系付加ユーザ種別 2 付加ユーザ種別 2: 移動通信(大容量方式)、または 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または 移動通信(PDC1.5GHz)、または 移動通信(N-STAR 衛星)、または 移動通信(cdmaOne800MHz)、または 移動通信(IMT-2000) ※ただし、本情報は設定されないことがあります。	
着 I N 番号	順方向	○	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。ただし第 2 項の場合を除きます。 番号種別: 国内番号、アドレス情報: A B 0 + D ~ J (K) 番号種別: 国内番号、アドレス情報: A 0 + C ~ K 番号種別: 網特有番号、アドレス情報: 0 0 X Y + X ~ X ※ただし、本情報は設定されないことがあります。 2. 番号ポータビリティ接続機能により移転先事業者となる間接協定事業者網に接続する場合の番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別表示: 国内番号 アドレス情報: 1 2 0 + D ~ J または 8 0 0 +	

			<u>D～K</u>
<u>料金区域情報</u>	<u>逆方向</u>	●	<u>1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。</u> <u>情報識別表示：C Aコード</u> <u>料金区域情報：C Aコード</u>
<u>課金情報遅延</u>	<u>逆方向</u>	○	<u>1. 課金情報遅延の設定条件は次のとおりとします。</u> <u>課金情報遅延：着信地域情報</u> <u>※ただし、本情報は設定されないことがあります。</u>
<u>事業者情報転送</u>	<u>逆方向</u>	●	<u>別途協議とします。</u>
<u>付加ユーザ種別</u>	<u>逆方向</u>	○	<u>1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。</u> <u>(1) 携帯・自動車電話系端末機器着信の場合</u> <u>付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 1</u> <u>付加ユーザ種別 1：移動通信(自動車・携帯電話サービス)、または</u> <u>移動通信(船舶電話サービス)、または</u> <u>移動通信(航空機電話サービス)</u> <u>付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 2</u> <u>付加ユーザ種別 2：移動通信(大容量方式)、</u> <u>または</u> <u>移動通信(N/J-TACS)、または</u> <u>移動通信(PDC800MHz)、または</u> <u>移動通信(PDC1.5GHz)、または</u> <u>移動通信(N-STAR 衛星)、</u> <u>または</u> <u>移動通信(cdmaOne800MHz)、</u> <u>または</u> <u>移動通信(IMT-2000)</u> <u>※ただし、本情報は設定されないことがあります。</u>

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません

オ 加入者交換機機能メニュー接続機能への接続で規定する接続シーケンスは技術的条件集別表 5 の P T－Q 1 から P T－Q 1 6 の発側網と当社網間の規定を準用します。ただし、番号ポータビリティ接続機能への接続で規定する接続シーケンスは次のとおりとし、発側網と当社網間または発側網と着側網間のみ規定するものとします。

項番	接続種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	番号ポータビリティ(直接協定事業者網が移転元事業者となる当社網または間接協定事業者網に接続する場合、かつ直接協定事業者網がリダイレクション機能を実行する場合)	音声、3.1kHz オーディオ、 64Kbit/s 非制限	P T－Q 1 及び P T－Q 2 (2／2)
2	番号ポータビリティ(直接協定事業者網が移転元事業者となる当社網または間接協定事業者網に接続する場合、かつ直接協定事業者網がリダイレクション機能を実行しない場合)	音声、3.1kHz オーディオ	技術的条件集第 2 章第 8 節第 10 条(届出)(2) オの項番 1 から項番 8
		音声、3.1kHz オーディオ、 64Kbit/s 非制限	P T－Q 1 から P T－ Q 1 6 (注 1)
3	番号ポータビリティ(直接協定事業者網が移転先事業者となる間接協	音声、3.1kHz オーディオ、 64Kbit/s 非制限	P T－Q 1 から P T－ Q 1 6 (注 1)

	<u>定事業者網に接続する 場合)</u>			
<u>注 1 : P T - Q 2 (2) は除きます。</u>				
<u>(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は技術的条件集別表 15 または技術的条件集別表 15. 1 に示すとおりとします。</u>				
<u>(4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は技術的条件集別表 15 または技術的条件集別表 15. 1 の規定を準用します。</u>				
<u>9 電報接続機能への接続方式は次のとおりとします。</u>				
<u>(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することと します。</u>				
<u>ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。</u>				
<u>1 1 5</u>				
<u>国内電報受付に利用する番号</u>				
<u>イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は 3 桁としま す。</u>				
<u>ただし、試験番号については本項 (3) に規定します。</u>				
<u>(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。</u>				
<u>ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、T T C 標準に準拠した No. 7 信号方式を適用します。</u>				
<u>イ M T P 仕様は、技術的条件集別表 3 に示すとおりとします。</u>				
<u>ウ I S U P 仕様は、技術的条件集別表 4 をベースドキュメントとし、電報接続機能へ の接続で設定する次の表で示す事項を含んだものとします。なお、次の表の項番は、 技術的条件集別表 4 の N T T - Q 7 6 3 に対応していますが、パラメータの項番 (3 . I S D N ユーザ部のパラメータに規定する項番とします。) の内で規定のな い項番については、使用しないこととします。</u>				
<u>ただし、当社網が直接協定事業者網から本 I S U P 仕様で規定された以外のメッ</u>				

セージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は相互接続に
関わる正常性を保証しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

<u>項番</u>	<u>項 目</u>	<u>仕 様</u>	<u>記事</u>
<u>1.</u>	<u>概要</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
<u>1.0</u>	<u>本標準の範囲、参考文献、定義、 略語</u>		
<u>1.0.1</u>	<u>本標準の範囲</u>		
<u>1.0.2</u>	<u>参考文献</u>		
<u>1.0.3</u>	<u>用語と定義</u>		
<u>1.0.4</u>	<u>略語</u>		
<u>1.0.5</u>	<u>コーディング原則の概要</u>		
<u>1.1</u>	<u>ルーチングラベル</u>		
<u>1.2</u>	<u>回線番号</u>	<u>C I C 設定フィールドは 13 ビットと します</u>	
<u>1.3</u>	<u>メッセージ種別</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
<u>1.4</u>	<u>フォーマッティングの原則</u>		
<u>1.5</u>	<u>固定長必須部</u>		
<u>1.6</u>	<u>可変長必須部</u>		
<u>1.7</u>	<u>オプション部</u>		
<u>1.8</u>	<u>オプションパラメータの終了表 示 オクテット</u>		
<u>1.9</u>	<u>送出順序</u>		

1.10	予備ビットのコーディング		
1.11	国内用信号種別とパラメータ		
1.12	メッセージ種別コードとパラメータコードの割り当て		
1.13	「予備」コードと「留保」コードの意味		
2.	パラメータのコード		
2.1	メッセージ種別のコード	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
2.2	長さ表示のコーディング		
2.3	ポインタのコーディング		
3.	I S D Nユーザ部のパラメータ		
3.1	パラメータ名	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
3.3	アクセス転送	します	
3.5	逆方向呼表示		
	BA：課金表示	“01” を使用します	
	DC：着ユーザ状態表示（C L S）	A C Mでは“00” を使用します A N Mでは“01” を使用します	
	FE：着ユーザ種別表示	“01” を使用します	
	HG：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	I：相互接続表示	“0” を使用します	
	J：エンド・エンド情報表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	K：I S U P 1 リンク表示	“1” を使用します	
	L：保留表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	

			します	
		M: I S D Nアクセス表示 (I A I)	“1” を使用します	
		N: エコー制御装置表示	“0” を使用します	
		P0: S C C P法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
3. 9		着番号		
		a) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
		b) 番号種別表示	“1111110” を使用します	
		c) 網内番号表示 (I N N表示)	“0” を使用します	
		d) 番号計画表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
		e) アドレス情報		
		f) フィラー		
3. 10		発番号		
		a) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
		b) 番号種別表示	“0000011” を使用します	
		c) 発番号不完全表示 (N I)	“0” を使用します	
		d) 番号計画表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
		e) 表示識別	“00, 01” を使用します	
		f) 網検証識別	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
		g) アドレス情報		

		<u>h) フィラー</u>		
3. 11		<u>発ユーザ種別</u>	“00001010, 00001011, 00001101, 00001111” を使用します	
3. 12		<u>理由表示</u>		
		<u>a) 拡張表示</u>	“1” を使用します	
		<u>b) コーディング標準</u>	“00” を使用します	
		<u>c) 生成源</u>	“0000, 0011, 0100, 0101, 1010” を使用します	
		<u>e) 理由種別</u>	“0000001, 0000010, 0000011, 0000100 0000101, 0010000, 0010001, 0010010 0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0011011, 0011100, 0011101, 0011111 0100010, 0100110, 0101001, 0101010 0101011, 0101111, 0110010, 0110111 0111001, 0111010, 0111111, 1000001 1000101, 1000110, 1001111, 1010111 1011000, 1011011, 1011111, 1100001 1100011, 1100110, 1101111, 1111111” を使用します	
		<u>f) 診断情報</u>	“新しい相手先/着番号のコーディング, 属性識別のコーディング” を使用します	
3. 14		<u>回線状態表示 (国内用)</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
3. 20		<u>オプションパラメータ終了表示</u>	します	
3. 21		<u>イベント情報</u>		
		<u>GA : イベント表示</u>	“0000001, 0000010, 0000011” を使用 します	

		H: イベント提示制限表示	“0” を使用します	
3. 23		順方向呼表示	—	
		A: 国内／国際呼表示	“0” を使用します	
		CB: エンド・エンド法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		D: 相互接続表示		
		E: エンド・エンド情報表示		
		F: I S U P 1 リンク表示		
		HG: I S U P 1 リンク希望表示		
		I: I S D N アクセス表示		
		KJ: S C C P 法表示		
		L: 予備		
		M-P: 国内使用に留保		
3. 26		汎用番号	—	
		a) 番号情報識別子	“00000110” を使用します	
		b) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		c) 番号種別表示	“0000011” を使用します	
		d) 番号不完全表示	“0” を使用します	
		e) 番号計画表示	“001” を使用します	
		f) 表示識別	“00, 01” を使用します	
		g) 網検証識別	“01, 11” を使用します	
		h) アドレス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		i) フィラー		
3. 35		接続特性表示		

		<u>BA：衛星回線表示</u>	<u>“00, 01, 10” を使用します</u>	
		<u>DC：導通試験表示</u>	<u>“00” を使用します</u>	
		<u>E：エコー制御装置表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>F-H：予備</u>		
	3. 37	<u>オプション逆方向呼表示</u>		
		<u>A：インバンド情報表示</u>	<u>“1” を使用します</u>	
		<u>B：着信転送可能性表示</u>	<u>“0” を使用します</u>	
		<u>C：簡易分割表示</u>	<u>“0” を使用します</u>	
		<u>D：予備</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>E-H：国内使用に留保</u>		
	3. 38	<u>オプション順方向呼表示</u>		
		<u>BA：閉域接続呼表示</u>	<u>“00” を使用します</u>	
		<u>C：簡易分割表示</u>	<u>“1” を使用します</u>	
		<u>D-G：予備</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>H：接続先番号要求表示</u>	<u>“0” を使用します</u>	
	3. 43	<u>範囲と状態</u>		
		<u>a) 範囲</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u> <u>範囲コード：</u> <u>CQR (0～31)</u> <u>GRA (1～11)</u> <u>GRS (1～11)</u> <u>CQM (0～31)</u>	<u>注 1</u>

	b) 状態	CQR、GRS、CQMは使用しません GRAは技術的条件集別表4に示すとおりとします	
3.54	通信路要求表示	“00000000, 00000011” を使用します	
3.57	ユーザサービス情報	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
3.103	料金区域情報		
	a) 奇数／偶数	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
	b) 情報識別表示	“0000001” を使用します	
	c) 料金区域情報	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
	d) フィラー		
3.110	発信者番号非通知理由		
	a) 拡張表示	“1” を使用します	
	b) 発信者番号非通知理由	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
3.112	付加ユーザ種別		
	HA: 付加ユーザ種別名	“11111100, 11111101” を使用します	
	PI: 移動系付加ユーザ種別 2	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
	PI: 移動系付加ユーザ種別 1	します	
3.114	事業者情報転送	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
4.	ISDNユーザ部信号とコード		
4.1	概説	技術的条件集別表4に示すとおりと	

		<u>します</u>	
表 4-1	<u>A C M</u>	<u>逆方向呼表示、オプション逆方向呼表示、理由表示、料金区域情報、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します</u>	
表 4-2	<u>A N M</u>	<u>逆方向呼表示、オプションパラメータ終了表示を使用します</u>	
表 4-3	<u>C P G</u>	<u>イベント情報、理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します</u>	
表 4-4	<u>C Q R</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
表 4-5	<u>G R A</u>	<u>します</u>	
表 4-	<u>I A M</u>	<u>接続特性表示、順方向呼表示、発ユーザ種別、通信路要求表示、着番号、発番号、オプション順方向呼表示、アクセス転送、ユーザサービス情報、料金区域情報、汎用番号、発信者番号非通知理由、付加ユーザ種別、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します</u>	
表 4-	<u>R E L</u>	<u>理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します</u>	
表 4-	<u>R L C</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと <u>します</u>	

表 4-	<u>SUS, RES</u>	<u>使用しません</u>	
表 4-	<u>BLO, BLA, RSC, UB</u>	<u>技術的条件集別表4に示すとおりと</u> <u>します</u>	
	<u>L, UBA</u>		
表 4-	<u>GRS, CQM</u>		
表 4-	<u>SGM</u>	<u>アクセス転送、汎用番号、オプション</u> <u>パラメータ終了表示を使用します</u>	<u>注2</u>
表 4-	<u>CHG</u>	<u>使用しません</u>	

注1：CQMについては当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。

注2：分割元信号がIAMの場合、アクセス転送、汎用番号を使用します。ACM、ANM、CPGの場合は使用しません。

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきISUPパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

<u>情報名</u>	<u>方向</u>	<u>適用</u>	<u>記事</u>
<u>着番号</u>	<u>順方向</u>	●	<u>1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。</u> <u>番号種別：網特有番号、アドレス情報：115</u>
<u>発番号</u>	<u>順方向</u>	●	<u>1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおり</u>

			とします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A 0 + C ~ K (2) 端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A ~ J
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード 料金区域情報：C Aコード
契約者番号	順方向	二	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします
付加ユーザ種別	順方向	○	1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 1 付加ユーザ種別 1：移動通信(自動車・携帯電話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、または 移動通信(航空機電話サービス) 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 2 付加ユーザ種別 2：移動通信(大容量方式)、または 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または 移動通信(PDC1.5GHz)、または 移動通信(N-STAR 衛星)、または

			移動通信 (cdmaOne800MHz)、ま たは 移動通信 (IMT-2000) (2) 端末系端末機器発信の場合、本情報は設定されま せん。
料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード 料金区域情報：C Aコード
課金情報種別	逆方向	二	
課金情報	逆方向	二	
課金情報遅延	逆方向	二	
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします
付加ユーザ種別	逆方向	二	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません

オ 技術的条件集別表 5 に示す接続シーケンスの内、電報接続機能への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	アナログ端末機器発信 → I S D N 端末機器着信	3.1kHz オフデ`ィ	P T - A 2

<u>2</u>	<u>I S D N 端末機器発信 → I S D N 端末機器着信</u>	<u>音声、3.1kHz オート`イ</u>	<u>P T - A 4</u>
<u>3</u>	<u>アナログ端末機器発信 (不完了)</u>	<u>3.1kHz オート`イ</u>	<u>P T - B 1</u>
<u>4</u>	<u>I S D N 端末機器発信 (不完了)</u>	<u>音声、3.1kHz オート`イ</u>	<u>P T - B 2</u>
<u>5</u>	<u>アナログ端末機器発信 (着側切断)</u>	<u>3.1kHz オート`イ</u>	<u>P T - I 1 (4)</u>
<u>6</u>	<u>I S D N 端末機器発信 (着側切断)</u>	<u>音声、3.1kHz オート`イ</u>	<u>P T - I 2 (4)</u>

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第1項の規定を準用します。

10 付加的機能識別番号中継接続の方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

0 5 7 0 + D E F + G H J

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

0 1 8 0 + D E F + G H J

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

1 8 8

消費生活相談受付に利用する番号

1 8 9

児童虐待通告・児童相談受付に利用する番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた9桁、または3桁とします。ただし、試験番号については本項(4)に規定します。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、T T C標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ M T P仕様は、準対応網構成の場合については、技術的条件集別表3または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。また、対応網構成の場合については、技術的条件集別表3に示すとおりとします。

ウ I S U P仕様は、技術的条件集別表4をベースドキュメントとし、I S D Nユーザ部のメッセージとコードは、技術的条件集別表15第4.3項に示すとおりとします。また、当社網と直接協定事業者網間の主な転送情報については、エに示すとおりとします。

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報(課金の観点から特記すべきI S U Pパラメータのみ記述します。)は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：570+ D～Jまたは180+D～J 番号種別：網特有番号、アドレス情報：188 または189
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：A～J
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード 料金区域情報：C Aコード
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。

料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード 料金区域情報：C Aコード
課金情報種別	逆方向	○	1. 課金情報種別の設定条件は次のとおりとします。 課金情報種別：課金レート転送
課金情報	逆方向	○	1. 課金情報の設定条件は次のとおりとします。 単位料金表示：単位料金 100 円、または 単位料金 10 円、または 表示なし 課金レート情報種別：柔軟課金レート指示（公衆）、または 柔軟課金レート指示（一般）、または 柔軟課金レートなし
課金情報遅延	逆方向	○	1. 課金情報遅延の設定条件は次のとおりとします。 課金情報遅延：着信地域情報 ※ただし、本情報は設定されないことがあります。
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：5 7 0 + D～Jまたは1 8 0 +D～J 番号種別：網特有番号、アドレス情報：1 8 8 または1 8 9
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。

			番号種別：国内番号、アドレス情報：A～J
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード 料金区域情報：C Aコード
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード 料金区域情報：C Aコード
課金情報種別	逆方向	○	1. 課金情報種別の設定条件は次のとおりとします。 課金情報種別：課金レート転送
課金情報	逆方向	○	1. 課金情報の設定条件は次のとおりとします。 単位料金表示：単位料金 100 円、または 単位料金 10 円、または 表示なし 課金レート情報種別：柔軟課金レート指示（公衆）、または 柔軟課金レート指示（一般）、または 柔軟課金レートなし
課金情報遅延	逆方向	○	1. 課金情報遅延の設定条件は次のとおりとします。 課金情報遅延：着信地域情報 ※ただし、本情報は設定されないことがあります。
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません

オ 技術的条件集別表 5 に示す接続シーケンスの内、付加的機能識別番号中継接続の方式で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケ

ンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
<u>1</u>	<u>アナログ端末機器発信 →</u> <u>アナログ端末機器着信</u>	<u>3.1KHz オーディオ</u>	<u>P T - A 1</u>
<u>2</u>	<u>アナログ端末機器発信 →</u> <u>I S D N 端末機器着信</u>	<u>3.1KHz オーディオ</u>	<u>P T - A 2</u>
<u>3</u>	<u>I S D N 端末機器発信 →</u> <u>アナログ端末機器着信</u>	<u>音声、3.1KHz オーディオ</u>	<u>P T - A 3</u>
<u>4</u>	<u>I S D N 端末機器発信 →</u> <u>I S D N 端末機器着信</u>	<u>音声、3.1KHz オーディオ</u>	<u>P T - A 4</u>
<u>5</u>	<u>アナログ端末機器発信（不</u> <u>完了）</u>	<u>3.1KHz オーディオ</u>	<u>P T - B 1</u>
<u>6</u>	<u>I S D N 端末機器発信（不</u> <u>完了）</u>	<u>音声、3.1KHz オーディオ</u>	<u>P T - B 2</u>
<u>7</u>	<u>アナログ端末機器発信（着</u> <u>側切断）</u>	<u>3.1KHz オーディオ</u>	<u>P T - I 1</u> <u>（1）（2）（4）</u>
<u>8</u>	<u>I S D N 端末機器発信（着</u> <u>側切断）</u>	<u>音声、3.1KHz オーディオ</u>	<u>P T - I 2</u> <u>（1）（2）（4）</u>

（3） 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は技術的条件集別表 15 に示すとおりとします。

（4） 当社網と直接協定事業者網間で使用する手動試験の内容は次のとおりとします。
なお、実際に使用する試験番号は当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

試験目的	接続先	試験番号構成
当社網から直接協定事業者網への接続確	直接協定事業者網内のガイダンス装置等	0 5 7 0 + D E F G H J

認		または 0 1 8 0 + D E F G H J または 1 8 8 または 1 8 9	
1 1 付加的機能識別番号接続の方式は次のとおりとします。 (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。 ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。 <u>0 5 7 0</u> + <u>DEF</u> + <u>GHJ</u> サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号 <u>1 8 8</u> 消費生活相談受付に利用する番号 <u>1 8 9</u> 児童虐待通告・児童相談受付に利用する番号 イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた9桁、または3桁とします。ただし、試験番号については本項(4)に規定します。 (2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。 ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。 イ MTP仕様は、準対応網構成の場合については、技術的条件集別表3または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。また、対応網構成の場合については、技術的条件集別表3に示すとおりとします。 ウ ISUP仕様は、技術的条件集別表4をベースドキュメントとし、ISDNユーザ部のメッセージとコードは、技術的条件集別表15第4.3項に示すとおりとします。また、当社網と直接協定事業者網間の主な転送情報については、エに示すとおりとします。 エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報(課金の観点から特記すべきISUPパラ			

メータのみ記述します。) は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

情報名	方向	適	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：570+D～ J 番号種別：網特有番号、アドレス情報：188または189
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：A～J
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
逆方向呼表示	逆方向	○	1. 課金表示の設定条件は次のとおりとします。 ACMでは技術的要件集別表4に示すとおりとします。 ANMでは、“01”または“10”を使用します。
課金情報種別	逆方向	○	1. 課金情報種別の設定条件は次のとおりとします。 課金情報種別：課金レート転送
課金情報	逆方向	○	1. 課金情報の設定条件は次のとおりとします。 単位料金表示：単位料金100円、または 単位料金10円、または 表示なし 課金レート情報種別：柔軟課金レート指示（公衆）、 または

			柔軟課金レート指示（一般）、 または 柔軟課金レートなし
事業者情報 報転送	逆方向	●	別途協議とします。

（凡例） ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません

オ 技術的条件集別表 5 に示す接続シーケンスの内、付加的機能識別番号接続の方式で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは、端末機器と発側網間、及び発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	アナログ端末機器発信 → アナログ端末機器着信	3.1KHz オートダイヤル	PT-A1
2	アナログ端末機器発信 → ISDN端末機器着信	3.1KHz オートダイヤル	PT-A2
3	ISDN端末機器発信 → アナログ端末機器着信	音声、3.1KHz オートダイヤル	PT-A3
4	ISDN端末機器発信 → ISDN端末機器着信	音声、3.1KHz オートダイヤル	PT-A4
5	アナログ端末機器発信 (不完了)	3.1KHz オートダイヤル	PT-B1

<u>6</u>	<u>I S D N 端末機器発信 (不完了)</u>	<u>音声、3.1KHz オートイコ</u>	<u>P T - B 2</u>
<u>7</u>	<u>アナログ端末機器発信 (着側切断)</u>	<u>3.1KHz オートイコ</u>	<u>P T - I 1</u> <u>(1) (2) (4)</u>
<u>8</u>	<u>I S D N 端末機器発信 (着側切断)</u>	<u>音声、3.1KHz オートイコ</u>	<u>P T - I 2</u> <u>(1) (2) (4)</u>

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は技術的条件集別表 15 に示すとおりとします。

(4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する手動試験の内容は次のとおりとします。なお、実際に使用する試験番号は当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

<u>試験目的</u>	<u>接続先</u>	<u>試験番号構成</u>
<u>当社網から直接協定 事業者網への接続確 認</u>	<u>直接協定事業者網内 のガイダンス装置等</u>	<u>0 5 7 0 + D E F G</u> <u>H J または 1 8 8 ま たは 1 8 9</u>

(輻輳制御方式)

第 68 条 輻輳制御方式は第 33 条（輻輳制御方式）の規定を準用します。

(伝送装置間インタフェース仕様)

第 69 条 伝送装置間インタフェース仕様は第 34 条（伝送装置間インタフェース仕様）の規定を準用します。

(網同期クロックインタフェース仕様)

第 70 条 網同期クロックインタフェース仕様は第 29 条（網同期クロックインタフェース仕様）の規定を準用します。

(その他接続に必要な事項)

第 71 条 通信回線、共通線信号リンクの新設・増減設単位及び共通線信号局番号、C I C、T G N の付与方法その他の接続に必要な事項のうち細目に渡るものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

注) NTT東日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、波線二重下線を付して記載しています。
NTT西日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、二重下線を付して記載しています。

第15節 形態4－7 削除

(略)

第16節 形態5

(専用回線ノード装置インタフェース仕様)

第77条 専用回線ノード装置とインタフェース仕様との対応は次のとおりとします。

専用回線ノード装置	インタフェース仕様
D S M-L形専用サービスノード装置 (D S M-L)	技術的条件集別表 11.9 に示す とおりとします

(伝送装置間インタフェース仕様)

第78条 伝送装置間インタフェース仕様は第52条(伝送装置間インタフェース仕様)の規定を準用します。ただし、D S M-L形専用サービスノード装置については技術的条件集別表 11.9 に示すとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第79条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第16節の2 形態5－2

(網構成)

第79条の2 当社のI S P接続用ルータにおけるI P通信網終端装置と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

(インタフェース仕様)

第15節 形態4－7 削除

(略)

第16節 形態5

(専用回線ノード装置インタフェース仕様)

第77条 専用回線ノード装置とインタフェース仕様との対応は次のとおりとします。

専用回線ノード装置	インタフェース仕様
D S M-L形専用サービスノード装置 (D S M-L)	技術的条件集別表 11.9 に示す とおりとします

(伝送装置間インタフェース仕様)

第78条 技術的条件集別表 11.9 に示すとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第79条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第16節の2 形態5－2

(網構成)

第79条の2 当社のI S P接続用ルータにおけるI P通信網終端装置と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

(インタフェース仕様)

第 79 条の 3 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、技術的条件集別表 11.9 及び技術的条件集別表 26 の 1、2、3、3、4 及び 5 のとおりとします。

(伝送装置間インタフェース仕様)

第 79 条の 4 伝送装置間インタフェース仕様は第 52 条（伝送装置間インタフェース仕様）の規定を準用します。ただし、D S M－L 形専用サービスノード装置については技術的条件集別表 11.9 に示すとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第 79 条の 5 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 17 節 形態 6－1 削除

(略)

第 18 節 形態 6－2

(網構成)

第 84 条 当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を送受するための共通線信号網の構成は次のとおりとします。

(1) 共通線信号網構成は準対応網構成とします。

(2) 共通線信号網構成は A、B 面構成とし、A、B 両面にリンクの設定を行うものとします。

(3) 信号網相互接続点単位に当社の関門機能を有する信号用中継交換機と直接協定事業者の信号用中継交換機又はサービス制御局（以下、「N S P」又は「S C P」といいます。）の接続を行うものとします。

(接続方式)

第 85 条 ナビダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方

第 79 条の 3 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、技術的条件集別表 11.9 及び技術的条件集別表 26 の 1、2、3、3、4 及び 5 のとおりとします。

(伝送装置間インタフェース仕様)

第 79 条の 4 技術的条件集別表 11.9 に示すとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第 79 条の 5 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 17 節 形態 6－1 削除

(略)

第 18 節 形態 6－2

削除

式は次のとおりとします。

- (1) 当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）を準用することとし、その構成は次のとおりとします。

ア 0 5 7 0 + D E F + G H J
 サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

- イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は9桁とします。

- (2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第50条（接続方式）第1項（1）の規定を準用します。

- (3) 当社網から発信可能な端末回線の種別は、電話サービスの加入電話、事業所集団電話、支店代行電話、公衆電話、第1種及び第2種総合デジタル通信サービス及びデジタル公衆電話サービスとします。

- (4) 当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。

- ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、T T C標準に準拠したNo. 7信号方式を適用します。

- イ M T P仕様は、技術的条件集別表3または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。

- ウ S C C P仕様は、技術的条件集別表12.1に示すとおりとします。

- エ N T T固有サービス制御仕様は、技術的条件集別表17に示すとおりとします。

当社網と直接協定事業者網間の転送情報（各信号に設定されうるパラメータを記述します。）は次のとおりとします。

信号の方向：当社網→N S P（S D R Q）

情報名	適用
発信 I D	○

発信K A	<u>○</u>
発ユーザ種別	<u>●</u>
ダイヤル数字	<u>●</u>
機能レベル表示	<u>●</u>
通信路要求表示	<u>●</u>
付加ユーザ種別	<u>○</u>
第2網機能種別	<u>○</u>
試験呼情報	<u>○</u>

信号の方向：N S P→当社網（S D R P）

情報名	適用
課金形態指示	<u>●</u>
接続指示	
接続形態	<u>●</u>
出回線送出数字	<u>○</u>
解放種別	<u>○</u>
発側接続A R E制御	<u>○</u>
発側ガイダンス情報	<u>○</u>
着側ガイダンス情報	<u>○</u>
課金情報送出表示	<u>○</u>
課金情報	<u>○</u>
料金通知情報	<u>○</u>
料金算定区間M B I	<u>○</u>
機能レベル表示	<u>○</u>
N S P設定表示	<u>○</u>
着ユーザ番号	<u>○</u>
I S U P 1リンク希望表示	<u>○</u>

網機能種別	○
理由表示	○
第2網機能種別	○
課金信号要求フラグ	●

信号の方向：当社網→NSP（CHIF）

情報名	適用
切断イベント	●
着信端末番号	●
通信開始時刻	○
切断時刻	○
通話時間	○
待合せ開始時刻	○
理由表示	●
信号局番号	●
着信拒否遭遇呼	○

信号の方向：NSP→当社網（CHAK）

情報名	適用
課金信号再送出要求フラグ	●

（凡例） ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます

オ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、ナビダイヤル接続機能に関わる接続で規定する接続シーケンス例はPT-O1のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは、発側網とNSP間のみを規定することとし、その他については、発側網とNSP間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

（5） 当社網と直接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第32条（接続方式）第1項の分類3の規定を準用します。

(6) <u>本則の共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金の適用の信号はSCCPメッセージをいいます。</u> (7) <u>当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は次のとおりとします。</u> ア <u>当社と直接協定事業者は信号リンクの正常性を確認する手動信号ルート試験を実施します。</u> 2 <u>テレドーム接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。</u> (1) <u>当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）を準用することとし、その構成は次のとおりとします。</u> ア <u>0180 + DEF + GHJ</u> <u>サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号</u> イ <u>当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は9桁とします。</u> (2) <u>直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第50条（接続方式）第1項（1）の規定を準用します。</u> (3) <u>当社網から発信可能な端末回線の種別は、第1項（3）の規定を準用します。</u> (4) <u>当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。</u> ア <u>当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。</u> イ <u>MTTP仕様は、技術的条件集別表3または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。</u> ウ <u>SCCP仕様は、技術的条件集別表12.1に示すとおりとします。</u> エ <u>TC仕様は、技術的条件集別表13.1に示すとおりとします。</u> オ <u>網特有ASE仕様は、技術的条件集別表16に示すとおりとします。当社網と直</u>	
---	--

接協定事業者網間の転送情報（各信号に設定されうるパラメータを記述します。）
は次のとおりとします。

削除

信号の方向：NSP→当社網（DCRT、DSET、DGET、DDEL、DCM
P）

情報名	適用
サービスクラス	●
アプリケーション転送	●

信号の方向：当社網→NSP（DCRT、DSET、DGET、DDEL、DCM
Pの不成功応答）

情報名	適用
アプリケーション転送	●

（凡例） ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます

カ 技術的条件集別表 5 に示す接続シーケンスの内、テレドーム接続機能に関わる接
続で規定する接続シーケンス例はPT-O2 のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは、発側網とNSP間のみを規定することとし、その他
については、発側網とNSP間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、
規定しません。

（5） 当社網と直接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第 32 条（接
続方式）第 1 項の分類 3 の規定を準用します。

（6） 本則の共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金の適用の信号は第 1 項（6）の
規定を準用します。

（7） 当社網と直接協定事業者間で使用する試験方式は第 1 項（7）の規定を準用し
ます。

3 ファクシミリ通信網サービス接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用
する接続方式は次のとおりとします。

（1） 当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号の構成は次のとお

<u>りとします。</u> ア <u>1 6 1、1 6 2</u> <u>網サービスの選択・制御（ファクシミリ通信網）に利用する番号</u> <u>当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は3桁としま</u> <u>す。</u> イ <u>0 0 3 5 + × ～ ×</u> <u>サービス識別番号 サービス識別コード</u> <u>当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は6桁としま</u> <u>す。</u> <u>(2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第50条（接</u> <u>続方式）第1項（1）の規定を準用します。</u> <u>(3) 当社網から発信可能な端末回線の種別は、電話サービスの加入電話及び第1種及び</u> <u>第2種総合デジタル通信サービスとします。</u> <u>(4) 当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおり</u> <u>とします。</u> ア <u>当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠した</u> <u>No. 7 信号方式を適用</u> <u>します。</u> イ <u>MT P仕様は、技術的条件集別表3または技術的条件集別表3.1に示すとおりと</u> <u>します。</u> ウ <u>SCCP仕様は、技術的条件集別表12.1に示すとおりとします。</u> エ <u>TC仕様は、技術的条件集別表13.1に示すとおりとします。</u> オ <u>網特有ASE仕様は、技術的条件集別表16に示すとおりとします。当社網と直</u> <u>接協定事業者網間の転送情報（各信号に設定されうるパラメータを記述します。）</u> <u>は次のとおりとします。</u> <u>信号の方向：当社網→NSP（PRIS）</u> <table> <tr> <td><u>情報名</u></td><td><u>適用</u></td></tr> </table>		<u>情報名</u>	<u>適用</u>
<u>情報名</u>	<u>適用</u>		

発番号	●
着番号	●
ユーザサービス情報	●
順方向呼表示	●
発ユーザ種別	●
機能レベル表示	●
付加ユーザ種別	○
第2網機能種別	○

信号の方向：NSP→当社網（CNET）

情報名	適用
着番号	●
順方向呼表示	●
網機能種別	●
着ユーザ番号	●
NSP設定情報	●
第2網機能種別	○

信号の方向：NSP→当社網（QCHG）

情報名	適用
課金形態	●

信号の方向：当社網→NSP（RPEV）

情報名	適用
呼状態	●
理由表示	●
通信時間	○
通信開始時刻	○
通信終了時刻	○

信号局番号	●
信号の方向：NSP→当社網（RLSE）	
情報名	適用
理由表示	●
ARE情報	○
局内トランク種別	○
(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます	
カ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、ファクシミリ通信網サービス接続機能に関わる接続で規定する接続シーケンス例はPT-O4のとおりとします。	
ただし、接続シーケンスは、発側網とNSP間のみを規定することとし、その他については、発側網とNSP間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。	
(5) 当社網と直接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第32条（接続方式）第1項の分類3の規定を準用します。	
(6) 本則の共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金の適用の信号は第1項（6）の規定を準用します。	
(7) 当社網と直接協定事業者間で使用する試験方式は、第1項（7）の規定を準用します。	
4 削除	
5 削除	
6 削除	
7 削除	
8 他事業者アクセス短桁ダイヤル機能〔メンバーズネットサービス〕（以下、「メンバーズネット」といいます。）に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。	
(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成	

9年郵政省令第82号)を準用することとします。

ア 0 0 X Y + 0 + A B C D E + F G H J

事業者識別番号 市外局番+市内局番 加入者番号

当社網から直接協定事業者網へ転送する上記の着信番号の有効受信桁数は事業者識別番号の前に0を付加した14桁から15桁とします。また、直接協定事業者網から当社網へ転送する上記の着信番号の有効受信桁数は13桁から14桁とします。

ただし、有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

イ 0 + A B C D E + F G H J

国内プレフィックス 市外局番+市内局番 加入者番号

当社網から直接協定事業者網へ転送する上記の着信番号の有効受信桁数は国内プレフィックスの前に0を付加した6桁から11桁とします。また、直接協定事業者網から当社網へ転送する上記の着信番号の有効受信桁数は国内プレフィックスを除いた4桁から9桁とします。

ただし、有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

ウ 0 A B 0 + D E F + G H J

サービス番号 事業者識別番号 加入者番号

当社網から直接協定事業者網へ転送する上記の着信番号の有効受信桁数はサービス番号の前に0を付加した11桁とします。また、直接協定事業者網から当社網へ転送する上記の着信番号の有効受信桁数はサービス番号の1桁目の0を除いた9桁とします。

ただし、有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

エ 0 A 0 + C D E + F G H J K

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

当社網から直接協定事業者網へ転送する上記の着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の前に0を付加した8桁から12桁とします。また、直接協定事業者網から当社網へ転送する上記の着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた6桁から10桁とします。

ただし、有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

オ 00XY + ×～×

事業者識別番号 際公衆電気通信番号等（010から始まるダイヤルも含む）さらに接続番号を次のとおりに区分します。

00XY₁系：00XYに続き国際公衆電気通信番号等が存在する接続番号

00XY₄系：00XYに続き国際公衆電気通信番号等が存在しない接続番号

当社網から直接協定事業者網へ転送する上記の着信番号の有効受信桁数は事業者識別番号の前に0を付加した5桁から23桁とします。また、直接協定事業者網から当社網へ転送する上記の着信番号の有効受信桁数は4桁から22桁とします。

ただし、有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

カ 1XY

サービス番号

当社網から直接協定事業者網へ転送する上記の着信番号の有効受信桁数はサービス番号の前に0を付加した4桁とします。また、直接協定事業者網から当社網へ転送する上記の着信番号の有効受信桁数は3桁とします。

ただし、有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

キ メンバーズネットサービス契約者が内線番号をダイヤルする場合に適用される番号は次のとおりとします。

（ア） 端末回線種別が電話サービスの加入電話及び第1種総合デジタル通信サー

ビスの場合、メンバーズネット内線番号の桁数は1桁から11桁とし、1桁目は1から9までの数字を使用します。（ただし、1桁目が1の場合は3桁固定とします。（184／186の場合は除きます））2桁目から11桁目は0から9までの数字を使用します。なお、加入電話の場合、メンバーズネットサービスの付加機能であるダイヤルパス機能（オフフックを行った際に特定の着信先へ接続する機能）利用時は、メンバーズネット内線番号は設定されません。また、ダイヤルパス#機能（オフフック後、1桁目に「#」をダイヤルした際に特定の着信先へ接続する機能）利用時は、メンバーズネット内線番号には「#」が設定されます。

（イ） 端末回線種別が電話サービスの事業所集団電話の場合、1桁から3桁のオンネットアクセス番号を使用します。1桁目は1から9までの数字を使用します。オンネットアクセス番号の2桁目から3桁目は0から9までの数字を使用します。（ただし、1桁目が1の場合は3桁固定とします。（184／186の場合は除きます））オンネットアクセス番号を付加して、メンバーズネット内線番号をダイヤルします。なお、付加機能であるダイヤルパス#機能利用時は、メンバーズネット内線番号には「#」が設定されます。

ク メンバーズネットサービス契約者が1桁目に0をダイヤルした場合の接続方式は当社の電話サービス契約約款に規定されているものと同等とします。

（2） メンバーズネットサービス契約者の登録できる当社の端末回線の種別は、電話サービスの加入電話、事業所集団電話、支店代行電話、第1種及び第2種総合デジタル通信サービスとします。

（3） 当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo. 7信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、技術的条件集別表3または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。

ウ SCCP仕様は、技術的条件集別表 12.1 に示すとおりとします。

エ TC仕様は、技術的条件集別表 13.1 に示すとおりとします。

オ 網特有ASE仕様は、技術的条件集別表 16 に示すとおりとします。当社網と直接協定事業者網間の転送情報（各信号に設定されうるパラメータを記述します。）は次のとおりとします。

信号の方向：当社網→NSP（PRIS）

情報名	適用
発番号	<u>○</u>
着番号	<u>○</u>
ユーザサービス情報	<u>○</u>
順方向呼表示	<u>○</u>
発ユーザ種別	<u>○</u>
契約者番号	<u>○</u>
試験呼情報	<u>○</u>
サービス活性化	<u>○</u>
発着制御要求表示	<u>○</u>
機能レベル表示	<u>○</u>
汎用番号	<u>○</u>
付加ユーザ種別	<u>○</u>

信号の方向：NSP→当社網（SDIF）

情報名	適用
制御対象	<u>●</u>
ARE情報	<u>○</u>
汎用通知	<u>○</u>

信号の方向：NSP→当社網（CNET）

情報名	適用
-----	----

着番号	<u>●</u>
発番号	<u>○</u>
順方向呼表示	<u>●</u>
着ユーザ番号	<u>○</u>
付加情報転送	<u>○</u>
着信指示用音源種別	<u>○</u>
N S P 設定情報	<u>○</u>
汎用番号	<u>○</u>
サービス活性化	<u>○</u>
第 1 着ユーザ番号	<u>○</u>

信号の方向：N S P→当社網（Q C H G）

情報名	適用
課金形態	<u>●</u>
課金情報	<u>○</u>
接続先変更元番号	<u>○</u>
接続先変更先番号	<u>○</u>

信号の方向：N S P→当社網（R L S E）

情報名	適用
理由表示	<u>●</u>
ガイダンス情報	<u>○</u>
汎用通知	<u>○</u>
局内トランク種別	<u>○</u>

信号の方向：当社網→N S P（R P E V）

情報名	適用
呼状態	<u>●</u>
理由表示	<u>●</u>

通信時間	<u>○</u>
通信開始時刻	<u>○</u>
通信終了時刻	<u>○</u>
信号局番号	<u>●</u>

信号の方向：NSP→当社網（RVIF）

情報名	適用
情報受信法表示	<u>●</u>
情報要求	<u>○</u>

信号の方向：当社網→NSP（RVIFの成功応答）

情報名	適用
受信情報	<u>●</u>

信号の方向：NSP→当社網（PLRS）

情報名	適用
発トランザクションID	<u>●</u>
着トランザクションID	<u>●</u>

信号の方向：当社網→NSP（RPRS）

情報名	適用
着トランザクションID	<u>●</u>
リソース状態	<u>●</u>

信号の方向：当社網→NSP（QRST）

情報名	適用
初期設定表示	<u>●</u>
シーケンス	<u>○</u>
着トランザクションID	<u>○</u>

信号の方向：NSP→当社網（RRST）

情報名	適用
-----	----

<u>シーケンス</u>	<u>○</u>	
(凡例) <u>●：必ず設定されます ○：必要時設定されます</u> <u>カ 技術的条件集別表 5 に示す接続シーケンスの内、メンバーズネットサービス契約者発信で規定する接続シーケンス例は P T - O 9 のとおりとします。</u> <u>ただし、接続シーケンスは、発側網と N S P 間のみを規定することとし、その他については、発側網と N S P 間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。</u> <u>(4) 当社網と直接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第 32 条（接続方式）第 1 項の規定を準用します。</u> <u>(5) 本則の共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金の適用の信号は第 1 項（6）の規定を準用します。</u> <u>(6) 当社網と直接協定事業者間で使用する試験方式は、第 1 項（7）の規定を準用します。</u> <u>9 削除</u> <u>10 削除</u> <u>11 削除</u> <u>12 電報接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。</u> <u>(1) 当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は電気通信番号規則（平成 9 年郵政省令第 82 号）を準用することとし、その構成は次のとおりとします。</u> <u>ア 1 1 5</u> <u>国内電報受付に利用する番号</u> <u>イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は 3 桁とします。</u> <u>(2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第 5 0 条（接続方式）第 1 項（1）の規定を準用します。</u>		

(3) 当社網から発信可能な端末回線の種別は、電話サービスの加入電話、事業所集団電話、支店代行電話、優先放送電話接続電話、第1種及び第2種総合デジタル通信サービスとします。	
(4) 当社網と直接協定事業者網間で回線非対応網信号を使用する信号方式は次のとおりとします。	
ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo. 7信号方式を使用します。	
イ MTP仕様は、技術的条件集別表3または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。	
ウ SCCP仕様は、技術的条件集別表12.1に示すとおりとします。	
エ NTT固有サービス制御仕様は、技術的条件集別表17に示すとおりとします。	
当社網と直接協定事業者網間の転送情報（各信号に設定されうるパラメータを記述します。）は次のとおりとします。	
信号の方向：当社網→NSP（SDRQ）	
情報名	適用
発番号	○
発信ID	○
発信KA	○
ダイヤル数字	○
隣接網形態識別	○
機能レベル表示	○
発ユーザ種別	○
付加ユーザ種別	○
順方向呼表示	○
第2網機能種別	○
信号の方向：NSP→当社網（SDRP）	
情報名	適用

	<u>接続指示</u>	
	<u>接続形態</u>	●
	<u>発側接続ARE制御</u>	○
	<u>発側ガイダンス情報</u>	○
	<u>出回線送出数字</u>	○
	<u>理由表示</u>	○
	<u>I S U P 1 リンク希望表示</u>	○
	<u>課金信号要求フラグ</u>	●
	<u>網機能種別</u>	●
	<u>第2網機能種別</u>	○
	<u>N S P 設定情報</u>	○
	<u>信号の方向：当社網→N S P（CHIF）</u>	
	<u>情報名</u>	<u>適用</u>
	<u>切断イベント</u>	●
	<u>着信端末番号</u>	●
	<u>通信開始時刻</u>	○
	<u>通信終了時刻</u>	○
	<u>通話時間</u>	○
	<u>理由表示</u>	○
	<u>信号局番号</u>	○
	<u>信号の方向：N S P→当社網（CHAK）</u>	
	<u>情報名</u>	<u>適用</u>
	<u>課金信号再送出要求フラグ</u>	●
	<u>信号の方向：N S P→当社網（LNCM）</u>	
	<u>情報名</u>	<u>適用</u>
	<u>着信端末番号</u>	●

信号の方向：当社網→NSP（LNRP）

情報名	適用
通話路確認フラグ	●
着信端末番号	●

信号の方向：当社網→NSP（LNIN）

情報名	適用
初期設定フラグ	●
呼識別番号	●

信号の方向：当社網→NSP（LNAK）

情報名	適用
初期設定フラグ	●
呼識別番号	●

（凡例） ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます

オ 技術的条件集別表 5 に示す接続シーケンスの内、電報接続機能に関わる接続で規定する接続シーケンス例はPT-O1のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは、発側網とNSP間のみを規定することとし、その他については、発側網とNSP間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

（5） 当社網と直接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第32条（接続方式）第1項の分類3の規定を準用します。

（6） 本則の共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金の適用の信号は第1項（6）の規定を準用します。

（7） 当社網と直接協定事業者間で使用する試験方式は、第1項（7）の規定を準用します。

13 フリーダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

（1） 当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は電気通信番号

規則を準用することとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第32条（接続方式）第2項（1）の規定を準用します。ただし、番号ポータビリティ接続機能において使用する接続番号は次のとおりとします。

（ア）当社網から移転元事業者となる直接協定事業者網のNSPへ問い合わせを行う接続番号は第32条（接続方式）第2項（1）の規定を準用します

。

（イ）当社網から移転先事業者となる直接協定事業者網のNSPへ問合せを行う、移転先事業者網へのルーチング情報を示す接続番号（以下、ネットワークルーチング番号といいます。）の構成は次のとおりとします。

0 1 2 0 + D E F

サービス識別番号 事業者識別番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は1桁目の0を除いた6桁とします。また、Dコードは0から8までの数字を使用します。

イ 1 4 4

網サービスの選択・制御（迷惑電話おことわり）に利用する番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は3桁とします。

（2）直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第50条（接続方式）第1項（1）の規定を準用します。ただし、番号ポータビリティ接続機能において使用する接続番号は次のとおりとします。

ア 移転元事業者となる直接協定事業者網のNSPから当社網へ信号により通知するネットワークルーチング番号の構成は次のとおりとします。

（ア） 0 1 2 0 + D E F + (G H J K)

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

有効受信桁数は1桁目の0を除いた6～10桁とします。

（イ） 0 8 0 0 + D E F + (G H J K L)

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

有効受信桁数は1桁目の0を除いた6～11桁とします。

(3) 当社網から発信可能な端末回線の種別は、第1項(3)の規定を準用します。

(4) 当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、技術的条件集別表3または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。

ウ SCCP仕様は、技術的条件集別表12.1に示すとおりとします。

エ NTT固有サービス制御仕様は、技術的条件集別表17に示すとおりとします。

当社網と直接協定事業者網間の転送情報(各信号に設定されうるパラメータを記述します。)は次のとおりとします。

信号の方向：当社網→NSP(SDRQ)

情報名	適用
発信ID	<u>○</u>
発番号	<u>○</u>
発信KA	<u>○</u>
発ユーザ種別	●
ISUP1リンク希望表示	●
ダイヤル数字	●
機能レベル表示	●
通信路要求表示	●
隣接網形態識別	<u>○</u>
付加ユーザ種別	<u>○</u>
順方向呼表示	<u>○</u>
発ユーザ番号	<u>○</u>

発信地域情報	<u>○</u>
汎用番号	<u>○</u>
発信者番号非通知理由	<u>○</u>
着信拒否制御	<u>○</u>
I P 番号	<u>○</u>
第2網機能種別	<u>○</u>
着 I N 番号	<u>○</u>

信号の方向：NSP→当社網（SDRP）

情報名	適用
接続指示	
接続形態	●
出回線送出数字	<u>○</u>
発側接続ARE制御	<u>○</u>
着側接続ARE制御	<u>○</u>
局内トランク	<u>○</u>
待合せ時間	<u>○</u>
待合せタイムアウトARE制御	<u>○</u>
発側ガイダンス情報	●
着側ガイダンス情報	●
強切タイミング	●
リダイレクト理由	<u>○</u>
転送先番号	<u>○</u>
着ユーザ番号	<u>○</u>
I SUP1リンク希望表示	<u>○</u>
課金信号要求フラグ	●
再制御対象フラグ	<u>○</u>

着信拒否制御	<u>○</u>
着信拒否遭遇呼	<u>○</u>
理由表示	<u>○</u>
N S P 設定情報	<u>○</u>
第 2 網機能種別	<u>○</u>
課金形態指示	<u>○</u>
事業者情報転送	<u>○</u>

信号の方向：当社網→N S P（R C R Q）

情報名	適用
切断イベント	<u>●</u>
理由表示	<u>●</u>
信号局番号	<u>●</u>
A R E 制御結果イベント	<u>○</u>

信号の方向：N S P→当社網（R C R P）

情報名	適用
接続指示	
接続形態	<u>●</u>
出回線送出数字	<u>○</u>
発側接続A R E 制御	<u>○</u>
着側接続A R E 制御	<u>○</u>
局内トランク	<u>○</u>
待合せ時間	<u>○</u>
待合せタイムアウトA R E 制御	<u>○</u>
着ユーザ番号	<u>○</u>
I S U P 1 リンク希望表示	<u>○</u>
着信拒否遭遇呼	<u>○</u>

課金信号要求フラグ	●
再制御対象フラグ	○
N S P 設定情報	○
第2網機能種別	○
課金形態指示	○

信号の方向：当社網→N S P (CH I F)

情報名	適用
切断イベント	●
着信端末番号	●
通信開始時刻	○
切断時刻	○
通話時間	○
待合せ開始時刻	○
理由表示	●
信号局番号	●
着信拒否遭遇呼	○

信号の方向：N S P→当社網 (CHAK)

情報名	適用
課金信号再送出要求フラグ	●

信号の方向：N S P→当社網 (RC I D)

情報名	適用
接続指示	
接続形態	●
出回線送出数字	○
発側接続A R E制御	○
着側接続A R E制御	○

<u>着側ARE論理制御</u>	<u>○</u>
<u>着ユーザ番号</u>	<u>○</u>
<u>ISUP1リンク希望表示</u>	<u>○</u>
<u>課金信号要求フラグ</u>	<u>●</u>
<u>NSP設定情報</u>	<u>●</u>
<u>接続結果信号要求フラグ</u>	<u>●</u>
<u>第2網機能種別</u>	<u>○</u>

信号の方向：当社網→NSP（CNRE）

<u>情報名</u>	<u>適用</u>
<u>接続結果イベント</u>	<u>●</u>
<u>理由表示</u>	<u>●</u>
<u>信号局番号</u>	<u>●</u>

信号の方向：NSP→当社網（LNCM）

<u>情報名</u>	<u>適用</u>
<u>着信端末番号</u>	<u>●</u>

信号の方向：当社網→NSP（LNR P）

<u>情報名</u>	<u>適用</u>
<u>通話路確認フラグ</u>	<u>●</u>
<u>着信端末番号</u>	<u>●</u>

信号の方向：当社網→NSP（LNIN）

<u>情報名</u>	<u>適用</u>
<u>初期設定フラグ</u>	<u>●</u>
<u>呼識別番号</u>	<u>●</u>

信号の方向：当社網→NSP（LNAK）

	<table> <tr> <th>情報名</th><th>適用</th></tr> <tr> <td>初期設定フラグ</td><td>●</td></tr> <tr> <td>呼識別番号</td><td>●</td></tr> </table> (凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます オ 技術的条件集別表 5 に示す接続シーケンスの内、フリーダイヤル接続機能に関わる接続で規定する接続シーケンス例は P T－O 1 及び P T－O 1 3 のとおりとします。 ただし、接続シーケンスは、発側網（P T－O 1 3 においては当社網）と N S P 間のみを規定することとし、その他については接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。 (5) 当社網と直接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第 32 条（接続方式）第 1 項の分類 3 の規定を準用します。 (6) 本則の共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金の適用の信号は第 1 項（6）の規定を準用します。 (7) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第 1 項（7）の規定を準用します。 14 課金情報転送機能機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 (1) 当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。 ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、T T C 標準に準拠した No. 7 信号方式を適用します。 イ M T P 仕様は、技術的条件集別表 3 または技術的条件集別表 3. 1 に示すとおりとします。 ウ S C C P 仕様は、技術的条件集別表 12. 1 に示すとおりとします。 エ T C 仕様は、技術的条件集別表 13 に示すとおりとします。	情報名	適用	初期設定フラグ	●	呼識別番号	●
情報名	適用						
初期設定フラグ	●						
呼識別番号	●						

オ I N A P仕様は、技術的条件集別表 19.1 に示すとおりとします。当社網と直接協定事業者網間の転送情報（各信号に設定されうるパラメータを記述します。）は次のとおりとします。

信号の方向：当社網→S C P（InitialDP）

情報名	適用
<u>serviceKey</u>	●
<u>CalledPartyNumber</u>	●
<u>callingPartyNumber</u>	●
<u>callingPartysCategory</u>	●
<u>callingPartySubaddress</u>	○
<u>miscCallInfo</u>	●
<u>terminalType</u>	●
<u>forwardCallIndicators</u>	●
<u>bearerCapability</u>	●
<u>eventTypeBCSM</u>	●
<u>genericNumbers</u>	○
<u>extensions</u>	○

信号の方向：S C P→当社網（Connect）

情報名	適用
<u>destinationRoutingAddress</u>	●
<u>correlationID</u>	○
<u>iSDNAccessRelatedInformation</u>	○
<u>scfID</u>	○
<u>genericNumbers</u>	○
<u>serviceInteractionIndicatorsTwo</u>	○
<u>extensions</u>	○

信号の方向：SCP→当社網 (SendChargingInformation)

情報名	適用
SCIBillingChargingCharacteristics	●
PartyToCharge	●

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます

カ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、課金情報転送機能に関わる接続で規定する接続シーケンス例はPT-Q1、PT-Q2及びPT-Q13のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは、発側網とSCP間のみを規定することとし、その他については、発側網とSCP間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第32条(接続方式)第1項の規定を準用します。

(3) 本則の共通線信号網利用機能(ウ欄)に係る料金の適用の信号は第1項(6)の規定を準用します。

(4) 当社網と直接協定事業者間で使用する試験方式は、第1項(7)の規定を準用します。

15 通話終了通知機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、技術的条件集別表3または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。

ウ SCCP仕様は、技術的条件集別表12.1に示すとおりとします。

エ TC仕様は、技術的条件集別表 13.1 に示すとおりとします。

オ 網特有ASE仕様は、技術的条件集別表 16 に示すとおりとします。

(2)本則の共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金の適用の信号は第1項（6）の規定を準用します。

(3)当社網と直接協定事業者間で使用する試験方式は、第1項（7）の規定を準用します。

16 特定端末系事業者 IP 電話着信課金接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo. 7 信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、技術的条件集別表 3 または技術的条件集別表 3.1 に示すとおりとします。

ウ SCCP仕様は、技術的条件集別表 12.1 に示すとおりとします。

エ TC仕様は、技術的条件集別表 13 に示すとおりとします。

オ INAP仕様は、技術的条件集別表 19.1 に示すとおりとします。当社網と直接協定事業者網間の転送情報（各信号に設定されうるパラメータを記述します。）は次のとおりとします。

信号の方向：当社網→SCP（InitialDP）

<u>情報名</u>	<u>適用</u>
<u>serviceKey</u>	<u>●</u>
<u>CalledPartyNumber</u>	<u>●</u>
<u>callingPartyNumber</u>	<u>●</u>
<u>callingPartysCategory</u>	<u>●</u>
<u>callingPartySubaddress</u>	<u>○</u>

<u>miscCallInfo</u>	●
<u>terminalType</u>	●
<u>forwardCallIndicators</u>	●
<u>bearerCapability</u>	●
<u>eventTypeBCSM</u>	●
<u>genericNumbers</u>	○
<u>extensions</u>	○

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます

カ 技術的条件集別表 5 に示す接続シーケンスの内、特定端末系事業者 IP 電話着信課金接続機能に関わる接続で規定する接続シーケンス例は P T - Q 1 のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは、発側網と S C P 間のみを規定することとし、その他については、発側網と S C P 間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第 32 条（接続方式）第 1 項の規定を準用します。

(3) 本則の共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金の適用の信号は第 1 項（6）の規定を準用します。

(4) 当社網と直接協定事業者間で使用する試験方式は、第 1 項（7）の規定を準用します。

(伝送装置間インタフェース仕様)

第 86 条 伝送装置間インタフェース仕様は第 52 条（伝送装置間インタフェース仕様）の規定を準用します。

(網同期クロックインタフェース仕様)

第 87 条 網同期クロックインタフェース仕様は第 29 条（網同期クロックインタフェース仕様）の規定を準用します。

(その他接続に必要な事項)

第 88 条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 18 節の 2 形態 6－3

(網構成)

第 88 条の 2 当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を送受信するための共通線信号網の構成は次のとおりとします。

(1) 共通線信号網構成は準対応網構成とします。

(2) 共通線信号網構成は A、B 面の 2 面構成とし、A、B 両面にリンクの設定を行います。

(3) 信号網相互接続点において当社の関門機能を有する信号用中継交換機と直接協定事業者の信号用中継交換機又は SCP の接続を行います。

(接続方式)

第 88 条の 3 NTT－CS2. 1 による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社の加入契約者がダイヤルした番号により当社網の加入者交換機から直接協定事業者網の SCP へ問合せを行う「交換機毎の判断基準」に適用される番号は電気通信番号規則（平成 9 年郵政省令第 82 号）を準用することとし、その構成は次のとおりとします。なお、直接協定事業者は交換機毎の判断基準に適用される番号を当社に通知することを要します。

ア 0 A B 0 + D E F + G H J (K)

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

直接協定事業者に割り当てられた番号とします。D E F までで交換機毎の判断基準に合致するかどうかを識別します。

イ 0 A 0 + C D E + F G H J K

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

直接協定事業者に割り当てられた番号とします。C D E F までで交換機毎の判

第 18 節の 2 形態 6－3

削除

断基準に合致するかどうかを識別します。

ウ 0 0 X Y + X 1 X 2 ～ X n

事業者識別番号 サービスコード

直接協定事業者に割り当てられた番号とします。X 1 X 2 までで交換機毎の判断基準に合致するかどうかを識別します。最大受信桁数は 16 桁とします。

- (2) 当社の加入契約者のうち、短桁の番号をダイヤルすることにより当社網の加入者交換機から S C P へ問合せを行うべき登録を行った加入者（以下、「S C P アクセス契約加入者」といいます。）が発信する場合に適用される番号は次のとおりとします。

ア S C P アクセス契約加入者が短桁の番号により発信する場合に当社網の加入者交換機から S C P へ問合せを行う「加入者線毎の判断基準」に適用される番号は次のとおりとします。

(ア) 端末回線種別が加入電話あるいは総合ディジタル通信サービスの場合、1 1 0、1 1 1、1 1 9 ダイヤル時は S C P へ問合せを行わず当社網内で接続を終端します。

(イ) 端末回線種別が加入電話の場合、番号の桁数は 1 桁から 10 桁とし、1 桁目は 1 から 9 までの数字あるいは「#」を使用します（ただし、1 桁目が 1 の場合は 3 桁固定とします。1 桁目が「#」の場合は 1 桁固定とします。）。2 桁目から 10 桁目は 0 から 9 までの数字を使用します。また、番号の最後に「#」をダイヤルすることを許容します。なお、1 8 4、1 8 6 ダイヤル時はそれ以降のダイヤルが受信桁数の対象となります。また、オフフック時に無条件で S C P へ問合せを行う登録を行った加入者（以下、「オフフック時無条件 S C P アクセス契約加入者」といいます。）が発信する場合、ダイヤルは不要です。

(ウ) 端末回線種別が総合ディジタル通信サービスの場合、番号の桁数は 1 桁から 10 桁とし、1 桁目は 1 から 9 までの数字を使用します（ただし、1 桁目が 1 の場合は 3 桁固定とします）。2 桁目から 10 桁目は 0 から 9 までの数

字を使用します。なお、184、186ダイヤル時はそれ以降のダイヤルが受信桁数の対象となります。

イ SCPアクセス契約加入者が1桁目に0をダイヤルした場合の接続方式は当社の電話サービス契約約款又は総合ディジタル通信サービス契約約款に規定されているものと同等とします。

ウ SCPアクセス契約加入者のダイヤル手順は次のとおりとします。

(ア) 端末回線種別が加入電話であり、加入者線毎の判断基準により接続する場合は次のとおりとします。

(S D T) →加入者線毎の判断基準に適用される番号

(S D T) →加入者線毎の判断基準に適用される番号→＃

(S D T) →＃

(イ) 端末回線種別が総合ディジタル通信サービスであり、加入者線毎の判断基準により接続する場合は次のとおりとします。

(D T) →加入者線毎の判断基準に適用される番号

エ 加入者線毎の判断基準に適用される番号で接続する場合のSCPアクセス契約加入者からの有効受信桁数は次のとおりとします。

(ア) 端末回線種別が加入電話の場合、有効受信桁数は1桁（ただし最大0桁の場合を除きます）から最大受信桁数とします。最大受信桁数は登録された1桁以上10桁以内の任意の桁数とし、最大受信桁数以降は当社網側で無効数字と判定します。なお、1桁目が1で1桁以上3桁未満で桁間タイミン
グオーバーでタイムアウトした場合は、BTを送出します。

(イ) 端末回線種別が総合ディジタル通信サービスの場合は、有効受信桁数は1桁から10桁とし、10桁を超えて受信した場合は呼損とします。また1桁目が1で3桁以外を受信した場合は呼損とします。

オ 端末回線種別が加入電話であり、加入者線毎の判断基準に適用される番号での接続の場合、当社網は次の時点でSCPへアクセスします。

(ア) SCPアクセス契約加入者として登録された最大受信桁数の番号を桁間タ

イミング内に受信した時点。

(イ) S C Pアクセス契約加入者として登録された最大受信桁数未満の番号を受
信し桁間タイミングオーバーとなった時点。

(ウ) 終了符号の#を受信した時点。

(エ) 1 桁目が1の場合は、3 桁の番号を受信した時点（1 8 4 / 1 8 6 の場合
を除きます）。

(オ) オフフック時無条件 S C Pアクセス契約加入者が、当社の交換機に対し、
発信要求を行った時点。なお、オフフック時無条件 S C Pアクセス契約加
入者を除き、桁間タイミングは1 桁目まではパーマネントシグナルの桁間
タイミングとします。

(3) 直接協定事業者網の S C Pから当社網の加入者交換機へ信号により通知する電
気通信番号は電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）を準用することと
します。なお、直接協定事業者は当社の加入者交換機から直接協定事業者網又は
間接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要し
ます。

ただし、試験番号については本項（7）に規定します。

ア 当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で呼を接続するために
直接協定事業者網の S C Pから当社網の加入者交換機へ接続オペレーションに
より通知する番号の構成は次のとおりとします。

(ア) 0 0 X Y + 0 + A B C D E + F G H J
 事業者識別番号 市外局番+市内局番 加入者番号
有効受信桁数は9桁から14桁とします。

(イ) 0 0 X Y + X ~ X
 事業者識別番号 サービスコード
有効受信桁数は5桁から19桁とします。

(ウ) 0 + A B C D E + F G H J
 国内プレフィックス 市外局番+市内局番 加入者番号

有効受信桁数は国内プレフィックスを除いた8桁から9桁とします。ただし、A B C D E + F G H J は当社又は他特定端末系事業者の加入者とし
ます。

イ 当社網と直接協定事業者網間で暫定回線を接続するために直接協定事業者網のSCPから当社網の加入者交換機へ暫定接続確立もしくは暫定接続起動オペレーションにより通知する番号の構成は次のとおりとします。ただし、それぞれの番号は直接協定事業者のガイダンス装置等を示す番号とします。

(ア) 0 0 X Y + 0 + A B C D E + F G H J
事業者識別番号 市外局番+市内局番 加入者番号
有効受信桁数は9桁から14桁とします。

(イ) 0 0 X Y + X ~ X
事業者識別番号 サービスコード
有効受信桁数は5桁から19桁とします。

(4) サービス提供条件は次のとおりとします。

ア 当社網から発信可能な端末回線の種別は次のとおりとします。

(ア) 交換機毎の判断基準に適用される番号へ発信可能な端末回線の種別は、
電話サービスの加入電話、事業所集団電話、支店代行電話、公衆電話、第
1種及び第2種総合デジタル通信サービス及びデジタル公衆電話サー
ビスとします。ただし、硬貨収納等信号送出機能を有する電話の発信条件
については当社と直接協定事業者間で別途協議することとします。事業所
集団電話は受付台、特甲及び準特甲のみ発信可能とします。

(イ) 加入者線毎の判断基準の登録が可能な端末回線の種別は、電話サービスの
加入電話、支店代行電話、第1種及び第2種総合デジタル通信サービスと
します。ただし、共同電話、硬貨収納等信号送出機能を有する電話、事業所
集団電話、公衆電話及びデジタル公衆電話には加入者線毎の判断基準の登
録はできません。

イ 当社の電話サービス及び総合デジタル通信サービスの契約約款に基づく付

加サービス等の利用条件は別途定めることとします。

ウ 直接協定事業者網のSCPから当社網の加入者交換機へ呼解放オペレーションにより呼の解放が通知された場合、当該呼を発信した加入契約者に当社網の加入者交換機から可聴音を送出する条件は以下のとおりとします。

(ア) 伝達能力が「音声」又は「3.1kHz オーディオ」の場合、かつ理由種別値が「1（欠番）」の場合、かつ、生成源が「ローカルユーザ収容公衆網／中継網／リモートユーザ収容公衆網」の場合、当社網の加入者交換機からNUTトキを送出します。ただし、本条件は呼設定時のみに適用されます。また、生成源が上記以外の場合でもNUTトキを送出する交換機があります。

(イ) 伝達能力が「音声」又は「3.1kHz オーディオ」の場合、かつ理由種別値が「1（欠番）以外」の場合、当社網の加入者交換機からBTを送出します。

エ 直接協定事業者は交換機毎の判断基準に適用される番号について、事業者識別コード、サービスキー、サービス識別コードを当社に通知することを要します。

オ 直接協定事業者は端末回線種別が加入電話であるSCPアクセス契約加入者毎に、事業者識別コード、サービスキー、サービス識別コード、最大受信桁数、オフフック時無条件SCPアクセス契約の有無を当社に通知することを要します。

カ 直接協定事業者は端末回線種別が総合デジタル通信サービスであるSCPアクセス契約加入者毎に、事業者識別コード、サービスキー、サービス識別コードを当社に通知することを要します。

キ 当社の加入者交換機は、利用者料金の課金は行いません。

(5) 当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、技術的条件集別表3または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。

ウ SCCP仕様は、技術的条件集別表 12 に示すとおりとします。ただし、SCPの最大分割数は3とし、3を超えた場合は正常性を保証しません。

エ TC仕様は、技術的条件集別表 13 に示すとおりとします。

オ INAP仕様は、技術的条件集別表 19 のNTT-Q 1 2 2 8 - b (NTT-CS 2. 1) に示すとおりとします。ただし、再開通知アプリケーション仕様は技術的条件集別表 19 のNTT-Q 1 2 2 8 - b (NTT-CS 2. 2) の付属資料Aに示すとおりとします。当社網が直接協定事業者網から本INAP仕様で規定された以外のオペレーション、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は接続に関わる正常性を保証しません。なお、加入者交換機機能メニューと対応するINAPオペレーションの関係は次のとおりとします。

<u>加入者交換機機能メニュー</u>	<u>対応する INAP オペレーション</u>
<u>(1) 加入者線毎の判断基準に従ってSCPに制御指示要求を行う。</u>	<u>IDP</u>
<u>(2) 交換機毎の判断基準に従ってSCPに制御指示要求を行う。</u>	<u>IDP</u>
<u>(3) SCPからの指示に従い、指示された接続先へ接続する。</u>	<u>CON</u>
<u>(4) SCPからの指示に従い、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。</u>	<u>RRB+CON</u>
<u>(5) SCPからの指示に従い、呼の解放を行う。</u>	<u>RC</u>
<u>(6) SCPからの指示に従い、暫定接続を確立する。</u>	<u>ETC</u>
<u>(7) SCPからの指示に従い、順方向接続の切断、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。</u>	<u>DFC+RRB+CON</u>
<u>(8) SCPからの指示に従い、順方向接続の切断、指示された接続先への接続を行う。</u>	<u>DFC+CON</u>

(9) S C Pからの指示に従い、順方向接続の切断、呼の解放を行う。	DFC+RC
(10) S C Pからの指示に従い、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	RRB+CUE
(11) S C Pからの指示に従い、呼処理を継続する。	CUE
(12) S C Pからの指示に従い、複数の暫定接続の捕捉、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	ITC+RRB+CON
(13) S C Pからの指示に従い、全呼セグメントの解放を行う。	RC*
(14) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの統合を行う。	MC
(15) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの統合、呼処理の継続を行う。	MC+CUE
(16) S C Pからの指示に従い、レグの移動、呼セグメントの統合を行う。	ML+MC
(17) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの統合、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	MC+RRB+CUE
(18) S C Pからの指示に従い、2つの呼セグメントの解放、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	RC*+RC*+RRB+CON
(19) S C Pからの指示に従い、2つの呼セグメントの解放、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	RC*+RC*+RRB+CUE
(20) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの解放、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	RC*+RRB+CON
(21) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの解放、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	RC*+RRB+CUE

(22) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの解放、複数の暫定接続の捕捉、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	<u>RC*+ITC+RRB+CON</u>
(23) S C Pからの指示に従い、順方向接続の切断、複数の暫定接続の捕捉、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	<u>DFC+ITC+RRB+CON</u>
(24) S C Pからの指示に従い、順方向接続の切断、全呼セグメントの解放を行う。	<u>DFC+RC*</u>
(25) S C Pからの指示に従い、複数の呼セグメントが存在する順方向接続の切断、呼セグメントの統合、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	<u>DFCWA+MC+RRB+CUE</u>
(26) S C Pからの指示に従い、複数の呼セグメントが存在する順方向接続の切断、呼セグメントの統合、呼処理の継続を行う。	<u>DFCWA+MC+CUE</u>
(27) S C Pからの指示に従い、2つの順方向接続の切断、呼セグメントの統合、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	<u>DFCWA+DFCWA+MC+RRB+CUE</u>
(28) S C Pからの指示に従い、2つの順方向接続の切断、呼セグメントの統合、呼処理の継続を行う。	<u>DFCWA+DFCWA+MC+CUE</u>
(29) S C Pからの指示に従い、2つの順方向接続の切断、全呼セグメントを解放する。	<u>DFCWA+DFCWA+RC*</u>
(30) S C Pからの指示に従い、複数の呼セグメントが存在する順方向接続の切断、全呼セグメントの解放を行う。	<u>DFCWA+RC*</u>
(31) S C Pからの指示に従い、2つの呼セグメントの解放、呼処理を継続する。	<u>RC*+RC*+CUE</u>
(32) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの解放、呼処理の継続を行う。	<u>RC*+CUE</u>

(33) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの解放、呼セグメントの統合を行う。	RC*+MC
(34) S C Pからの指示に従い、対話の活性化試験を行い結果をS C Pへ通知する。	AT

なお、各I N A Pオペレーションの略称は以下のとおりです。

略称	I N A Pオペレーション
AT	活性化試験 (ActivityTest)
CON	接続 (Connect)
CUE	継続 (Continue)
DFC	順方向接続切断 (DisconnectForwardConnection)
DFCWA	アークメント付き順方向接続切断 (DisconnectForwardConnectionWithArgument)
ER	エンティティ解放通知 (EntityReleased)
ETC	暫定接続確立 (EstablishTemporaryConnection)
ERB	B C S Mイベント報告 (EventReportBCSM)
IDP	イニシャルD P (InitialDP)
ITC	暫定接続起動 (InitiateTemporaryConnections)
MC	呼セグメント統合 (MergeCallSegments)
ML	レグ移動 (MoveLeg)
RC	呼解放 (ReleaseCall) (InitialCallSegmentのみの場合)
RC*	呼解放 (ReleaseCall) (InitialCallSegment以外の場合)
RRB	B C S Mイベント報告要求 (RequestReportBCSMEvent)

カ I S U PおよびI N A P間の相互動作仕様は次のとおりとします。

(ア) 当社の加入者交換機がI A Mを受信し、T D P - Rを検出した場合、イニシャルD PオペレーションがS C Pへ送信されます。I A MからイニシャルD Pオペレーションへのパラメータのマッピング条件は次のとおりとします。

I S U Pメッセージ：I A M (注1)	I N A Pオペレーション：イニシャルD P
着番号	ダイヤル番号(dialedDigits) (注2)
発番号	発番号 (callingPartyNumber)

<u>アクセス転送に含まれる 発サブアドレス情報要素</u>	<u>発サブアドレス (callingPartySubaddress)</u>
<u>発ユーザ種別</u>	<u>発ユーザ種別 (callingPartysCategory)</u>
<u>汎用番号 (付加発番号)</u>	<u>汎用番号 (付加発番号) (genericNumbers)</u>
<u>順方向呼表示</u>	<u>順方向呼表示 (forwardCallIndicators)</u>
<u>通信路要求表示</u>	<u>伝達能力 (bearerCapability)</u>
<u>料金区域情報</u>	<u>料金区域情報 (ttcChargeAreaInformation)</u>
<u>契約者番号</u>	<u>契約者番号 (ttcContractorNumber)</u>

注1：オプションパラメータは設定されない場合があります。

注2：オフフック時無条件SCPアクセス契約者発信時は設定されません。

また、SCPアクセス契約者発信時、「#」のみがダイヤルされた場合
も設定されません。

(イ) 当社の加入者交換機はSCPから接続オペレーション、暫定接続確立オペ
レーション又は暫定接続起動オペレーションを受信すると、逆方向呼表示
パラメータ及び事業者情報転送パラメータのみが設定されたACMを発側
回線に送信します。ただし、ACMを発側回線に送信するのは、イニシヤ
ルDPオペレーションに対する初回のオペレーションを受信した場合のみ
とします。

(ウ) 当社の加入者交換機がSCPから接続オペレーションを受信すると、IAM
Mが着側回線に送信されます。接続オペレーションからIAMへのパラメ
ータのマッピング条件は次のとおりとします。IAMにおいて受信された
パラメータで、接続オペレーションのパラメータに置換されないものは、
透過に設定されます。

<u>INAPオペレーション：接続 (注 1)</u>	<u>ISUPメッセージ：IAM</u>
<u>ルーチング対地アドレス (destinationRoutingAddress)</u>	<u>着番号</u>
<u>相関ID (correlationID)</u>	<u>相関id</u>
<u>scfID (scfID)</u>	<u>SCFid</u>
<u>付加発番号 (additionalCallingPartyNumber)</u>	<u>汎用番号 (付加発番号) (注2)</u>

汎用番号（付加発番号）
(genericNumbers)

注1：オプションパラメータは設定されない場合があります。

注2：発側回線から受信した I AMに付加発番号が設定されていた場合、接続オペレーションで指示された内容が上書きされます。接続オペレーションに付加発番号および汎用番号とも設定されている場合は、汎用番号を優先して I AMに設定します。なお、付加発番号あるいは汎用番号が指示された場合は、送信する I AMの発番号の表示識別を表示不可に設定します。

(エ) 接続オペレーションにより I AMを送信すると、アドレス完了待ちタイマ T 7を開始します。タイマ T 7が終了すると、呼は両方向に解放され、適切な表示が発呼端末に返信されます。

(オ) 当社の加入者交換機における、接続オペレーションにより接続された着側回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件および発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件は次のとおりとします。

状態	着側回線からの 受信メッセージ	着側回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件 ／発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件
A C M 待 ち	ACM	アドレス完了待ちタイマ T 7は停止されます。また、ACMをCPGにマッピングし、発側回線に送信します。（注1）
	不完了ACM	設定された検出ポイントの条件に従います。
	CPG	イベント表示が「インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能」の場合はT 7タイマを停止し、CPGを発側回線に透過に送信します。イベント表示が上記以外の場合はCPGを廃棄します。
	REL	設定された検出ポイントの条件に従います。
	I AM	当該回線に優先権がある場合は受信した I AMを廃棄し、ACMを待ちます。優先権がない場合は他の回線から自動再試行を行います。
	その他	着側回線に対しRSCを送信し、他の回線から自動再試行を行います。受信したメッセージは廃棄します。

A C M 待 ち(C P G 受 信 後)	<u>ACM</u>	<u>ACMをC P Gにマッピングし、発側回線に送信します。(注1)</u>
	<u>不完了ACM</u>	<u>設定された検出ポイントの条件に従います。</u>
	<u>C P G</u>	<u>受信したC P Gを発側回線に透過に送信します。</u>
	<u>RE L</u>	<u>設定された検出ポイントの条件に従います。</u>
	<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>C P G</u>	<u>受信したC P Gを発側回線に透過に送信します。</u>
	<u>不完了C P G</u>	<u>設定された検出ポイントの条件に従います。</u>
	<u>ANM</u>	<u>設定された検出ポイントの条件に従います。</u>
	<u>RE L</u>	<u>設定された検出ポイントの条件に従います。</u>
	<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
発 着 同 時 ユ ー ザ 相 互 動 作 時 に お け る E D P 中 断 中 (発 側 ～ 着 側 回 線 が 同 一 C S の 状態)	<u>RE L</u>	<u>着側回線を解放し、受信したRE Lを発側回線に透過に送信します。また、捕捉中の暫定回線を解放します。</u>
	<u>S U S / R E S</u> (生成源：網)	<u>S U S受信によりT 6タイマを開始し、R E S受信によりT 6タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>S U S / R E S</u> (生成源：ユーザ)	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
発 着 同 時 ユ ー ザ 相 互 動	<u>RE L</u>	<u>着側回線を解放し、着側回線と接続されている暫定回線を解放します。</u>
	<u>S U S / R E S</u> (生成源：網)	<u>S U S受信によりT 6タイマを開始し、R E S受信によりT 6タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。</u>

作 時 に お け る E D P 中 断 中 (発 着 同 時 ユ ー ザ 相 互 動 作 中)	S U S / R E S (生成源：ユーザ)	着側回線と接続されている暫定回線に対しS U S / R E Sを透過に送信します。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。
	C P G	受信したC P Gを発側回線に透過に送信します。
	R E L	設定された検出ポイントの条件に従います。
	S U S / R E S (生成源：網)	S U S受信によりT 6タイマを開始し、R E S受信によりT 6タイマを停止します。
	S U S / R E S (生成源：ユーザ)	受信したS U S / R E Sを発側回線に透過に送信します。
通 信	その他	受信したメッセージは廃棄します。

注 1：ACMをC P Gにマッピングする場合のパラメータのマッピングは次のとおりとします。なお、その他のパラメータは透過にマッピングされます。

パラメータ	設定内容
イベント情報	イベント表示：注 2
	イベント提示制限表示：表示なし

注 2：イベント表示の設定条件は次のとおりとします。

ACM 上の逆方向呼表示 パラメータ	着ユーザ状態表示	
ACM 上の オプション 逆方向呼表示	表示なし	加入者空き
実装なし	イベント表示：経過表示	イベント表示：呼出中
インバ 表示なし	イベント表示：経過表示	イベント表示：呼出中

バンド域内情報表示	インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能	イベント表示：インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能	イベント表示：インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能
-----------	---------------------------	----------------------------------	----------------------------------

(カ) 当社の加入者交換機はSCPから呼解放オペレーションを受信すると、RELを発側回線又は暫定回線に送信します。理由表示パラメータは、呼解放オペレーションの呼解放Argパラメータを含んでいます。もし、呼解放オペレーションに理由表示パラメータが示されない場合は、理由表示#31が送信されます。

(キ) 呼に関連したイベントの監視を加入者交換機に要求する場合、SCPはBCSMイベント報告要求オペレーションを使用します。監視モードが「中断(interrupted)」若しくは「通知し継続(notifyAndContinue)」のいずれであるかはオペレーションによって表示されます。「通知し継続」モードでは、イベントはSCPに対するBCSMイベント報告オペレーションのEDP-N（通知モード）として通知され、通常呼処理を継続します。「中断」モードでは、イベントはBCSMイベント報告オペレーションのEDP-R（要求モード）として通知され、加入者交換機はSCPからの指示を待ちます。イベント検出ポイントは次のとおりとします。

検出ポイント	DP検出条件
発側－着信者話中	(1) 理由種別17、18又は63で生成源が「ユーザ」以外のREL受信（ユーザ話中） (2) 理由種別20のCPG、ACM又はREL受信
発側－無応答	(1) タイマTNoReplyのタイムアウト (2) 理由種別18のCPG又はACM受信
発側－応答	ANM受信
発側－切断	(1) 通話中にREL受信 (2) タイマTSUSのタイムアウト
発側－放棄	応答前に発側回線からのREL受信

(ク) 発側－無応答が設定された場合、着側回線からのACM（不完了ACMの場合は除く）の受信でタイマTNoReplyが開始され、ANMの受信でタイマ

TNoReply を停止します。

(ケ) R E L を発側回線又は着側回線から受信し、E D P - N (通知モード) として設定された検出ポイントに対応する場合には、加入者交換機は呼を切断します。R E L を着側回線から受信し、E D P - R (要求モード) として設定された検出ポイントに対応する場合には、加入者交換機は着側回線を切断し、発側回線を保留します。呼処理を中断し加入者交換機は S C P からの指示を待ちます。不完了 A C M 又は不完了 C P G を着側回線から受信し、E D P - R (要求モード) として設定された検出ポイントに対応する場合には、加入者交換機は着側回線の切断及び発側回線の保留を行い、呼処理を中断し S C P からの指示を待ちます。設定された検出ポイントに対応しない場合もしくは検出ポイントが設定されていない場合には、通常呼処理を継続します。

(コ) 検出ポイントが設定され、発側－着信者話中、発側－切断又は発側－放棄を検出した場合、該当する理由表示を B C S M イベント報告オペレーションにマッピングし S C P に通知します。

(サ) 当社の加入者交換機は S C P から暫定接続確立オペレーションを受信し、受信した I A M 中の通信路要求表示が「音声」、「3. 1 k H z オーディオ」の場合、暫定回線を接続します。他の通信路要求表示値を受信した場合、理由表示 # 6 5 を含む R E L により呼が切断されます。受信した暫定接続確立オペレーション中のパラメータと I A M で転送されるパラメータのマッピングは次のとおりとします。

<u>I N A P オペレーション：暫定接続確立</u> <u>(注 1)</u>	<u>I S U P メッセージ：I A M</u>
<u>アシスト SSP-IP ルーティングアドレス</u> <u>(assistingSSPIPRoutingAddress)</u>	<u>着番号</u>
<u>相関 ID (correlationID)</u>	<u>相関 id</u>
<u>scfID (scfID)</u>	<u>SCFid</u>

注 1：オプションパラメータは設定されない場合があります。

(シ) 暫定接続確立オペレーションにより送信される I A M 中のパラメータは

次のとおり設定されます。

パラメータ	設定内容
接続特性表示	受信した I AM に設定されていた内容が透過に設定されます。
順方向呼表示	国内／国際呼表示：受信した I AM に設定されていた内容が透過に設定されます。 エンド・エンド法表示：0 0（エンド・エンド法が利用できない） 相互接続表示：0（相互接続表示なし） エンド・エンド情報表示：0（エンド・エンド情報利用できない） I S U P 1 リンク表示：1（I S U P 1 リンクである） I S U P 1 リンク希望表示：1 0（I S U P 1 リンクを希望し必須である） I S D N アクセス表示：0（発側のユーザ・網インタフェースが非 I S D N） S C C P 法表示：0 0（表示なし）
発ユーザ種別	0 0 0 0 1 0 1 0（一般発ユーザ）／0 0 0 0 1 1 0 1（試験呼）
通信路要求表示	0 0 0 0 0 1 1（3. 1 k H z オーディオ）
事業者情報転送	発事業者情報として当社の情報が設定されます。
料金区域情報	イニシャル D P を送信した当社の加入者交換機の C A コードが設定されます。
発番号	設定されません。

（ス）暫定接続確立オペレーションにより I AM を送信すると、アドレス完了待ちタイマ T 7 が開始されます。タイマ T 7 がタイムアウトした場合には、暫定回線を切断し、S C P に対し通知を行い指示を待ちます。

（セ）当社の加入者交換機における、暫定接続確立オペレーションにより接続された暫定回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件および発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件は次のとおりとします。

状態	暫定回線からの受信メッセージ	暫定回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件／発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件
A C M 待ち	A C M	アドレス完了待ちタイマ T 7 は停止されます。また、A C M を C P G にマッピングし、発側回線に送信します。（注 1）

		<u>不完了ACM</u>	<u>アドレス完了待ちタイマT7を停止し、暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>CPG</u>	<u>イベント表示が「インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能」の場合はT7タイマを停止し、CPGを発側回線に透過に送信します。ただし、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃棄します。イベント表示が上記以外の場合はCPGを廃棄します。</u>
		<u>REL</u>	<u>暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>IAM</u>	<u>当該回線に優先権がある場合は受信したIAMを廃棄し、ACMを待ちます。優先権がない場合は他の回線から自動再試行を行います。</u>
		<u>その他</u>	<u>暫定回線に対しRSCを送信し、他の回線から自動再試行を行います。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>ACM待ち (CPG受信後)</u>	<u>ACM</u>	<u>ACMをCPGにマッピングし、発側回線に送信します。(注1)</u>
		<u>不完了ACM</u>	<u>暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>CPG</u>	<u>受信したCPGを発側回線に送信します。ただし、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃棄します。</u>
		<u>REL</u>	<u>暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>ANM待ち</u>	<u>CPG</u>	<u>受信したCPGを発側回線に送信します。ただし、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃棄します。</u>
		<u>不完了CPG</u>	<u>暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>ANM</u>	<u>通信中状態に遷移します。</u>
		<u>CHG</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>

通信中	REL	暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。
	CPG	受信したCPGを発側回線に送信します。ただし、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃棄します。
	REL	暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。
	SUS/RES (生成源：網)	SUS受信によりT6タイマを開始し、RES受信によりT6タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。
	SUS/RES (生成源：ユーザ)	受信したSUS/RESを発側回線に透過に送信します。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。

注1：ACMをCPGにマッピングする場合のパラメータのマッピングは次のとおりとします。なお、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃棄しますが、その他のパラメータは透過にマッピングされます。

パラメータ	設定内容
イベント情報	イベント表示：注2
	イベント提示制限表示：表示なし

注2：イベント表示の設定条件は次のとおりとします。

ACM上の逆方向呼表示 パラメータ	着ユーザ状態表示	
	表示なし	加入者空き
実装なし	イベント表示：経過表示	イベント表示：呼出中
インバン 表示なし	イベント表示：経過表示	イベント表示：呼出中

ド帯域内 情報表示	インバンド 情報あるいは適当なパ ターンが現在利用可能	イベント表示：インバン ド情報あるいは適当なパ ターンが現在利用可能	イベント表示：インバン ド情報あるいは適当なパ ターンが現在利用可能
--------------	-----------------------------------	--	--

(ソ) 当社の加入者交換機はSCPから順方向接続切断オペレーションを受信した場合、暫定回線に対して正常切断手順を適用します。順方向へ送信されるRELには理由表示# 31が含まれます。

(タ) 当社の加入者交換機はSCPから暫定接続起動オペレーションを受信し、IAM中の通信路要求表示が「音声」、「3.1kHzオーディオ」の場合、暫定回線を接続します。他の通信路要求表示値を受信した場合、理由表示# 65を含むRELにより呼が切断されます。受信した暫定接続起動オペレーション中のパラメータとIAMで転送されるパラメータのマッピングは次のとおりとします。

I N A P オペレーション：暫定接続起動（注1）	I S U P メッセージ：I A M
アシスト SSP-IP ルーティングアドレス (assistingSSPIPRoutingAddress)	着番号
相関 ID (correlationID)	相関 id
scfID (scfID)	SCFid

注1：オプションパラメータは設定されない場合があります。

(チ) 暫定接続起動オペレーションにより送信されるIAM中のパラメータは次のとおり設定されます。

パラメータ	設定内容
接続特性表示	受信したIAMに設定されていた内容が透過に設定されます。
順方向呼表示	国内／国際呼表示：受信したIAMに設定されていた内容が透過に設定されます。 エンド・エンド法表示：00（エンド・エンド法が利用できない） 相互接続表示：0（相互接続表示なし） エンド・エンド情報表示：0（エンド・エンド情報利用できない） ISUP1リンク表示：1（ISUP1リンクである）

	<u>I S U P 1 リンク希望表示：1 0（I S U P 1 リンクを希望し 必須である）</u>
	<u>I S D N アクセス表示：0（発側のユーザ・網インタフェース が非 I S D N）</u>
	<u>S C C P 法表示：0 0（表示なし）</u>
<u>発ユーザ種別</u>	<u>0 0 0 0 1 0 1 0（一般発ユーザ）／0 0 0 0 1 1 0 1（試験 呼）</u>
<u>通信路要求表示</u>	<u>0 0 0 0 0 0 1 1（3．1 k H z オーディオ）</u>
<u>事業者情報転送</u>	<u>発事業者情報として当社の情報が設定されます。</u>
<u>料金区域情報</u>	<u>イニシャル D P を送信した当社の加入者交換機の C A コードが 設定されます。</u>
<u>発番号</u>	<u>設定されません。</u>

（ツ）暫定接続起動オペレーションにより I A M を送信すると、アドレス完了
待ちタイマ T 7 が開始されます。タイマ T 7 がタイムアウトした場合には、2 つの暫定回線を切断し、S C P に対し通知を行い指示を待ちます。
送信される 2 つの I A M はそれぞれ異なる I A M の A C M 受信の有無に影響を受けずにシーケンシャルに送出されます。

（デ）当社の加入者交換機における、暫定接続起動オペレーションにより接続さ
れた暫定回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件および発側回線に
対する逆方向メッセージの送信条件は次のとおりとします。

<u>状態</u>	<u>暫定回線からの 受信メッセージ</u>	<u>暫定回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条 件／発側回線に対する逆方向メッセージの送信条 件</u>
<u>A C M 待ち</u>	<u>A C M</u>	<u>アドレス完了待ちタイマ T 7 は停止されます。受 信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>不完了 A C M</u>	<u>アドレス完了待ちタイマ T 7 を停止し、当該暫定 回線を解放します。また、理由表示 # 3 1 を含む R E L によりもう一方の暫定回線も切断されます。 受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>C P G</u>	<u>イベント表示が「インバンド情報あるいは適当な パターンが現在利用可能」の場合は T 7 タイマを 停止します。受信したメッセージは廃棄します。</u>

		<u>REL</u>	<u>当該暫定回線を解放し、理由表示# 3 1を含むRELによりもう一方の暫定回線も切断されます。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>I AM</u>	<u>当該回線に優先権がある場合は受信したI AMを廃棄し、ACMを待ちます。優先権がない場合は他の回線から自動再試行を行います。</u>
		<u>その他</u>	<u>当該暫定回線に対しRSCを送信し、他の回線から自動再試行を行います。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>ACM待ち(CPG受信後)</u>	<u>ACM</u>	<u>ANM待ちに遷移します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>不完了ACM</u>	<u>当該暫定回線を解放します。また、理由表示# 3 1を含むRELによりもう一方の暫定回線も切断されます。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>REL</u>	<u>当該暫定回線を解放します。また、理由表示# 3 1を含むRELによりもう一方の暫定回線も切断されます。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>ANM待ち</u>	<u>不完了CPG</u>	<u>当該暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>ANM</u>	<u>通信中状態に遷移します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>REL</u>	<u>当該暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>発着同時ユーザ相互動作時におけるEDP中断中(発着同時ユーザ相互動作中)</u>	<u>REL</u>	<u>当該暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>SUS/RES (生成源：網)</u>	<u>SUS受信によりT6タイマを開始し、RES受信によりT6タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>SUS/RES (生成源：ユーザ)</u>	<u>当該暫定回線が発側回線と接続されている場合は、受信したメッセージは廃棄します。当該暫定回線が着側回線と接続されている場合は、着側回線に対しSUS/RESを透過に送信します。</u>
		<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>

(ト) 不完了ACM、不完了CPG又はRELにより、暫定接続起動オペレーションにより生成された呼セグメントを解放する場合、該当する理由表示をエンティティ解放通知オペレーションにマッピングしSCPに通知します。

(ナ) 当社の加入者交換機はSCPから呼セグメント統合オペレーションを受信した場合、発側回線にCPGを返送する場合があります。CPGのパラメータは次のとおり設定されます。その他のパラメータは設定されません。

パラメータ	設定内容
イベント情報	イベント表示：インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能
	イベント提示制限表示：表示なし

(ニ) 当社の加入者交換機はSCPからアーギュメント付き順方向接続切断オペレーションを受信した場合、指定されたレグIDに対応する暫定回線に対して正常切断手順を適用します。順方向へ送信されるRELには理由表示#31が含まれます。

(ヌ) 当社の加入者交換機のISUPタイムは次のとおりとします。

記号	タイムアウト値	開始要因	正常終了	満了時
T _{SUS}	2～4秒	網起動のSUS受信時	網起動のRES又はREL受信時	解放手順を開始もしくはSCPへ通知
T _{NoReply}	SCP制御による	ACM(不完了ACMは除く)を受信した際に発側—無応答が設定されていた時	ANM又は不完了CPG, REL受信時	SCPへ通知し、後位コネクションを解放する。

キ 本インタフェースに関するシーケンスは次のとおりとします。ただし、接続シーケンスは当社網と着側網間、当社網と直接協定事業者SCP間のみを規定することとし、発側網と当社網間は規定しません。

項番	INAPオペレーション	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	InitialDP	音声、3.1kHzオーディオ、64Kbit/s 非制限	PT-Q1

<u>2</u>	<u>Connect</u>	<u>音声、3.1kHz オデーイ、 64Kbit/s 非制限</u>	<u>P T - Q 2</u>
<u>3</u>	<u>EstablishTemporaryConnection</u>	<u>音声、3.1kHz オデーイ</u>	<u>P T - Q 3</u>
<u>4</u>	<u>RequestReportBCSMEvent, EventReportBCSM</u>	<u>音声、3.1kHz オデーイ、 64Kbit/s 非制限</u>	<u>P T - Q 4</u>
<u>5</u>	<u>DisconnectForwardConnection</u>	<u>音声、3.1kHz オデーイ</u>	<u>P T - Q 5</u>
<u>6</u>	<u>ReleaseCall、ReleaseCall*</u>	<u>音声、3.1kHz オデーイ、 64Kbit/s 非制限</u>	<u>P T - Q 6</u>
<u>7</u>	<u>DisconnectForwardConnectionW ithArgument</u>	<u>音声、3.1kHz オデーイ</u>	<u>P T - Q 7</u>
<u>8</u>	<u>InitiateTemporaryConnections</u>	<u>音声、3.1kHz オデーイ</u>	<u>P T - Q 8</u>
<u>9</u>	<u>MergeCallSegments</u>	<u>—</u>	<u>P T - Q 9</u>
<u>10</u>	<u>MoveLeg</u>	<u>—</u>	<u>P T - Q 1 0</u>
<u>11</u>	<u>Continue</u>	<u>—</u>	<u>P T - Q 1 1</u>
<u>12</u>	<u>EntityReleased</u>	<u>—</u>	<u>P T - Q 1 4</u>
<u>13</u>	<u>ActivityTest</u>	<u>—</u>	<u>P T - Q 1 5</u>
<u>14</u>	<u>RestartNotification, RestartNotificationAcknowled gement</u>	<u>—</u>	<u>P T - Q 1 6</u>
<u>15</u>	<u>試験</u>	<u>音声、3.1kHz オデーイ</u>	<u>P T - Q 1 7</u>

(6) 当社網と直接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第 32 条（接続方式）第 1 項の分類 1 又は分類 3 の規定を準用します。

(7) 当社網と直接協定事業者網間及び間接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は次のとおりとします。

ア 当社網、直接協定事業者及び間接協定事業者の応答信号の返送条件は次のとおりとします。

(ア) 着側網は、通話回線及び暫定回線に対して、端末機器等からの応答を受信した場合は、発側網に対し直ちに応答信号を返送します。

(イ) 通話回線及び暫定回線に対して、返送する ANM の課金表示の課金／非課金に関わりなく、網使用料を精算することとします。ただし、試験用の通信については精算しないことにします。

イ 本則の通話回線に対する通信時間の測定等に規定する電気通信設備が応答信

号を受信した時点はANMを受信した時点、又は端末機器の応答を検出した時点とします。本則の通信時間の測定等に規定する電気通信設備が切断信号を受信した時点はRELを受信した時点、発信端末機器の切断を検出した時点、又は着信端末機器の切断時のSUSを受信したのちにRELを送信した時点とします。

ウ 当社網は、直接協定事業者から通話回線に対する応答の通知を求められた場合は、応答信号を受信した時点で、SCPに通知します。また、通話回線に対する切断の通知を求められた場合は、切断信号を受信した時点でSCPに通知します。また、通話回線に対する発側放棄の通知を求められた場合は、放棄を検出した時点で通知します。

エ 本則の音声ガイダンス送信用接続機能の測定等に規定する電気通信設備が応答信号を受信した時点はANMを受信した時点とします。本則の通信時間の測定等に規定する電気通信設備が切断信号を受信した時点はRELを受信した時点、又はRELを送信した時点とします。

オ 本則の共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金の適用の信号はSCCPメッセージをいいます。

カ 本則の再接続用網保留通信機能に係る電気通信設備の保留時間の測定を開始する時点はIAMを送信した時点、電気通信設備の保留時間の測定を終了する時点はRELを受信した時点、又はRELを送信した時点とします。

（８）当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は次のとおりとします。

ア 当社と直接協定事業者の設備に関わる試験は、設備を所有する事業者が責任を持って実施し、他社の設備についての試験は原則として実施しません。
ただし、故障切り分け等のため当社網と直接協定事業者網間は試験可能とします。

イ 当社網と直接協定事業者間で実施するSCPアクセスに関する試験は次のとおりとします。

（ア） 直接協定事業者が直接協定事業者網内にガイダンス装置等（強制切断無

し)を有することを要し、当社はその機能を使用して手動SCPアクセス試験を実施します。接続シーケンスはP T-Q 1 7のとおりとします。

(イ) 当社網と直接協定事業者網間における手動SCPアクセス試験の内容は次のとおりとします。なお、実際に使用する試験番号は当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

試験目的	試験種別	接続先	試験番号構成	課金条件 (注1)	強制切断 の有無
LSからSCPへのアクセス確認および直接協定事業者網への接続確認	手動SCPアクセス試験(交換機毎の判断基準)	直接協定事業者網内のガイダンス装置等	0AB0+DEFGHJ(K) 0A0+CDEFGHJK 00XY+X ₁ X ₂ X ₃ ~X _n	非課金	無
	手動SCPアクセス試験(加入者線毎の判断基準)	同上	XX・・X		無

注1:課金条件の非課金は回線接続に関する事業者間精算の対象外を示します。

ウ 当社と直接協定事業者は信号リンクの正常性を確認する手動信号ルート試験機能を実施します。

2 NTT-CS2. 2による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社の加入契約者がダイヤルした番号又は間接協定事業者からの接続番号により当社網の加入者交換機から直接協定事業者網のSCPへ問合せを行う「交換機毎の判断基準」に適用される番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとし、その構成は次のとおりとします。なお、直接協定事業者は交換機毎の判断基準に適用される番号を当社に通知することを要します。

ア 0 A B 0 + D E F + G H J (K)

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

直接協定事業者に割り当てられた番号とします。D E F までで交換機毎の判断基準に合致するかどうかを識別します。

イ 0 A 0 + C D E + F G H J K

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

直接協定事業者に割り当てられた番号とします。C D E F までで交換機毎の判断基準に合致するかどうかを識別します。

ウ 0 0 X Y + X 1 X 2 ～ X n

事業者識別番号 サービスコード

直接協定事業者に割り当てられた番号とします。X 1 X 2 までで交換機毎の判断基準に合致するかどうかを識別します。最大受信桁数は 16 桁とします。

(2) 当社の加入契約者のうち、S C P アクセス契約加入者が発信する場合に適用される番号は第 1 項 (2) の規定を準用します。

(3) 直接協定事業者網の S C P から当社網の加入者交換機へ信号により通知する電気通信番号は電気通信番号規則（平成 9 年郵政省令第 82 号）を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入者交換機から直接協定事業者網又は間接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ただし、試験番号については本項 (7) に規定します。

ア 当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で呼を接続するために直接協定事業者網の S C P から当社網の加入者交換機へ接続オペレーションにより通知する番号の構成は次のとおりとします。

(ア) 0 0 X Y + 0 + A B C D E + F G H J

事業者識別番号 市外局番＋市内局番 加入者番号

有効受信桁数は 9 桁から 14 桁とします。

(イ) 0 0 X Y + 0 A 0 + C D E + F G H J K

事業者識別番号 サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

有効受信桁数は9桁から15桁とします。

(ウ) 0 0 X Y + X ~ X

事業者識別番号 サービスコード

有効受信桁数は5桁から26桁とします。

(エ) 0 0 X Y + X ~ X

事業者識別番号 国際公衆電気通信番号等 (0 1 0 から始まる番号も含む)

有効受信桁数は5桁から26桁とします。

(オ) 0 + A B C D E + F G H J

国内プレフィックス 市外局番+市内局番 加入者番号

有効受信桁数は国内プレフィックスを除いた8桁から9桁とします。

(カ) 0 A 0 + C D E + F G H J K

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

有効受信桁数は9桁から11桁とします。

イ 当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で暫定回線を接続する
ために直接協定事業者網のSCPから当社網の加入者交換機へ暫定接続確立も
しくは暫定接続起動オペレーションにより通知する番号の構成は次のとおりと
します。ただし、それぞれの番号は直接協定事業者又は間接協定事業者のガイ
ダンス装置等を示す番号とします。

(ア) 0 0 X Y + 0 + A B C D E + F G H J

事業者識別番号 市外局番+市内局番 加入者番号

有効受信桁数は9桁から14桁とします。

(イ) 0 0 X Y + 0 A 0 + C D E + F G H J K

事業者識別番号 サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

有効受信桁数は9桁から15桁とします。

(ウ) 0 0 X Y + X ~ X

事業者識別番号 サービスコード

有効受信桁数は5桁から26桁とします。

(エ) 0 0 X Y + X ~ X

事業者識別番号 国際公衆電気通信番号等 (0 1 0 から始まる番号も含む)

有効受信桁数は5桁から26桁とします。

(オ) 0 + A B C D E + F G H J

国内プレフィックス 市外局番+市内局番 加入者番号

有効受信桁数は国内プレフィックスを除いた8桁から9桁とします。

(カ) 0 A 0 + C D E + F G H J K

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

有効受信桁数は9桁から11桁とします。

(4) サービス提供条件は第1項(4)の規定を準用します。

(5) 当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、技術的条件集別表3または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。

ウ SCCP仕様は、技術的条件集別表12に示すとおりとします。ただし、SCPの最大分割数は3とし、3を超えた場合は正常性を保証しません。

エ TC仕様は、技術的条件集別表13に示すとおりとします。

オ INAP仕様は、技術的条件集別表19のNTT-Q1228-b (NTT-CS2.2)に示すとおりとします。当社網が直接協定事業者網から本INAP仕様で規定された以外のオペレーション、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は接続に関わる正常性を保証しません。なお、加入者交換機機能メニューと対応するINAPオペレーションの関係は次のとおりとします。

加入者交換機機能メニュー

対応するINAPオペレーション

(1) 加入者線毎の判断基準に従ってSCPに制御指示要求を行う。	IDP
(2) 交換機毎の判断基準に従ってSCPに制御指示要求を行う。	IDP
(3) SCPからの指示に従い、指示された接続先へ接続する。	CON
(4) SCPからの指示に従い、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	RRB+CON
(5) SCPからの指示に従い、呼の解放を行う。	RC
(6) SCPからの指示に従い、暫定接続を確立する。	ETC
(7) SCPからの指示に従い、順方向接続の切断、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	DFC+RRB+CON
(8) SCPからの指示に従い、順方向接続の切断、指示された接続先への接続を行う。	DFC+CON
(9) SCPからの指示に従い、順方向接続の切断、呼の解放を行う。	DFC+RC
(10) SCPからの指示に従い、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	RRB+CUE
(11) SCPからの指示に従い、呼処理を継続する。	CUE
(12) SCPからの指示に従い、複数の暫定接続の捕捉、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	ITC+RRB+CON
(13) SCPからの指示に従い、全呼セグメントの解放を行う。	RC*
(14) SCPからの指示に従い、呼セグメントの統合を行う。	MC
(15) SCPからの指示に従い、呼セグメントの統合、呼処理の継続を行う。	MC+CUE
(16) SCPからの指示に従い、レグの移動、呼セグメントの統合を行う。	ML+MC

(17) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの統合、 要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行 う。	<u>MC+RRB+CUE</u>
(18) S C Pからの指示に従い、2つの呼セグメント の解放、要求されたイベントの設定、指示された 接続先への接続を行う。	<u>RC*+RC*+RRB+CON</u>
(19) S C Pからの指示に従い、2つの呼セグメント の解放、要求されたイベントの設定、呼処理の継 続を行う。	<u>RC*+RC*+RRB+CUE</u>
(20) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの解放、 要求されたイベントの設定、指示された接続先へ の接続を行う。	<u>RC*+RRB+CON</u>
(21) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの解放、 要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行 う。	<u>RC*+RRB+CUE</u>
(22) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの解放、 複数の暫定接続の捕捉、要求されたイベントの設 定、指示された接続先への接続を行う。	<u>RC*+ITC+RRB+CON</u>
(23) S C Pからの指示に従い、順方向接続の切断、 複数の暫定接続の捕捉、要求されたイベントの設 定、指示された接続先への接続を行う。	<u>DFC+ITC+RRB+CON</u>
(24) S C Pからの指示に従い、順方向接続の切断、 全呼セグメントの解放を行う。	<u>DFC+RC*</u>
(25) S C Pからの指示に従い、複数の呼セグメント が存在する順方向接続の切断、呼セグメントの統 合、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を 行う。	<u>DFCWA+MC+RRB+CUE</u>
(26) S C Pからの指示に従い、複数の呼セグメント が存在する順方向接続の切断、呼セグメントの統 合、呼処理の継続を行う。	<u>DFCWA+MC+CUE</u>

(27) S C Pからの指示に従い、2つの順方向接続の切断、呼セグメントの統合、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	<u>DFCWA+DFCWA+MC+RRB+CUE</u>
(28) S C Pからの指示に従い、2つの順方向接続の切断、呼セグメントの統合、呼処理の継続を行う。	<u>DFCWA+DFCWA+MC+CUE</u>
(29) S C Pからの指示に従い、2つの順方向接続の切断、全呼セグメントを解放する。	<u>DFCWA+DFCWA+RC*</u>
(30) S C Pからの指示に従い、複数の呼セグメントが存在する順方向接続の切断、全呼セグメントの解放を行う。	<u>DFCWA+RC*</u>
(31) S C Pからの指示に従い、2つの呼セグメントの解放、呼処理を継続する。	<u>RC*+RC*+CUE</u>
(32) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの解放、呼処理の継続を行う。	<u>RC*+CUE</u>
(33) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの解放、呼セグメントの統合を行う。	<u>RC*+MC</u>
(34) S C Pからの指示に従い、対話の活性化試験を行い結果をS C Pへ通知する。	<u>AT</u>
(35) S C Pからの指示に従い、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	<u>SCI+RNC+RRB+CON</u>
(36) S C Pからの指示に従い、順方向接続の切断、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	<u>DFC+SCI+RNC+RRB+CON</u>
(37) S C Pからの指示に従い、複数の暫定接続の捕捉、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	<u>ITC+SCI+RNC+RRB+CON</u>

(38) S C Pからの指示に従い、2つの呼セグメントの解放、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	<u>RC*+RC*+SCI+RNC+RRB</u> <u>+CON</u>
(39) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの解放、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	<u>RC*+SCI+RNC+RRB+CON</u>
(40) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの解放、複数の暫定接続の捕捉、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	<u>RC*+ITC+SCI+RNC+RRB</u> <u>+CON</u>
(41) S C Pからの指示に従い、順方向接続の切断、複数の暫定接続の捕捉、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	<u>DFC+ITC+SCI+RNC+RRB</u> <u>+CON</u>

なお、各 I N A P オペレーションの略称は以下のとおりです。

略称	I N A P オペレーション
<u>AT</u>	<u>活性化試験 (ActivityTest)</u>
<u>CON</u>	<u>接続 (Connect)</u>
<u>CUE</u>	<u>継続 (Continue)</u>
<u>DFC</u>	<u>順方向接続切断 (DisconnectForwardConnection)</u>
<u>DFCWA</u>	<u>アーギュメント付き順方向接続切断</u> <u>(DisconnectForwardConnectionWithArgument)</u>
<u>ENC</u>	<u>課金イベント通知 (EventNotificationCharging)</u>
<u>ER</u>	<u>エンティティ解放通知 (EntityReleased)</u>
<u>ETC</u>	<u>暫定接続確立 (EstablishTemporaryConnection)</u>
<u>ERB</u>	<u>B C S M イベント報告 (EventReportBCSM)</u>
<u>IDP</u>	<u>イニシャル D P (InitialDP)</u>

<u>ITC</u>	<u>暫定接続起動 (InitiateTemporaryConnections)</u>
<u>MC</u>	<u>呼セグメント統合 (MergeCallSegments)</u>
<u>ML</u>	<u>レグ移動 (MoveLeg)</u>
<u>RC</u>	<u>呼解放 (ReleaseCall) (InitialCallSegmentのみの場合)</u>
<u>RC*</u>	<u>呼解放 (ReleaseCall) (InitialCallSegment以外の場合)</u>
<u>RNC</u>	<u>課金イベント通知要求 (RequestNotificationChargingEvent)</u>
<u>RRB</u>	<u>B C S Mイベント報告要求 (RequestReportBCSMEvent)</u>
<u>SCI</u>	<u>課金情報送出 (SendChargingInformation)</u>

カ I S U PおよびI N A P間の相互動作仕様は次のとおりとします。

(ア) 当社の加入者交換機がI A Mを受信し、T D P - Rを検出した場合、イニシャルD PオペレーションがS C Pへ送信されます。I A MからイニシャルD Pオペレーションへのパラメータのマッピング条件は次のとおりとします。

<u>I S U Pメッセージ：I A M (注1)</u>	<u>I N A Pオペレーション：イニシャルD P</u>
<u>着番号</u>	<u>ダイヤル番号(dialedDigits)</u> <u>着番号(CalledPartyNumber) (注2)</u>
<u>発番号</u>	<u>発番号 (callingPartyNumber)</u>
<u>アクセス転送に含まれる発サブアドレス情報要素</u>	<u>発サブアドレス (callingPartySubaddress)</u>
<u>発ユーザ種別</u>	<u>発ユーザ種別 (callingPartysCategory)</u>
<u>汎用番号(付加発番号)</u>	<u>汎用番号 (付加発番号) (genericNumbers)</u>
<u>順方向呼表示</u>	<u>順方向呼表示 (forwardCallIndicators)</u>
<u>通信路要求表示</u>	<u>伝達能力 (bearerCapability)</u>
<u>料金区域情報</u>	<u>料金区域情報 (ttcChargeAreaInformation)</u>
<u>契約者番号</u>	<u>契約者番号 (ttcContractorNumber)</u>
<u>事業者情報転送</u>	<u>事業者情報転送 (ttcCarrierInformationTransfer)</u>
<u>付加ユーザ種別</u>	<u>付加ユーザ種別 (ttcAdditionalPartysCategory)</u>

注1：オプションパラメータは設定されない場合があります。

注2：番号計画識別子／番号種別によりダイヤル番号又は着番号パラメータに設定されます。なおオフフック時無条件SCPアクセス契約加入者の発信時はダイヤル番号及び着番号パラメータのいずれも設定されません。また、SCPアクセス契約者発信時、「#」のみがダイヤルされた場合、ダイヤル番号及び着番号パラメータのいずれも設定されません。

(イ) 当社の加入者交換機はSCPから接続オペレーション、暫定接続確立オペレーション又は暫定接続起動オペレーションを受信すると、逆方向呼表示パラメータ及び事業者情報転送パラメータのみが設定されたACMを発側回線に送信します。ただし、ACMを発側回線に送信するのは、イニシャルDPオペレーションに対する初回のオペレーションを受信した場合のみとします。ACMにおける逆方向呼表示パラメータは、次のとおり設定されます。

フィールド	設定内容
課金表示	00（表示なし）
着ユーザ状態表示	00（表示なし）
着ユーザ種別表示	00（表示なし）
エンド・エンド法表示	00（エンド・エンド法利用不可（リンクバイリンク法のみ利用可））
相互接続表示	0（相互接続なし）
エンド・エンド情報表示	0（エンド・エンド情報利用不可）
ISUP1リンク表示	1（ISUP1リンクである）
保留表示	0（保留必要なし）
ISDNアクセス表示	1（着側のユーザ・網インタフェースがISDN）
エコー制御装置表示	0（入エコー制御装置挿入なし）
SCCP法表示	00（表示なし）

また、事業者情報転送パラメータの経由情報転送表示は00（転送なし）が設定され、事業者情報名にはSCPから接続オペレーション、暫定接続確立オペレーション又は暫定接続起動オペレーションにより通知された

SCP事業者情報が設定されます。

(ウ) 当社の加入者交換機がSCPから接続オペレーションを受信すると、IAM
Mが着側回線に送信されます。接続オペレーションからIAMへのパラメ
ータのマッピング条件は次のとおりとします。IAMにおいて受信された
パラメータで、接続オペレーションのパラメータに置換されないものは、
透過に設定されます。

<u>INAPオペレーション：接続</u> <u>(注1)</u>	<u>ISUPメッセージ：IAM</u>
<u>ルーチング対地アドレス</u> <u>(destinationRoutingAddress)</u>	<u>着番号</u>
<u>相関ID (correlationID)</u>	<u>相関id</u>
<u>scfID (scfID)</u>	<u>SCFid</u>
<u>付加発番号</u> <u>(additionalCallingPartyNum</u> <u>ber)</u>	<u>汎用番号 (付加発番号)</u> <u>(注2)</u>
<u>汎用番号 (付加発番号)</u> <u>(genericNumbers)</u>	
<u>第二サービス相互動作表示</u> <u>(serviceInteractionIndicator</u> <u>sTwo)</u>	<u>着IN番号 (注3)</u>
<u>ISDNアクセス関連情報</u> <u>(isdnAccessRelatedInformati</u> <u>on)</u>	<u>アクセス転送 (着サブアドレス)</u> <u>(注4)</u>
<u>発信者番号非通知理由</u> <u>(ttcCauseOfNoID)</u>	<u>発信者番号非通知理由 (注5)</u>
<u>事業者情報転送 (経路情報転送</u> <u>表示、SCP事業者情報)</u> <u>(ttcCarrierInformationTrans</u> <u>fer)</u>	<u>事業者情報転送 (経路情報転送表</u> <u>示、SCP事業者情報) (注6)</u>

注1：オプションパラメータは設定されない場合があります。

注2：発側回線から受信したIAMに付加発番号が設定されていた場合、接
続オペレーションで指示された内容が上書きされます。接続オペレ
ーションに付加発番号および汎用番号とも設定されている場合は、汎用

番号を優先して I AM に設定します。なお、付加発番号あるいは汎用番号が指示された場合は、送信する I AM の発番号の表示識別を表示不可に設定します。

注 3：着 I N 番号パラメータの設定は次のとおりとします。

<u>接続オペレーションの 第二サービス相互動作 表示の着 I N 番号表示 許容指示</u>	<u>I AM の着 I N 番号</u>
<u>許容</u>	<u>表示識別：表示可</u> <u>アドレス情報：イニシャル D P 上のダイヤル番号</u> <u>もしくは着番号のアドレス情報を設定</u>
<u>非許容</u>	<u>表示識別：表示不可</u> <u>アドレス情報：イニシャル D P 上のダイヤル番号</u> <u>もしくは着番号のアドレス情報を設定</u>

なお、第二サービス相互動作表示が指示されない場合は着 I N 番号の表示識別を表示不可とします。

注 4：発側回線から受信した I AM にアクセス転送（着サブアドレス）が設定されていた場合、接続オペレーションで指示された内容が上書きされます。

注 5：発側回線から受信した I AM に発信者番号非通知理由が設定されていた場合、接続オペレーションで指示された内容が上書きされます。なお、付加発番号あるいは汎用番号が指示された場合は、受信した I AM の発信者番号非通知理由を廃棄します。

注 6：発側回線から受信した I AM の事業者情報転送の経由情報転送表示は接続オペレーションで指示された内容が上書きされます。なお、発側網が要求している情報を削除するような指示は行わないこととします。また、接続オペレーションで指示された S C P 事業者情報が I AM の事業者情報転送に追加されます。

(エ) 受信した I AM に着 I N 番号が設定され、かつ第一着 I N 番号が設定されていない場合、接続オペレーション受信により送信する I AM に第一着 I

N番号を設定します。第一着IN番号には受信したIAMの着IN番号の内容が透過に設定されます。

(オ) 接続オペレーションによりIAMを送信すると、アドレス完了待ちタイマT7を開始します。タイマT7が終了すると、呼は両方向に解放され、適切な表示が発呼端末に返信されます。

(カ) 当社の加入者交換機における、接続オペレーションにより接続された着側回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件および発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件は次のとおりとします。

状態	着側回線からの 受信メッセージ	着側回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件／発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件
<u>ACM 待ち</u>	<u>ACM</u>	<u>アドレス完了待ちタイマT7は停止されます。また、ACMをCPGにマッピングし、発側回線に送信します。（注1）</u>
	<u>不完了ACM</u>	<u>設定された検出ポイントの条件に従います。</u>
	<u>CPG</u>	<u>イベント表示が「インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能」の場合はT7タイマを停止し、CPGを発側回線に透過に送信します。イベント表示が上記以外の場合はCPGを廃棄します。</u>
	<u>REL</u>	<u>設定された検出ポイントの条件に従います。</u>
	<u>IAM</u>	<u>当該回線に優先権がある場合は受信したIAMを廃棄し、ACMを待ちます。優先権がない場合は他の回線から自動再試行を行います。</u>
	<u>その他</u>	<u>着側回線に対しRSCを送信し、他の回線から自動再試行を行います。受信したメッセージは廃棄します。</u>
<u>ACM 待ち (CPG受信 後)</u>	<u>ACM</u>	<u>ACMをCPGにマッピングし、発側回線に送信します。（注1）</u>
	<u>不完了ACM</u>	<u>設定された検出ポイントの条件に従います。</u>
	<u>CPG</u>	<u>受信したCPGを発側回線に透過に送信します。</u>
	<u>REL</u>	<u>設定された検出ポイントの条件に従います。</u>
	<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
<u>ANM</u>	<u>CPG</u>	<u>受信したCPGを発側回線に透過に送信します。</u>

	待ち	<u>C P G</u>	<u>設定された検出ポイントの条件に従います。</u>
		<u>A N M</u>	<u>設定された検出ポイントの条件に従います。</u>
		<u>C H G</u>	<u>受信したC H Gを発側回線に透過に送信します。</u>
		<u>R E L</u>	<u>設定された検出ポイントの条件に従います。</u>
		<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>発着同時ユーザ相互動作時におけるE D P中断中（発側～着側回線が同一C Sの状態）</u>	<u>R E L</u>	<u>着側回線を解放し、受信したR E Lを発側回線に透過に送信します。また、捕捉中の暫定回線を解放します。</u>
		<u>S U S / R E S</u> <u>（生成源：網）</u>	<u>S U S受信によりT 6タイマを開始し、R E S受信によりT 6タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>S U S / R E S</u> <u>（生成源：ユーザ）</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>発着同時ユーザ相互動作時におけるE D P中断中（発着同時ユーザ相互動作中）</u>	<u>R E L</u>	<u>着側回線を解放し、着側回線と接続されている暫定回線を解放します。</u>
		<u>S U S / R E S</u> <u>（生成源：網）</u>	<u>S U S受信によりT 6タイマを開始し、R E S受信によりT 6タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>S U S / R E S</u> <u>（生成源：ユーザ）</u>	<u>着側回線と接続されている暫定回線に対しS U S / R E Sを透過に送信します。</u>
		<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
	通信中	<u>C P G</u>	<u>受信したC P Gを発側回線に透過に送信します。</u>
		<u>C H G</u>	<u>受信したC H Gを発側回線に透過に送信します。</u>
		<u>R E L</u>	<u>設定された検出ポイントの条件に従います。</u>
		<u>S U S / R E S</u> <u>（生成源：網）</u>	<u>S U S受信によりT 6タイマを開始し、R E S受信によりT 6タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。</u>

<u>S U S / R E S</u> <u>(生成源：ユーザ)</u>	<u>受信した S U S / R E S を発側回線に透過に送信します。</u>
<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>

注 1：ACMをCPGにマッピングする場合のパラメータのマッピングは次のとおりとします。なお、その他のパラメータは透過にマッピングされます。

<u>パラメータ</u>	<u>設定内容</u>
<u>イベント情報</u>	<u>イベント表示：注 2</u>
	<u>イベント提示制限表示：表示なし</u>
<u>逆方向呼表示</u>	<u>注 3</u>

注 2：イベント表示の設定条件は次のとおりとします。

<u>ACM 上の逆方向呼表示</u> <u>パラメータ</u>	<u>着ユーザ状態表示</u>	
<u>ACM 上の</u> <u>オプション</u> <u>逆方向呼表示</u>	<u>表示なし</u>	<u>加入者空き</u>
<u>実装なし</u>	<u>イベント表示：経過表示</u>	<u>イベント表示：呼出中</u>
<u>表示なし</u>	<u>イベント表示：経過表示</u>	<u>イベント表示：呼出中</u>
<u>インバ</u> <u>ンド帯</u> <u>域内情</u> <u>報表示</u>	<u>イベント表示：インバン</u> <u>ド情報あるいは適</u> <u>当なパターン</u> <u>が現在利用可</u> <u>能</u>	<u>イベント表示：インバン</u> <u>ド情報あるいは適</u> <u>当なパターン</u> <u>が現在利用可</u> <u>能</u>

注 3：課金情報送出オペレーションが指示されている場合、指示内容に従い課金表示を変換します。その他のフィールドは透過に設定します。

(キ) 当社の加入者交換機はSCPから呼解放オペレーションを受信すると、RELを発側回線又は暫定回線に送信します。理由表示パラメータは、呼解放オペレーションの呼解放Argパラメータを含んでいます。もし、呼解放オペレーションに理由表示パラメータが示されない場合は、理由表示#31が送信されます。

(ク) 呼に関連したイベントの監視を加入者交換機に要求する場合、SCPはB

C S Mイベント報告要求オペレーションを使用します。監視モードが「中断(interrupted)」若しくは「通知し継続(notifyAndContinue)」のいずれであるかはオペレーションによって表示されます。「通知し継続」モードでは、イベントはS C Pに対するB C S Mイベント報告オペレーションのE D P-N（通知モード）として通知され、通常呼処理を継続します。「中断」モードでは、イベントはB C S Mイベント報告オペレーションのE D P-R（要求モード）として通知され、加入者交換機はS C Pからの指示を待ちます。イベント検出ポイントは次のとおりとします。

検出ポイント	D P検出条件
発側－着信者話中	(1) 理由種別17、18又は63で生成源が「ユーザ」以外のR E L受信（ユーザ話中） (2) 理由種別20のC P G、ACM又はR E L受信
発側－無応答	(1) タイマTNoReplyのタイムアウト (2) 理由種別18のC P G又はACM受信
発側－応答	ANM受信
発側－切断	(3) 通話中にR E L受信 (4) タイマTSUS タイムアウト
発側－放棄	応答前に発側回線からのR E L受信

(ケ) 発側－無応答が設定された場合、着側回線からのACM（不完了ACMの場合は除く）の受信でタイマTNoReply が開始され、ANMの受信でタイマTNoReply を停止します。

(コ) R E Lを発側回線又は着側回線から受信し、E D P-N（通知モード）として設定された検出ポイントに対応する場合には、加入者交換機は呼を切断します。R E Lを着側回線から受信し、E D P-R（要求モード）として設定された検出ポイントに対応する場合には、加入者交換機は着側回線を切断し、発側回線を保留します。呼処理を中断し加入者交換機はS C Pからの指示を待ちます。不完了ACM又は不完了C P Gを着側回線から受信し、E D P-R（要求モード）として設定された検出ポイントに対応する場合には、加入者交換機は着側回線の切断及び発側回線の保留を行い、

呼処理を中断しSCPからの指示を待ちます。設定された検出ポイントに対応しない場合もしくは検出ポイントが設定されていない場合には、通常呼処理を継続します。

(サ) 検出ポイントが設定され、発側ー着信者話中、発側ー切断又は発側ー放棄を検出した場合、該当する理由表示をBCSMイベント報告オペレーションにマッピングしSCPに通知します。

(シ) 当社の加入者交換機はSCPから暫定接続確立オペレーションを受信し、受信したIAM中の通信路要求表示が「音声」、「3.1kHzオーディオ」の場合、暫定回線を接続します。他の通信路要求表示値を受信した場合、理由表示#65を含むRELにより呼が切断されます。受信した暫定接続確立オペレーション中のパラメータとIAMで転送されるパラメータのマッピングは次のとおりとします。

<u>INAPオペレーション：暫定接続確立（注1）</u>	<u>ISUPメッセージ：IAM</u>
<u>アシストSSP-IPルーチングアドレス（assistingSSIPRoutingAddress）</u>	<u>着番号</u>
<u>相関ID（correlationID）</u>	<u>相関id</u>
<u>scfID（scfID）</u>	<u>SCFid</u>
<u>事業者情報転送（SCP事業者情報）（ttcCarrierInformationTransfer）</u>	<u>事業者情報転送（SCP事業者情報）（注2）</u>

注1：オプションパラメータは設定されない場合があります。

注2：事業者情報転送の経由情報転送表示は11（両方向）が設定されます。

(ス) 暫定接続確立オペレーションにより送信されるIAM中のパラメータは次のとおり設定されます。

<u>パラメータ</u>	<u>設定内容</u>
<u>接続特性表示</u>	<u>受信したIAMに設定されていた内容が透過に設定されます。</u>
<u>順方向呼表示</u>	<u>国内／国際呼表示：受信したIAMに設定されていた内容が透過に設定されます。</u> <u>エンド・エンド法表示：00（エンド・エンド法が利用できない）</u>

	相互接続表示：0（相互接続表示なし） エンド・エンド情報表示：0（エンド・エンド情報利用できない） ISUP1リンク表示：1（ISUP1リンクである） ISUP1リンク希望表示：10（ISUP1リンクを希望し必須である） ISDNアクセス表示：0（発側のユーザ・網インタフェースが非ISDN） SCCP法表示：00（表示なし）
発ユーザ種別	00001010（一般発ユーザ）／00001101（試験呼）
通信路要求表示	00000011（3.1kHzオーディオ）
事業者情報転送	発事業者情報として当社の情報が設定されます。
料金区域情報	イニシャルDPを送信した当社の加入者交換機のCAコードが設定されます。
発番号	設定されません。

（セ）暫定接続確立オペレーションによりIAMを送信すると、アドレス完了待ちタイマT7が開始されます。タイマT7がタイムアウトした場合には、暫定回線を切断し、SCPに対し通知を行い指示を待ちます。

（ソ）当社の加入者交換機における、暫定接続確立オペレーションにより接続された暫定回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件および発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件は次のとおりとします。

状態	暫定回線からの受信メッセージ	暫定回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件／発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件
ACM待ち	ACM	アドレス完了待ちタイマT7は停止されます。また、ACMをCPGにマッピングし、発側回線に送信します。（注1）
	不完了ACM	アドレス完了待ちタイマT7を停止し、暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。

		<u>C P G</u>	<u>イベント表示が「インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能」の場合はT 7 タイマを停止し、C P Gを発側回線に透過に送信します。ただし、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃棄します。イベント表示が上記以外の場合はC P Gを廃棄します。</u>
		<u>R E L</u>	<u>暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>I A M</u>	<u>当該回線に優先権がある場合は受信した I A Mを廃棄し、A C Mを待ちます。優先権がない場合は他の回線から自動再試行を行います。</u>
		<u>その他</u>	<u>暫定回線に対し R S Cを送信し、他の回線から自動再試行を行います。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>A C M 待 ち (C P G 受信 後)</u>	<u>A C M</u>	<u>A C MをC P Gにマッピングし、発側回線に送信します。(注1)</u>
		<u>不完了A C M</u>	<u>暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>C P G</u>	<u>受信したC P Gを発側回線に透過に送信します。ただし、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃棄します。</u>
		<u>R E L</u>	<u>暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>A N M 待ち</u>	<u>C P G</u>	<u>受信したC P Gを発側回線に透過に送信します。ただし、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃棄します。</u>
		<u>不完了C P G</u>	<u>暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>A N M</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>C H G</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>R E L</u>	<u>暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>

通信中	C P G	受信したC P Gを発側回線に透過に送信します。 ただし、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、 付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の 各パラメータは廃棄します。
	R E L	暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃 棄します。
	S U S / R E S (生成源：網)	S U S受信によりT 6タイマを開始し、R E S受 信によりT 6タイマを停止します。受信したメッ セージは廃棄します。
	S U S / R E S (生成源：ユー ザ)	受信したS U S / R E Sを発側回線に透過に送信 します。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。

注1：ACMをC P Gにマッピングする場合のパラメータのマッピングは次
のとおりとします。なお、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、
付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃
棄しますが、その他のパラメータは透過にマッピングされます。

パラメータ	設定内容
イベント情報	イベント表示：注2
	イベント提示制限表示：表示なし
逆方向呼表示	注3

注2：イベント表示の設定条件は次のとおりとします。

ACM上の逆方向呼表示 パラメータ		着ユーザ状態表示	
ACM上の オプション 逆方向呼表示		表示なし	加入者空き
実装なし		イベント表示：経過表示	イベント表示：呼出中
インバ ンド帯 域内情 報表示	表示なし	イベント表示：経過表示	イベント表示：呼出中
	インバンド情 報あるいは適 当なパターン が現在利用可 能	イベント表示：インバン ド情報あるいは適当なパ ターンが現在利用可能	イベント表示：インバン ド情報あるいは適当なパ ターンが現在利用可能

注3：課金情報送付オペレーションが指示されている場合、指示内容に従い

課金表示を変換します。その他のフィールドは透過に設定します。

(タ) 当社の加入者交換機はSCPから順方向接続切断オペレーションを受信した場合、暫定回線に対して正常切断手順を適用します。順方向へ送信されるRELには理由表示# 3 1が含まれます。

(チ) 当社の加入者交換機はSCPから暫定接続起動オペレーションを受信し、IAM中の通信路要求表示が「音声」、「3. 1 kHz オーディオ」の場合、暫定回線を接続します。他の通信路要求表示値を受信した場合、理由表示# 6 5を含むRELにより呼が切断されます。受信した暫定接続起動オペレーション中のパラメータとIAMで転送されるパラメータのマッピングは次のとおりとします。

<u>I N A P オペレーション：暫定接続起動</u> <u>(注1)</u>	<u>I S U P メッセージ：I A M</u>
<u>アシスト SSP-IP ルーチングアドレス</u> <u>(assistingSSIPRoutingAddress)</u>	<u>着番号</u>
<u>相関 ID (correlationID)</u>	<u>相関 id</u>
<u>scfID (scfID)</u>	<u>SCFid</u>
<u>事業者情報転送 (SCP 事業者情報)</u> <u>(ttcCarrierInformationTransfer)</u>	<u>事業者情報転送</u> <u>(SCP 事業者情報) (注2)</u>

注1：オプションパラメータは設定されない場合があります。

注2：事業者情報転送の経由情報転送表示は1 1（両方向）が設定されます。

(ツ) 暫定接続起動オペレーションにより送信されるIAM中のパラメータは次のとおり設定されます。

<u>パラメータ</u>	<u>設定内容</u>
<u>接続特性表示</u>	<u>受信したIAMに設定されていた内容が透過に設定されます。</u>
<u>順方向呼表示</u>	<u>国内／国際呼表示：受信したIAMに設定されていた内容が透過に設定されます。</u> <u>エンド・エンド法表示：0 0（エンド・エンド法が利用できない）</u> <u>相互接続表示：0（相互接続表示なし）</u>

	<u>エンド・エンド情報表示：0（エンド・エンド情報利用できない）</u> <u>ISUP1リンク表示：1（ISUP1リンクである）</u> <u>ISUP1リンク希望表示：10（ISUP1リンクを希望し必須である）</u> <u>ISDNアクセス表示：0（発側のユーザ・網インタフェースが非ISDN）</u> <u>SCCP法表示：00（表示なし）</u>
発ユーザ種別	<u>00001010（一般発ユーザ）／00001101（試験呼）</u>
通信路要求表示	<u>00000011（3.1kHzオーディオ）</u>
事業者情報転送	<u>発事業者情報として当社の情報が設定されます。</u>
料金区域情報	<u>イニシャルDPを送信した当社の加入者交換機のCAコードが設定されます。</u>
発番号	<u>設定されません。</u>

（テ）暫定接続起動オペレーションによりIAMを送信すると、アドレス完了待ちタイマT7が開始されます。タイマT7がタイムアウトした場合には、2つの暫定回線を切断し、SCCPに対し通知を行い指示を待ちます。送信される2つのIAMはそれぞれ異なるIAMのACM受信の有無に影響を受けずにシーケンシャルに送出されます。

（ト）当社の加入者交換機における、暫定接続起動オペレーションにより接続された暫定回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件および発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件は次のとおりとします。

状態	暫定回線からの受信メッセージ	暫定回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件／発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件
ACM待ち	ACM	<u>アドレス完了待ちタイマT7は停止されます。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	不完了ACM	<u>アドレス完了待ちタイマT7を停止し、当該暫定回線を解放します。また、理由表示#31を含むRELによりもう一方の暫定回線も切断されます。受信したメッセージは廃棄します。</u>

		<u>C P G</u>	<u>イベント表示が「インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能」の場合はT 7 タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>R E L</u>	<u>当該暫定回線を解放し、理由表示# 3 1を含むR E Lによりもう一方の暫定回線も切断されます。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>I A M</u>	<u>当該回線に優先権がある場合は受信したI A Mを廃棄し、A C Mを待ちます。優先権がない場合は他の回線から自動再試行を行います。</u>
		<u>その他</u>	<u>当該暫定回線に対しR S Cを送信し、他の回線から自動再試行を行います。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>A C M 待ち(C P G 受信後)</u>	<u>A C M</u>	<u>A N M待ちに遷移します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>不完了A C M</u>	<u>当該暫定回線を解放します。また、理由表示# 3 1を含むR E Lによりもう一方の暫定回線も切断されます。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>R E L</u>	<u>当該暫定回線を解放します。また、理由表示# 3 1を含むR E Lによりもう一方の暫定回線も切断されます。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>A N M 待ち</u>	<u>不完了C P G</u>	<u>当該暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>A N M</u>	<u>通信中状態に遷移します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>R E L</u>	<u>当該暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>発着同時ユーザ相互動作時におけるE D P中断中(発着同時ユ</u>	<u>R E L</u>	<u>当該暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>S U S / R E S (生成源：網)</u>	<u>S U S受信によりT 6 タイマを開始し、R E S受信によりT 6 タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>S U S / R E S (生成源：ユーザ)</u>	<u>当該暫定回線が発側回線と接続されている場合は、受信したメッセージは廃棄します。当該暫定回線が着側回線と接続されている場合は、着側回線に対しS U S / R E Sを透過に送信します。</u>

一 相 ザ 互 動 作 中)	その他	受信したメッセージは廃棄します。
-------------------------	-----	------------------

(ナ) 不完了ACM、不完了CPG又はRELにより、暫定接続起動オペレーションにより生成された呼セグメントを解放する場合、該当する理由表示をエンティティ解放通知オペレーションにマッピングしSCPに通知します。

(ニ) 当社の加入者交換機はSCPから呼セグメント統合オペレーションを受信した場合、発側回線にCPGを返送する場合があります。CPGのパラメータは次のとおり設定されます。その他のパラメータは設定されません。

パラメータ	設定内容
イベント情報	イベント表示：インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能
	イベント提示制限表示：表示なし

(ヌ) 当社の加入者交換機はSCPからアーギュメント付き順方向接続切断オペレーションを受信した場合、指定されたレグIDに対応する暫定回線に対して正常切断手順を適用します。順方向へ送信されるRELには理由表示#31が含まれます。

(ネ) 当社の加入者交換機はSCPから課金情報送出オペレーションを受信した場合、指示内容に従い、発側回線に送信されるCPG（着側回線から受信したACMを変換したCPGを含みます）およびANMの逆方向呼表示パラメータの課金表示を変換します。なお、逆方向呼表示パラメータが設定されていない場合は対象外とします。

(ノ) 呼に関連した課金イベントの監視を加入者交換機に要求する場合、SCPは課金イベント通知要求オペレーションを使います。課金イベントはSCPに対する課金イベント通知オペレーションにより通知され、通常呼処理を継続します。課金イベントの検出条件は次のとおりとします。ただし、不完了ACMおよび不完了CPGは対象外とします。

課金イベント	検出条件
--------	------

付加ユーザ種別	ACM／CPG／CHG／ANMに付加ユーザ種別パラメータが含まれている
事業者情報転送	ACM／CPGに事業者情報転送パラメータが含まれている
逆方向呼表示	ACM／CPG／ANMに逆方向呼表示パラメータが含まれている
課金情報遅延	ACM／CPGに課金情報遅延パラメータが含まれている
料金区域情報	ACM／CPG／CHG／ANMに料金区域情報パラメータが含まれている

(ハ) 当社の加入者交換機のISUPタイマは次のとおりとします。

記号	タイムアウト値	開始要因	正常終了	満了時
T _{SUS}	2～4秒	網起動のSUS受信時	網起動のRES又はREL受信時	解放手順を開始もしくはSCPへ通知
T _{NoReply}	SCP制御による	ACM(不完了ACMは除く)を受信した際に発側ー無応答が設定されていた時	ANM又は不完了CPG, REL受信時	SCPへ通知し、後位コネクションを解放する。

キ 本インタフェースに関するシーケンスは次のとおりとします。ただし、接続シーケンスは発側網と当社網間、当社網と着側網間、当社網と直接協定事業者SCP間のみを規定することとします。

項番	INAPオペレーション	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	InitialDP	音声、3.1kHzオーディオ、64Kbit/s 非制限	PT-Q1
2	Connect	音声、3.1kHzオーディオ、64Kbit/s 非制限	PT-Q2
3	EstablishTemporaryConnection	音声、3.1kHzオーディオ	PT-Q3
4	RequestReportBCSMEvent, EventReportBCSM	音声、3.1kHzオーディオ、64Kbit/s 非制限	PT-Q4
5	DisconnectForwardConnection	音声、3.1kHzオーディオ	PT-Q5
6	ReleaseCall, ReleaseCall*	音声、3.1kHzオーディオ、64Kbit/s 非制限	PT-Q6

<u>7</u>	<u>DisconnectForwardConnectionWithArgument</u>	音声、3.1kHz オーディオ	<u>P T - Q 7</u>
<u>8</u>	<u>InitiateTemporaryConnections</u>	音声、3.1kHz オーディオ	<u>P T - Q 8</u>
<u>9</u>	<u>MergeCallSegments</u>	—	<u>P T - Q 9</u>
<u>10</u>	<u>MoveLeg</u>	—	<u>P T - Q 1 0</u>
<u>11</u>	<u>Continue</u>	—	<u>P T - Q 1 1</u>
<u>12</u>	<u>RequestNotificationChargingEvent, EventNotificationCharging</u>	—	<u>P T - Q 1 2</u>
<u>13</u>	<u>SendChargingInformation</u>	—	<u>P T - Q 1 3</u>
<u>14</u>	<u>EntityReleased</u>	—	<u>P T - Q 1 4</u>
<u>15</u>	<u>ActivityTest</u>	—	<u>P T - Q 1 5</u>
<u>16</u>	<u>RestartNotification, RestartNotificationAcknowledgement</u>	—	<u>P T - Q 1 6</u>
<u>17</u>	<u>試験</u>	音声、3.1kHz オーディオ	<u>P T - Q 1 7</u>

(6) 当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第 32 条（接続方式）第 1 項の分類 1 から分類 5 の規定を準用します。

(7) 当社網と直接協定事業者網間及び間接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第 1 項（7）の規定を準用します。

(8) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第 1 項（8）の規定を準用します。

3 NTT-CS 2. 3 による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社の加入契約者がダイヤルした番号又は間接協定事業者からの接続番号により当社網の加入者交換機から直接協定事業者網の SCP へ問合せを行う「交換機毎の判断基準」に適用される番号は電気通信番号規則（平成 9 年郵政省令第 82 号）を準用することとし、その構成は次のとおりとします。なお、直接協定事業者は交換機毎の判断基準に適用される番号を当社に通知することを要します。

ア 0 A B 0 + D E F + G H J (K)

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

直接協定事業者に割り当てられた番号とします。DEFまでで交換機毎の判断基準に合致するかどうかを識別します。ただし、番号ポータビリティ接続機能において適用される接続番号は次のとおりとします。

(ア) 当社網の加入者交換機から移転元事業者となる直接協定事業者網のSCP
へ問合せを行う交換機毎の判断基準に適用される接続番号構成は次のとおりとします。

0 1 2 0 + D E F + G H J

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

0 8 0 0 + D E F + G H J K

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

(イ) 当社網の加入者交換機から移転先事業者となる直接協定事業者網のSCP
へ問合せを行う交換機毎の判断基準に適用される、移転先事業者網へのルーチング情報を示す接続番号（以下、ネットワークルーチング番号といいます。）の構成は次のとおりとします。

0 1 2 0 + D E F + (G H J K)

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は1桁目の0を除いた6～10桁とします。

0 8 0 0 + D E F + (G H J K L)

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は1桁目の0を除いた6～11桁とします。

イ 0 A 0 + C D E + F G H J K

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

直接協定事業者に割り当てられた番号とします。CDEFまでで交換機毎の判断基準に合致するかどうかを識別します。

ウ 0 0 X Y + X₁ X₂ ~ X_n

事業者識別番号 サービスコード

直接協定事業者に割り当てられた番号とします。X₁ X₂までで交換機毎の判断基準に合致するかどうかを識別します。最大受信桁数は16桁とします。

(2) 当社の加入契約者のうち、SCPアクセス契約加入者が発信する場合に適用される番号は第1項(2)の規定を準用します。

(3) 直接協定事業者網のSCPから当社網の加入者交換機へ信号により通知する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入者交換機から直接協定事業者網又は間接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ただし、試験番号については本項(8)に規定します。

ア 当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で呼を接続するために直接協定事業者網のSCPから当社網の加入者交換機へ接続オペレーションにより通知する番号の構成は次のとおりとします。

(ア) 0 0 X Y + 0 + A B C D E + F G H J

事業者識別番号 市外局番+市内局番 加入者番号

有効受信桁数は9桁から14桁とします。

(イ) 0 0 X Y + 0 A 0 + C D E + F G H J K

事業者識別番号 サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

有効受信桁数は9桁から15桁とします。

(ウ) 0 0 X Y + X ~ X

事業者識別番号 サービスコード

有効受信桁数は5桁から26桁とします。

(エ) 0 0 X Y + X ~ X

事業者識別番号 国際公衆電気通信番号等(010から始まる番号も含む)

有効受信桁数は5桁から26桁とします。

(オ) 0 + ABCDE + FGHJ
国内プレフィックス 市外局番+市内局番 加入者番号
有効受信桁数は国内プレフィックスを除いた8桁から9桁とします。

(カ) 0A0 + CDE + FGHJK
サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号
有効受信桁数は9桁から11桁とします。

イ 移転元事業者となる直接協定事業者網のSCPから当社網の加入者交換機へ
接続オペレーションにより通知するネットワークルーティング番号の構成は次の
とおりとします。

(ア) 0120 + DEF + (GHJK)
サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号
有効受信桁数は1桁目の0を除いた6～10桁とします。

(イ) 0800 + DEF + (GHIJKL)
サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号
有効受信桁数は1桁目の0を除いた6～11桁とします。

ウ 当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で暫定回線を接続する
ために直接協定事業者網のSCPから当社網の加入者交換機へ暫定接続確立も
しくは暫定接続起動オペレーションにより通知する番号の構成は次のとおりと
します。ただし、それぞれの番号は直接協定事業者又は間接協定事業者のガイ
ダンス装置等を示す番号とします。

(ア) 00XY + 0 + ABCDE + FGHJ
事業者識別番号 市外局番+市内局番 加入者番号
有効受信桁数は9桁から14桁とします。

(イ) 00XY + 0A0 + CDE + FGHJK
事業者識別番号 サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号
有効受信桁数は9桁から15桁とします。

(ウ) 00XY + X～X

事業者識別番号 サービスコード

有効受信桁数は5桁から26桁とします。

(エ) 00XY + X～X

事業者識別番号 国際公衆電気通信番号等（010から始まる番号も含む）

有効受信桁数は5桁から26桁とします。

(オ) 0 + ABCDE + FGHIJ

国内プレフィックス 市外局番+市内局番 加入者番号

有効受信桁数は国内プレフィックスを除いた8桁から9桁とします。

(カ) 0A0 + CDE + FGHIJK

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

有効受信桁数は9桁から11桁とします。

(4) サービス提供条件は第1項(4)の規定を準用します。

(5) 当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、技術的条件集別表3または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。

ウ SCCP仕様は、技術的条件集別表12に示すとおりとします。ただし、SCPの最大分割数は3とし、3を超えた場合は正常性を保証しません。

エ TC仕様は、技術的条件集別表13に示すとおりとします。

オ INAP仕様は、技術的条件集別表19のNTT-Q1228-b（NTT-
CS2.3）に示すとおりとします。当社網が直接協定事業者網から本INAP仕様で規定された以外のオペレーション、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は接続に関わる正常性を保証しません。なお、加入者交換機機能メニューと対応するINAPオペレーションの関係は次のとおりとします。

<u>加入者交換機機能メニュー</u>	<u>対応する INAP オペレーション</u>
<u>(1) 加入者線毎の判断基準に従って S C P に制御指示要求を行う。</u>	<u>IDP</u>
<u>(2) 交換機毎の判断基準に従って S C P に制御指示要求を行う。</u>	<u>IDP (注 1)</u>
<u>(3) S C P からの指示に従い、指示された接続先へ接続する。</u>	<u>CON (注 2)</u>
<u>(4) S C P からの指示に従い、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。</u>	<u>RRB+CON</u>
<u>(5) S C P からの指示に従い、呼の解放を行う。</u>	<u>RC</u>
<u>(6) S C P からの指示に従い、暫定接続を確立する。</u>	<u>ETC</u>
<u>(7) S C P からの指示に従い、順方向接続の切断、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。</u>	<u>DFC+RRB+CON</u>
<u>(8) S C P からの指示に従い、順方向接続の切断、指示された接続先への接続を行う。</u>	<u>DFC+CON</u>
<u>(9) S C P からの指示に従い、順方向接続の切断、呼の解放を行う。</u>	<u>DFC+RC</u>
<u>(10) S C P からの指示に従い、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。</u>	<u>RRB+CUE</u>
<u>(11) S C P からの指示に従い、呼処理を継続する。</u>	<u>CUE</u>
<u>(12) S C P からの指示に従い、複数の暫定接続の捕捉、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。</u>	<u>ITC+RRB+CON</u>
<u>(13) S C P からの指示に従い、全呼セグメントの解放を行う。</u>	<u>RC*</u>
<u>(14) S C P からの指示に従い、呼セグメントの統合を行う。</u>	<u>MC</u>
<u>(15) S C P からの指示に従い、呼セグメントの統合、呼処理の継続を行う。</u>	<u>MC+CUE</u>

(16) S C Pからの指示に従い、レグの移動、呼セグメントの統合を行う。	ML+MC
(17) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの統合、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	MC+RRB+CUE
(18) S C Pからの指示に従い、2つの呼セグメントの解放、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	RC*+RC*+RRB+CON
(19) S C Pからの指示に従い、2つの呼セグメントの解放、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	RC*+RC*+RRB+CUE
(20) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの解放、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	RC*+RRB+CON
(21) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの解放、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	RC*+RRB+CUE
(22) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの解放、複数の暫定接続の捕捉、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	RC*+ITC+RRB+CON
(23) S C Pからの指示に従い、順方向接続の切断、複数の暫定接続の捕捉、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	DFC+ITC+RRB+CON
(24) S C Pからの指示に従い、順方向接続の切断、全呼セグメントの解放を行う。	DFC+RC*
(25) S C Pからの指示に従い、複数の呼セグメントが存在する順方向接続の切断、呼セグメントの統合、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	DFCWA+MC+RRB+CUE
(26) S C Pからの指示に従い、複数の呼セグメントが存在する順方向接続の切断、呼セグメントの統合、呼処理の継続を行う。	DFCWA+MC+CUE

(27) S C Pからの指示に従い、2つの順方向接続の切断、呼セグメントの統合、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	<u>DFCWA+DFCWA+MC+RRB+CUE</u>
(28) S C Pからの指示に従い、2つの順方向接続の切断、呼セグメントの統合、呼処理の継続を行う。	<u>DFCWA+DFCWA+MC+CUE</u>
(29) S C Pからの指示に従い、2つの順方向接続の切断、全呼セグメントを解放する。	<u>DFCWA+DFCWA+RC*</u>
(30) S C Pからの指示に従い、複数の呼セグメントが存在する順方向接続の切断、全呼セグメントの解放を行う。	<u>DFCWA+RC*</u>
(31) S C Pからの指示に従い、2つの呼セグメントの解放、呼処理を継続する。	<u>RC*+RC*+CUE</u>
(32) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの解放、呼処理の継続を行う。	<u>RC*+CUE</u>
(33) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの解放、呼セグメントの統合を行う。	<u>RC*+MC</u>
(34) S C Pからの指示に従い、対話の活性化試験を行い結果をS C Pへ通知する。	<u>AT</u>
(35) S C Pからの指示に従い、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	<u>SCI+RNC+RRB+CON</u>
(36) S C Pからの指示に従い、順方向接続の切断、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	<u>DFC+SCI+RNC+RRB+CON</u>
(37) S C Pからの指示に従い、複数の暫定接続の捕捉、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	<u>ITC+SCI+RNC+RRB+CON</u>

(38) S C Pからの指示に従い、2つの呼セグメントの解放、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	RC*+RC*+SCI+RNC+RRB +CON
(39) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの解放、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	RC*+SCI+RNC+RRB+CON
(40) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの解放、複数の暫定接続の捕捉、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	RC*+ITC+SCI+RNC+RRB +CON
(41) S C Pからの指示に従い、順方向接続の切断、複数の暫定接続の捕捉、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	DFC+ITC+SCI+RNC+RRB +CON

注1：当社網から移転先事業者となる直接協定事業者網にネットワークルーチング番号により問い合わせを行う際には本 I N A P オペレーションを使用します。

注2：移転元事業者となる直接協定事業者網から当社網にネットワークルーチング番号を通知する際には本 I N A P オペレーションを使用します。ただし、本 I N A P オペレーションはイニシャル D P オペレーションに対する初回のオペレーションとし、T C ー終了により通知されるものとします。

なお、各 I N A P オペレーションの略称は以下のとおりです。

略称	I N A P オペレーション
AT	活性化試験 (ActivityTest)
CON	接続 (Connect)
CUE	継続 (Continue)

<u>DFC</u>	<u>順方向接続切断 (DisconnectForwardConnection)</u>
<u>DFCWA</u>	<u>アーギュメント付き順方向接続切断 (DisconnectForwardConnectionWithArgument)</u>
<u>ENC</u>	<u>課金イベント通知 (EventNotificationCharging)</u>
<u>ER</u>	<u>エンティティ解放通知 (EntityReleased)</u>
<u>ETC</u>	<u>暫定接続確立 (EstablishTemporaryConnection)</u>
<u>ERB</u>	<u>B C S M イベント報告 (EventReportBCSM)</u>
<u>IDP</u>	<u>イニシャル D P (InitialDP)</u>
<u>ITC</u>	<u>暫定接続起動 (InitiateTemporaryConnections)</u>
<u>MC</u>	<u>呼セグメント統合 (MergeCallSegments)</u>
<u>ML</u>	<u>レグ移動 (MoveLeg)</u>
<u>RC</u>	<u>呼解放 (ReleaseCall) (InitialCallSegment のみの場合)</u>
<u>RC*</u>	<u>呼解放 (ReleaseCall) (InitialCallSegment 以外の場合)</u>
<u>RNC</u>	<u>課金イベント通知要求 (RequestNotificationChargingEvent)</u>
<u>RRB</u>	<u>B C S M イベント報告要求 (RequestReportBCSMEvent)</u>
<u>SCI</u>	<u>課金情報送出 (SendChargingInformation)</u>

カ I S U P および I N A P 間の相互動作仕様は次のとおりとします。

(ア) 当社の加入者交換機が I A M を受信し、T D P - R を検出した場合、イニシャル D P オペレーションが S C P へ送信されます。I A M からイニシャル D P オペレーションへのパラメータのマッピング条件は次のとおりとします。

<u>I S U P メッセージ： I A M (注 1)</u>	<u>I N A P オペレーション：イニシャル D P</u>
<u>着番号</u>	<u>ダイヤル番号 (dialedDigits)</u> <u>着番号 (CalledPartyNumber) (注 2)</u>
<u>発番号</u>	<u>発番号 (callingPartyNumber)</u>
<u>アクセス転送に含まれる 発サブアドレス情報 要素</u>	<u>発サブアドレス (callingPartySubaddress)</u>
<u>発ユーザ種別</u>	<u>発ユーザ種別 (callingPartysCategory)</u>
<u>汎用番号 (付加発番号)</u>	<u>汎用番号 (付加発番号) (genericNumbers)</u>
<u>順方向呼表示</u>	<u>順方向呼表示 (forwardCallIndicators)</u>

通信路要求表示	伝達能力 (bearerCapability)
料金区域情報	料金区域情報 (ttcChargeAreaInformation)
契約者番号	契約者番号 (ttcContractorNumber)
着 I N 番号	着 I N 番号 (ttcCalledINNumber)
事業者情報転送	事業者情報転送 (ttcCarrierInformationTransfer)
付加ユーザ種別	付加ユーザ種別 (ttcAdditionalPartysCategory)

注 1 : オプションパラメータは設定されない場合があります。

注 2 : 番号計画識別子／番号種別によりダイヤル番号又は着番号パラメータに設定されます。なおオフフック時無条件 S C P アクセス契約加入者の発信時はダイヤル番号及び着番号パラメータのいずれも設定されません。また、S C P アクセス契約者発信時、「#」のみがダイヤルされた場合、ダイヤル番号及び着番号パラメータのいずれも設定されません。

(イ) 当社の加入者交換機が S C P から接続オペレーションにより第二サービス相互動作表示パラメータのリダイレクトサービス処理表示を受信すると、リダイレクションを起動します。ただし、当社の加入者交換機がリダイレクションを起動する条件は、S C P から受信したリダイレクトサービス処理表示内のリダイレクト理由の値が発側回線から I A M で受信したリダイレクション順方向情報 (国内用) パラメータのリダイレクション実行理由の値と一致している場合で、かつその時点で当社の加入者交換機の呼状態が I A M で受信したリダイレクション能力 (国内用) パラメータのリダイレクション可能表示の呼状態及びリダイレクション順方向情報 (国内用) パラメータの実行交換機リダイレクション可能表示の呼状態を越えていない場合とします。当社の加入者交換機がリダイレクションを起動すると、理由表示パラメータ (値は # 2 3 とします)、転送先番号パラメータ、着 I N 番号パラメータ、リダイレクション逆方向情報 (国内用) パラメータ、事業者情報転送パラメータが設定された R E L を発側回線に送信しま

す。接続オペレーションからRELへのパラメータのマッピング条件は次のとおりとします。

INAPオペレーション：接続	ISUP：REL
ルーティング対地アドレス (destinationRoutingAddress)	転送先番号
第二サービス相互動作表示 (serviceInteractionIndicatorsTwo)	着IN番号（注1）
リダイレクトサービス処理表示 (redirectServiceTreatmentInd)	リダイレクション逆方向情報 （国内用）
リダイレクト理由 (redirectReason)	リダイレクション起動理由
事業者情報転送（経由情報転送表示、 移転元SCP事業者情報、移転先SCP 事業者情報） (ttcCarrierInformationTransfer)	事業者情報転送（注2） （経由情報転送表示、移転元SCP 事業者情報、移転先SCP 事業者情報）

注1：第二サービス相互動作表示パラメータの着IN番号表示許容指示
(allowCdINNoPresentationInd)の設定は許容しません。したがってRELの着IN番号パラメータの設定条件は次のとおりとします。

- ・表示識別：表示不可
- ・アドレス情報：イニシャルDP上の着番号のアドレス情報を設定

注2：事業者情報転送パラメータの経由情報転送表示は、発側回線からIAMで受信した経由情報転送表示及びSCPから受信した経由情報転送表示の内容に関わらず、00（転送なし）が設定されます。

（ウ）当社の加入者交換機はSCPから第二サービス相互動作表示パラメータのリダイレクトサービス処理表示が設定されていない接続オペレーション、暫定接続確立オペレーション又は暫定接続起動オペレーションを受信する

と、逆方向呼表示パラメータ及び事業者情報転送パラメータのみが設定されたACMを発側回線に送信します。ただし、ACMを発側回線に送信するのは、イニシャルDPオペレーションに対する初回のオペレーションを受信した場合のみとします。ACMにおける逆方向呼表示パラメータは、次のとおり設定されます。

フィールド	設定内容
課金表示	00（表示なし）
着ユーザ状態表示	00（表示なし）
着ユーザ種別表示	00（表示なし）
エンド・エンド法表示	00（エンド・エンド法利用不可（リンクバイリンク法のみ利用可））
相互接続表示	0（相互接続なし）
エンド・エンド情報表示	0（エンド・エンド情報利用不可）
ISUP1リンク表示	1（ISUP1リンクである）
保留表示	0（保留必要なし）
ISDNアクセス表示	1（着側のユーザ・網インタフェースがISDN）
エコー制御装置表示	0（入エコー制御装置挿入なし）
SCCP法表示	00（表示なし）

また、事業者情報転送パラメータの経由情報転送表示は00（転送なし）が設定され、事業者情報名にはSCPから接続オペレーション、暫定接続確立オペレーション又は暫定接続起動オペレーションにより通知されたSCP事業者情報が設定されます。

(エ) 当社の加入者交換機がSCPから第二サービス相互動作表示パラメータのリダイレクトサービス処理表示が設定されていない接続オペレーションを受信すると、IAMが着側回線に送信されます。接続オペレーションからIAMへのパラメータのマッピング条件は次のとおりとします。IAMにおいて受信されたパラメータで、接続オペレーションのパラメータに置換されないものは、透過に設定されます。ただし、リダイレクション能力（国内用）、リダイレクション順方向情報（国内用）は廃棄し、設定しないこととします。

<u>I N A Pオペレーション：接続（注1）</u>	<u>I S U Pメッセージ：I A M</u>
<u>ルーチング対地アドレス（destinationRoutingAddress）</u>	<u>着番号</u>
<u>相関 ID（correlationID）</u>	<u>相関 id</u>
<u>scfID（scfID）</u>	<u>SCFid</u>
<u>付加発番号（additionalCallingPartyNumber）</u>	<u>汎用番号（付加発番号）（注2）</u>
<u>汎用番号（付加発番号）（genericNumbers）</u>	
<u>第二サービス相互動作表示（serviceInteractionIndicatorsTwo）</u>	
<u>着 I N 番号表示許可指示（allowCdINNoPresentationInd）</u>	<u>着 I N 番号（注3）</u>
<u>着 I N 番号書換制御（calledINNumberOverriding）</u>	<u>着 I N 番号（注4）</u>
<u>I S D Nアクセス関連情報（isdnAccessRelatedInformation）</u>	<u>アクセス転送（着サブアドレス）（注5）</u>
<u>発信者番号非通知理由（ttcCauseOfNoID）</u>	<u>発信者番号非通知理由（注6）</u>
<u>事業者情報転送（経路情報転送表示、S C P事業者情報）（ttcCarrierInformationTransfer）</u>	<u>事業者情報転送（経路情報転送表示、S C P事業者情報）（注7）</u>

注1：オプションパラメータは設定されない場合があります。

注2：発側回線から受信した I A Mに付加発番号が設定されていた場合、接続オペレーションで指示された内容が上書きされます。接続オペレーションに付加発番号および汎用番号とも設定されている場合は、汎用番号を優先して I A Mに設定します。なお、付加発番号あるいは汎用番号が指示された場合は、送信する I A Mの発番号の表示識別を表示不可に設定します。

注3：着 I N 番号パラメータの設定は次のとおりとします。

<u>接続オペレーション の第二サービス相互 動作表示の着 I N 番 号表示許容指示</u>	<u>I AMの着 I N 番号</u>
<u>許容</u>	<u>表示識別：表示可</u> <u>アドレス情報：イニシャルDP上のダイヤル番号も</u> <u>しくは着番号のアドレス情報を設定</u>
<u>非許容</u>	<u>表示識別：表示不可</u> <u>アドレス情報：イニシャルDP上のダイヤル番号も</u> <u>しくは着番号のアドレス情報を設定</u>

なお、第二サービス相互動作表示が指示されない場合は着 I N 番号の表
示識別を表示不可とします。

注 4：着 I N 番号パラメータの設定は次のとおりとします。

<u>接続オペレーショ ンの第二サービス 相互動作表示の着 I N 番号書換制御</u>	<u>I AMの着 I N 番号</u>
<u>書換可</u>	<u>アドレス情報：イニシャルDP上の着番号のアドレ ス情報を設定</u>
<u>書換不可</u>	<u>アドレス情報：イニシャルDP上の着番号のアドレ ス情報を設定しない</u>

なお、着 I N 番号書換制御が指示されない場合は送信する I AMの着 I
N 番号にイニシャルDP上の着番号のアドレス情報を設定します。

注 5：発側回線から受信した I AMにアクセス転送（着サブアドレス）が設
定されていた場合、接続オペレーションで指示された内容が上書きさ
れます。

注 6：発側回線から受信した I AMに発信者番号非通知理由が設定されてい
た場合、接続オペレーションで指示された内容が上書きされます。な
お、付加発番号あるいは汎用番号が指示された場合は、受信した I AM
の発信者番号非通知理由を廃棄します。

注 7：発側回線から受信した I AMの事業者情報転送の経由情報転送表示は
接続オペレーションで指示された内容が上書きされます。なお、発側網

が要求している情報を削除するような指示は行わないこととします。

また、接続オペレーションで指示されたSCP事業者情報がIAMの事業者情報転送に追加されます。

(オ) 受信したIAMに着IN番号が設定され、かつ第一着IN番号が設定されていない場合、接続オペレーション受信により送信するIAMに第一着IN番号を設定します。第一着IN番号には受信したIAMの着IN番号の内容が透過に設定されます。ただし、接続オペレーションの着IN番号書換制御により書換不可が指示された場合には送信するIAMに第一着IN番号を設定しません。

(カ) 接続オペレーションによりIAMを送信すると、アドレス完了待ちタイマT7を開始します。T7タイマが終了すると、呼は両方向に解放され、適切な表示が発呼端末に返信されます。

(キ) 当社の加入者交換機における、接続オペレーションにより接続された着側回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件および発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件は次のとおりとします。

状態	着側回線からの受信メッセージ	着側回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件／ 発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件
ACM 待ち	ACM	アドレス完了待ちタイマT7は停止されます。また、ACMをCPGにマッピングし、発側回線に送信します。 <u>(注1)</u>
	不完了ACM	設定された検出ポイントの条件に従います。
	CPG	イベント表示が「インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能」の場合はT7タイマを停止し、CPGを発側回線に透過に送信します。イベント表示が上記以外の場合はCPGを廃棄します。
	REL	設定された検出ポイントの条件に従います。
	IAM	当該回線に優先権がある場合は受信したIAMを廃棄し、ACMを待ちます。優先権がない場合は他の回線から自動再試行を行います。

	<u>その他</u>	<u>着側回線に対しR S Cを送信し、他の回線から自動再試行を行います。受信したメッセージは廃棄します。</u>
<u>A C M 待ち (C P G 受信後)</u>	<u>A C M</u>	<u>A C MをC P Gにマッピングし、発側回線に送信します。(注1)</u>
	<u>不完了A C M</u>	<u>設定された検出ポイントの条件に従います。</u>
	<u>C P G</u>	<u>受信したC P Gを発側回線に透過に送信します。</u>
	<u>R E L</u>	<u>設定された検出ポイントの条件に従います。</u>
	<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
<u>A N M 待ち</u>	<u>C P G</u>	<u>受信したC P Gを発側回線に透過に送信します。</u>
	<u>不完了C P G</u>	<u>設定された検出ポイントの条件に従います。</u>
	<u>A N M</u>	<u>設定された検出ポイントの条件に従います。</u>
	<u>CHG</u>	<u>受信したCHGを発側回線に透過に送信します。</u>
	<u>R E L</u>	<u>設定された検出ポイントの条件に従います。</u>
	<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
<u>発着同時ユーザ相互動作時におけるE D P中断中(発側～着側回線が同一C Sの状態)</u>	<u>R E L</u>	<u>着側回線を解放し、受信したR E Lを発側回線に透過に送信します。また、捕捉中の暫定回線を解放します。</u>
	<u>S U S / R E S (生成源：網)</u>	<u>S U S受信によりT 6タイマを開始し、R E S受信によりT 6タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>S U S / R E S (生成源：ユーザ)</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
<u>発着同時ユーザ相互動作時におけるE D P中断中(発側～着側回線が同一C Sの状態)</u>	<u>R E L</u>	<u>着側回線を解放し、着側回線と接続されている暫定回線を解放します。</u>
	<u>S U S / R E S (生成源：網)</u>	<u>S U S受信によりT 6タイマを開始し、R E S受信によりT 6タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>S U S / R E S (生成源：ユーザ)</u>	<u>着側回線と接続されている暫定回線に対しS U S / R E Sを透過に送信します。</u>

着同時 ユーザ 相互動 作中)	その他	受信したメッセージは廃棄します。
通信中	C P G	受信したC P Gを発側回線に透過に送信します。
	C H G	受信したC H Gを発側回線に透過に送信します。
	R E L	設定された検出ポイントの条件に従います。
	S U S / R E S (生成 源：網)	S U S受信によりT 6タイマを開始し、R E S受信によりT 6タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。
	S U S / R E S (生成 源：ユーザ)	受信したS U S / R E Sを発側回線に透過に送信します。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。

注1：ACMをC P Gにマッピングする場合のパラメータのマッピングは次のとおりとします。

なお、その他のパラメータは透過にマッピングされます。

パラメータ	設定内容
イベント情報	イベント表示：注2
	イベント提示制限表示：表示なし
逆方向呼表示	注3

注2：イベント表示の設定条件は次のとおりとします。

ACM上の逆方向呼表示 パラメータ	着ユーザ状態表示	
ACM上の オプション 逆方向呼表示	表示なし	加入者空き
実装なし	イベント表示：経過表示	イベント表示：呼出中
インバ 表示なし	イベント表示：経過表示	イベント表示：呼出中

ンド帯 域内情 報表示	インバンド 情報あるい は適当なパ ターンが現 在利用可能	イベント表示：インバンド 情報あるいは適当なパタ ーンが現在利用可能	イベント表示：インバンド 情報あるいは適当なパタ ーンが現在利用可能
-------------------	---	--	--

注3：課金情報送出オペレーションが指示されている場合、指示内容に従い
課金表示を変換します。その他のフィールドは透過に設定します。

(ク) 当社の加入者交換機はSCPから呼解放オペレーションを受信すると、RELを発側回線又は暫定回線に送信します。理由表示パラメータは、呼解放オペレーションの呼解放Argパラメータを含んでいます。もし、呼解放オペレーションに理由表示パラメータが示されない場合は、理由表示#31が送信されます。

(ケ) 呼に関連したイベントの監視を加入者交換機に要求する場合、SCPはBCSMイベント報告要求オペレーションを使用します。監視モードが「中断(interrupted)」若しくは「通知し継続(notifyAndContinue)」のいずれであるかはオペレーションによって表示されます。「通知し継続」モードでは、イベントはSCPに対するBCSMイベント報告オペレーションのEDP-N（通知モード）として通知され、通常呼処理を継続します。「中断」モードでは、イベントはBCSMイベント報告オペレーションのEDP-R（要求モード）として通知され、加入者交換機はSCPからの指示を待ちます。イベント検出ポイントは次のとおりとします。

検出ポイント	DP検出条件
発側一着信者話中	(1) 理由種別17、18又は63で生成源が「ユーザ」以外のREL受信（ユーザ話中） (2) 理由種別20のCPG、ACM又はREL受信
発側一無応答	(1) タイマTNoReplyのタイムアウト (2) 理由種別18のCPG又はACM受信
発側一応答	ANM受信
発側一切断	(5) 通話中にREL受信 (6) タイマTSUSタイムアウト
発側一放棄	応答前に発側回線からのREL受信

(コ) 発側－無応答が設定された場合、着側回線からのACM（不完了ACMの場合は除く）の受信でタイマTNoReplyが開始され、ANMの受信でタイマTNoReplyを停止します。

(サ) RELを発側回線又は着側回線から受信し、EDP－N（通知モード）として設定された検出ポイントに対応する場合には、加入者交換機は呼を切断します。RELを着側回線から受信し、EDP－R（要求モード）として設定された検出ポイントに対応する場合には、加入者交換機は着側回線を切断し、発側回線を保留します。呼処理を中断し加入者交換機はSCPからの指示を待ちます。不完了ACM又は不完了CPGを着側回線から受信し、EDP－R（要求モード）として設定された検出ポイントに対応する場合には、加入者交換機は着側回線の切断及び発側回線の保留を行い、呼処理を中断しSCPからの指示を待ちます。設定された検出ポイントに対応しない場合もしくは検出ポイントが設定されていない場合には、通常呼処理を継続します。

(シ) 検出ポイントが設定され、発側－着信者話中、発側－切断又は発側－放棄を検出した場合、該当する理由表示をBCSMイベント報告オペレーションにマッピングしSCPに通知します。

(ス) 当社の加入者交換機はSCPから暫定接続確立オペレーションを受信し、受信したIAM中の通信路要求表示が「音声」、「3.1kHzオーディオ」の場合、暫定回線を接続します。他の通信路要求表示値を受信した場合、理由表示#65を含むRELにより呼が切断されます。受信した暫定接続確立オペレーション中のパラメータとIAMで転送されるパラメータのマッピングは次のとおりとします。

<u>INAPオペレーション：暫定接続確立（注1）</u>	<u>ISUPメッセージ：IAM</u>
<u>アシストSSP-IPルーティングアドレス（assistingSSPIPRoutingAddress）</u>	<u>着番号</u>
<u>相関ID（correlationID）</u>	<u>相関id</u>
<u>scfID（scfID）</u>	<u>SCFid</u>

事業者情報転送（SCP事業者情報） (ttcCarrierInformationTransfer)	事業者情報転送 (SCP事業者情報)（注2）
--	---------------------------

注1：オプションパラメータは設定されない場合があります。

注2：事業者情報転送の経由情報転送表示は11（両方向）が設定されます。

（セ）暫定接続確立オペレーションにより送信されるIAM中のパラメータは次のとおり設定されます。

パラメータ	設定内容
接続特性表示	受信したIAMに設定されていた内容が透過に設定されます。
順方向呼表示	国内／国際呼表示：受信したIAMに設定されていた内容が透過に設定されます。 エンド・エンド法表示：00（エンド・エンド法が利用できない） 相互接続表示：0（相互接続表示なし） エンド・エンド情報表示：0（エンド・エンド情報利用できない） ISUP1リンク表示：1（ISUP1リンクである） ISUP1リンク希望表示：10（ISUP1リンクを希望し必須である） ISDNアクセス表示：0（発側のユーザ・網インタフェースが非ISDN） SCCP法表示：00（表示なし）
発ユーザ種別	00001010（一般発ユーザ）／00001101（試験呼）
通信路要求表示	00000011（3.1kHzオーディオ）
事業者情報転送	発事業者情報として当社の情報が設定されます。
料金区域情報	イニシャルDPを送信した当社の加入者交換機のCAコードが設定されます。
発番号	設定されません。

（ソ）暫定接続確立オペレーションによりIAMを送信すると、アドレス完了待ちタイマT7が開始されます。T7タイマがタイムアウトした場合には、暫定回線を切断し、SCPに対し通知を行い指示を待ちます。

（タ）当社の加入者交換機における、暫定接続確立オペレーションにより接続された暫定回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件および発側回線に

対する逆方向メッセージの送信条件は次のとおりとします。

状態	暫定回線からの受信メッセージ	暫定回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件／発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件
<u>ACM待ち</u>	<u>ACM</u>	<u>アドレス完了待ちタイマT7は停止されます。また、ACMをCPGにマッピングし、発側回線に送信します。（注1）</u>
	<u>不完了ACM</u>	<u>アドレス完了待ちタイマT7を停止し、暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>CPG</u>	<u>イベント表示が「インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能」の場合はT7タイマを停止し、CPGを発側回線に透過に送信します。ただし、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃棄します。イベント表示が上記以外の場合はCPGを廃棄します。</u>
	<u>REL</u>	<u>暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>IAM</u>	<u>当該回線に優先権がある場合は受信したIAMを廃棄し、ACMを待ちます。優先権がない場合は他の回線から自動再試行を行います。</u>
	<u>その他</u>	<u>暫定回線に対しRSCを送信し、他の回線から自動再試行を行います。受信したメッセージは廃棄します。</u>
<u>ACM待ち（CPG受信後）</u>	<u>ACM</u>	<u>ACMをCPGにマッピングし、発側回線に送信します。（注1）</u>
	<u>不完了ACM</u>	<u>暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>CPG</u>	<u>受信したCPGを発側回線に透過に送信します。ただし、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃棄します。</u>
	<u>REL</u>	<u>暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>

A N M 待ち	C P G	受信したC P Gを発側回線に透過に送信します。 ただし、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、 付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の 各パラメータは廃棄します。
	不完了C P G	暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃 棄します。
	A N M	受信したメッセージは廃棄します。
	C H G	受信したメッセージは廃棄します。
	R E L	暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃 棄します。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。
通信中	C P G	受信したC P Gを発側回線に透過に送信します。 ただし、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、 付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の 各パラメータは廃棄します。
	R E L	暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃 棄します。
	S U S / R E S (生成源：網)	S U S受信によりT 6タイマを開始し、R E S受 信によりT 6タイマを停止します。受信したメッ セージは廃棄します。
	S U S / R E S (生成源：ユー ザ)	受信したS U S / R E Sを発側回線に透過に送信 します。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。

注1：ACMをC P Gにマッピングする場合のパラメータのマッピングは次
のとおりとします。なお、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、
付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃
棄しますが、その他のパラメータは透過にマッピングされます。

パラメータ	設定内容
イベント情報	イベント表示：注2
	イベント提示制限表示：表示なし
逆方向呼表示	注3

注2：イベント表示の設定条件は次のとおりとします。

ACM上の逆方向呼表示	着ユーザ状態表示
-------------	----------

<u>パラメータ</u> ACM 上の オプション 逆方向呼表示		<u>表示なし</u>	<u>加入者空き</u>
実装なし		イベント表示：経過表示	イベント表示：呼出中
<u>インバ ンド帯 域内情 報表示</u>	<u>表示なし</u>	イベント表示：経過表示	イベント表示：呼出中
	<u>インバンド 情報あるい は適当なパ ターンが現 在利用可能</u>	<u>イベント表示：インバンド 情報あるいは適当なパタ ーンが現在利用可能</u>	<u>イベント表示：インバンド 情報あるいは適当なパタ ーンが現在利用可能</u>

注 3：課金情報送出オペレーションが指示されている場合、指示内容に従い

課金表示を変換します。その他のフィールドは透過に設定します。

(チ) 当社の加入者交換機はSCPから順方向接続切断オペレーションを受信した場合、暫定回線に対して正常切断手順を適用します。順方向へ送信されるRELには理由表示# 31が含まれます。

(ツ) 当社の加入者交換機はSCPから暫定接続起動オペレーションを受信し、IAM中の通信路要求表示が「音声」、「3.1kHzオーディオ」の場合、暫定回線を接続します。他の通信路要求表示値を受信した場合、理由表示# 65を含むRELにより呼が切断されます。受信した暫定接続起動オペレーション中のパラメータとIAMで転送されるパラメータのマッピングは次のとおりとします。

<u>INAPオペレーション：暫定接続起動（注1）</u>	<u>ISUPメッセージ：IAM</u>
<u>アシスト SSP-IP ルーチングアドレス (assistingSSIPRoutingAddress)</u>	<u>着番号</u>
<u>相関 ID (correlationID)</u>	<u>相関 id</u>
<u>scfID (scfID)</u>	<u>SCFid</u>
<u>事業者情報転送（SCP事業者情報） (ttcCarrierInformationTransfer)</u>	<u>事業者情報転送 （SCP事業者情報）（注2）</u>

注 1：オプションパラメータは設定されない場合があります。

注 2：事業者情報転送の経由情報転送表示は11（両方向）が設定されま

す。

(テ) 暫定接続起動オペレーションにより送信される I AM中のパラメータは次のとおり設定されます。

パラメータ	設定内容
接続特性表示	受信した I AMに設定されていた内容が透過に設定されます。
順方向呼表示	国内／国際呼表示：受信した I AMに設定されていた内容が透過に設定されます。 エンド・エンド法表示：0 0（エンド・エンド法が利用できない） 相互接続表示：0（相互接続表示なし） エンド・エンド情報表示：0（エンド・エンド情報利用できない） I SUP 1リンク表示：1（I SUP 1リンクである） I SUP 1リンク希望表示：1 0（I SUP 1リンクを希望し必須である） I SDNアクセス表示：0（発側のユーザ・網インタフェースが非 I SDN） S CCP法表示：0 0（表示なし）
発ユーザ種別	0 0 0 0 1 0 1 0（一般発ユーザ）／0 0 0 0 1 1 0 1（試験呼）
通信路要求表示	0 0 0 0 0 0 1 1（3. 1 k H z オーディオ）
事業者情報転送	発事業者情報として当社の情報が設定されます。
料金区域情報	イニシャル D Pを送信した当社の加入者交換機の C Aコードが設定されます。
発番号	設定されません。

(ト) 暫定接続起動オペレーションにより I AMを送信すると、アドレス完了待ちタイマ T 7 が開始されます。T 7 タイマがタイムアウトした場合には、2 つの暫定回線を切断し、S C P に対し通知を行い指示を待ちます。送信される 2 つの I AMはそれぞれ異なる I AMの A C M受信の有無に影響を受けずにシーケンシャルに送出されます。

(ナ) 当社の加入者交換機における、暫定接続起動オペレーションにより接続された暫定回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件および発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件は次のとおりとします。

状態	暫定回線からの 受信メッセージ	暫定回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件／発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件
<u>A C M</u> 待ち	<u>A C M</u>	<u>アドレス完了待ちタイマT 7は停止されます。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>不完了A C M</u>	<u>アドレス完了待ちタイマT 7を停止し、当該暫定回線を解放します。また、理由表示# 3 1を含むR E Lによりもう一方の暫定回線も切断されます。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>C P G</u>	<u>イベント表示が「インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能」の場合はT 7タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>R E L</u>	<u>当該暫定回線を解放し、理由表示# 3 1を含むR E Lによりもう一方の暫定回線も切断されます。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>I A M</u>	<u>当該回線に優先権がある場合は受信したI A Mを廃棄し、A C Mを待ちます。優先権がない場合は他の回線から自動再試行を行います。</u>
	<u>その他</u>	<u>当該暫定回線に対しR S Cを送信し、他の回線から自動再試行を行います。受信したメッセージは廃棄します。</u>
<u>A C M</u> 待ち(<u>C P G</u> 受信後)	<u>A C M</u>	<u>A N M待ちに遷移します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>不完了A C M</u>	<u>当該暫定回線を解放します。また、理由表示# 3 1を含むR E Lによりもう一方の暫定回線も切断されます。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>R E L</u>	<u>当該暫定回線を解放します。また、理由表示# 3 1を含むR E Lによりもう一方の暫定回線も切断されます。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
<u>A N M</u> 待ち	<u>不完了C P G</u>	<u>当該暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>A N M</u>	<u>通信中状態に遷移します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>R E L</u>	<u>当該暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>

発着同時ユーザ相互動作時におけるEDP中断中(発着同時ユーザ相互動作中)	REL	当該暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。
	SUS/RES (生成源：網)	SUS受信によりT6タイマを開始し、RES受信によりT6タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。
	SUS/RES (生成源：ユーザ)	当該暫定回線が発側回線と接続されている場合は、受信したメッセージは廃棄します。当該暫定回線が着側回線と接続されている場合は、着側回線に対しSUS/RESを透過に送信します。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。

(二) 不完了ACM、不完了CPG又はRELにより、暫定接続起動オペレーションにより生成された呼セグメントを解放する場合、該当する理由表示をエンティティ解放通知オペレーションにマッピングしSCPに通知します。

(ヌ) 当社の加入者交換機はSCPから呼セグメント統合オペレーションを受信した場合、発側回線にCPGを返送する場合があります。CPGのパラメータは次のとおり設定されます。その他のパラメータは設定されません。

パラメータ	設定内容
イベント情報	イベント表示：インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能
	イベント提示制限表示：表示なし

(ネ) 当社の加入者交換機はSCPからアークメント付き順方向接続切断オペレーションを受信した場合、指定されたレグIDに対応する暫定回線に対して正常切断手順を適用します。順方向へ送信されるRELには理由表示#31が含まれます。

(ノ) 当社の加入者交換機はSCPから課金情報送出オペレーションを受信した場合、指示内容に従い、発側回線に送信されるCPG（着側回線から受信したACMを変換したCPGを含みます）およびANMの逆方向呼表示パラメータの課金表示を変換します。なお、逆方向呼表示パラメータが設

定されていない場合は対象外とします。

(ハ) 呼に関連した課金イベントの監視を加入者交換機に要求する場合、SCPは課金イベント通知要求オペレーションを使います。課金イベントはSCPに対する課金イベント通知オペレーションにより通知され、通常呼処理を継続します。課金イベントの検出条件は次のとおりとします。ただし、不完了ACMおよび不完了CPGは対象外とします。

課金イベント	検出条件
付加ユーザ種別	ACM/CPG/CHG/ANMに付加ユーザ種別パラメータが含まれている
事業者情報転送	ACM/CPGに事業者情報転送パラメータが含まれている
逆方向呼表示	ACM/CPG/ANMに逆方向呼表示パラメータが含まれている
課金情報遅延	ACM/CPGに課金情報遅延パラメータが含まれている
料金区域情報	ACM/CPG/CHG/ANMに料金区域情報パラメータが含まれている

(ヒ) 当社の加入者交換機のISUPタイマは次のとおりとします。

記号	タイマ値	開始要因	正常終了	満了時
T _{SUS}	2～4秒	網起動のSUS受信時	網起動のRES又はREL受信時	解放手順を開始もしくはSCPへ通知
T _{NoReply}	SCP制御による	ACM(不完了ACMは除く)を受信した際に発側一無応答が設定されていた時	ANM又は不完了CPG, REL受信時	SCPへ通知し、後位コネクションを解放する。

キ 本インタフェースに関するシーケンスは次のとおりとします。ただし、接続シーケンスは当社網と直接協定事業者網SCP間のみを規定することとし、その他については当社網と直接協定事業者網SCP間の接続シーケンスの解釈を補助する位置付けとし、規定しません。

項番	INAPオペレーション	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	InitialDP	音声、3.1kHzオーディオ、64Kbit/s 非制限	PT-Q1

<u>2</u>	<u>Connect</u>	音声、3.1kHz オーディオ、 64Kbit/s 非制限	<u>P T－Q 2</u>
<u>3</u>	<u>EstablishTemporaryConnection</u>	音声、3.1kHz オーディオ	<u>P T－Q 3</u>
<u>4</u>	<u>RequestReportBCSMEEvent,</u> <u>EventReportBCSM</u>	音声、3.1kHz オーディオ、 64Kbit/s 非制限	<u>P T－Q 4</u>
<u>5</u>	<u>DisconnectForwardConnection</u>	音声、3.1kHz オーディオ	<u>P T－Q 5</u>
<u>6</u>	<u>ReleaseCall、ReleaseCall*</u>	音声、3.1kHz オーディオ、 64Kbit/s 非制限	<u>P T－Q 6</u>
<u>7</u>	<u>DisconnectForwardConnectionWi</u> <u>thArgument</u>	音声、3.1kHz オーディオ	<u>P T－Q 7</u>
<u>8</u>	<u>InitiateTemporaryConnections</u>	音声、3.1kHz オーディオ	<u>P T－Q 8</u>
<u>9</u>	<u>MergeCallSegments</u>	＝	<u>P T－Q 9</u>
<u>10</u>	<u>MoveLeg</u>	＝	<u>P T－Q 1 0</u>
<u>11</u>	<u>Continue</u>	＝	<u>P T－Q 1 1</u>
<u>12</u>	<u>RequestNotificationChargingEv</u> <u>ent,</u> <u>EventNotificationCharging</u>	＝	<u>P T－Q 1 2</u>
<u>13</u>	<u>SendChargingInformation</u>	＝	<u>P T－Q 1 3</u>
<u>14</u>	<u>EntityReleased</u>	＝	<u>P T－Q 1 4</u>
<u>15</u>	<u>ActivityTest</u>	＝	<u>P T－Q 1 5</u>
<u>16</u>	<u>RestartNotification,</u> <u>RestartNotificationAcknowledg</u> <u>ement</u>	＝	<u>P T－Q 1 6</u>
<u>17</u>	<u>試験</u>	音声、3.1kHz オーディオ	<u>P T－Q 1 7</u>
<u>18</u>	<u>試験（番号ポータビリティ）</u>	音声、3.1kHz オーディオ	<u>P T－Q 1 8</u>

注 1：当社網と移転元事業者となる直接協定事業者網 S C P 間で規定する接続シーケンスは P T－Q 1 及び P T－Q 2（2）とします。

注 2：当社網と移転先事業者となる直接協定事業者網 S C P 間で規定する接続シーケンスは P T－Q 1 から P T－Q 1 6 とします。ただし P T－Q 2（2）は除きます。

（6）当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第 32 条（接続方式）第 1 項の分類 1 から分類 5 の規定を準用します。

（7）当社網と直接協定事業者網間及び間接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第 1 項（7）の規定を準用します。

(8) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は次のとおりとします。

ア 当社と直接協定事業者の設備に関わる試験は、設備を所有する事業者が責任を持って実施し、他社の設備についての試験は原則として実施しません。

ただし、故障切り分け等のため当社網と直接協定事業者網間は試験可能とします。

イ 当社網と直接協定事業者間で実施するSCPアクセスに関する試験は次のとおりとします。

(ア) 直接協定事業者が直接協定事業者網内にガイダンス装置等(強制切断無し)を有することを要し、当社はその機能を使用して手動SCPアクセス試験を実施します。接続シーケンスはPT-Q17のとおりとします。

(イ) 当社網と直接協定事業者網間における手動SCPアクセス試験の内容は次のとおりとします。なお、実際に使用する試験番号は当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

試験目的	試験種別	接続先	試験番号構成	課金条件 (注1)	強制切断 の有無
LSからSCPへのアクセス確認および直接協定事業者網への接続確認	手動SCPアクセス試験(交換機毎の判断基準)	直接協定事業者網内のガイダンス装置等	0AB0+DEFGHJ(K) 0A0+CDEFGHJK 00XY+X ₁ X ₂ X ₃ ~X _n	非課金	無
	手動SCPアクセス試験(加入者線毎の判断基準)	同上	XX・X		無

注1: 課金条件の非課金は回線接続に関する事業者間精算の対象外を示します。

ウ 当社網と直接協定事業者間で実施する番号ポータビリティ接続機能に関する試験は次のとおりとします。

(ア) 移転元事業者となる直接協定事業者は移転先事業者となる当社または間接

協定事業者から通知されたネットワークルーティング番号を予めSCPに登録することを要します。当社は移転元事業者となる当社または直接協定事業者に割り当てられた試験番号に対して手動SCPアクセス試験を実施します。接続シーケンスはPT-Q18のとおりとします。

(イ) 移転先事業者となる直接協定事業者は直接協定事業者網内にガイダンス装置等（強制切断無し）を有することを要し、当社はその機能を使用して手動SCPアクセス試験を実施します。接続シーケンスはPT-Q18のとおりとします。

(ウ) 当社網と直接協定事業者網間における番号ポータビリティ接続機能に関する手動SCPアクセス試験の内容は次のとおりとします。なお、実際に使用する試験番号及びネットワークルーティング番号は当社と移転元事業者となる直接協定事業者間及び移転先事業者となる直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

試験目的	試験種別	接続先	試験番号構成	課金条件 (注1)	強制切断 の有無
番号ポータビリティ機能によるSCPへのアクセス確認および移転先事業者となる当社または直接協定事業者網への接続確認	手動SCPアクセス試験（交換機毎の判断基準）	移転先事業者となる直接協定事業者網内のガイダンス装置等	0120+DEFGHJ 0800+DEFGHJK	非課金	無

注1：課金条件の非課金は回線接続に関する事業者間精算の対象外を示します。

エ 当社と直接協定事業者は信号リンクの正常性を確認する手動信号ルート試験機能

実施します。

（輻輳制御方式）

第 88 条の 4 輻輳制御方式は、技術的条件集第 51 条（輻輳制御方式）の規定を準用しま
す。

（伝送装置間インタフェース仕様）

第 88 条の 5 伝送装置間インタフェース仕様は、技術的条件集第 52 条（伝送装置間イ
ンタフェース仕様）の規定を準用します。

（網同期クロックインタフェース仕様）

第 88 条の 6 網同期クロックインタフェース仕様は、技術的条件集第 29 条（網同期クロ
ックインタフェース仕様）の規定を準用します。

（その他接続に必要な事項）

第 88 条の 7 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協
定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 19 節 形態 7

（略）

第 20 節 形態 8

（網構成）

第 92 条 当社網のサービス制御統括局と直接協定事業者のサービス制御局間の接続は、
本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続単位に行うものとします。

（接続方式）

第 93 条 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は技術的条件集別表 18 に示す
とおりとします。

（その他接続に必要な事項）

第 94 条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事

第 19 節 形態 7

（略）

第 20 節 形態 8
削除

<u>業者間で別途協議の上、決定することとします。</u> 第 21 節 形態 9 (略) 第 29 節 形態 1 7 <u>(網構成)</u> <u>第 119 条 当社網と直接協定事業者網間の回線網の構成は次のとおりとします。</u> (1) <u>I P 通信網間接続装置と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。</u> (2) <u>複数の相互接続点を介した冗長構成を可能とします。</u> <u>2 当社網と直接協定事業者網間の信号網構成は次のとおりとします。</u> (1) <u>直接協定事業者網に設置する S I P サーバは、トランザクションの状態（ステート）管理を行い、S I P メッセージの中継を実施するステートフルプロキシとします。</u> (2) <u>C プレーンと U プレーンは同一相互接続点にて疎通することとします。1 つの相互接続点を通して、C プレーン終端点を 1 対 1 に対向することにより S I P 信号ルートを設定します。なお、1 つの相互接続点を通して、C プレーンは 2 ルートとし、U プレーンは 2 ルート以上とします。U プレーン終端点は C プレーン終端点とは独立にセッション設定時に決定します。</u> (3) <u>発側網は、対向する 2 つの C プレーン終端点に対して S I P ダイアログを振り分けて確立することとします。</u> <u>(接続方式)</u> <u>第 120 条 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。</u> (1) <u>当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第 5 条（接続方式）第 3 項(1)の規定を準用します。</u>	第 21 節 形態 9 (略) 第 29 節 形態 1 7 <u>削除</u>
---	---

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は技術的条件集別表 36 に示すとおりとします。

(輻輳制御方式)

第 121 条 輻輳制御における災害時優先通信の取り扱いは次のとおりとします。

(1) 本則の優先的に扱う通信の識別における優先信号とは INVITE リクエストの P-Asserted-Identity ヘッダに記述される URI に付与される cpc パラメータに「priority」を設定した信号をいいます。

(2) 当社網と直接協定事業者網間での災害時優先通信の疎通を確保するため、当社網は優先信号に基づく輻輳制御を行うことができます。

2 輻輳制御方式は技術的条件集別表 36 に示すとおりとします。

(伝送装置間インタフェース仕様)

第 122 条 伝送装置間インタフェース仕様は技術的条件集別表 34 に示すとおりとします。

(I P トランスポート仕様)

第 123 条 I P トランスポート仕様は技術的条件集別表 35 に示すとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第 124 条 コーデック種別、対向 S I P サーバ I P アドレス等の、その他の接続に必要な事項や保守運用に係る具体的事項については、当社と直接協定事業者間の協議にて決定することとします。なお、サービス・制御・運用に必要なパケット以外は当社装置にて受信時に廃棄することとし、当社装置及び、直接協定事業者装置から必要なパケット以外は原則相手網へ送付しないこととします。

技術的条件集別表

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
目次	目次
(略)	(略)
技術的条件集別表	技術的条件集別表
1 相互接続箇所毎の接続番号	1 相互接続箇所毎の接続番号
2 付加サービス等の利用条件	2 付加サービス等の利用条件
3 <u>M T P仕様</u>	3 <u>削除</u>
3. 1 <u>M T P仕様（信号用A T Mインタフェース）</u>	3. 1 <u>削除</u>
4 <u>I S U P仕様</u>	4 <u>削除</u>
4. 1 <u>I S U P仕様（網内信号部）</u>	4. 1 <u>削除</u>
5 <u>接続シーケンス</u>	5 <u>削除</u>
6 <u>伝送装置間インタフェース仕様</u>	6 <u>削除</u>
6. 1 <u>伝送装置間インタフェース仕様（新S D H）</u>	6. 1 <u>削除</u>
6. 2 <u>伝送装置間インタフェース仕様（1.5M/6.3Mインタフェース）</u>	6. 2 <u>削除</u>
6. 3 削除	6. 3 削除
6. 4 <u>伝送装置間インタフェース仕様（2線式インタフェース）</u>	6. 4 <u>削除</u>
7 削除	7 削除
8 削除	8 削除
9 網同期クロックインタフェース仕様	9 網同期クロックインタフェース仕様
10 削除	10 削除
11. 1 削除	11. 1 削除
11. 2 削除	11. 2 削除
11. 3 削除	11. 3 削除
11. 4 削除	11. 4 削除

11. 5 削除 11. 6 削除 11. 7 削除 11. 8 削除 11. 9 専用回線ノード装置インタフェース仕様 (DSM-L 形専用サービスノード装置) 11. 10 削除 11. 11 削除 11. 12 削除 11. 13 削除 12 <u>SCCP仕様</u> 12. 1 <u>SCCP仕様 (網内信号部)</u> 13 <u>TC仕様</u> 13. 1 <u>TC仕様 (網内信号部)</u> 14 削除 15 <u>相互接続用共通インタフェース仕様</u> 15. 1 <u>相互接続用共通インタフェース仕様 (網内信号部)</u> 16 <u>網特有ASE仕様</u> 17 <u>NTT固有サービス制御仕様</u> 18 <u>サービス制御統括局接続インタフェース仕様</u> 19 <u>INAP仕様</u> 19. 1 <u>INAP仕様 (網内信号部)</u> 20 <u>F網サービス端末回線線端接続インタフェース仕様</u> 21. 1 削除 21. 2 <u>番号案内データベース接続インタフェース仕様 (番号案内データベースー番号案内台)</u> 21. 3 <u>番号案内データベース接続インタフェース仕様 (番号情報データベース接続)</u> 21. 3 21. 4 <u>NPS交換機接続インタフェース仕様</u>	11. 5 削除 11. 6 削除 11. 7 削除 11. 8 削除 11. 9 専用回線ノード装置インタフェース仕様 (DSM-L 形専用サービスノード装置) 11. 10 削除 11. 11 削除 11. 12 削除 11. 13 削除 12 <u>削除</u> 12. 1 <u>削除</u> 13 <u>削除</u> 13. 1 <u>削除</u> 14 削除 15 <u>削除</u> 15. 1 <u>削除</u> 16 <u>削除</u> 17 <u>削除</u> 18 <u>削除</u> 19 <u>削除</u> 19. 1 <u>削除</u> 20 <u>削除</u> 21. 1 削除 21. 2 <u>番号案内データベース接続インタフェース仕様 (番号案内データベースー番号案内台)</u> 21. 3 <u>番号案内データベース接続インタフェース仕様 (番号情報データベース接続)</u> 21. 3 21. 4 <u>NPS交換機接続インタフェース仕様</u>
--	--

22 64Kユニバーサル信号仕様	22 64Kユニバーサル信号仕様
23 削除	23 削除
24. 1 削除	24. 1 削除
24. 2 DSLインタフェース仕様（宅内インタフェース 1）	24. 2 DSLインタフェース仕様（宅内インタフェース 1）
24. 3 削除	24. 3 削除
24. 4 DSLインタフェース仕様（局内インタフェース 2）	24. 4 DSLインタフェース仕様（局内インタフェース 2）
24. 5 削除	24. 5 削除
24. 6 削除	24. 6 削除
24. 7 DSLインタフェース仕様（局内インタフェース 5）	24. 7 DSLインタフェース仕様（局内インタフェース 5）
24. 8 削除	24. 8 削除
24. 9 メタリック加入者伝送システムのスペクトル管理	24. 9 メタリック加入者伝送システムのスペクトル管理
24. 10 削除	24. 10 削除
25. 1 光信号回線接続インタフェース仕様（光信号端末回線用インタフェース 1）	25. 1 光信号回線接続インタフェース仕様（光信号端末回線用インタフェース 1）
25. 2 光信号回線接続インタフェース仕様（光信号端末回線用インタフェース 2）	25. 2 光信号回線接続インタフェース仕様（光信号端末回線用インタフェース 2）
25. 3 光信号回線接続インタフェース仕様（一般光信号中継回線用インタフェース）	25. 3 光信号回線接続インタフェース仕様（一般光信号中継回線用インタフェース）
25. 4 光信号回線接続インタフェース仕様（特別光信号中継回線用インタフェース）	25. 4 光信号回線接続インタフェース仕様（特別光信号中継回線用インタフェース）
26 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様（IPv4PPPoE 方式）	26 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様（IPv4PPPoE 方式）
26. 1 削除	26. 1 削除
26. 2 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様（IPv4PPPoE 方式-10GBASE インタフェース）	26. 2 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様（IPv4PPPoE 方式-10GBASE インタフェース）
26. 3 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様（IPv6PPPoE 方式）	26. 3 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様（IPv6PPPoE 方式）
26. 4 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様（IPv6PPPoE 方式-10GBASE インタフェース）	26. 4 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様（IPv6PPPoE 方式-10GBASE インタフェース）
26. 5 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様（IPv6IPoE 方式）	26. 5 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様（IPv6IPoE 方式）
27. 1 IP通信網収容局ルータ接続インタフェース仕様（1000BASE-SX/10GBASE-LRインタフェース）	27. 1 IP通信網収容局ルータ接続インタフェース仕様（1000BASE-SX/10GBASE-LRインタフェース）
27. 2 削除	27. 2 削除
27. 3 削除	27. 3 削除

27. 4 削除 27. 5 削除 28 削除 28. 1 削除 28. 2 光信号伝送装置接続インタフェース仕様（1Gbit/s タイプ／10Gbit/s タイプ） 29. 1 <u>信号網接続用インタフェース仕様 1</u> 29. 2 <u>信号網接続用インタフェース仕様 2</u> 30 光回線設備を介して当社の光回線設備以外の指定電気通信設備と接続する場合の技術的条件 31. 1 光信号電気信号変換装置接続インタフェース仕様（非集線型） 31. 2 削除 32 削除 33 削除 34 <u>伝送装置間インタフェース仕様</u> 34. 2 伝送装置間インタフェース仕様（音声等接続用ルータ接続インタフェース） 35 <u>I P トランспорт仕様</u> 35. 2 I P トランспорт仕様（音声等接続用ルータ接続インタフェース） 36 <u>S I P を用いた相互接続用インタフェース仕様</u> 36. 2 S I P を用いた相互接続用インタフェース仕様（音声等接続用ルータ接続インタフェース） 37 削除 38 中継局イーサネットスイッチ接続インタフェース仕様 （略） 技術的条件集別表 1 相互接続箇所毎の接続番号 1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号は、次のとおりとする。次表の中の「入」	27. 4 削除 27. 5 削除 28 削除 28. 1 削除 28. 2 光信号伝送装置接続インタフェース仕様（1Gbit/s タイプ／10Gbit/s タイプ） 29. 1 <u>削除</u> 29. 2 <u>削除</u> 30 光回線設備を介して当社の光回線設備以外の指定電気通信設備と接続する場合の技術的条件 31. 1 光信号電気信号変換装置接続インタフェース仕様（非集線型） 31. 2 削除 32 削除 33 削除 34 <u>削除</u> 34. 2 伝送装置間インタフェース仕様（音声等接続用ルータ接続インタフェース） 35 <u>削除</u> 35. 2 I P トランспорт仕様（音声等接続用ルータ接続インタフェース） 36 <u>削除</u> 36. 2 S I P を用いた相互接続用インタフェース仕様（音声等接続用ルータ接続インタフェース） 37 削除 38 中継局イーサネットスイッチ接続インタフェース仕様 （略） 技術的条件集別表 1 相互接続箇所毎の接続番号 1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号は、次のとおりとする。次表の中の「入」
--	--

は、その接続箇所と接続番号において直接協定事業者網から当社網への接続(当社中継接続を含む)(以下、「当社入接続」という。)が可能であることを示す。また、次表の中の「出」は、その接続箇所と接続番号において当社網から直接協定事業者網への接続(当社中継接続を含む)(以下、「当社出接続」という。)が可能であることを示す。

(1/6)

インタフェース種別	端末回線線端接続インタフェース						
	形態 1－2 (電話サービス契約約款を準用したインタフェース)	形態 1－3 (総合デジタル通信サービス契約約款を準用したインタフェース)	形態 1－4 (専用線用インタフェース)	形態 1－5 (DSL 用インタフェース)	形態 1－6 (光信号端末回線用インタフェース)	形態 1－7 (IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース)	形態 1－8 (き線点近傍の電柱等の端子盤接続インタフェース (DSL 用インタフェース))
接続番号							
分 類 1 (00XY～) 設置中継系番号	入	入	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)
分 類 2 (00XY～) 国際系番号	－	－					
分 類 3 (0A～J) 端末系番号	出入	出入					
分 類 4 (0A0-CDE～) 携帯・自動車電話系番号	－	－					
分 類 5 (0A0-CDE～) P H S 系番号	－	－					

は、その接続箇所と接続番号において直接協定事業者網から当社網への接続(当社中継接続を含む)(以下、「当社入接続」という。)が可能であることを示す。また、次表の中の「出」は、その接続箇所と接続番号において当社網から直接協定事業者網への接続(当社中継接続を含む)(以下、「当社出接続」という。)が可能であることを示す。

(1/5)

インタフェース種別	端末回線線端接続インタフェース						
	形態 1－2 (電話サービス契約約款を準用したインタフェース)	形態 1－3 (総合デジタル通信サービス契約約款を準用したインタフェース)	形態 1－4 (専用線用インタフェース)	形態 1－5 (DSL 用インタフェース)	形態 1－6 (光信号端末回線用インタフェース)	形態 1－7 (IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース)	形態 1－8 (き線点近傍の電柱等の端子盤接続インタフェース (DSL 用インタフェース))
接続番号							
分 類 1 (00XY～) 設置中継系番号	入	入	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)
分 類 2 (00XY～) 国際系番号	－	－					
分 類 3 (0A～J) 端末系番号	出入	出入					
分 類 4 (0A0-CDE～) 携帯・自動車電話系番号	－	－					
分 類 5 (0A0-CDE～) P H S 系番号	－	－					

分 類 7 (0A0-CDE ～) 無線呼 出し系番号	—	—					
分 類 8 (0091～) 非 設置中継系 番号	—	—					
分 類 9 (050C ～ K) I P 電話番 号	—	—					

インタフェース種別 接続番号	(2/6) 端末回線 接続インタフェース				加入者交換機 接続インタフェース	
	<u>形態 1－9</u> (音声利用 IP 通信網 サービス契約 を準用した インタフェース)	形態 2－3 (光信号伝送装 置接続 インタフェース)	形態 2－4 (光信号電 気信号変換 装置接続インタ フェース)	<u>形態 2－5</u> (<u>固定無線 通信網終端 装置接続インタ フェース</u>)	<u>形態 3－2</u> (MF 用 インタフェース)	<u>形態 3－3</u> (多数事業者間 接続用 インタフェース)
分 類 1 (00XY～) 設 置 中 継 系 番 号	—	(分類によら ない)	(分類によら ない)	<u>(分類によら ない)</u>	二	<u>出入</u>
分 類 2 (00XY～) 国 際 系 番 号	—				二	<u>出入</u>
分類 3 (0A ～J) 端 末 系 番 号	—				<u>出入</u>	<u>出入</u>

分 類 7 (0A0-CDE ～) 無線呼 出し系番号	—	—					
分 類 8 (0091～) 非 設置中継系 番号	—	—					
分 類 9 (050C ～ K) I P 電話番 号	—	—					

インタフェース種別 接続番号	(2/5) 端末回線 接続インタフェース			
	<u>形態 1－9</u> (音声利用 IP 通信網 サービス契約 を準用した インタフェース)	形態 2－3 (光信号伝送装 置接続 インタフェース)	形態 2－4 (光信号電 気信号変換 装置接続インタ フェース)	<u>形態 2－5</u> (<u>固定無線 通信網終端 装置接続インタ フェース</u>)
分 類 1 (00XY～) 設 置 中 継 系 番 号	—	(分類によら ない)	(分類によら ない)	<u>(分類によら ない)</u>
分 類 2 (00XY～) 国 際 系 番 号	—			
分類 3 (0A ～J) 端 末 系 番 号	—			

分 類 4 (0A0-CDE ～) 携 帯 ・ 自 動 車 電 話 系 番 号	二					入	出入
分 類 5 (0A0-CDE ～) P H S 系 番 号	二					二	出入
分 類 7 (0A0-CDE ～) 無 線 呼 出 し 系 番 号	二					二	出入
分 類 8 (0091～) 非 設 置 中 継 系 番 号	二					二	出入
分 類 9 (050C～K) I P 電 話 番 号	二					二	二

分 類 4 (0A0-CDE ～) 携 帯 ・ 自 動 車 電 話 系 番 号	二					二	二
分 類 5 (0A0-CDE ～) P H S 系 番 号	二					二	二
分 類 7 (0A0-CDE ～) 無 線 呼 出 し 系 番 号	二					二	二
分 類 8 (0091～) 非 設 置 中 継 系 番 号	二					二	二
分 類 9 (050C～K) I P 電 話 番 号	二					二	二

(3/6)

インタフェース種別	中継交換機接続インタフェース	
	形態 4－3 (M用 インタフェース)	形態 4－6 (多数事業者間 接続用 インタフェース)
接続番号		
分類 1 (00XY～) 設置中継系番号	二	出入
分類 2 (00XY～) 国際系番号	二	出入
分類 3 (0A～J) 端末系番号	入	出入
分類 4 (0A0-CDE～) 携帯・自動車電話系番号	出	出入

<u>分類 5 (0A0-CDE～)</u> <u>P H S 系番号</u>	<u>入</u>	<u>出入</u>
<u>分類 7 (0A0-CDE～)</u> <u>無線呼出し系番号</u>	<u>出</u>	<u>出入</u>
<u>分類 8 (0091～)</u> <u>非設置中継系番号</u>	<u>二</u>	<u>出入</u>
<u>分類 9 (050C～K)</u> <u>I P 電話番号</u>	<u>二</u>	<u>出入</u>

(4/6)

インタフェース種別	専用線接続インタフェース		信号網接続インタフェース		番号案内データベース接続インタフェース	N P S 交換機接続インタフェース	サービス制御統括局接続インタフェース	端末回線 MDF 接続インタフェース
	形態 5	形態 5 - 2 (IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース)	形態 6 - 2 (加入者交換機高度サービス個別接続用インタフェース)	形態 6 - 3 (加入者交換機高度サービス接続用インタフェース)	形態 7	形態 7 - 2	形態 8	形態 9 (DSL 用インタフェース)
接続番号								
分 類 1 (00XY～) 設 置 中 継 系番号	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)
分 類 2 (00XY～) 国 際 系 番 号								
分類 3 (0A～J) 端 末 系 番 号								

(3/5)

インタフェース種別	専用線接続インタフェース		番号案内データベース接続インタフェース	N P S 交換機接続インタフェース	端末回線 MDF 接続インタフェース
	形態 5	形態 5 - 2 (IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース)	形態 7	形態 7 - 2	形態 9 (DSL 用インタフェース)
接続番号					
分 類 1 (00XY～) 設 置 中 継 系番号	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)
分 類 2 (00XY～) 国 際 系 番 号					
分類 3 (0A～J) 端 末 系 番 号					

(5/6)							
インタフェース種別 接続番号	ISM 折返し接続インタフェース	端末回線加入者交換機接続インタフェース	光信号端末回線接続インタフェース	一般光信号中継回線接続インタフェース	特別光信号中継回線接続インタフェース	IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース (PPPoE 方式)	IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース (IPoE 方式)
	形態 1 0	形態 1 1 (電話サービス契約款準用インタフェース)	形態 1 2	形態 1 3	形態 1 3 - 2	形態 1 4	形態 1 4 - 2

(4/5)							
インタフェース種別 接続番号	ISM 折返し接続インタフェース	端末回線加入者交換機接続インタフェース	光信号端末回線接続インタフェース	一般光信号中継回線接続インタフェース	特別光信号中継回線接続インタフェース	IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース (PPPoE 方式)	IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース (IPoE 方式)
	形態 1 0	形態 1 1 (電話サービスの契約款準用インタフェース)	形態 1 2	形態 1 3	形態 1 3 - 2	形態 1 4	形態 1 4 - 2

分 類 1 (00XY ～) 設置中継系番 号	—	(分類に よ ら な い)	(分類に よ ら な い)	(分類に よ ら な い)	(分類に よ ら な い)	(分類に よ ら な い)	(分類に よ ら な い)	分 類 1 (00XY ～) 設置中継系番 号	—	(分類に よ ら な い)	(分類に よ ら な い)	(分類に よ ら な い)	(分類に よ ら な い)	(分類に よ ら な い)	(分類に よ ら な い)	分 類 1 (00XY ～) 設置中継系番 号	—
分 類 2 (00XY ～) 国際系番号	—							分 類 2 (00XY ～) 国際系番号	—							分 類 2 (00XY ～) 国際系番号	—
分類 3 (0A～J) 端末系番号	出							分類 3 (0A～J) 端末系番号	出							分類 3 (0A～J) 端末系番号	出
分 類 4 (0A0- CDE～) 携帯・自動車電 話系番号	—							分 類 4 (0A0- CDE～) 携帯・自動車電 話系番号	—							分 類 4 (0A0- CDE～) 携帯・自動車電 話系番号	—
分 類 5 (0A0- CDE～) P H S 系番号	—							分 類 5 (0A0- CDE～) P H S 系番号	—							分 類 5 (0A0- CDE～) P H S 系番号	—
分 類 7 (0A0- CDE～) 無線呼出し系 番号	—							分 類 7 (0A0- CDE～) 無線呼出し系 番号	—							分 類 7 (0A0- CDE～) 無線呼出し系 番号	—
分 類 8 (0091 ～) 非設置中継系 番号	—							分 類 8 (0091 ～) 非設置中継系 番号	—							分 類 8 (0091 ～) 非設置中継系 番号	—
分類 9 (050C～ K) I P 電話番号	—							分類 9 (050C～ K) I P 電話番号	—							分類 9 (050C～ K) I P 電話番号	—

(6/6)					
インタフェース種別 接続番号	収容局ルータ 接続インタフ ェース	中継局セルリレ ー接続インタフェ ース	IP 通信網一 般中継局ルータ 接続インタフェ ース	一般中継局ル ータ接続インタ フェース (音声等接続 用ルータ接続イ ンタフェース)	中継局イーサネッ トスイッチ接続イ ンタフェース
	形態 1 5 (IP 通信網収容局 ルータ接続イ ンタフェー ス)	形態 16	形態 17	形態 17-2	形態 19

(5/5)				
インタフェース種別 接続番号	収容局ルータ 接続インタフ ェース	中継局セルリレ ー接続インタフェ ース	一般中継局ル ータ接続インタ フェース (音声等接続 用ルータ接続イ ンタフェース)	中継局イーサネッ トスイッチ接続イ ンタフェース
	形態 1 5 (IP 通信網収容局 ルータ接続イ ンタフェー ス)	形態 16	形態 17-2	形態 19

分類 1 (00XY～) 設置中継系番号	(分類によらない)	(分類によらない)	＝	出 (注 1)	(分類によらない)
分類 2 (00XY～) 国際系番号			＝	出 (注 1)	
分類 3 (0A～J) 端末系番号			出入	出入	
分類 4 (0A0-CDE～) 携帯・自動車電話系番号			＝	出	
分類 5 (0A0-CDE～) PHS系番号			＝	出	
分類 7 (0A0-CDE～) 無線呼出し系番号			＝	出	
分類 8 (0091～) 非設置中継系番号			＝	出 (注 1)	
分類 9 (050C～K) I P電話番号			＝	出 (注 1)	

凡例　　－：未規定

(注 1) 当社の「電話サービス契約約款」及び「総合ディジタル通信サービス契約約款」に基づく端末による接続に限る。

(注 2) 番号ポータビリティ接続機能は、分類 3 の当社入接続、形態 6－2 及び形態 6－3 での直接協定事業者網の N S P 又は S C P から信号により通知する接続番号が 0A～J での接続及び形態 4－6 での分類 3 の当社出接続において提供する

2. サービス番号への接続条件

サービス番号への接続条件は、次のとおりとする。

(1) 1 X Y 系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア 削除

イ 番号案内サービス接続機能は、形態 1－2、形態 1－9、形態 4－3、形態 4－6

分類 1 (00XY～) 設置中継系番号	(分類によらない)	(分類によらない)	出 (注 1)	(分類によらない)
分類 2 (00XY～) 国際系番号			出 (注 1)	
分類 3 (0A～J) 端末系番号			出入	
分類 4 (0A0-CDE～) 携帯・自動車電話系番号			出	
分類 5 (0A0-CDE～) PHS系番号			出	
分類 7 (0A0-CDE～) 無線呼出し系番号			出	
分類 8 (0091～) 非設置中継系番号			出 (注 1)	
分類 9 (050C～K) I P電話番号			出 (注 1)	

凡例　　－：未規定

(注 1) 当社の「電話サービス契約約款」及び「総合ディジタル通信サービス契約約款」に基づく端末による接続に限る。

2. サービス番号への接続条件

サービス番号への接続条件は、次のとおりとする。

(1) 1 X Y 系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア 削除

イ 番号案内サービス接続機能は、形態 1－2、形態 1－9 及び形態 1 7－2での接続

及び形態 1 7－2 での接続番号が 1 0 4 の当社入接続において提供する。 ウ 削除 エ 警察接続機能は、形態 1－2 及び形態 1－3 での接続番号が 1 1 0 の当社入接続において提供する。 オ 消防接続機能は、形態 1－2 及び形態 1－3 での接続番号が 1 1 9 の当社入接続において提供する。 カ 削除 キ <u>でんわ会議接続機能は、形態 1－2、形態 1－3、形態 3－3、形態 4－3 及び形態 4－6 での分類 3 の当社入接続において提供する。</u> ク 災害時伝言ダイヤル接続機能は、<u>形態 4－3、形態 4－6 及び形態 1 7－2 での接続番号が 1 7 1 の当社入接続及び形態 4－6 での接続番号が 1 7 1 の当社出接続</u> <u>において提供する。</u> ケ 削除 コ 削除 サ <u>ファクシミリ通信網サービス接続機能は、形態 6－2 及び形態 1 7－2 での接続番号が 1 6 1 及び 1 6 2 の当社出接続において提供する。</u> シ 削除 ス 削除 セ 電報接続機能は、<u>形態 4－6 及び形態 1 7－2 での接続番号が 1 1 5 の当社入接続及び形態 6－2 での接続番号が 1 1 5 の当社出接続</u>において提供する。 ソ 削除 タ 削除 チ <u>付加的機能識別番号中継接続の方式は、形態 4－6 での接続番号が 1 8 8 または 1 8 9 の当社入接続かつ当社出接続において提供する。</u> ツ 付加的機能識別番号接続の方式は、<u>形態 4－6 及び形態 1 7－2 での接続番号が 1 8 8 または 1 8 9 の当社出接続において提供する。</u>	番号が 1 0 4 の当社入接続において提供する。 ウ 削除 エ 警察接続機能は、形態 1－2 及び形態 1－3 での接続番号が 1 1 0 の当社入接続において提供する。 オ 消防接続機能は、形態 1－2 及び形態 1－3 での接続番号が 1 1 9 の当社入接続において提供する。 カ 削除 キ <u>でんわ会議接続機能は、形態 1－2 及び形態 1－3 での分類 3 の当社入接続において提供する。</u> ク 災害時伝言ダイヤル接続機能は、形態 1 7－2 での接続番号が 1 7 1 の当社入接続において提供する。 ケ 削除 コ 削除 サ 削除 シ 削除 ス 削除 セ 電報接続機能は、形態 1 7－2 での接続番号が 1 1 5 の当社入接続において提供する。 ソ 削除 タ 削除 チ 削除 ツ 付加的機能識別番号接続の方式は、形態 1 7－2 での接続番号が 1 8 8 または 1 8 9 の当社出接続において提供する。
--	---

(2) 市外局番＋１ X Y系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア 気象情報提供機能は、形態１－２、形態１－３、形態３－２、形態４－３及び形態４－６での接続番号が０＋市外局番＋１ ７ ７ (分類３とする)の当社入接続及び形態３－３及び形態４－６での接続番号が０＋市外局番＋１ ７ ７ (分類３とする)の当社出接続において提供する。なお、中継事業者網経由の気象情報提供機能は、形態３－３及び形態４－６での接続番号が０ ０ X Y＋０＋市外局番＋１ ７ ７ (分類１及び分類８とする)の当社出接続において提供する。

(3) ０ A B ０系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア 削除

イ フリーダイヤル接続機能(移転元事業者網への番号ポータビリティ接続機能を含む)は、形態１－２、形態１－３、形態３－３、形態４－３及び形態４－６での接続番号が０ １ ２ ０＋D E F G H Jの当社入接続及び形態６－２での接続番号が０ １ ２ ０＋D E F G H Jの当社出接続において提供する。ただし、移転先事業者網への番号ポータビリティ接続機能は、形態４－６での接続番号が０ １ ２ ０＋D E Fの当社入接続、形態６－２での接続番号が０ １ ２ ０＋D E Fの当社出接続、形態６－２での接続番号が０ １ ２ ０＋D E F (G H J K)または０ ８ ０ ０＋D E F (G H J K L)の当社入接続において提供する。

ウ テレドーム接続機能は、形態６－２での接続番号が０ １ ８ ０＋D E F G H Jの当社出接続において提供する。

エ 削除

オ ナビダイヤル接続機能は、形態６－２での接続番号が０ ５ ７ ０＋D E F G H Jの当社出接続において提供する。

カ 削除

キ 加入者交換機機能メニュー接続機能は、形態４－６での接続番号が０ A B ０＋D E F G H J (K)の当社入接続及び形態６－３での接続番号が０ A B ０＋D E F G H J (K)の当社出接続において提供する。ただし、移転元事業者網への番号ポータ

(2) 市外局番＋１ X Y系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア 気象情報提供機能は、形態１－２及び形態１－３での接続番号が０＋市外局番＋１ ７ ７ (分類３とする)の当社入接続において提供する。

(3) ０ A B ０系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア 削除

イ 削除

ウ 削除

エ 削除

オ 削除

カ 削除

キ 削除

ク 削除

ケ 付加的機能識別番号接続の方式は、形態１ ７－２での接続番号が０ １ ２ ０＋D E F G H Jまたは０ ８ ０ ０＋D E F G H J Kの当社出接続及び形態１ ７－２での接続番号が０ ５ ７ ０＋D E F G H Jの当社出接続において提供する。

<u>ビリティ接続機能は、形態４－６での接続番号が０１２０＋ＤＥＦＧＨＪまたは０８００＋ＤＥＦＧＨＪＫの当社入接続及び形態６－３での接続番号が０１２０＋ＤＥＦＧＨＪまたは０８００＋ＤＥＦＧＨＪＫの当社出接続において提供し、移転先事業者網への番号ポータビリティ接続機能は、形態４－６での接続番号が０１２０＋ＤＥＦ（ＧＨＪＫ）または０８００＋ＤＥＦ（ＧＨＪＫＬ）の当社入接続及び形態６－３での接続番号が０１２０＋ＤＥＦ（ＧＨＪＫ）または０８００＋ＤＥＦ（ＧＨＪＫＬ）の当社出入接続において提供する。</u> ク <u>付加的機能識別番号中継接続の方式は、形態４－６での接続番号が０５７０＋ＤＥＦＧＨＪまたは０１８０＋ＤＥＦＧＨＪの当社入接続かつ当社出接続において提供する。</u> ケ <u>付加的機能識別番号接続の方式は、形態１７での接続番号が０８００＋ＤＥＦＧＨＪＫの当社出入接続、形態１７－２での接続番号が０１２０＋ＤＥＦＧＨＪまたは０８００＋ＤＥＦＧＨＪＫの当社出接続及び形態４－６、形態１７－２での接続番号が０５７０＋ＤＥＦＧＨＪの当社出接続において提供する。</u> <u>(４) ００ＸＹ系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。</u> ア <u>加入者交換機機能メニュー接続機能は、形態４－６での接続番号が００ＸＹ＋Ｘ～Ｘの当社入接続及び形態６－３での接続番号が００ＸＹ＋Ｘ～Ｘの当社出接続において提供する。</u> <u>(５) ０Ａ０系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。</u> ア <u>加入者交換機機能メニュー接続機能は、形態４－６での接続番号が０Ａ０＋ＣＤＥＦＧＨＪＫの当社入接続及び形態６－３での接続番号が０Ａ０＋ＣＤＥＦＧＨＪＫの当社出接続において提供する。</u> 3. 国際系番号（010～）への接続条件 (1) 国際系番号（010～）への接続条件は次に規定するとおりとする。	
3. 国際系番号（010～）への接続条件 (1) 国際系番号（010～）への接続条件は次に規定するとおりとする。	3. 国際系番号（010～）への接続条件 (1) 国際系番号（010～）への接続条件は次に規定するとおりとする。

ア 国際系番号（010～）は、形態１７－２での接続番号が０１０の当社出接続において提供する。

注）NTT東日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、波線二重下線を付して記載しています。
NTT西日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、二重下線を付して記載しています。

技術的条件集別表２ 付加サービス等の利用条件

１．電話サービスの利用条件

当社の電話サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は次のとおりとする。

（１）端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/2)								
条件 電話サービスの 端末回線の種別	接続 分類１に よる当社 網からの 発信	分類２に よる当社 網からの 発信	分類３に よる当社 網からの 発信	分類４に よる当社 網からの 発信	分類５に よる当社 網からの 発信	分類７に よる当社 網からの 発信	分類９に よる当社 網からの 発信	分類３に よる当社 網への 着信
加入電話(単独電話)	○(注１)	○(注２)	○	○	○(注３)	○	○	○
加入電話(事業所集團電話)	○(注４)	○(注５)	○	○(注６)	○(注６)	○(注６)	○	○
支店代行電話	○	○	○	○	○	○	○	○
着信用電話	／	／	／	／	／	／	／	○
有線放送電話接続電話	×	×	○	×	×	×	○	○
公衆電話	○(注７)	○(注８)	○	○	○	○	○	×

(2/2)

ア 国際系番号（010～）は、形態１７－２での接続番号が０１０の当社出接続において提供する。

注）NTT東日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、波線二重下線を付して記載しています。
NTT西日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、二重下線を付して記載しています。

技術的条件集別表２ 付加サービス等の利用条件

１．電話サービスの利用条件

当社の電話サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は次のとおりとする。

（１）端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/2)							
条件 電話サービスの 端末回線の種別	接続 分類１に よる当社 網からの 発信	分類２に よる当社 網からの 発信	分類３に よる当社 網からの 発信	分類４に よる当社 網からの 発信	分類７に よる当社 網からの 発信	分類９に よる当社 網からの 発信	分類３に よる当社 網への 着信
加入電話	○(注１)	○(注２)	○	○	○	○	○
公衆電話	○(注３)	○(注４)	○	○	○	○	×

(2/2)

接続条件 電話サービスの 端末回線の種別	発信種別 1 による 当社網からの 発信	発信種別 2 による 当社網からの 発信	発信種別 3 による 当社網からの 発信	発信種別 4 による 当社網からの 発信
加入電話(単独電話)	○	○(注 9)	○(注 9)	○(注 2、 注 9)
加入電話(事業所集団電話)	○(注 6)	○(注 5)	○(注 5)	○(注 6)
支店代行電話	○	○	○	○
着信用電話				
有線放送電話接続電話	○	×	×	×
公衆電話	○	○(注 9)	×	○(注 8、 注 9)

凡例 ○：利用できる、×：利用できない、斜線：対象外

注 1 ー共同電話及び硬貨収納等信号送出機能を有する電話(以下、「ピンク電話」という。)の端末回線からの発信時には特殊接続を行う。必要に応じて、中継事業者網は規制しトーキ接続を行う。

注 2 ーピンク電話からの発信は、当社において規制する場合がある。ピンク電話の発信条件については、当社と直接協定事業者間で別途協議により決定する。

注 3 ーピンク電話からの発信は非許容とする。

注 4 ー事業所集団電話の受付台、特甲、準特甲及び甲以外の端末回線からの発信時には特殊接続を行う。必要に応じて、中継事業者網は規制しトーキ接続を行う。

注 5 ー事業所集団電話の受付台及び特甲のみ接続可能とする。

注 6 ー事業所集団電話の受付台、特甲及び準特甲のみ接続可能とする。

注 7 ー当社発信時には特殊接続を行う。必要に応じて、中継事業者網は規制しトーキ接続を行う。

注 8 ー公衆電話からの発信は、当社において規制する場合がある。公衆電話の発信条件については、当社と直接協定事業者間で別途協議により決定する。

注 9 ー必要に応じて、協定事業者網は規制しトーキ接続を行う。

接続条件 電話サービスの 端末回線の種別	発信種別 1 による 当社網からの 発信	発信種別 2 による 当社網からの 発信	発信種別 3 による 当社網からの 発信	発信種別 4 による 当社網からの 発信
加入電話	○	○(注 5)	○(注 5)	○(注 2、 注 5)
公衆電話	○	○(注 5)	×	○(注 4、 注 5)

凡例 ○：利用できる、×：利用できない

注 1 ー共同電話及び硬貨収納等信号送出機能を有する電話(以下、「ピンク電話」という。)の端末回線からの発信時には特殊接続を行う。必要に応じて、協定事業者網は規制しトーキ接続を行う。

注 2 ーピンク電話からの発信は、当社において規制する場合がある。ピンク電話の発信条件については、当社と協定事業者間で別途協議により決定する。

注 3 ー当社発信時には特殊接続を行う。必要に応じて、協定事業者網は規制しトーキ接続を行う。

注 4 ー公衆電話からの発信は、当社において規制する場合がある。公衆電話の発信条件については、当社と協定事業者間で別途協議により決定する。

注 5 ー必要に応じて、協定事業者網は規制しトーキ接続を行う。

(2) 付加機能の利用条件		
付加機能(電話サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。		
付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件	
発着信専用機能	1. 分類 1、分類 2、分類 3、分類 4、分類 5、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。	
代表機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。	
他事業者アクセス短桁ダイヤル機能[他事業者仮想私設網サービス]	1. オフネット接続時の端末回線の利用条件は、当社加入電話(単独電話)と同様の条件とする。 2. オンネット接続時の条件等は、技術的条件集形態 4－6 に定めるところによる。	
他事業者アクセス短桁ダイヤル機能[メンバーズネットサービスの付加機能]	1. オフネット接続時の端末回線の利用条件は、当社加入電話(単独電話)と同様の条件とする。 2. オンネット接続時の条件等は、技術的条件集第 13 節形態 6－2 に定めるところによる。	
プッシュホン接続機能	1. 分類 1、分類 2、分類 3、分類 4、分類 5、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。	
短縮ダイヤル機能	1. 分類 1、分類 2、分類 3、分類 4、分類 5、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。 2. 短縮ダイヤルの登録可能桁数は最大 11 桁とする。ただし、国際短縮ダイヤルの登録可能桁数は最大 16 桁とする。	
硬貨収納等信号送出機能 [ピンク電話への硬貨収納信号送出]	1. 分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1 及び発信種別 4 の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。	
不在案内機能[でんわばん]	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。	
通 信 中 着 信 機 能[キャッ ホ]	キャッチホン機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
	話中時転送機能	1. 分類 3、分類 4、分類 5、分類 7、発信種別 1、発信種別 2 (国際網への発信時を除く) 及び発信種別 4 の接続番号への第 2 呼発信 (転送) を利用可能とする。
自動着信転送機能[転送でんわ]		1. 分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1、発信種別 2 (国際網への発信時を除く) 及び発信種別 4 の接続番号への第 2 呼発信 (転送) を利用可能とする。
高 度 自 動 着 信 転 送 機 能[ボイ スワフ]	無条件転送機能	1. 分類 3、分類 4、分類 5、分類 7、発信種別 1、発信種別 2 (国際網への発信時を除く) 及び発信種別 4 の接続番号への第 2 呼発信 (転送) を利用可能とする。
	無応答時転送機能	
	応答後転送機能	
	指定番号着信転送機能	1. 順方向呼表示の国内／国際呼表示が 1 の場合(国際網からの着信時)を

(2) 付加機能の利用条件		
付加機能(電話サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。		
付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件	
代表機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。	
プッシュホン接続機能	1. 分類 1、分類 2、分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。	
硬貨収納等信号送出機能 [ピンク電話への硬貨収納信号送出]	1. 分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1 及び発信種別 4 の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。	
通 信 中 着 信 機 能[キャッ ホ]	キャッチホン機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
	話中時転送機能	1. 分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1、発信種別 2 (国際網への発信時を除く) 及び発信種別 4 の接続番号への第 2 呼発信 (転送) を利用可能とする。
	無条件転送機能	1. 分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1、発信種別 2 (国際網への発信時を除く) 及び発信種別 4 の接続番号への第 2 呼発信 (転送) を利用可能とする。
	無応答時転送機能	
高 度 自 動 着 信 転 送 機 能[ボイ スワフ]	応答後転送機能	1. 国際網からの着信時を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
	指定番号着信転送機能	
番号情報送出機能[ダイヤルイン]		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
迷惑電話おことわり機能		1. 国際網からの着信時を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
発信電話番号受信機能 [ナンバー・ディスプレイ]		1. 分類 1、分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信を提供対象とする。 2. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 3. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
発信電話番号通知要請機能 [ナンバー・リクエスト]		1. 国際網からの着信時を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
代表番号通知機能 [代表親番号通知機能]		1. 発信電話番号受信機能における発信時の条件を準用する。
追加番号通知機能 [任意番号通知機能]		
着信課金番号通知機能 [フリーダイヤル番号通知機能]		

ワープ]	能 [ボイスワープセレクト]	除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。	発信者電話番号非通知機能 [通話ごと非通知機能] [回線ごと非通知機能]	
指定番号着信識別機能 [なりわけサービス]		1. 順方向呼表示の国内／国際呼表示が1の場合(国際網からの着信)を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。	着信短縮ダイヤル機能(全国型) [#ダイヤル]	1. 分類3の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。
番号情報送受信機能[ダイヤル]		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。		
二重番号機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。		
迷惑電話おことわり機能		1. 順方向呼表示の国内／国際呼表示が1の場合(国際網からの着信時)を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。		
発信電話番号受信機能 [ナンバー・ディスプレイ]		1. 分類1、分類3、分類4、分類5、分類7、発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接続番号への発信を提供対象とする。 2. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 3. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。		
発信電話番号通知要請機能 [ナンバー・リクエスト]		1. 順方向呼表示の国内／国際呼表示が1の場合(国際網からの着信時)を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。		
発信電話番号アナウンス機能 [ナンバー・アナウンス]		1. 順方向呼表示の国内／国際呼表示が1の場合(国際網からの着信時)を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。		
代表番号通知機能 [代表親番号通知機能]		1. 発信電話番号受信機能における発信時の条件を準用する。		
追加番号通知機能 [任意番号通知機能]				
着信課金番号通知機能 [フリーダイヤル番号通知機能]				
発信者電話番号非通知機能 [通話ごと非通知機能] [回線ごと非通知機能]				
トキ案内機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。		
簡易会議電話機能 [トリオホン]		1. 分類3、分類4、分類5、分類7、発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接続番号への第2呼発信時に本機能を利用可能とする。		
着信短縮ダイヤル機能(全国型) [#ダイヤル]		1. 分類3の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。		
ノーリング通信機能		1. 分類3及び発信種別1(分類9を除く)の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。		
登録制御信号受信機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。		

2. 総合デジタル通信サービスの利用条件

当社の総合デジタル通信サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1) 端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/2)

接続条件	分類1 による 当社網 からの 発信	分類2 による 当社網 からの 発信	分類3 による 当社網 からの 発信	分類4 による 当社網 からの 発信	分類5 による 当社網 からの 発信	分類7 による 当社網 からの 発信	分類9 による 当社網 からの 発信	分類3に よる当社 網への 着信
総合デジタル 通信サービスの 端末回線の種別								
第1種総合デジタル通信サービス 第2種総合デジタル通信サービス	○							
デジタル公衆電話サービス	○ (注1)	○ (注2)	○	○	○	○	○	×

(2/2)

接続条件	発信種別1 による 当社網からの 発信	発信種別2 による 当社網からの 発信	発信種別3 による 当社網からの 発信	発信種別4 による 当社網からの 発信
総合デジタル 通信サービスの 端末回線の種別				
第1種総合デジタル通信サービス 第2種総合デジタル通信サービス	○			
デジタル公衆電話サービス	○	○(注3)	○(注3)	○(注2、注3)

凡例 ○：利用できる、×：利用できない

注1ー当社発信時には特殊接続を行う。必要に応じて、中継事業者網は規制し

2. 総合デジタル通信サービスの利用条件

当社の総合デジタル通信サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1) 端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/2)

接続条件	分類1 による 当社網 からの 発信	分類2 による 当社網 からの 発信	分類3 による 当社網 からの 発信	分類4 による 当社網 からの 発信	分類7 による 当社網 からの 発信	分類9 による 当社網 からの 発信	分類3に よる当社 網への 着信
総合デジタル 通信サービスの 端末回線の種別							
第1種総合デジタル通信サービス 第2種総合デジタル通信サービス	○						
デジタル公衆電話サービス	○ (注1)	○ (注2)	○	○	○	○	×

(2/2)

接続条件	発信種別1 による 当社網からの 発信	発信種別2 による 当社網からの 発信	発信種別3 による 当社網からの 発信	発信種別4 による 当社網からの 発信
総合デジタル 通信サービスの 端末回線の種別				
第1種総合デジタル通信サービス 第2種総合デジタル通信サービス	○			
デジタル公衆電話サービス	○	○(注3)	○(注3)	○(注2、注3)

凡例 ○：利用できる、×：利用できない

注1ー当社発信時には特殊接続を行う。必要に応じて、協定事業者網は規制し

ーキ接続を行う。

注2－公衆電話からの発信は、当社において規制する場合がある。公衆電話の発信条件については、当社と直接協定事業者間で別途協議により決定する。

注3－必要に応じて、協定事業者網は規制しトーキ接続を行う。

(2) 通信種別の利用条件

通信種別の利用条件は次に示すとおりとする。

総合デジタル 通信サービスの 通信種別	接続条件	形態 3-3 にお	形態 4-3 にお	形態 4-6 にお
		ける 接続	ける 接続	ける 接続
通話モード		○		
デジタル通信モード(64kb/s)		○	×	○

凡例 ○：利用できる、×：利用できない

(3) 付加機能の利用条件

付加機能(総合デジタル通信サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
発信者番号通知機能	1. 分類 1、分類 2、分類 3、分類 4、 <u>分類 5</u> 、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
サブアドレス通知機能	1. 分類 1、分類 2、分類 3、分類 4、 <u>分類 5</u> 、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
料金情報通知機能	1. 分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1 及び発信種別 4 への発信時に本機能を利用可能とする。
通信中機器移動機能	1. 分類 1、分類 2、分類 3、分類 4、 <u>分類 5</u> 、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。

ーキ接続を行う。

注2－公衆電話からの発信は、当社において規制する場合がある。公衆電話の発信条件については、当社と協定事業者間で別途協議により決定する。

注3－必要に応じて、協定事業者網は規制しトーキ接続を行う。

(2) 付加機能の利用条件

付加機能(総合デジタル通信サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
発信者番号通知機能	1. 分類 1、分類 2、分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
サブアドレス通知機能	1. 分類 1、分類 2、分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
料金情報通知機能	1. 分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1 及び発信種別 4 への発信時に本機能を利用可能とする。
通信中機器移動機能	1. 分類 1、分類 2、分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。

発信専用制御機能		1. 分類 1、分類 2、分類 3、分類 4、 <u>分類 5</u> 、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。
通信中着信一時停止機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
任意チャネル着信機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
代表機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
通信中着信通知機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
発着信専用機能		1. 分類 1、分類 2、分類 3、分類 4、 <u>分類 5</u> 、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
他事業者アクセス短桁ダイヤル機能〔INSメンバーズネットサービスの付加機能〕		1. オフネット接続時の端末回線の利用条件は、 <u>第 1 種及び第 2 種デジタル通信サービスの端末回線と同様の条件とする。</u> 2. オンネット接続時の条件等は、技術的条件集第 13 節形態 6－2 に定めるところによる。
ユーザ間情報通知機能		1. サービス 1 (暗黙) を提供対象とする。 2. 分類 1、分類 2、分類 3、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 3. 提供可能なインタフェース種別は形態 3－3 及び形態 4－6 とする。
番号情報送出機能〔ダイヤルイン〕		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
<u>不在案内機能〔でんわばん〕</u>		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
<u>二重番号機能</u>		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
迷惑電話おことわり機能		1. 順方向呼表示の国内／国際呼表示が 1 の場合(国際網からの着信時)を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
発信電話番号受信機能〔ナンバー・ディスプレイ〕		1. 分類 1、分類 3、分類 4、 <u>分類 5</u> 、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信を提供対象とする。 2. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 3. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
発信電話番号通知要請機能〔ナンバー・リクエスト〕		1. 順方向呼表示の国内／国際呼表示が 1 の場合(国際網からの着信時)を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
着信課金番号通知機能〔フリーダイヤル番号通知機能〕		1. 発信電話番号受信機能における発信時の条件を準用する。
複 合 接 続 機 能〔フレックス〕	通信中着信機能〔コールウェイトンク〕	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
	自動着信転送機能〔呼毎着信転送〕	1. 分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1、発信種別 2 (国際網への発信時を除く) 及び発信種別 4 の接続番号への第 2 呼発信(転送)を利用可能とする。
	自動転送機能〔通信中転送〕	1. 分類 3、発信種別 1、発信種別 2 (国際網への発信時を除く) 及び発信種別 4 への発信呼の場合、本機能を利用可能とする。
	3 者通話機能〔3 者通話(切替え)〕	1. 分類 2、分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への第 2 呼発信時に本機能を利用可能とする。
発信専用制御機能		1. 分類 1、分類 2、分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。
通信中着信一時停止機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
任意チャネル着信機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
代表機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
通信中着信通知機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
発着信専用機能		1. 分類 1、分類 2、分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
ユーザ間情報通知機能		1. サービス 1 (暗黙) を提供対象とする。 2. 分類 1、分類 2、分類 3、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 3. 提供可能なインタフェース種別は形態 3－3 及び形態 4－6 とする。
番号情報送出機能〔ダイヤルイン〕		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
迷惑電話おことわり機能		1. 国際網からの着信時を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
発信電話番号受信機能〔ナンバー・ディスプレイ〕		1. 分類 1、分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信を提供対象とする。 2. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 3. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
発信電話番号通知要請機能〔ナンバー・リクエスト〕		1. 国際網からの着信時を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
着信課金番号通知機能〔フリーダイヤル番号通知機能〕		1. 発信電話番号受信機能における発信時の条件を準用する。

		自動転送機能 [通信中転送]	1. 分類3、発信種別1、発信種別2 (国際網への発信時を除く) 及び発信種別4への発信呼の場合、本機能を利用可能とする。 2. <u>当社網及び特定端末系事業者網からの発信呼が着信した場合、本機能を利用可能とする。ただし、end-end が ISUP1 リンクでありかつ通信中発信呼表示がない場合のみとする。</u>
		3者通話機能 [3者通話(切替え)]	1. 分類2、分類3、分類4、 <u>分類5</u> 、分類7、発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接続番号への第2呼発信時に本機能を利用可能とする。
		3者通話機能 [3者通話(ミキシング)]	1. 分類3、分類4、分類5、分類7、発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接続番号への第2呼発信時に本機能を利用可能とする。 2. <u>順方向呼表示の国内／国際呼表示が1の場合(国際網からの着信時)</u> を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
網起動着信転送機能 [INS ぼイスワプ]		無条件転送機能	1. 分類3、分類4、分類5、分類7、発信種別1、発信種別2 (国際網への発信時を除く) 及び発信種別4の接続番号への第2呼発信(転送)を利用可能とする。
		無応答時転送機能	
		話中時転送機能	
		指定番号転送機能 [ぼイスワプセレクト]	1. <u>順方向呼表示の国内／国際呼表示が1の場合(国際網からの着信時)</u> を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
		<u>指定番号着信識別機能 [なりわけサービス]</u>	1. <u>順方向呼表示の国内／国際呼表示が1の場合(国際網からの着信時)</u> を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. <u>本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。</u>
		転送元電話番号受信機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
		着信短縮ダイヤル機能(全国型) [#ダイヤル]	1. 分類3及び発信種別1 (分類9を除く) の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。
		<u>登録制御信号送信機能</u>	1. <u>分類3及び発信種別1 (分類9を除く) の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。</u>
3. 音声利用 I P 通信網サービスの利用条件			
当社の音声利用 I P 通信網サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。			
(1) 端末回線の利用条件			
端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。			

	3者通話機能 [3者通話(ミキシング)]	1. 分類3、分類4、分類7、発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接続番号への第2呼発信時に本機能を利用可能とする。 2. 国際網からの着信時を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
網起動着信転送機能 [INS ぼイスワプ]	無条件転送機能	1. 分類3、分類4、分類7、発信種別1、発信種別2 (国際網への発信時を除く) 及び発信種別4の接続番号への第2呼発信(転送)を利用可能とする。
	無応答時転送機能	
	話中時転送機能	
	指定番号転送機能 [ぼイスワプセレクト]	1. 国際網からの着信時を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
転送元電話番号受信機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
着信短縮ダイヤル機能(全国型) [#ダイヤル]		1. 分類3及び発信種別1 (分類9を除く) の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。

3. 音声利用 I P 通信網サービスの利用条件

当社の音声利用 I P 通信網サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1) 端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/3)

接続条件	分類3に よる当社 網からの 発信	分類4 による当 社網から の発信	分類5、 分類7に よる当社 網からの 発信	分類9に よる当社 網からの 発信	分類3に よる当社 網への 着信
音声利用 I P 通信網サービスの 端末回線	○				

(2/3)

接続条件	発信種別1によ る当社網 からの 発信	発信種別4によ る当社網 からの 発信
音声利用 I P 通信網サービスの 端末回線	○	

(3/3)

接続条件	形態4-6 におけ る接続	形態6-2 におけ る接続	形態6-3 におけ る接続	形態17に おけ る接続	形態17-2 における 接続
音声利用 I P 通信網サービスの 端末回線	○				

凡例 ○：利用できる ×：利用できない

(2) 付加機能の利用条件

付加機能(音声利用 I P 通信網サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
着信転送機能[ボイスワー プ]	1. 分類3、分類4、 <u>分類5</u> 、分類7、分類9、発信種別1、及び発 信種別4の接続番号への第2呼発信(転送)を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6、形態17及び形態17- 2とする。

(1/2)

接続条件	分類3に よる当社 網からの 発信	分類4 による当 社網から の発信	分類7に よる当社 網からの 発信	分類9に よる当社 網からの 発信	分類3に よる当社 網への 着信
音声利用 I P 通信網サービスの 端末回線	○				

(2/2)

接続条件	発信種別1によ る当社網 からの 発信	発信種別4によ る当社網 からの 発信
音声利用 I P 通信網サービスの 端末回線	○	

凡例 ○：利用できる ×：利用できない

(2) 付加機能の利用条件

付加機能(音声利用 I P 通信網サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
着信転送機能[ボイスワー プ]	1. 分類3、分類4、分類7、分類9、発信種別1、及び発信種別4 の接続番号への第2呼発信(転送)を利用可能とする。

着信課金機能	音声通信課金機能 [フリーアクセス・ひかりワイド]	基本機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4－6 とする。
		発信地域振分機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4－6 とする。
		話中時迂回機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4－6 とする。
		振分接続機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4－6 とする。
		受付先変更機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4－6 とする。
		時間外案内機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4－6 とする。
	着信短縮ダイヤル機能(東日本全域型)(西日本全域型)[#ダイヤル]		1. 分類 3 の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 1 7 及び形態 1 7－2 とする。
着信一括転送機能		1. 分類 3、分類 4、 <u>分類 5</u> 、分類 7、分類 9、発信種別 1、及び発信種別 4 の接続番号への第 2 呼発信(転送)を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4－6、形態 1 7 及び形態 1 7－2 とする。	
特定番号通知機能		1. 分類 3、分類 4、 <u>分類 5</u> 、分類 7、分類 9、発信種別 1、発信種別 4 の接続番号への発信時に本機能の利用を可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4－6、形態 1 7 及び形態 1 7－2 とする。	
発信電話番号受信機能 [ナンバー・ディスプレイ]		1. 分類 3、分類 4、 <u>分類 5</u> 、分類 7、分類 9、発信種別 1、発信種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。 3. 提供可能なインタフェース種別は形態 4－6、形態 1 7 及び形態 1 7－2 とする。	
発信電話番号通知要請機能 [ナンバー・リクエスト]		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4－6、形態 1 7 及び形態 1 7－2 とする。	
迷惑電話おことわり機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。 3. 提供可能なインタフェース種別は形態 4－6、形態 1 7 及び形態 1 7－2 とする。	
通信中着信機能 [キャッチホン]		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4－6、形態 1 7 及び形態 1 7－2 とする。	
着信課金機能	音声通信課金機能 [フリーアクセス・ひかりワイド]	基本機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
		発信地域振分機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
		話中時迂回機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
		振分接続機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
		受付先変更機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
		時間外案内機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
	着信短縮ダイヤル機能(東日本全域型)(西日本全域型)[#ダイヤル]		1. 分類 3 の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。
着信一括転送機能		1. 分類 3、分類 4、分類 7、分類 9、発信種別 1、及び発信種別 4 の接続番号への第 2 呼発信(転送)を利用可能とする。	
特定番号通知機能		1. 分類 3、分類 4、分類 7、分類 9、発信種別 1、発信種別 4 の接続番号への発信時に本機能の利用を可能とする。	
発信電話番号受信機能 [ナンバー・ディスプレイ]		1. 分類 3、分類 4、分類 7、分類 9、発信種別 1、発信種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。	
発信電話番号通知要請機能 [ナンバー・リクエスト]		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。	
迷惑電話おことわり機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。	
通信中着信機能 [キャッチホン]		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。	
同時通信機能 [複数チャネル]		1. 分類 3、分類 4、分類 7、分類 9、発信種別 1、発信種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。	
番号情報送出機能[追加番号]		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。	
着信情報送信機能 [着信お知らせメール]		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。	

同時通信機能 [複数チャネル]	1. 分類3、分類4、分類5、分類7、分類9、発信種別1、発信種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4－6、形態17及び形態17－2とする。
番号情報送出機能[追加番号]	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4－6、形態17及び形態17－2とする。
着信情報送信機能 [着信お知らせメール]	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4－6、形態17及び形態17－2とする。
ファクシミリ通信蓄積機能 [FAX お知らせメール]	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4－6、形態17及び形態17－2とする。
映像通信機能	1. 分類3及び発信種別1の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態17及び形態17－2とする。
指定通信発着信許可機能 [コールセレクト]	1. 分類3、分類4、分類5、分類7、分類9、発信種別1、発信種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4－6、形態17及び形態17－2とする。
事業所番号ルーチング機能 [グループダイヤリング]	1. 分類3の接続番号への内線グループ内発信時、及び協定事業者網からの内線グループ内着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態17及び形態17－2とする。

4. 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの利用条件

当社の特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1) 端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/3)

接続条件	分類3による当社網からの発信	分類4による当社網からの発信	分類5による当社網からの発信	分類7による当社網からの発信	分類9による当社網からの発信	分類3による当社網への着信
特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの端末回線	○					

ファクシミリ通信蓄積機能 [FAX お知らせメール]	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
映像通信機能	1. 分類3及び発信種別1の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
事業所番号ルーチング機能 [グループダイヤリング]	1. 分類3の接続番号への内線グループ内発信時、及び協定事業者網からの内線グループ内着信時に本機能を利用可能とする。

4. 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの利用条件

当社の特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1) 端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/2)

接続条件	分類3による当社網からの発信	分類4による当社網からの発信	分類7による当社網からの発信	分類9による当社網からの発信	分類3による当社網への着信
特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの端末回線	○				

(2/3)

接続条件	発信種別 1 による当社網からの発信	発信種別 4 による当社網からの発信
特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの端末回線	○	

(3/3)

接続条件	形態 4-6 における接続	形態 6-2 における接続	形態 6-3 における接続	形態 17 における接続	形態 17-2 における接続
特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの端末回線	○				

凡例 ○：利用できる ×：利用できない

(2) 付加機能の利用条件

付加機能(特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]			相互接続に関わる利用条件
着信転送機能[ボイスワープ]			1. 分類 3、分類 4、 <u>分類 5</u> 、分類 7、分類 9、発信種別 1、及び発信種別 4 の接続番号への第 2 呼発信(転送)を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4-6、形態 17 及び形態 17-2 とする。
着信課金機能	音声通信料金機能 [フリーアクセス]	基本機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4-6 とする。
		発信地域振分機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4-6 とする。
		話中時迂回機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4-6 とする。
		振分接続機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4-6 とする。

(2/2)

接続条件	発信種別 1 による当社網からの発信	発信種別 4 による当社網からの発信
特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの端末回線	○	

凡例 ○：利用できる ×：利用できない

(2) 付加機能の利用条件

付加機能(特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]			相互接続に関わる利用条件
着信転送機能[ボイスワープ]			1. 分類 3、分類 4、分類 7、分類 9、発信種別 1、及び発信種別 4 の接続番号への第 2 呼発信(転送)を利用可能とする。
着信課金機能	音声通信料金機能 [フリーアクセス]	基本機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
		発信地域振分機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
		話中時迂回機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
		振分接続機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。

	ス・ひ か り ワ イ ド]	受付先変更 機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4－6 とする。
		時間外案内 機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4－6 とする。
着信短縮ダイヤル機能(東 日本全域型)(西日本全域 型)[#ダイヤル]			1. 分類 3 の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 1 7 及び形態 1 7－2 とする
特定番号通知機能			1. 分類 3、分類 4、 <u>分類 5、</u> 分類 7、分類 9、発信種別 1、発 信種別 4 の接続番号への発信時に本機能の利用を可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4－6、形態 1 7 及び形態 1 7－ 2 とする。
発信電話番号受信機能 [ナンバー・ディスプレイ]			1. 分類 3、分類 4、 <u>分類 5、</u> 分類 7、分類 9、発信種別 1、発信種 別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者からの着信時に本機 能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。 3. 提供可能なインタフェース種別は形態 4－6、形態 1 7 及び形態 1 7－ 2 とする。
発信電話番号通知要請機 能 [ナンバー・リクエスト]			1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4－6、形態 1 7 及び形態 1 7－ 2 とする。
迷惑電話おことわり機能			1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。 3. 提供可能なインタフェース種別は形態 4－6、形態 1 7 及び形態 1 7－ 2 とする。
通信中着信機能 [キャッチホン]			1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4－6、形態 1 7 及び形態 1 7－ 2 とする。
同時通信機能 [複数チャネル]			1. 分類 3、分類 4、 <u>分類 5、</u> 分類 7、分類 9、発信種別 1、発信 種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に 本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4－6、形態 1 7 及び形態 1 7－ 2 とする。
番号情報送出機能[追加番 号]			1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4－6、形態 1 7 及び形態 1 7－ 2 とする。
映像通信機能			1. 分類 3 及び発信種別 1 の接続番号への発信時、及び協定事業者 網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 1 7 及び形態 1 7－2 とする。

	ス・ひ か り ワ イ ド]	受付先変更 機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
		時間外案内 機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
着信短縮ダイヤル機能(東 日本全域型)(西日本全域 型)[#ダイヤル]			1. 分類 3 の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。
特定番号通知機能			1. 分類 3、分類 4、分類 7、分類 9、発信種別 1、発信種別 4 の 接続番号への発信時に本機能の利用を可能とする。
発信電話番号受信機能 [ナンバー・ディスプレイ]			1. 分類 3、分類 4、分類 7、分類 9、発信種別 1、発信種別 4 の接 続番号への発信時、及び協定事業者からの着信時に本機能を利用 可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
発信電話番号通知要請機 能 [ナンバー・リクエスト]			1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
迷惑電話おことわり機能			1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
通信中着信機能 [キャッチホン]			1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
同時通信機能 [複数チャネル]			1. 分類 3、分類 4、分類 7、分類 9、発信種別 1、発信種別 4 の 接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を 利用可能とする。
番号情報送出機能[追加番 号]			1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
映像通信機能			1. 分類 3 及び発信種別 1 の接続番号への発信時、及び協定事業者 網からの着信時に本機能を利用可能とする。

注) N T T 東日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、波線二重下線を付して記載してい
ます。

N T T 西日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、二重下線を付して記載しています。

注) N T T 東日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、波線二重下線を付して記載しています。
N T T 西日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、二重下線を付して記載しています。

(略)

技術的条件集別表 30
光回線設備の技術的条件と光回線設備以外の 指定電気通信設備の技術的条件の関係

当社の光回線設備を介して当社の指定電気通信設備と接続する場合のそれぞれの技術的条件の関係を以下に示す。

1. インタフェース規定点
インタフェース規定点を図 1 に示す。

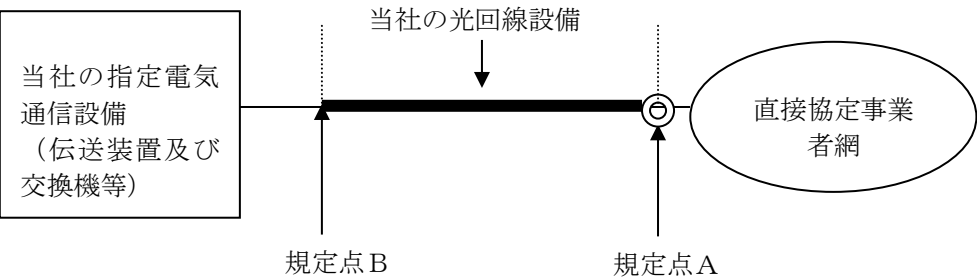


図 1 インタフェース規定点

2. 各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別
各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別を表 1 に示す。

(略)

技術的条件集別表 30
光回線設備の技術的条件と光回線設備以外の 指定電気通信設備の技術的条件の関係

当社の光回線設備を介して当社の指定電気通信設備と接続する場合のそれぞれの技術的条件の関係を以下に示す。

1. インタフェース規定点
インタフェース規定点を図 1 に示す。

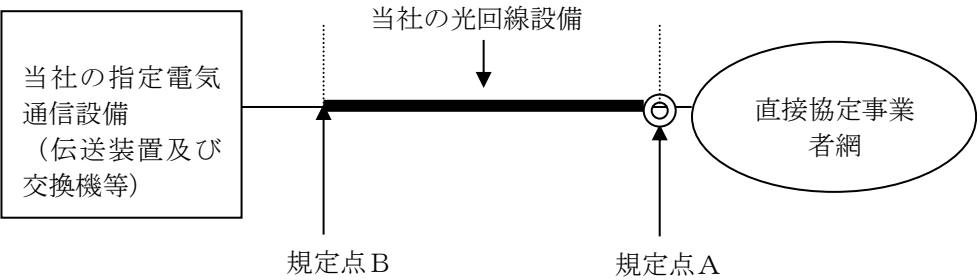


図 1 インタフェース規定点

2. 各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別
各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別を表 1 に示す。

表 1 各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別

規定点	適用するインタフェース種別
A	・形態 1－6、形態 1 2 又は形態 1 3 を適用する。
B	・形態 3－3、形態 4－6、形態 5、形態 5－2、形態 6－2、 <u>形態 6－3</u> 、 <u>形態 1 3－2</u> 、形態 1 4、形態 1 4－2、形態 1 5、 <u>形態 1 6</u> のそれぞれを適用する。 なお、各形態において適用可能なインタフェースは、物理的条件として光ファイバを適用しており、かつ、接続に使用する当社の光回線設備と同等の条件（JIS C 6835 に準拠した光ファイバ）を持つインタフェースとする。

規定点 A で当社と接続する場合において、規定点 B で上記以外のインタフェースを適用する場合においては、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

表 1 各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別

規定点	適用するインタフェース種別
A	・形態 1 2 又は形態 1 3 を適用する。
B	・形態 5、形態 5－2、形態 1 3－2、形態 1 4、形態 1 4－2、形態 1 5 のそれぞれを適用する。 なお、各形態において適用可能なインタフェースは、物理的条件として光ファイバを適用しており、かつ、接続に使用する当社の光回線設備と同等の条件（JIS C 6835 に準拠した光ファイバ）を持つインタフェースとする。

規定点 A で当社と接続する場合において、規定点 B で上記以外のインタフェースを適用する場合においては、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。